令和元年１１月定例会

長 崎 県 議 会 会 議 録

長 崎 県 議 会

令和元年１１月定例会

令和元年１１月定例会日程表（結果）

月　日	曜	内　　容　　等	備　　考
１１．２７	水	**本会議**（議案上程） （開会、新任の公安委員会委員紹介、会期決定、会議録署名議員指名、議長報告、予算決算委員長報告、質疑・討論、採決、議案一括上程（第119号議案乃至第139号議案）、知事議案説明、第139号議案、質疑・討論、採決、発議第193号上程、散会） 常任委員会（総務、文教厚生、環境生活、農水経済）	質問通告締切
２８	木	（議案調査）	
２９	金	（議案調査）	質問通告内容事前調整期限
３０	土		
１２．　１	日		
２	月	（議案調査）	請願受付締切
３	火	**本会議**（開議、一般質問、散会）	
４	水	**本会議**（開議、一般質問、散会）	陳情受付締切
５	木	**本会議**（開議、一般質問、上程議案、委員会付託、請願上程、委員会付託、散会）	会派･議員提出決議案等締切
６	金	（議案調査）	
７	土		
８	日		
９	月	（議案調査）	
１０	火	常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務、文教厚生（午前・委員会、午後・現地調査）、環境生活、農水経済〕	
１１	水	常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務、文教厚生、環境生活、農水経済〕	
１２	木	常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務、文教厚生、農水経済〕 常任委員会〔環境生活〕	
１３	金	常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務〕	
１４	土		
１５	日		
１６	月		

月　日	曜	内　　容　　等	備　　考
１７	火	ＩＲ・観光振興対策特別委員会	
１８	水	予算決算委員会（分科会長報告、採決） 議会運営委員会 九州新幹線西九州ルート・交通対策特別委員会	
１９	木	離島・半島地域振興特別委員会	
２０	金	**本会議**（議案採決） （開議、発議第193号、質疑・討論、採決、委員長審査結果報告、質疑・討論、採決、意見書上程、質疑・討論、採決、議員派遣第80号上程、採決、選挙管理委員及び補充員の選挙、議会閉会中委員会付託事件の採決、知事あいさつ、議長あいさつ、閉会）	

（会期　２４日間）

目　　次

第１日目（１１月２７日）本会議（議案上程）

一、議事日程 …… 1
一、出席議員 …… 2
一、欠席議員 …… 2
一、説明のため出席した者 …… 2
一、開　　議 …… 3
一、新任の公安委員会委員紹介 …… 3
一、会期の決定 …… 3
一、会議録署名議員指名 …… 3
一、議長報告（全国都道府県議会議長会より、永年勤続功労者表彰及び長崎県議会議員表彰規程により、永年勤続者表彰、並びに、知事専決事項報告） …… 3
一、予算決算委員長・審査結果報告（認定第1号「平成30年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について」、認定第2号「平成30年度長崎県港湾整備事業会計決算の認定について」及び認定第3号「平成30年度長崎県交通事業会計決算の認定について」） …… 4
一、上記・認定第1号について、質疑・討論 …… 5
一、堀江ひとみ議員、上記・認定第1号について、反対討論 …… 5
一、中村一三議員、上記・認定第1号について、賛成討論 …… 6
一、上記・認定第1号・認定 …… 7
一、上記・認定第2号及び認定第3号・認定 …… 8
一、議案一括上程（第119号議案乃至第139号議案） …… 8
一、上記・知事議案説明 …… 8
一、上記・第139号議案・原案同意 …… 16
一、議会運営委員会より、発議第193号「長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」・提出 …… 16
一、散　　会 …… 17

常任委員会〔総務、文教厚生、環境生活、農水経済〕

第２日目（１１月２８日）（議案調査）
第３日目（１１月２９日）（議案調査）
第４日目（１１月３０日）
第５日目（１２月　１日）
第６日目（１２月　２日）（議案調査）
第７日目（１２月　３日）本会議

一、議事日程 …… 19
一、出席議員 …… 20
一、説明のため出席した者 …… 20
一、開　　議 …… 21

△県政一般に対する質問

一、徳永達也議員質問 …… 21
・次期まち・ひと・しごと創生総合戦略と令和2年度重点戦略について（次期総合戦略〔素案〕について） …… 21
（次期総合戦略において、今後どのような施策を講じていくのか） …… 22
・令和2年度重点戦略（素案）について …… 22
（部局横断的に取り組む5つの重点テーマにおける令和2年度の視点について） …… 22
（海外向けの情報発信について、来年度はどのように取り組んでいくのか） …… 22
（今後、どのように企業誘致を進めていこうと考えているのか） …… 23
・県立高等学校改革について …… 23
（第三期高校改革基本方針において、本県の現状や今後の教育環境の変化等を踏まえ、どのような改革を進められるのか） …… 23
（地域に根ざした教育活動を行っている高校の一層の活性化を進めていくために、どのような改革に取り組むのか） …… 23
・特定複合観光施設（ＩＲ）区域整備の推進について …… 23
（県は、どのようなスケジュールで国の選定に臨もうとしているのか） …… 23
（ＩＲ事業者側から見た本県に対する評価をどのように受け止めているのか） …… 23
・石木ダムの推進について …… 23
（ダム建設に必要な用地の明け渡しが行われていない現状についての思いと、今後早期完成に向け、どのように事業を推進していくのか） …… 24
・九州新幹線西九州ルートの現状と課題について（全線フル規格に向けた佐賀県への取組について） …… 24
（佐賀県知事は、どのような考えを持たれていて、また、どうすれば議論を前に進められると思うか） …… 24
・西九州ルート開業に伴う長崎本線の上下分離について …… 24
（上下分離の実施に向けて、どのような協議を行ってきて、今後どのように対応していくのか） …… 25
・土木行政の推進について（道路網の整備について） …… 25
（諫早インターから愛野インター間の整備状況は） …… 25
（有明瑞穂間の新規事業化に向けた取り組みは） …… 25
（愛野から小浜間の整備については） …… 25
・自然災害に対する防災・減災対策について …… 25
（浸水被害が発生している河川や、斜面崩壊等のおそれがある急傾斜や道路法面のうち、事業の進捗が図れていない箇所や、緊急対策を要す箇所などについて、今後どのように取り組んでいくのか） …… 25
（住民の避難行動につなげるため、どのように取り組んでいくのか） …… 26
知事答弁 …… 26
統轄監答弁 …… 29
文化観光国際部政策監答弁 …… 29

教育委員会教育長答弁 …… 30
企画振興部長答弁 …… 30
土木部長答弁 …… 31
危機管理監答弁 …… 32
徳永達也議員質問 …… 32
・県外企業を離職した卒業生が地元で再就職を希望した場合、高校が再就職を支援する窓口となることができないか …… 32
教育委員会教育長答弁 …… 32
徳永達也議員質問 …… 33
・女性の転出超過の拡大について …… 33
企画振興部長答弁 …… 33
徳永達也議員質問 …… 33
・県として、農家の次男、三男の就農支援対策を今後どのように進めていこうとしているのか …… 33
農林部長答弁 …… 33
徳永達也議員質問 …… 34
・関係4者による協議が進展しなければ、来年度予算への環境影響評価調査費の計上ができなくなると思うが、環境影響評価調査の着手が遅れると、どのような影響が出てくるのか …… 34
企画振興部長答弁 …… 34
徳永達也議員質問 …… 34
企画振興部長答弁 …… 34
徳永達也議員質問 …… 35
・維持管理経費の増額分について、佐賀県の山口知事は災害等に含まれないとの認識であるが、長崎県はどう考えているのか …… 35
企画振興部長答弁 …… 35
徳永達也議員質問 …… 35
知事答弁 …… 36
一、休　　憩 …… 36
一、再　　開 …… 36
一、坂本智徳議員質問 …… 36
・人口減少対策（まち・ひと・しごと創生総合戦略）について …… 37
（次期総合戦略において、現戦略にはなかった、どのような考えや視点を盛り込もうとしているのか） …… 37
（次期総合戦略において、出産・子育てに関して、どのように環境づくりを進めていくのか） …… 37
・九州新幹線西九州ルートの整備促進について …… 37
（年末の政府予算案決定までに時間がないが、長崎県として、今後どう対応していくのか） …… 37
（福岡県で開催されたシンポジウムの位置づけや効果について、県として、

どう考えるか） …… 38
・特定複合観光施設（ＩＲ）区域整備の推進について …… 38
（ＲＦＣの実施状況について） …… 38
（事業者選定における重要なポイントについて） …… 38
・石木ダムの推進について …… 38
（法的な判断も示される中で、石木ダムをどのように推進していくのか） …… 39
・新たな過疎法の制定について …… 39
（県として、これまでどのような要望活動を行ってきたのか、そして「一部過疎」、「みなし過疎」の堅持を含めた新たな過疎法の制定に向け、今後どのような活動を行っていくのか） …… 39
・第三期長崎県立高等学校改革基本方針について …… 39
（本県高校教育にどのような課題意識を持ち、今後、10年間で、特に再編整備について、どのように取り組むのか） …… 40
（今後、どのような考え方で、しまの高校改革を進めようとしているのか） …… 40
・離島地域の振興について（水産業振興について） …… 40
（いか釣りを中心に不漁に苦しむ漁業者の現状をどのようにとらえ、対策をどのように考えているのか） …… 40
・林業振興について …… 40
（主伐・再造林をどのように進めていくのか） …… 41
（県産材の需要拡大をどのように進めていくのか） …… 41
・韓国人観光客減少対策について …… 41
（韓国人観光客減少対策の現在までの実績について） …… 41
（韓国人観光客の減少により影響を受けた中小企業者の資金繰りについて） …… 41
・航空路対策について …… 41
（ＯＲＣの機材更新やＬＬＰの関係における離島航空路のあり方について） …… 42
知事答弁 …… 42
こども政策局長答弁 …… 44
企画振興部長答弁 …… 44
教育委員会教育長答弁 …… 46
水産部長答弁 …… 46
農林部長答弁 …… 47
文化観光国際部長答弁 …… 47
産業労働部長答弁 …… 48
坂本智徳議員質問 …… 48
・2040年問題については、様々な分野にわたり地域住民の生活に影響するものであり、広く周知を図っていくべき …… 48
企画振興部長答弁 …… 48
坂本智徳議員質問 …… 48
・いか釣りを中心に不漁に苦しむ漁業者に対する対策について …… 49
・対馬市では、中長期的な観光振興のあり方の検討を進めているところであるが、

これに対する県の対応はどうか …… 49
文化観光国際部長答弁 …… 49
坂本智徳議員発言 …… 50
一、休　　憩 …… 50
一、再　　開 …… 50
一、山田朋子議員質問 …… 50
・いのちを守る取り組みについて（水害・土砂災害から命を守る対策について） …… 50
（気候変動等の影響により頻発化、激甚化する水害・土砂災害から県民の命を守る対策の推進についての考えについて） …… 50
知事答弁 …… 50
山田朋子議員質問 …… 51
・河川の安全対策について …… 51
（河川の全てで市町が作成するハザードマップに必要な浸水想定区域図の策定は完了しているのか） …… 51
土木部長答弁 …… 51
山田朋子議員質問 …… 51
・ダムの事前放流について …… 51
（本県における事前放流に対する現在の状況と今後の対応方針について） …… 51
土木部長答弁 …… 51
山田朋子議員質問 …… 52
・災害不明者・死者の氏名の公表について …… 52
（本県でも、公表を行うことにより迅速な創作活動に資すると考えるが、見解を） …… 52
危機管理監答弁 …… 52
山田朋子議員質問 …… 52
・福祉避難所について …… 52
（早急に市町と連携し、福祉避難所の追加指定に向けて取り組みを） …… 53
（福祉避難所の開設、運営マニュアルを策定していない市町もあるが、県として、課題をどう認識しているのか） …… 53
（福祉避難所の課題解決に向けて、どう取組んでいくのか） …… 53
福祉保健部長答弁 …… 53
山田朋子議員質問 …… 53
・母子避難所について …… 53
（乳幼児を抱える母子の災害時の避難について） …… 54
福祉保健部長答弁 …… 54
山田朋子議員質問 …… 54
福祉保健部長答弁 …… 54
山田朋子議員質問 …… 54
・要支援者個別支援計画について …… 55
（要支援者の個別支援計画の策定について） …… 55
福祉保健部長答弁 …… 55

山田朋子議員質問 …… 55
・被災者台帳システムについて …… 55
（被災者台帳システムの県内市町の導入状況と、県と市町での共通システムの導入について） …… 55
危機管理監答弁 …… 55
山田朋子議員質問 …… 56
・防災アプリについて …… 56
（防災アプリを開発、導入し、広く県民に提供することによって防災情報を周知することができると考えるが、見解を） …… 56
危機管理監答弁 …… 56
山田朋子議員質問 …… 56
・高潮浸水想定区域の指定について …… 57
（近年の大規模災害を鑑みると、早急に指定すべきであると考えるが、現在の取組状況について） …… 57
土木部長答弁 …… 57
山田朋子議員質問 …… 58
・受動喫煙防止対策について …… 58
（全面施行に向けての取組状況と、課題に対する対応をどう考えているのか） …… 58
福祉保健部長答弁 …… 58
山田朋子議員質問 …… 58
・県職員の検診受診率の状況について …… 58
（知事部局、教育委員会、警察本部の定期健康診断と、がん検診の受診率について） … 59
総務部長答弁 …… 59
教育委員会教育長答弁 …… 59
警察本部長答弁 …… 59
山田朋子議員質問 …… 59
総務部長答弁 …… 59
教育委員会教育長答弁 …… 60
山田朋子議員質問 …… 60
・子どもの命を守る取り組みについて（里親委託率向上と研修の充実について） …… 60
（里親等委託の推進について） …… 60
こども政策局長答弁 …… 60
山田朋子議員質問 …… 60
こども政策局長答弁 …… 61
山田朋子議員質問 …… 61
・チャイルド・デス・レビューについて …… 61
（子どもの死因・究明制度について） …… 61
こども政策局長答弁 …… 61
山田朋子議員質問 …… 61
・虐待とＤＶ対策～ダブルリボン運動について～ …… 61

（県は、ダブルリボンを活用した啓発について、どう取組んでいくのか）…… 61
こども政策局長答弁 …… 62
山田朋子議員質問 …… 62
・子育て世代への周知啓発について …… 62
こども政策局長答弁 …… 62
山田朋子議員質問 …… 62
・ＤＶ加害者対策について …… 62
こども政策局長答弁 …… 62
山田朋子議員質問 …… 63
・児童相談所の体制について …… 63
（期日までに、どのようなスケジュール感を持って増員していくのか）…… 63
福祉保健部長答弁 …… 63
山田朋子議員質問 …… 63
・児童福祉等の専門職の人事について …… 63
福祉保健部長答弁 …… 64
山田朋子議員質問 …… 64
・第三者評価などによる児童相談所の業務の質の向上について …… 64
こども政策局長答弁 …… 64
山田朋子議員質問 …… 64
・アウトリーチ型支援について …… 64
（本県においても、虐待予防対策として、明石市のような取組を県下に広げて
いくべきだと考えるが、モデル事業として実施する考えはないか）…… 64
こども政策局長答弁 …… 64
山田朋子議員質問 …… 65
・子どもの貧困対策について（子どもの貧困調査について）…… 65
（今後、新たに子どもの貧困対策の行動計画を策定する予定と伺っているが、
どのような内容で策定するのか）…… 65
こども政策局長答弁 …… 65
山田朋子議員質問 …… 65
・母子家庭等助成事業について …… 65
（放課後児童クラブについて）…… 65
こども政策局長答弁 …… 65
山田朋子議員質問 …… 66
・アウトリーチ型支援について …… 66
（一人親家庭等の自立促進について）…… 66
こども政策局長答弁 …… 66
山田朋子議員質問 …… 66
・子どもたちの学びの応援をする取り組みについて（学童保育と作業療法士の
連携について）…… 66
（すばらしい取組なので、県下に広げていただき、県として、何らかの支援が

必要ではないか） …… 66
こども政策局長答弁 …… 66
山田朋子議員発言 …… 66
一、休　　憩 …… 67
一、再　　開 …… 67
一、山本由夫議員質問 …… 67
・中小企業対策について（中小企業の2025問題について） …… 67
（中小企業の2025年問題にかかる本県企業の現状について） …… 67
・事業承継支援について …… 67
（本県における事業承継支援のこれまでの実績と今後の取り組みについて） …… 67
・商工会議所・商工会への支援について …… 67
（小規模事業者の経営支援に当たる補助対象職員の増員と、小規模事業経営
支援事業費補助金の拡充をお願いしたいが、県の見解はどうか） …… 68
・民法改正と自治体への影響について（民法改正の本県の業務への影響について） …… 68
（来年4月からの改正民法の施行によって、県の業務にどのような影響があるのか、
そして、今回の民法改正の庁内への周知について、どのように対応しているのか） … 68
・今後の対応について（県営住宅の保証人について） …… 68
（県営住宅については、今後も連帯保証人制度を維持するのか。連帯保証人の確保が
困難な人へはどのように対応するのか） …… 68
・政策評価について（令和元年度の事務事業評価結果について） …… 68
（令和元年度の事務事業評価の結果及び長崎県政策評価委員会の意見書を
どう受け止め、今後の施策、予算編成に反映しようと考えているか） …… 69
・成果指標について …… 69
（成果指標の実績値に「算定中」が散見されることを県としてどう考えるか、また、
県で早期に把握が可能な他の成果指標で補完して評価を行うべきではないか） …… 69
・長崎県立大学における県内出身者の状況について（在校生の県内出身者と
県外出身者の比率について） …… 69
（長崎県立大学における在校生の県内出身者と県外出身者の比率について、
どうなっているのか） …… 69
（入試における、県内出身者の合格者数と不合格者数について） …… 69
（県内出身者と県外出身者の県内就職率について） …… 69
（県内出身者を増加させるために、どのような取り組みについて） …… 69
・地域包括ケアシステムについて（各圏域の構築割合と課題について） …… 69
（平成30年度の各圏域の構築状況はどうだったのか。今回の評価における
県全体としての、また各圏域の課題をどのように分析しているか） …… 69
・モデル地区の成果について …… 69
（昨年度3圏域をモデル地区として加速化支援事業を実施したが、その成果は
どうだったか） …… 69
・今後の取り組みについて …… 69
（2023年度の100パーセント構築に向けて、今後どのように取り組んでいくのか） …… 69

・防災対策について（国による雲仙直轄砂防事業完了後の施設管理について）…… 70
（雲仙直轄砂防事業完了後の砂防施設の管理について、県の考えと取り組みは）…… 70
・県・市町の防災訓練の実施状況について …… 70
（県及び市町の防災訓練実施状況と、その課題、今後の取り組みについて）…… 70
・県内の自主防災組織について …… 70
（県内市町の自主防災組織の組織率〔令和元年10月1日現在〕と自主防災組織の
課題と今後の取り組みについて）…… 70
・がまだすドームと島原半島ジオパークについて（がまだすドームの入館者数と
今後の取り組みについて）…… 70
（リニューアル後の今年度の入館者数の動向はどうなっているのか、また、
リニューアル効果を持続させ、入館者数増につなげていくため、今後どのように
取り組んでいくのか）…… 70
・がまだすドームとジオパーク等との連携について …… 70
（昨年の本会議での指摘後、ジオパーク協議会や島原半島観光連盟との連携は
どのように変わったのか）…… 71
・ジオパークの活用と今後の支援について …… 71
（ジオツアーの実施件数と参加人数及び交流人口への成果について）…… 71
（県として、ジオパークの重要性と現状をいかに認識し、今後いかに支援して
いくのか）…… 71
知事答弁 …… 71
産業労働部長答弁 …… 72
総務部長答弁 …… 72
土木部長答弁 …… 74
福祉保健部長答弁 …… 74
危機管理監答弁 …… 75
企画振興部長答弁 …… 76
環境部長答弁 …… 77
山本由夫議員質問 …… 77
・事業承継支援について …… 77
・県においても各商工会議所・商工会に出向き、業務の実態について職員の声を聞き、
意見交換等をする機会をつくってほしい …… 77
産業労働部長答弁 …… 78
山本由夫議員質問 …… 78
・連帯保証人制度を維持するとすれば、極度額の設定や、債務の履行状況に係る
情報提供など、改正民法の新たな規定について、県はどのような考え方で臨も
うとしているのか …… 78
土木部長答弁 …… 78
山本由夫議員質問 …… 78
・健康長寿日本一を目指す政策に対して、健康寿命は毎年算出できないなどの課題が
あるが、県としてはどのような指標を活用して取り組んでいるのか …… 78

福祉保健部長答弁 …… 79
山本由夫議員質問 …… 79
・県内に就職希望のある生徒、県に貢献したいと思っている生徒を流出させないためにも、県内出身者の入学枠（推薦枠）を増やし、大学で育てるという考え方があってもいいと思うが、どう考えるか …… 79
総務部長答弁 …… 80
山本由夫議員質問 …… 80
・評価に住民の声を反映させ、また評価結果について住民に公表し、情報と認識の共有を図ってほしいと思うが、県の見解を聞かせてほしい …… 80
福祉保健部長答弁 …… 81
山本由夫議員質問 …… 81
・県としても、実践型の避難訓練や実際に動ける自主防災組織など、発災前の施策を強化していく必要があると考えるが、県の見解と今後の取組みはどうか …… 81
危機管理監答弁 …… 81
山本由夫議員質問 …… 81
・住民に対し、「自分の命は自分で守る」意識の徹底や、災害リスクと住民の取るべき避難行動の理解促進もこれまで以上に重要になってくるが、これらの周知に今後どのように取り組んでいくのか …… 81
危機管理監答弁 …… 81
山本由夫議員質問 …… 82
・地域の防災力をより高めるため、市町が行う防災訓練へ多くの子どもたちが参加できるよう、県教委として県下でも広めてもらいたい …… 82
教育委員会教育長答弁 …… 82
山本由夫議員発言 …… 82
一、散　　会 …… 83
第８日目（１２月４日）本会議
一、議事日程 …… 85
一、出席議員 …… 86
一、説明のため出席した者 …… 86
一、開　　議 …… 87

△県政一般に対する質問

一、ごうまなみ議員質問 …… 87
・県立高校教育改革について …… 87
（少子化に伴い、本県の県立高校の現状はどのようになっているのか、また、高校教育を行ううえで課題となっていることは何か） …… 87
（第二期基本方針期間中にどれほどの学級減を行ったのか、また学級減を行う場合の基準は何か） …… 87
（第三期基本方針では、どのような考え方のもとで、教育水準の維持を図ろうとされて

いるのか） …… 88
・災害対策について（防災アプリについて） …… 88
（双方向へのデータ送信が可能なアプリを市町が導入することに対する
県の考えについて） …… 88
・栄養士会との災害時の栄養・食生活支援活動に関する協定について …… 88
（長崎県栄養士会との災害時の協定を締結しているが、具体的に体制をどのように
構築していくのか） …… 88
・液体ミルクの備蓄について …… 89
（県内各市町の液体ミルクの備蓄状況及び備蓄促進に向けた県の取り組みについて） … 89
・ＳＤＧｓの取り組みについて（本県の取組について） …… 89
（県として、ＳＤＧｓの取組をどのように進めていくのか） …… 90
・国連機関誘致について …… 90
（本県への国連機関誘致に係る県の検討状況は） …… 91
・子宮頸がんワクチンの接種について …… 91
（子宮頸がんワクチン接種は、積極的な勧奨の再開を求める意見が増えているが、
県の考えはどうか） …… 91
・がん患者の妊よう性の温存について …… 91
（妊よう性温存は、単に患者支援というだけでなく、少子化対策の観点からも
重要な取組であると思われるが、支援を行う考えはないか） …… 92
・医療的ケア児の通学支援について …… 92
（医療的なケアの必要な子どもたちへの通学支援について、県はどのように
考えているのか） …… 92
・特定複合観光施設（ＩＲ）区域整備推進について …… 92
（県民の皆様への周知のあり方を今後どのように考えているのか） …… 93
知事答弁 …… 93
教育委員会教育長答弁 …… 93
危機管理監答弁 …… 94
福祉保健部長答弁 …… 94
企画振興部長答弁 …… 96
文化観光国際部政策監答弁 …… 96
ごうまなみ議員質問 …… 97
・学級減での対応には限界が生じているため、再編整備を検討する必要があるが、
具体的にどのような方法で再編整備を進めるのか …… 97
教育委員会教育長答弁 …… 97
ごうまなみ議員質問 …… 98
教育委員会教育長答弁 …… 98
ごうまなみ議員質問 …… 99
・液体ミルクについて …… 99
福祉保健部長答弁 …… 99
ごうまなみ議員質問 …… 99

福祉保健部長答弁 …… 99
ごうまなみ議員質問 …… 99
・ＳＤＧｓに対する基本的な考え方について …… 99
知事答弁 …… 100
ごうまなみ議員質問 …… 101
・国連機関の誘致について（費用対効果について） …… 101
文化観光国際部政策監答弁 …… 102
ごうまなみ議員質問 …… 102
・妊よう性温存について（がんサイバーシップにのっとった体制をつくって
いただきたい） …… 102
福祉保健部長答弁 …… 102
ごうまなみ議員発言 …… 102
一、休　　憩 …… 103
一、再　　開 …… 103
一、久保田将誠議員質問 …… 103
・水産業の振興について（漁業就業者の確保について） …… 103
（県では、新規漁業就業者の確保のために、どのような対策を講じているのか） …… 103
・水産県長崎としてのアピールについて …… 103
（長崎の豊富な水産物をもっとアピールすることで漁業者の所得向上につながると
思うが、県の考えはいかがか） …… 104
・磯焼け対策について …… 104
（藻場の維持・回復のために、どのような取組みを行っているか） …… 104
・農林業・農山村の振興について（イノシシ被害対策について） …… 104
（イノシシの被害対策について、具体的な取組内容と被害額の推移及び市街地への
出没対策に県はどのように取り組んでいるのか） …… 104
・イノシシのジビエへの活用について …… 104
（本県におけるジビエへの取組の状況、その課題、今後の対応について） …… 105
・農山村集落の維持について …… 105
（農山村集落を維持するために、どのような取組を考えているか） …… 105
・インバウンド対策と国際交流について（インバウンド対策について） …… 105
（インバウンドの受入拡大について、どのような取組を強化していくのか） …… 106
・ラクビーワールドカップのキャンプ受入の成果について …… 106
（ラグビーワールドカップ出場チームのキャンプ受入について、どのような成果が
あったのか。また今後、その成果をどのように活かしていくのか） …… 106
・福祉保健行政について（健康長寿日本一の長崎県づくりについて） …… 106
（健康長寿日本一に向けて、官民一体となった取組が必要と考えるが、県として
どのように考えているのか） …… 106
・生涯現役促進支援について …… 106
（ながさき生涯現役応援センターの取組の現状と課題、及び今後の取組の方向性を
どのように考えているのか） …… 107

・外国人患者医療提供体制の整備について …… 107
（外国人が病気や怪我をした場合、言葉の問題等の対応が必要と思われるが、
県はどのように考えているのか） …… 107
・女性活躍推進について（女性活躍推進の取り組みについて） …… 107
（県はどのように女性活躍推進に取り組んでいこうと考えているのか） …… 107
・土木行政について（長崎南北幹線道路の早期事業化について） …… 107
（長崎南北幹線道路の早期事業化に向けた現在の進捗状況を伺いたい） …… 108
・西彼杵道路時津工区の現在の進捗状況と整備効果について …… 108
（時津工区の現在の進捗状況はどうか。また、どのような整備効果があるのか） …… 108
・松が枝2バース化に伴う路面電車の延伸について …… 108
（松が枝地区への路面電車への延伸について、現在の取り組み状況を伺いたい） …… 108
知事答弁 …… 108
水産部長答弁 …… 109
農林部長答弁 …… 110
企画振興部長答弁 …… 111
福祉保健部長答弁 …… 112
県民生活部長答弁 …… 113
土木部長答弁 …… 113
久保田将誠議員質問 …… 114
・県主催の水産業就業支援フェア当日のマッチングの様子やその後に進展があるか … 114
水産部長答弁 …… 114
久保田将誠議員質問 …… 114
・賑わいの場づくりの参考とするために、先行してうまくいっている他県の実態を
把握してはいかがか …… 115
水産部長答弁 …… 115
久保田将誠議員質問 …… 115
・近年は、地球温暖化の影響により海水温が上昇するほど環境が変わってきている。
そのような中で効果的に藻場を造成していくためには、整備の方法も工夫がいると
思うが、どうか …… 115
水産部長答弁 …… 115
久保田将誠議員質問 …… 115
・農山村集落の人口減少に伴い、3対策を担っていた方々の減少も見込まれる中、
イノシシの被害防止対策に今後どのように取り組んでいくのか …… 115
農林部長答弁 …… 115
久保田将誠議員質問 …… 116
・健康長寿日本一の長崎県づくりについて …… 116
（民間企業等との連携で、具体的な取組はどのようなものがあるのか） …… 116
福祉保健部長答弁 …… 116
久保田将誠議員質問 …… 116
・女性が仕事と生活を両立できる暮らしを実現するためには、家庭内での男性の

家事・育児への参画が必要であるが、県はどのような取組を行っているのか …… 116
県民生活部長答弁 …… 116
久保田将誠議員質問 …… 116
・近年、女性の県外転出が拡大傾向にあるが、県内就職の促進等が有効と考える。
県内における女性の活躍を推進するにあたり、今後、県ではどのような取組を
考えているのか …… 116
県民生活部長答弁 …… 116
久保田将誠議員質問 …… 117
・西彼杵道路の整備効果を最大限に発揮するには、全体をつなげることが必要である
ことから、未整備区間の早期着手に向けた取り組みについて、お尋ねしたい …… 117
土木部長答弁 …… 117
久保田将誠議員発言 …… 117
一、休　　憩 …… 117
一、再　　開 …… 117
一、小林克敏議員質問 …… 117
・ローマ教皇のご来県について …… 118
（ローマ教皇の38年ぶりのご来県をどのように受け止めているのか） …… 118
（今後、核兵器廃絶に向けて、どのように取組んでいくのか） …… 118
知事答弁 …… 118
小林克敏議員質問 …… 119
・十八銀行と親和銀行の合併について …… 119
（県の認識について） …… 119
知事答弁 …… 119
小林克敏議員質問 …… 119
・新銀行に期待することについて …… 119
産業労働部長答弁 …… 120
小林克敏議員質問 …… 120
・合併後のサービス低下への懸念について …… 120
知事答弁 …… 121
小林克敏議員質問 …… 121
・ミライon図書館について …… 121
（現状と今後の取組について） …… 121
教育委員会教育長答弁 …… 121
小林克敏議員質問 …… 121
教育委員会教育長答弁 …… 122
小林克敏議員質問 …… 122
・離島や遠隔地の方々に、どのようなサービスが提供できるのか …… 123
教育委員会教育長答弁 …… 123
小林克敏議員質問 …… 123
・ＩｏＴ関連産業の振興について …… 123

（最近のＩｏＴ関連企業の本県進出が続いている背景や立地決定の要因について、
どう考えているのか） …… 124
知事答弁 …… 124
小林克敏議員質問 …… 124
産業労働部長答弁 …… 125
小林克敏議員質問 …… 125
・人口減少対策について …… 126
（市町の人口減少対策について） …… 126
企画振興部長答弁 …… 127
小林克敏議員質問 …… 127
・県下の市町と県と一体となって、人口減少対策にもっともっと取組んで
いただきたいと強く要望したいが、知事の見解を …… 127
知事答弁 …… 127
小林克敏議員質問 …… 128
・若者定着の対策について …… 129
産業労働部政策監答弁 …… 129
小林克敏議員質問 …… 129
・県外進学者に対するＵターン就職促進について …… 129
産業労働部政策監答弁 …… 129
小林克敏議員質問 …… 130
・特定複合観光施設（ＩＲ）について …… 130
（ＩＲを誘致する真の目的について） …… 130
企画振興部長答弁 …… 130
小林克敏議員発言 …… 130
・交通インフラの整備について …… 131
一、休　　憩 …… 131
一、再　　開 …… 131
一、宮島大典議員質問 …… 131
・新幹線建設等鉄道整備について（フル規格建設について） …… 131
（フル規格建設に向けた決意について） …… 132
知事答弁 …… 132
宮島大典議員質問 …… 132
知事答弁 …… 134
宮島大典議員質問 …… 134
・Ｈ４“九州新幹線（長崎ルート）等の整備に関する基本的な考え方”に基づく、
ＪＲ佐世保線の輸送改善にかかる合意について …… 134
企画振興部長答弁 …… 135
宮島大典議員質問 …… 135
企画振興部長答弁 …… 135
宮島大典議員質問 …… 136

・肥前山口～武雄温泉間の部分複線化について …… 136
企画振興部長答弁 …… 136
宮島大典議員質問 …… 136
・在来線問題について …… 137
企画振興部長答弁 …… 137
宮島大典議員質問 …… 137
・安全保障政策について（基地との共存共生について） …… 137
（県は、基地との共存共生について、どのような考えを持っているのか） …… 138
危機管理監答弁 …… 138
宮島大典議員質問 …… 138
・基地経済へのアプローチについて …… 138
（地元経済への受け入れ促進等について、これまで県はどのような取組を
してきたのか） …… 138
産業労働部長答弁 …… 138
宮島大典議員質問 …… 139
・自衛隊からの県内企業への発注実績について …… 139
産業労働部長答弁 …… 139
宮島大典議員質問 …… 139
・人材の活用について …… 139
（佐世保市では、退職自衛官再就職促進等連絡会議を結成して、定期的な会議を
持ちながら、官民一体となって、施策を推進しているが、県としても、こうした
取組に対して、サポートしたり、全県的な範囲で取組むべきことだと考えるが、
いかがか） …… 139
産業労働部長答弁 …… 140
宮島大典議員質問 …… 140
・各地域での災害発生等の場合、県、市町、自衛隊等連携が取りやすくなるという
ことを考えれば、各市町に防災担当としての退職自衛官を置くことを、県として
推奨すべきだと考えるが、現状と考え方について、いかがか …… 140
危機管理監答弁 …… 140
宮島大典議員質問 …… 140
・平和と防衛の共存について …… 140
（本県は、まさに数少ない平和と基地、いわゆる理想と現実が共存する地域だと
思うが、この平和と基地について、どう知事は考えるのか） …… 141
知事答弁 …… 141
宮島大典議員質問 …… 141
・外国資本の法人等による土地取得について …… 141
（一義的には、国が対策をとるべき問題だが、国境離島を有する本県にとって、
国にも先んじて、この対策をとる必要があると考えるが、県の見解を） …… 142
危機管理監答弁 …… 142
宮島大典議員質問 …… 142

・組織体制の見直しについて …… 142
（米軍基地と自衛隊への対応について） …… 142
危機管理監答弁 …… 142
宮島大典議員質問 …… 143
・観光物産振興について（観光振興策について） …… 143
（県として、今後に向けて、予算を含めたところの観光振興策というものを
どう展開していくのか） …… 143
文化観光国際部長答弁 …… 143
宮島大典議員質問 …… 144
・これからの観光プロモーションの手段と予算の確保について …… 144
文化観光国際部長答弁 …… 144
宮島大典議員質問 …… 144
・インバウンド対策としての県北振興策について …… 144
（クルーズ船の入港を経済的な効果を高め、県産品の販売拡大につなげていく
ためには、県として、どう考えるのか） …… 144
文化観光国際部政策監答弁 …… 145
宮島大典議員質問 …… 145
・「つくも苑」跡地のサポートについて …… 145
・県道俵ヶ浦日野線の改良について …… 146
土木部長答弁 …… 146
一、散　　会 …… 146
第９日目（１２月５日）本会議
一、議事日程 …… 147
一、出席議員 …… 148
一、説明のため出席した者 …… 148
一、開　　議 …… 149

△県政一般に対する質問

一、中島浩介議員質問 …… 149
・人口減少対策について（統轄監設置のプロジェクトチームについて） …… 149
（重点テーマの今後について） …… 149
（地場産業の育成支援について） …… 149
統轄監答弁 …… 150
中島浩介議員質問 …… 150
・島原半島の道路整備について（島原半島幹線道路網の建設・整備について） …… 150
（地域高規格道路〔島原・天草・長島連絡道路〕について、計画路線へ格上げが
望まれるが、今後どのように取組んでいくのか） …… 151
土木部長答弁 …… 151
中島浩介議員質問 …… 151

土木部長答弁　…… 151
中島浩介議員質問　…… 151
土木部長答弁　…… 151
中島浩介議員質問　…… 151
・雲仙市愛野小浜バイパスについて　…… 151
（県として、雲仙市とのやりとりを今後どう進めていくのか）…… 152
土木部長答弁　…… 152
中島浩介議員質問　…… 152
土木部長答弁　…… 152
中島浩介議員質問　…… 152
土木部長答弁　…… 152
中島浩介議員質問　…… 152
・農業振興について（畜産振興について）…… 152
（肉用牛の振興について、鹿児島大会に向けた出品対策の取組状況について）…… 153
農林部長答弁　…… 153
中島浩介議員質問　…… 153
・受精卵移植師の技術向上に向けた取組について　…… 153
農林部長答弁　…… 153
中島浩介議員質問　…… 154
農林部長答弁　…… 154
中島浩介議員質問　…… 154
・農地基盤整備事業について　…… 154
（農地基盤整備事業の今後の取組について）…… 155
農林部長答弁　…… 155
中島浩介議員質問　…… 155
・外国人就労者の確保について　…… 155
（県及び地域の取組状況について）…… 155
農林部長答弁　…… 155
中島浩介議員質問　…… 156
・ベトナム国の状況について　…… 156
農林部長答弁　…… 156
中島浩介議員質問　…… 156
・公共工事について（建設業について）…… 156
（建設業の担い手確保について）…… 156
土木部長答弁　…… 157
中島浩介議員質問　…… 157
・週休2日の実施に応じた経費等の割り増しについて　…… 157
土木部長答弁　…… 157
中島浩介議員質問　…… 158
・農地基盤整備事業について　…… 158

農林部長答弁 …… 158
中島浩介議員質問 …… 158
農林部長答弁 …… 158
中島浩介議員質問 …… 159
・災害対策について（被災後の対策について） …… 159
（災害廃棄物の処理について） …… 159
環境部長答弁 …… 159
中島浩介議員質問 …… 159
・災害廃棄物の仮置き場の設置について …… 159
環境部長答弁 …… 159
中島浩介議員質問 …… 160
・廃棄物の処理計画について …… 160
環境部長答弁 …… 160
中島浩介議員質問 …… 160
・上空からの対策（ヘリサイン）について …… 160
危機管理監答弁 …… 161
中島浩介議員質問 …… 161
・長崎県立高等学校について（魅力ある学校づくりについて） …… 161
（校長の学校経営について） …… 161
教育委員会教育長答弁 …… 161
中島浩介議員質問 …… 162
教育委員会教育長答弁 …… 162
中島浩介議員発言 …… 162
一、休　　憩 …… 163
一、再　　開 …… 163
一、浦川基継議員質問 …… 163
・国土強靭化計画について（市、町における地域計画の策定） …… 163
（市町の国土強靭化地域計画策定の進捗状況について） …… 163
・ソサエティ5.0について（生産年齢人口減少に対応する取り組み） …… 163
（ソサエティ5.0時代に向けて、持続可能な地域社会を構築し、時代を担う
子どもたちと若者へ先端技術を取り入れた取組をどのように進めていこう
としているのか） …… 164
・県立高等学校について（適正配置について） …… 164
（県立高校の適正配置をどのように考えているのか） …… 164
（専門学科高校の再編整備については、どのように考えているのか） …… 164
・跡地活用について …… 164
（跡地活用については、教育関連の施設活用を考えているのか。また、
地域の活性化につながるような活用を考えているのか） …… 165
・公費による空調設備の設置について …… 165
（小中学校では、国の補助金等公費による空調設備の設置が進んでいるが、

県立高校の空調設備を公費で設置すべきではないか） …… 165
・インバウンド観光対策について（クルーズ船対策） …… 165
（日本及び台湾からのクルーズ船の誘致を強化すべきではないか） …… 165
（メガヨットが寄港できる港湾施設の整備も含め、対策、周知などＰＲが必要） …… 166
・観光産業の充実について …… 166
（観光ルートに観光トイレを整備し、駐車場とあわせて物産館等を官民共同で
設置してはどうか） …… 166
・農業振興について（東長崎地域における農地の基盤整備の推進状況） …… 166
（現在、東長崎地域で進められている農地の基盤整備の進捗状況） …… 166
知事答弁 …… 166
危機管理監答弁 …… 167
教育委員会教育長答弁 …… 167
文化観光国際部政策監答弁 …… 168
土木部長答弁 …… 169
農林部長答弁 …… 169
浦川基継議員質問 …… 170
・各市町の国土強靭化地域計画策定は、本当に間に合うのか、来年度も含めて
影響はないのか …… 170
危機管理監答弁 …… 170
浦川基継議員質問 …… 170
・ソサエティ5.0について …… 170
・県立高等学校の跡地について …… 171
教育委員会教育長答弁 …… 171
浦川基継議員質問 …… 171
教育委員会教育長答弁 …… 171
浦川基継議員質問 …… 172
・公費による空調設備の設置について …… 172
教育委員会教育長答弁 …… 172
浦川基継議員質問 …… 172
教育委員会教育長答弁 …… 173
浦川基継議員質問 …… 173
知事答弁 …… 174
浦川基継議員質問 …… 174
・インバウンド観光について …… 174
（クルーズ船におけるお客様の消費単価について） …… 175
文化観光国際部政策監答弁 …… 175
浦川基継議員質問 …… 175
・物産館での売り上げについて …… 175
文化観光国際部政策監答弁 …… 175
浦川基継議員発言 …… 175

・東長崎の農業基盤整備について …… 175
一、休　　憩 …… 176
一、再　　開 …… 176
一、饗庭敦子議員質問 …… 176
・社会的孤立について（ひきこもり8050問題） …… 176
（ひきこもりによる孤立を防ぐための対策） …… 176
・ＮＰＯ法人との連携について …… 177
（具体的には、どのような連携を取っているのか） …… 177
・高齢者の孤立問題（高齢者の社会的孤立について） …… 177
（高齢者の社会的孤立について、県の認識と取組について） …… 177
・子どもを取り巻く課題 …… 177
（不登校に対する県の取り組みについて） …… 177
（小中学校のいじめの実態について） …… 177
（貧困世帯への取り組みについて） …… 177
・虐待をゼロにするための対策 …… 178
（児童虐待について） …… 178
（介護施設従事者の実態について） …… 178
知事答弁 …… 178
福祉保健部長答弁 …… 179
知事答弁 …… 179
教育委員会教育長答弁 …… 179
こども政策局長答弁 …… 180
福祉保健部長答弁 …… 181
饗庭敦子議員質問 …… 181
・ひきこもり地域支援センターの利用件数及び来所できない人への対策について …… 181
福祉保健部長答弁 …… 182
饗庭敦子議員質問 …… 182
福祉保健部長答弁 …… 182
饗庭敦子議員質問 …… 182
・住民とも連携した見守りの取組について …… 182
福祉保健部長答弁 …… 182
饗庭敦子議員質 …… 182
・不登校について（フリースクールに通ったり、学校に戻るというような連携は
どうしているのか） …… 182
教育委員会教育長答弁 …… 183
饗庭敦子議員質問 …… 183
・いじめについて（某中学校でのいじめは減ったのか） …… 183
教育委員会教育長答弁 …… 183
饗庭敦子議員質問 …… 183
・スクールロイヤー制度について …… 183

教育委員会教育長答弁 …… 183
饗庭敦子議員質問 …… 183
教育委員会教育長答弁 …… 184
饗庭敦子議員質問 …… 184
教育委員会教育長答弁 …… 184
饗庭敦子議員質問 …… 184
・児童虐待について …… 184
（児童相談所の人員配置等について） …… 184
福祉保健部長答弁 …… 184
饗庭敦子議員質問 …… 185
・災害時における避難者対策について …… 185
（県では、市や町が対応できない場合の対応策はどうなっているのか） …… 185
危機管理監答弁 …… 185
饗庭敦子議員質問 …… 185
・避難行動をするように県民の皆さんへ、どう周知するのか、周知の方法での県の取組について …… 185
危機管理監答弁 …… 185
饗庭敦子議員質問 …… 186
危機管理監答弁 …… 186
饗庭敦子議員質問 …… 186
・パワハラ等のハラスメント対策について …… 186
（知事部局及び県警本部の取組について） …… 186
総務部長答弁 …… 186
警察本部長答弁 …… 187
饗庭敦子議員質問 …… 187
総務部長答弁 …… 187
饗庭敦子議員質問 …… 187
総務部長答弁 …… 187
饗庭敦子議員質問 …… 187
・長期間続いたことに対する認識について …… 187
警察本部長答弁 …… 188
饗庭敦子議員質問 …… 188
・ＳＮＳを活用した相談事業について …… 188
（長崎県の取り組み状況について） …… 188
教育委員会教育長答弁 …… 188
饗庭敦子議員質問 …… 189
・セクハラ等の労働相談におけるＳＮＳの活用について …… 189
産業労働部長答弁 …… 189
饗庭敦子議員質問 …… 189
教育委員会教育長答弁 …… 189

饗庭敦子議員質問 …… 189
・西彼杵道路、長崎南北幹線道路、国道207号について …… 190
土木部長答弁 …… 190
饗庭敦子議員発言 …… 191
一、休　　憩 …… 191
一、再　　開 …… 191
一、堀江ひとみ議員質問 …… 191
・知事の政治姿勢（石木ダム事業における行政代執行への見解） …… 191
（行政代執行が可能になった現在、行政代執行に対する知事の見解） …… 191
知事答弁 …… 191
堀江ひとみ議員質問 …… 192
知事答弁 …… 192
堀江ひとみ議員質問 …… 192
知事答弁 …… 192
堀江ひとみ議員質問 …… 192
・50年以上前の計画は中止の見直しがあってもいいではないか。県民の土地と家を
取り上げ、県民を追い出してまでして石木ダムをなぜ造るのか …… 192
知事答弁 …… 193
堀江ひとみ議員質問 …… 193
・河川課課長発言で知事の謝罪はないのか …… 193
知事答弁 …… 194
土木部長答弁 …… 194
堀江ひとみ議員質問 …… 194
・最初に知事候補になった時「強制収用はしない」と、市民アンケートに答えた
思いはひとかけらもないのか …… 194
知事答弁 …… 194
堀江ひとみ議員質問 …… 195
・9月19日の住民との面談で、住民の訴えを聞いて、知事はどう思ったか …… 195
知事答弁 …… 195
堀江ひとみ議員質問 …… 195
・ダムの必要性について …… 195
知事答弁 …… 196
堀江ひとみ議員質問 …… 196
・カジノ誘致による県民生活への影響について …… 196
（ＩＲとはリゾート施設と言うけれど賭博場です。知事は、賭博の場所を長崎県に
誘致するために動いていると、理解していいか） …… 196
知事答弁 …… 197
堀江ひとみ議員質問 …… 197
・知事は、県庁職員に「カジノに行きなさい、リゾート施設だ、子どもと一緒に
行きなさい」と言うのか …… 197

知事答弁　…… 198
堀江ひとみ議員質問　…… 198
・カジノ誘致で、ギャンブル依存症で人生を台無しにする県民を生み出すことが
わかっているのだから、カジノ誘致を中止すべきではないか　…… 198
知事答弁　…… 198
堀江ひとみ議員質問　…… 199
・公営住宅における連帯保証人制度の見直しについて　…… 199
（国土交通省が公営住宅における連帯保証人の義務づけを排除する標準条例を
通知した。長崎県の対応はどうするのか）…… 199
土木部長答弁　…… 200
堀江ひとみ議員質問　…… 200
土木部長答弁　…… 200
堀江ひとみ議員質問　…… 200
土木部長答弁　…… 200
堀江ひとみ議員質問　…… 200
・連帯保証人の義務づけを排除するべきと思うが、どうか　…… 201
土木部長答弁　…… 201
堀江ひとみ議員質問　…… 201
知事答弁　…… 201
堀江ひとみ議員質問　…… 202
知事答弁　…… 202
堀江ひとみ議員質問　…… 202
・長崎県社会福祉協議会が扱う教育支援資金について　…… 202
（獣医師になりたいと教育支援資金を申請したが断られ、文教厚生委員会で
取り上げた事例があった。当時の福祉保健部長は「検討する」との答弁だった。
その後事例のケースも含め、どのように検討されたのか）…… 202
福祉保健部長答弁　…… 202
堀江ひとみ議員質問　…… 203
・貸付総額180万円以上は返済期間が10年から20年へ。180万円の根拠は何か　…… 203
福祉保健部長答弁　…… 203
堀江ひとみ議員質問　…… 203
・全ての返済期間を20年とすべきではないか　…… 203
福祉保健部長答弁　…… 203
堀江ひとみ議員質問　…… 203
・延長が可能と判断できる対象者への周知はどうするか　…… 203
福祉保健部長答弁　…… 203
堀江ひとみ議員質問　…… 204
福祉保健部長答弁　…… 204
堀江ひとみ議員質問　…… 204
福祉保健部長答弁　…… 204

堀江ひとみ議員質問 …… 204
福祉保健部長答弁 …… 204
堀江ひとみ議員質問 …… 205
福祉保健部長答弁 …… 205
堀江ひとみ議員発言 …… 205
一、議案（第119号議案乃至第138号議案）・委員会付託 …… 205
一、第3号請願(ゆきとどいた教育を求める請願)・文教厚生委員会に付託 …… 205
一、散　　会 …… 205
第１０日目（１２月　６日）(議案調査)
第１１日目（１２月　７日）
第１２日目（１２月　８日）
第１３日目（１２月　９日）(議案調査)
第１４日目（１２月１０日）常任委員会・予算決算委員会(分科会)
（総務、文教厚生〔午前・委員会、午後・現地調査〕、
環境生活、農水経済）
第１５日目（１２月１１日）常任委員会・予算決算委員会(分科会)
（総務、文教厚生、環境生活、農水経済）
第１６日目（１２月１２日）常任委員会・予算決算委員会(分科会)（総務、文教厚生、農水経済）
常任委員会（環境生活）
第１７日目（１２月１３日）常任委員会・予算決算委員会(分科会)（総務）
第１８日目（１２月１４日）
第１９日目（１２月１５日）
第２０日目（１２月１６日）
第２１日目（１２月１７日）ＩＲ・観光振興対策特別委員会
第２２日目（１２月１８日）予算決算委員会（分科会長報告、採決）
議会運営委員会
九州新幹線西九州ルート・交通対策特別委員会
第２３日目（１２月１９日）離島・半島地域振興特別委員会
第２４日目（１２月２０日）本会議（議案採決）
一、議事日程 …… 207
一、出席議員 …… 208
一、説明のため出席した者 …… 208
一、開　　議 …… 209
一、発議第193号「長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例」・原案可決 …… 209

△委員長報告

一、総務委員長報告 …… 209
一、各議案・原案可決 …… 211

一、文教厚生委員長報告 …… 211
一、第126号議案・原案可決 …… 213
一、第3号請願・不採択 …… 213
一、各議案・原案可決 …… 214
一、環境生活委員長報告 …… 214
一、第129号議案・原案可決 …… 215
一、第130号議案・原案可決 …… 215
一、第136号議案・原案可決 …… 216
一、農水経済委員長報告 …… 216
一、各議案・原案可決 …… 218
一、予算決算委員長報告 …… 218
一、第123号議案・原案可決 …… 219
一、各議案・原案可決 …… 219
一、各委員会から、政府・国会あて、意見書提出の動議・提出 …… 219
一、文教厚生委員会提出の「ＨＰＶ（ヒトパピローウイルス）ワクチンについて」
・可決 …… 219
一、上記・その他の動議・可決 …… 220
一、議員派遣第80号・決定 …… 220
一、長崎県選挙管理委員及び補充員の選挙 …… 220
一、各委員会から議会閉会中の付託事件の申し出・決定 …… 220
一、知事あいさつ …… 221
一、議長あいさつ …… 222
一、閉　　会 …… 223

第　1　日　目

令和元年１１月定例会　　令和元年１１月２７日

議　　事　　日　　程

第　１　日　目

◇　　◇

１　開　　会

２　開　　議

３　会 期 決 定

４　会議録署名議員指名

５　議 長 報 告

６　予算決算委員長報告、質疑・討論、採決

７　第１１９号議案乃至第１３９号議案一括上程

８　知事議案説明

９　第１３９号議案　質疑・討論、採決

１０　発議第１９３号上程

１１　散　　会

令和元年１１月２７日（水曜日）

出　席　議　員（４５名）

１番	宮　本　法　広　君
２番	赤　木　幸　仁　君
３番	中　村　泰　輔　君
４番	饗　庭　敦　子　君
５番	堤　　典　子　君
６番	宮　島　大　典　君
７番	下　条　博　文　君
８番	山　下　博　史　君
９番	北　村　貴　寿　君
１０番	浦　川　基　継　君
１１番	久保田　将　誠　君
１２番	石　本　政　弘　君
１３番	中　村　一　三　君
１４番	大　場　博　文　君
１５番	山　口　経　正　君
１６番	麻　生　　隆　君
１７番	川　崎　祥　司　君
１８番	坂　本　　浩　君
１９番	深　堀　ひろし　君
２０番	山　口　初　實　君
２１番	近　藤　智　昭　君
２２番	宅　島　寿　一　君
２３番	松　本　洋　介　君
２４番	ごう　まなみ　君
２５番	山　本　啓　介　君
２６番	前　田　哲　也　君
２７番	山　本　由　夫　君
２８番	吉　村　　洋　君
２９番	大久保　潔　重　君
３０番	中　島　浩　介　君
３１番	浅　田　ますみ　君
３２番	山　田　博　司　君
３３番	堀　江　ひとみ　君
３４番	山　田　朋　子　君
３５番	西　川　克　己　君
３６番	外　間　雅　広　君
３７番	瀬　川　光　之　君
３８番	坂　本　智　徳　君
３９番	中　村　和　弥　君
４０番	徳　永　達　也　君
４１番	中　島　廣　義　君
４３番	中　山　　功　君
４４番	小　林　克　敏　君
４５番	田　中　愛　国　君
４６番	八　江　利　春　君

欠　席　議　員（１名）

４２番	溝　口　芙美雄　君

説明のため出席した者

知　　事	中　村　法　道　君
副　知　事	上　田　裕　司　君
副　知　事	平　田　　研　君
統　轄　監	濱　田　厚　史　君
危機管理監	荒　木　　秀　君
総務部長	平　田　修　三　君
企画振興部長	柿　本　敏　晶　君
文化観光国際部長	中　﨑　謙　司　君
県民生活部長	木　山　勝　己　君
環境部長	宮　﨑　浩　善　君
福祉保健部長	中　田　勝　己　君
福祉保健部こども政策局長	園　田　俊　輔　君
産業労働部長	廣　田　義　美　君
水産部長	坂　本　清　一　君
農林部長	中　村　　功　君
土木部長	岩　見　洋　一　君
会計管理者	野　嶋　克　哉　君

交通局長	太田彰幸君
企画振興部政策監	前川謙介君
文化観光国際部政策監	浦真樹君
産業労働部政策監	貞方学君
教育委員会教育長	池松誠二君
選挙管理委員会委員長	永淵勝幸君
代表監査委員	濵本磨毅穂君
人事委員会委員	本田哲士君
公安委員会委員	山中勝義君
警察本部長	迫田裕治君
監査事務局長	下田芳之君
人事委員会事務局長(労働委員会事務局長併任)	大﨑義郎君
教育次長	本田道明君
財政課長	早稲田智仁君
秘書課長	伊達良弘君
選挙管理委員会書記長	井手美都子君
警察本部総務課長	多田浩之君

議会事務局職員出席者

局長	木下忠君
議事課長	川原孝行君
政務調査課長	太田勝也君
議事課長補佐	永田貴紀君
議事課係長	梶谷利君
議事課主任主事	天雨千代子君

― 午前１０時　０分　開会 ―

○議長（瀬川光之君）　ただいまから、令和元年11月定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

この際、知事より、新任の公安委員会委員の紹介をいたしたい旨、申し出があっておりますので、これを受けることにいたします－知事。

○知事（中村法道君）　さきの令和元年9月定例県議会におきまして、ご同意をいただき、任命いたしました特別職をご紹介いたします。

公安委員会委員　山中勝義君でございます。

以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（瀬川光之君）　次に、会期の決定をいたします。

本定例会の会期は、本日より12月20日までの24日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、会期は、24日間と決定されました。

次に、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員につきましては、大場博文議員及び久保田将誠議員を指名いたします。

この際、ご報告いたします。

先般、全国都道府県議会議長会より、次の議員が、永年勤続功労者として表彰されましたので、ご報告申し上げます。

議員在職15年以上、中島廣義議員、同じく在職10年以上、西川克己議員、以上でございます。

また、長崎県議会議員表彰規程により、長崎県議会議員永年勤続者として、議員在職15年を迎えられた中島廣義議員を表彰することとなりました。

心からお祝い申し上げます。

まことにおめでとうございます。

次に、知事より、知事専決事項報告書が先に配付いたしましたとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、予算決算委員会に付託いたしておりました認定第1号「平成30年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について」、認定第2号「平成30年度長崎県港湾整備事業会計決

算の認定について」及び認定第3号「平成30年度長崎県交通事業会計決算の認定について」は、既に審査を終了されておりますので、この際、委員長の報告を求めることにいたします。

浅田委員長―31番。

○予算決算委員長（浅田ますみ君）〔登壇〕 予算決算委員会の審査結果について、ご報告いたします。

令和元年9月定例会において、本委員会に付託されました認定第1号「平成30年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について」ほか2件については、去る10月17日から10月28日までの期間中、6日間にわたり審査を行い、認定第1号「平成30年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について」は、起立採決の結果、認定すべきものと決定されました。

また、認定第2号「平成30年度長崎県港湾整備事業会計決算の認定について」及び認定第3号「平成30年度長崎県交通事業会計決算の認定について」は、いずれも異議なく、認定すべきものと決定されました。

決算審査に当たっては、予算が議決の趣旨及び目的に沿って適正かつ効率的に執行されたか、また、事業の実施効果が十分であったかを検証するとともに、今後の財政運営及び事業の実施に当たって改善すべき事項に着目し、監査委員の監査結果及び決算関係資料をもとに、理事者からの説明を受け、慎重に審査を実施いたしました。

まず、決算の状況でありますが、平成30年度の一般会計決算額は、歳入が約7,008億1,000万円、歳出が約6,843億5,000万円となっており、差引収支では、約164億6,000万円の剰余金が生じております。

なお、翌年度へ繰り越すべき財源約158億6,000万円を控除した実質収支は、約6億1,000万円の黒字となっております。

また、一般会計における歳入決算額及び歳出決算額は、前年度に比べ、それぞれ4.4％、4.0％の減となっておりますが、その主な要因といたしまして、歳入については、県庁舎建設整備事業に係る県債発行の減や県庁舎建設整備基金繰入金の減などによるものであり、歳出については、県庁舎建設整備費の減や職員給与費の減などによるものであります。

次に、本県の財政状況でありますが、本県は、県税などの自主財源に乏しく、歳入の多くを地方交付税や国庫支出金に依存せざるを得ない財政構造となっております。

このため、持続可能かつ安定的な財政運営を目指して、平成28年度から「長崎県行財政改革推進プラン」に基づいて、徹底した経費の節減と効率的な事業執行に努めるなど、財政健全化に向けて取組を進めているところであります。

そのような中、先に公表されました「中期財政見通し」では、本年度末における財源調整のための基金の残高は、昨年度に試算した見込額よりも増加し、また、令和3年度、令和4年度は、公債費の減少により、基金を取り崩さないことが見込まれるなど、収支の改善は一定進んでおります。

しかしながら、社会保障関係経費の増加に加え、令和5年度以降は公債費負担も増加に転じ、再び財源不足に陥る見込みであり、依然として、厳しい財政状況が続くことから、引き続き、効率的な事業の執行、事業の重点化及び徹底した経費の節減に取り組んでいく必要があります。

このような情勢を踏まえ、本委員会における主な論議のうち、特に重要な指摘事項について、ご報告いたします。

まず、収入未済の縮減についてであります。

一般会計及び特別会計を合わせた収入未済の総額は約31億3,000万円と、前年度と比較して約2,700万円減少しておりますが、いまだ多額の債権が回収されていない状況にあります。

この債権のうち県税につきましては、個人県民税、自動車税、法人事業税で収入未済額が減少し、調定額に占める割合がやや改善するなど、徴収対策による一定の効果は見られますが、なお収入未済の残高は約14億1,000万円に上っており、収入未済額全体の約45％を占めております。

このため、長崎県地方税回収機構並びにファイナンシャルプランナーのさらなる活用などにより、一層の縮減に努めるようにとの指摘がありました。

次に、税外の未収金につきましては、債務者の実態把握など適正な債権管理を行うとともに、貸付時の厳正な審査を行うなど、新規未収金を発生させないよう努め、また、部局横断的組織である「未収金対策検討会議」において、現状分析や課題整理、情報共有等を行い、引き続き、縮減に努めるようにとの指摘がありました。

次に、予算繰越の縮減についてであります。

平成30年度の繰越額は約540億9,000万円と、前年度と比較して約29億4,000万円増加しております。

繰越発生の主な理由は、「国の計画決定が遅れたもの」、「地元との調整等に不測の日時を要したもの」であり、本庁及び地方機関に繰越縮減のための推進員を配置するなどの取組を行っておりますが、繰越が常態化することがないよう、計画的・効率的な事業執行に努め、また、ゼロ県債などの活用により早期の事業執行に取り組み、引き続き、繰り越しの縮減に努めるようにとの指摘がありました。

次に、未利用地の有効活用についてであります。

未利用地につきましては、部局横断的組織である「県有財産管理運用本部会議」において、有効活用策や処分方針等を決定しているところでありますが、引き続き、市町等とも連携のうえ、有効活用の促進を図るとともに、売却可能な未利用地については、さらなる収支改善のためにも、計画的、効果的な売却に努めるようにとの指摘がありました。

以上、今回指摘を行いましたそれぞれの事項については、知事をはじめ、理事者において、格段の努力と改善を図るよう強く求めるものであります。

以上をもちまして、平成30年度決算審査における予算決算委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（瀬川光之君）　これより、認定第1号について、質疑・討論に入ります。

堀江議員―33番。

○３３番（堀江ひとみ君）〔登壇〕　日本共産党の堀江ひとみです。

ただいま議題となりました認定第1号「平成30年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について」は、以下の理由で認定できません。来年度の事業見直しを求めます。

１、石木ダム事業関連決算額3億8,000万円。

当初予算8億9,000万円に対して決算は3億8,000万円、事業への地元の合意は得られていない結果です。

それでも、長崎県は土地収用法に基づく手続を進め、反対地権者の土地と家屋の立ち退き期限は既に過ぎ、中村知事が、いつでも公権力で

土地と家を取りあげる行政代執行を実施できる状態になっています。

今月17日、「石木ダムを断念させる全国集会」が川棚町公会堂で開催されました。全国から約700人が集い、「行政代執行をさせない」、「石木ダム建設をやめさせよう」の世論と運動が広がっています。

水没予定地の現に生活している13世帯、約60人の土地と家を取りあげて、知事が県民を追い出す行政代執行は絶対にやってはなりません。石木ダム事業の建設中止を求めます。

2、長崎新幹線事業関連決算額144億4,729万円。

「武雄温泉から新鳥栖間をフル規格に」と要望しているのは、長崎県だけであり、佐賀県は、「議論できる環境にない」と見解を示しています。実現の見通しがありません。長崎新幹線計画の凍結を求めます。

指摘したいことは、長崎県の厳しい財政状況が続き、苦しい予算編成を強いられる状況にありながら、これらの事業は見直しの対象から外されていることです。

平成30年度の予算編成の時、全ての部・各課に節約が求められました。総務部長名で、事務の執行・保留等について通知が出され、その結果、県立学校、特別支援学校合わせて1,689万円の節約が行われました。

一度、各学校に運営費と渡した予算を節約のもとに回収する。ここまでして予算を組みながら、来年度も、また、石木ダムと長崎新幹線は節約対象事業に含まれていません。

令和2年度、2020年の予算編成は既に始まっています。長崎県の厳しい財政状況だからこそ、これらの事業を見直すべきです。

そのほか、特定複合観光施設（ＩＲ）導入推進事業決算額1億211万円、諫早湾干拓関連事業決算額27億3,755万円、議員の海外視察決算額656万9,570円などは来年度見直してください。

見直した事業の財源で、子どもの医療費助成年齢を就学前から、せめて中学校卒業まで拡大してください。高すぎる国民健康保険税を引き下げるために長崎県が財政支援をしてください。交流人口を増やす事業以上に、定住人口を増やす事業が、県民に見える予算編成を求めます。

安倍政権のもとで、県民の暮らしは深刻です。県民の所得は低く、歳入に占める県民一人当たりの県税は、全国46番目と低く、被保護世帯数は、全国8番目と高く、国民健康保険税が払えず滞納している世帯は、加入世帯の10％を占めています。国の悪政から県民を守る防波堤の役割が長崎県には求められています。

石木ダムや長崎新幹線、カジノより、県民の暮らし優先の来年度の予算編成を求め、決算認定、反対討論といたします。

○議長（瀬川光之君）　中村一三議員―13番。

○１３番（中村一三君）（拍手）〔登壇〕　自由民主党・県民会議の中村一三でございます。

本日は、こうした機会をいただいたことに感謝し、会派を代表いたしまして、認定第1号「平成30年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について」、賛成の立場で意見を申し述べ、議員の皆様のご賛同を得たいと存じます。

平成30年度決算については、各分科会で慎重に審査された結果、いずれも原案のとおり認定すべきものと決定し、10月28日に分科会長報告がなされ、本日、委員長報告が行われたところであります。

まず、前回審査である平成29年度予算決算委員会決算審査報告書における3つの指摘事項に

対する県の対応でありますが、1点目の収入未済の縮減については、前年度と比較して約2,700万円縮減しております。

そのうち、収入未済額の中で多くを占める県税については、長崎県地方税回収機構等の活用等により約1,900万円縮減しており、ファイナンシャルプランナーの活用についても、導入拡大を図られています。

また、県税以外についても、未収金対策検討会議において、貸付時の審査の徹底や法令等に基づく時効の中断など、適切な債権管理の徹底を図られ、収入未済額は約800万円縮減しているところであります。

2点目の予算繰越の縮減については、平成30年度の一般会計における繰越額は、経済対策補正予算等により約520億円と、前年度と比べて増加をしておりますが、県としては、今後も計画的、効率的な事業執行を行い、予算繰越の一層の縮減に努めていくこととされております。

3点目の未利用地の有効活用については、県有財産管理運用本部会議において、有効活用策や処分方針等の決定を行うとともに、売却可能な未利用地に係る情報をホームページ等で広く提供するなど、積極的な対策を進められているところであります。

以上のように、いずれの指摘に対しても、是正及び改善に取り組まれ、一定、評価できるものでありますが、一方で、この3つの項目は、例年同様の指摘がなされていることから、今後も継続的な対応が重要であると考えます。

次に、平成30年度の実施事業については、有人国境離島法関係の交付金や地方創生推進交付金等をしっかりと活用しながら、「長崎県総合計画チャレンジ2020」、並びに「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく、各種施策が推進されており、本県への移住者数や企業誘致等による雇用計画数の増加など、これまでの取組が成果につながっております。

一方で、本県の最重要課題である人口減少については、引き続き、その対策を講じる必要があり、今後も施策の一層の強化に努められたいと考えております。

また、本県財政は、直近の中期財政見通しによると、今後も社会保障関係費の増加が見込まれるなど非常に厳しい状況が続くことから、まずは令和3年度以降、基金の取り崩しに頼らない財政運営を目指して、行財政改革推進プランや財政構造改革のための総点検を着実に進められているところであります。

県におかれましては、市、町や民間団体等とも一層の連携を図りながら、国の施策や有利な財源措置も積極的に活用しつつ、「人、産業、地域が輝く　たくましい長崎県づくり」の実現に向けて、総力を挙げて取り組まれることを強く望むものであります。

以上、賛成意見を申し述べ、議員各位のご賛同を賜りますよう、お願いをいたしまして、賛成の討論とさせていただきます。（拍手）

○議長（瀬川光之君）　質疑・討論をとどめて、採決いたします。

認定第1号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君）　起立多数。

よって、認定第1号は、委員長報告のとおり認定されました。

お諮りいたします。

認定第2号及び認定第3号は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

認定第2号及び認定第3号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号及び認定第3号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、知事より、第119号議案乃至第139号議案の送付がありましたので、これを一括上程いたします。

ただいま、上程いたしました議案について、知事の説明を求めます－知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕　本日、ここに、令和元年11月定例県議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

説明に入ります前に、天皇陛下におかれましては、去る10月22日、「即位礼正殿の儀」を挙行され、ご即位を国の内外に宣明されました。

県民の皆様とともに、謹んでお祝い申し上げますとともに、天皇・皇后両陛下のご健勝とご多幸、皇室のますますの弥栄を衷心よりお祈り申し上げます。

また、本年10月における台風19号及び前線の影響による大雨では、東日本を中心に、河川の氾濫や土砂災害により甚大な被害が生じました。

お亡くなりになられた方々並びにご遺族の皆様に深く哀悼の意を表しますとともに、負傷され、また被害を受けられた方々に心からお見舞いを申し上げます。

それでは、開会に当たり、当面する諸課題について所信を申し述べますとともに、前定例会以降、今日までの県政の重要事項について、ご報告を申し上げたいと存じます。

（地方創生の推進）

県においては、人口減少を克服し、地方創生を推進するため、令和2年度から7年度までの6年間を計画期間とする次期総合戦略の策定を進めてまいりましたが、このたび、県議会でのご議論や有識者による懇話会等からのご意見を踏まえ、素案を取りまとめたところであります。

次期総合戦略では、現戦略において県内移住者など成果が得られた分野は、現在の取組を継続し、より高い効果が得られるよう施策の充実・深化を図り、県内就職率など十分な成果が得られていない分野は、足らざる施策の追加・拡充に努めてまいりたいと考えております。

そのため、戦略策定の方向性として、新規学卒者の県内就職促進や若者の受け皿となる魅力的な働く場の創出に力を注ぎ、雇用創出効果を人口減少の抑制につなげるとともに、進学等による県外転出者へのＵターン対策を充実・強化してまいります。

また、交流人口の拡大に向け、国内外からの誘客をさらに促進するほか、ふるさとでの活躍について高校生等の理解を深める「ふるさと教育」の充実に力を注いでまいります。

そして、県内企業等と連携し女性の県内定着に取り組むことと併せ、結婚を希望される方への出会いの場の創出及び子育ての包括的な支援など、子どもを産み育てやすい環境の整備に係る施策についても一層の推進を図ってまいります。

さらに、今後、急速な進展が期待されるSociety5.0の実現に向けたＡＩ・ＩｏＴ等の新技術の活用や人口減少・少子・高齢化の進展を踏まえた2040年問題対策の強化並びに、都市部

の住民・企業等と本県との関係を深める「関係人口」の創出・拡大とともに、「持続可能で、誰一人取り残さない」社会の実現というＳＤＧｓの理念も盛り込んでまいりたいと考えております。

こうした方向性に基づき、「ひと」、「しごと」、「まち」の流れによる「人材を育て、未来を切り拓く」、「産業を育て、しごとを生み出す」、「夢のあるまちや持続可能な地域を創る」の3つの施策体系を掲げ、大学や産業界をはじめ、市町や関係団体等との連携を強化しながら、各分野における地方創生に向けた施策をより深化させていくこととしております。

今後、県議会において、ご議論いただくとともに、外部有識者で構成する懇話会や市町、県民の皆様、関係団体等のご意見をお伺いしながら、来年3月の策定を目指して、国の施策の積極的な活用も図り、力強い政策群を構築してまいります。

（令和2年度の重点戦略）

令和2年度においては、本県の最重要課題である人口減少をはじめ、構造的な課題の改善に向けて施策を講じている「長崎県総合計画チャレンジ2020」の最終年度となることから、県民の皆様と思いを共有し、企業、大学、ＮＰＯ、市町等と連携しながら、地域社会のあらゆる力を結集して、目標達成に向け全力を注いでまいりたいと考えております。

また、現行の「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、企業誘致に伴う雇用創出数や県外からの移住者数の増加など、一定の成果が見られるものの、新規学卒者の県内就職率の伸び悩みや女性の転出超過並びに幅広い意識共有の不足等の課題も見受けられるところであります。

そのため、これらの現状や課題を十分に踏まえたうえで、次期総合戦略における「ひと」、「しごと」、「まち」に係る3つの施策体系のもと、各種施策の充実・強化に努めてまいりたいと考えております。

さらに、ＡＩ・ＩｏＴ等の新技術も積極的に取り込みながら、産業振興や地域活性化を推進するとともに、「関係人口」の創出・拡大など、新たな視点も取り入れながら、施策の構築に力を注いでまいります。

それでは、令和2年度の重点戦略の素案に掲載した主な施策について、総合計画で実現を目指す5つの将来像に沿って、ご説明いたします。

１　交流でにぎわう長崎県

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催や九州新幹線西九州ルートの開業を契機として、国内外からの誘客など様々な分野において、交流の拡大を図り、本県経済の活性化につなげていく必要があると考えております。

そのため、インバウンドの誘客拡大については、外国人に訴求するコンテンツの磨き上げや受入環境の整備に取り組むとともに、国・地域ごとの特徴やニーズに合わせた戦略的なプロモーションを推進してまいります。

また、観光客が旅先で期待する観光コンテンツである「食」の取組を強化するほか、ユニバーサルツーリズムの受入態勢の充実や質の高いサービスを提供できる人材の確保・育成により、観光客に対する「おもてなし」の充実を図るなど、本県ならではの魅力ある観光まちづくりに力を注いでまいります。

また、オリンピック・パラリンピックにかかる事前キャンプ受け入れ等に万全を期すとともに、新幹線については、令和4年度の開業に向けて、県民の機運醸成や周遊交通対策を推進し

てまいります。

さらに、特定複合観光施設（ＩＲ）区域認定の申請に向けた交通インフラの整備検討など、諸準備を着実に進めるとともに、各地への周遊を促すため、鉄道、バス、タクシーなど多様な交通手段を連携させ、観光施設等への移動の利便性を高める新たなモビリティサービスの構築を目指してまいりたいと考えております。

このほか、移住対策について、「ながさき移住サポートセンター」を通じたきめ細かなサポートの充実に加え、Ｕターン促進のため、本県出身者等に対する効果的な情報発信の仕組みづくりや東京23区からの移住支援及び地域課題の解決に向けた雇用拡充対策を市町と連携しながら推進してまいります。

また、移住希望者の裾野を拡大するため、地方において仕事と休暇を組み合わせた滞在型テレワークを推進する都市部企業との関係の構築など、地域と都市部の住民・企業等が継続的に多様な形でかかわる「関係人口」の創出・拡大にも力を注いでまいります。

２　地域のみんなが支え合う長崎県

人口減少と少子・高齢化が進行し、人生100年時代の到来も見込まれる中、誰もが、健康で生きがいを持って活躍できる地域社会づくりを推進していく必要があります。

そのため、健康長寿日本一の長崎県づくりについては、地域ごとの課題に応じた対策や県内企業への健康経営の普及促進並びに高齢者の口腔ケアの推進などに取り組むとともに、健康長寿メイト制度やポータルサイトの充実など、県民の皆様お一人おひとりが健康づくりに楽しく取り組める環境づくりに努めてまいります。

また、地域包括ケアシステムについては、令和5年度末までの県内全域での構築に向けて、離島地域など、特に高齢化が進む地域において、将来の人口推計や今後減少が見込まれる地域の福祉資源の見える化に取り組むとともに、医療資源が不足する地域における在宅医療提供体制の構築を進めてまいります。

さらに、女性の職業生活における活躍を目指し、一般事業主行動計画の策定を加速するとともに、女性の県内就職促進に向けて、就職活動前の女子大学生による企業訪問や女性社員との意見交換等の就労支援を充実してまいります。

このほか、地域住民主体による集落維持の仕組みづくりに向けた地域運営組織の立ち上げや育成の強化を図るとともに、民間企業やＮＰＯ団体等と連携した地域における生活支援サービスの推進に努めてまいります。

３　次代を担う「人財」豊かな長崎県

人口の自然減を抑制するためには、少子化の最大の要因である未婚化・晩婚化に歯止めをかけ、県民の皆様が希望どおりに結婚、妊娠・出産し、安心して子育てができる社会を実現していく必要があると考えております。

こうした社会の実現に向け、結婚を希望する方々や子育て家庭を県全体で応援する機運の醸成を図るとともに、お見合いデータマッチングシステムをはじめ、個人への結婚支援や職域結婚の活性化に向けた企業間交流を一体的に推進し、総合的な結婚支援に力を注いでまいります。

また、子育て施策については、育児負担の軽減のため、子育て世代に対し、地域における育児支援や男性の家事参画等にかかる情報発信を充実するとともに、待機児童の解消に向けて、就職合同面談会や修学資金の貸し付けによる保育人材の確保並びに潜在保育士の再就職支援に取り組んでまいります。

一方、社会減を抑制するため、若者の県内定

着の促進については、新規学卒者の県内就職率の向上を目指し、きめ細かな働きかけに加え、県外進学者等のＵターン就職を促進する必要があると考えております。

そのため、キャリアパスの導入や賃金・休日等の処遇改善の働きかけを行うなど、若者にとって魅力ある職場づくりによる企業の採用力強化を支援するとともに、県内高校に配置するキャリアサポートスタッフによる生徒・保護者への就職支援、及び本県における暮らしやすさや県内企業に関する情報発信の充実・強化に努めてまいります。

加えて、インターンシップの受入促進や首都圏・福岡県でのＵターン就職対策をさらに強化してまいります。

また、産業人材の確保については、介護や農業分野等における外国人材の受入環境の整備促進をはじめ、友好関係にある国等と連携した外国人材の安定的な受け入れや漁業後継者の技術習得の支援等に努めるとともに、新卒者や卒業後数年以内の既卒者を含む多様な求職者と企業のマッチングを図ってまいります。

このほか、学校教育については、グローバル化に対応するための英語をはじめとする語学力やコミュニケーション能力等の向上に努めてまいります。

４　力強い産業を創造する長崎県

ＡＩ・ＩｏＴを活用したイノベーションにより世界中で革新的なビジネスやサービスが生み出される中、本県においても、大学や産業界と連携しながら、造船関連産業を中心に培われてきた優秀な人材や高い技術を活かした新たな基幹産業の創出をはじめ、力強い地域経済の実現と良質な雇用の場の創出に力を注いでいく必要があると考えております。

そのため、航空機関連産業、ＡＩ・ＩｏＴ・ロボット関連産業、海洋エネルギー関連産業の3分野において、大学等との連携による専門人材の育成や企業間連携の支援によるサプライチェーンの構築並びに先端技術の導入を推進してまいります。

併せて、企業誘致についても、システム開発や金融ＩＴ部門並びに航空機関連産業など今後成長が見込まれる分野に力を注ぐほか、県立大学において情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）を整備し、産学の共同研究機能やＩＴ人材の育成を強化してまいります。

また、スタートアップ企業の創出に向けて、県外の交流拠点との連携を強化するとともに、小規模事業者の振興については、新たな事業展開への支援を進めるほか、事業承継の課題に直面する事業者への個別支援体制の充実に加え、県外からの移住者を含む創業希望者と廃業予定者とのマッチングの強化など、円滑な事業承継の実現に向けた施策を加速化させてまいります。

一方、元気で豊かな農林水産業を実現していくためには、生産規模の拡大、収益性の向上及び担い手の確保に向けた施策を推進することが重要であります。

水産業については、漁業者への経営指導や新規就業者の確保・育成対策を強化するとともに、地域の重要な雇用の場である定置網漁業の経営の安定化を図るため、漁具の改良や省力化に取り組む経営体を支援するほか、水産加工業者の営業力の強化に取り組んでまいります。

農林業においては、農林業所得のさらなる向上に向け、県内企業と連携した環境制御技術の普及拡大など、スマート農業を推進するほか、農地の基盤整備、担い手への集積、就農希望者の受入態勢の強化及び外国人材の活用等に力を

注ぐとともに、農産物の流通対策を推進してまいります。

県産品の輸出においては、さらなる輸出拡大に向け、新たな輸送ルートの開拓、商材の掘り起こし及び既存ルートとの関係強化に取り組んでまいります。

また、中国や韓国、香港を中心に、本県のプロモーション活動を展開するとともに、県産品をはじめとした本県の魅力を総合的に発信することにより、本県への誘客拡大並びに輸出促進を図ってまいります。

５　安心快適な暮らし広がる長崎県

多くの離島・半島を有する本県は、交流人口の拡大や産業振興を支える交通ネットワークの整備及び快適で安全・安心な暮らしづくりの実現に向けた生活基盤の整備や地域づくりを推進していく必要があります。

特に、近年、大規模な地震や集中豪雨など自然災害が頻発・激甚化していることから、自然災害防止事業等のハード面の防災・減災対策を重点的に推進することに加え、河川のハザードマップや要配慮者利用施設の避難確保計画づくりの推進並びに自主防災組織の活動支援や女性・若者の消防団加入促進などのソフト面の対策に力を注いでまいります。

また、九州新幹線西九州ルートをはじめ、高規格幹線道路や地域高規格道路などの高速交通ネットワークの整備、長崎空港の活性化、道路や橋梁等の老朽化対策の計画的な実施など、社会資本整備の着実な実施やインフラ資産の適正な管理に努めるとともに、犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくりを推進してまいります。

このほか、引き続き、有人国境離島法に基づく交付金を最大限に活用し、関係市町と連携しながら、雇用機会の拡充、住民の航路・航空路運賃の低廉化、農水産品等の輸送コストの負担軽減、滞在型観光の促進に努めるほか、病院企業団が行う、本土の医師をヘリコプターにより離島に派遣する施策を支援してまいります。

（特定複合観光施設（ＩＲ）区域整備の推進）

ＩＲ区域の整備については、去る10月1日、ＩＲ事業者から具体的な事業コンセプトの提案を募集するＲＦＣ（Request for Concept）を開始し、これまでに国内外の複数の事業者から参加の申し込みをいただいたところであります。

今後、来年1月10日までに事業者から具体的な提案書が提出されることになりますが、民間事業者の活力と創意工夫を活かした魅力的で具体的な提案がなされることを強く期待しております。

また、去る11月6日、九州・山口各県の知事及び経済団体の代表者が参加する九州地域戦略会議において、各団体の実務者による九州ＩＲ推進プロジェクトチームから、ＩＲを核とした広域周遊や、九州各地からの食材調達による地産地消の推進など、九州・長崎ＩＲを活かした広域連携のあり方についての中間報告が行われました。

今後とも、県議会や県民の皆様のご意見をお伺いしながら、九州の観光及び地域経済の活性化に寄与し、我が国の経済成長にも貢献する九州・長崎ＩＲの実現に向け、九州・山口各県及び経済界と連携した誘致活動を展開し、区域認定の獲得を目指してまいります。

（九州新幹線西九州ルートの整備促進）

九州新幹線西九州ルートについては、本年8月5日、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」から示された整備のあり方等に関する基本

方針において、フル規格により整備することが適当であると判断されるとともに、関係者である国土交通省・佐賀県・長崎県・ＪＲ九州の間での協議が求められております。

このような中、去る10月28日、国土交通大臣と鉄道局長がそれぞれ、佐賀県知事と会談を行われ、基本方針が示されて以降、初めて、新鳥栖～武雄温泉間の整備のあり方についての意見が交わされたところであります。

国土交通省としては、引き続き佐賀県との協議を継続する考えであり、県としては、今後の議論の進展につながることを期待し、その協議の状況を注視するとともに、国土交通省等からの情報収集を行いながら、関係者との協議に積極的に参加するなど議論の進展に努め、全線フル規格による整備の実現に向けて力を注いでまいりたいと考えております。

（観光の振興）

本県観光の動向については、本年上半期の主要宿泊施設における延べ宿泊者数は前年比1.3%の増加となったものの、7月以降、韓国人観光客の減少や台風・大雨などの影響から厳しい状況が続いております。

このような中、将来にわたり観光客を呼び込むためには、観光の質を高め、観光客の満足度の向上を図り、本県に繰り返し訪れていただけるような観光まちづくりを進めることが重要であります。

そのため、今年度は、地域住民が主体的に取り組む観光まちづくりへの支援や宿泊施設のサービス向上、食の魅力の発信に加え、優良事例の表彰制度の創設や観光産業の担い手の確保など、様々な観光振興対策を推進しております。

また、韓国人観光客が減少している対馬市においては、宿泊料金の一部を割り引く「行っ得！つしま宿泊割引キャンペーン」を11月1日から開始するとともに、自然景観や歴史・文化、食など、対馬の魅力を情報発信し、国内観光客の誘致に全力で取り組んでいるところであります。

今後とも、韓国人観光客の動向など、事態の推移を見極めながら、国境離島地域をはじめ、本県観光の振興に力を注いでまいります。

（ローマ教皇の長崎訪問）

ローマ教皇フランシスコ台下におかれましては、去る11月24日に本県をご訪問になられ、原爆落下中心地において、「長崎は、核兵器が人道的にも環境にも悲劇的な結末をもたらすことの証人としての町である」とされたうえで、「核兵器のない世界が可能であり必要であるという確信をもって、政治をつかさどる指導者の皆さんにお願いします。核兵器は、今日の国際的また国家の安全保障への脅威から、私たちを守ってくれるものではない、そう心に刻んでください。人道的及び環境の観点から、核兵器の使用がもたらす壊滅的な破壊を考えなくてはなりません。核の理論によって促される、恐れ、不信、敵意の増幅を止めなければなりません」と呼びかけられたところであります。

このメッセージは、世界の平和を願う人々に大きな勇気と励みを与えるものであり、被爆者をはじめ、長崎県民と思いを共有していただいていることは大変心強く、改めて被爆地の思いを世界に向け訴えていかなければならないと考えております。

さらに、西坂公園においては、二十六聖人殉教者へ祈りを捧げられ、長崎県営野球場においては、県内外から参加された多くの方々とともに、ミサをあげられるなど、幅広い皆様方と交流を深められました。

このたびのご訪問を多くの方々が歓迎される中、全ての行程が滞りなく終了できましたのは、カトリック長崎大司教区をはじめ、関係機関の皆様のお力添えの賜物であり、改めて、ご訪問に携わっていただいた全ての方々に感謝を申し上げます。

県としましては、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を目指して、教皇の平和のメッセージをはじめ、長崎ご訪問の状況を世界に向けて発信してまいりたいと考えております。

（石木ダムの推進）

石木ダムについては、去る11月13日、「長崎県公共事業評価監視委員会」から、工期を令和7年度まで3年間延長したうえで、事業継続を認める意見書をいただいたところであります。

当委員会からは、「全国的な大雨や渇水による想定外の被害の発生等、近年の自然災害の激甚化は深刻であり、石木ダム建設事業の必要性は益々高まっている」との意見をいただいており、防災・減災対策の重要性が一層高まる中、県としては、引き続き事業の促進に力を注いでまいりたいと考えております。

また、ダム建設に必要な用地については、去る11月18日に、全ての用地の明け渡しの期限を迎えたところでありますが、今後も地元の方々に対して、協力が得られるよう働きかけを続けるとともに、状況の変化を見極めながら、適切に対処してまいりたいと考えております。

（幹線道路の整備）

地域振興を支える高規格幹線道路等の整備については、去る10月30日、西九州自動車道のさらなる整備促進を図るため、本県、福岡県、佐賀県並びに3県沿線市町合同による建設促進大会を東京都で開催いたしました。

当日は、各県の国会議員の方々をはじめ、関係皆様のご出席をいただき、松浦佐々道路等の事業中区間の早期完成や暫定2車線区間の4車線化への早期着手など、4項目を決議するとともに、国土交通省並びに財務省へ要望を行ったところであります。

また、昨年度事業化されました佐々インターから佐世保大塔インター間の4車線化については、今月2日に、約120人の参加者のもと着工式が開催されるなど、着実に整備が進められております。

今後とも、地域の活性化や安全・安心の確保を図るため、効率的で効果的な道路ネットワークの整備に努めてまいります。

（基幹産業の振興）

県においては、県内経済の活性化と力強い産業の育成のために、本県が強みを持つ半導体関連企業の立地・拡大を支援し、良質な雇用の場を確保するとともに、新たな基幹産業の創出を目指し、航空機関連産業、ＡＩ・ＩｏＴ・ロボット関連産業、海洋エネルギー関連産業の誘致・育成に取り組んでいるところであります。

このような中、スマートフォンのカメラなどに使用されている半導体画像センサーにおいて、世界のトップシェアを誇るソニー株式会社から、去る10月30日、ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社長崎テクノロジーセンターに新棟を建設するとの発表がありました。

今回の決定は、県内での事業拡大を強くお願いしてまいりました本県にとって、魅力ある雇用機会の拡大に結びつくものであると考えており、発表された投資額によると、1,000人規模の新たな雇用が期待されるところであります。

また、半導体画像センサーは、今後、自動運転や産業用ロボットなど、ＡＩ・ＩｏＴ・ロボット分野での需要も見込まれており、長崎発

の製品が世界に羽ばたいていくことを大いに期待しております。

引き続き、成長分野における企業の事業拡大を支援し、県内産業の活性化と雇用の拡大に全力を注いでまいります。

（企業誘致の推進）

去る10月29日、楽天の保険グループである楽天生命保険株式会社、楽天損害保険株式会社、楽天少額短期保険株式会社、楽天インシュアランスプランニング株式会社の4社が、長崎市への立地とクレインハーバー長崎ビルへの入居を決定され、11月25日に立地協定を締結いたしました。これら4社においては、3年間で120人を雇用し、保険金支払いや契約関連事務等を行うこととされております。

なお、今回の立地決定により、クレインハーバー長崎ビルの入居率は90％に達し、入居企業8社の雇用計画数の合計は724人となります。

さらに、11月15日には、山梨県に本社を置く株式会社電溶工業が、大村市への立地を決定されました。同社は、5年間で12人を雇用し、自動車メーカー向けスポット溶接ロボットの設計・開発を行うこととされております。

このほか、大村市への立地が決定しておりましたマコー株式会社と10月10日に、長崎市への立地が決定しておりました株式会社デンソーウェーブと10月15日に、同じく長崎市への立地が決定しておりました株式会社セイノー情報サービスと11月7日に、それぞれ立地協定を締結したところであります。

今後とも、雇用の拡大と地域経済の活性化につながるよう地元自治体等と連携しながら、企業誘致の推進に努めてまいります。

（県立高等学校教育改革の推進）

現在の高校改革基本方針が令和2年度に期限を迎えるため、第三期長崎県高校改革推進会議から本年8月に提出された報告書の内容を踏まえ、教育委員会では、令和3年度からの10年間を計画期間とする「第三期長崎県立高等学校改革基本方針」の策定作業を進め、このたび、素案を取りまとめたところであります。

今回の素案では、生徒が「変化の激しい社会において自立的に生き、社会の形成に参画する力」や「ふるさと長崎への愛着と誇りを持ち、本県の未来を担う力」を身につけるための教育制度の改革並びに適正配置等に関する基本的な考え方を示しております。

今後、県議会において、ご議論いただくとともに、県民の皆様からのご意見をお伺いしながら、さらに検討を重ね、来年3月の策定を目指してまいります。

（スポーツの振興）

去る9月28日から10月8日まで、茨城県で開催された「第74回国民体育大会」において、本県は、陸上成年男子の山本凌雅選手の2連覇をはじめ、ソフトボール成年男子、ソフトボール少年女子、陸上少年男子の池田成諒選手が優勝するなど、20競技46種目での入賞を果たし、総合成績は昨年の41位から26位へと順位を上げることができました。

「ふるさと長崎県」の代表として、力の限りを尽くされた本県選手団の皆様のご健闘をたたえるとともに、温かい声援をいただいた多くの県民の皆様に心から感謝申し上げます。

今後とも「チーム長崎」として、心を一つに、さらなる競技力の向上を推進してまいります。

同じく茨城県で10月12日から14日に予定されておりました「第19回全国障害者スポーツ大会」については、台風19号の影響を受け、残念ながら、全日程中止となりましたが、引き続き、障

害者スポーツの裾野拡大と選手・指導者の育成強化に努めてまいります。

次に、議案関係について、ご説明いたします。

まず、補正予算でありますが、災害関連・復旧等に要する経費、給与改定及び職員給与関係既定予算の過不足の調整、その他緊急を要する経費について編成いたしました。

一般会計39億3,983万3,000円の増額、特別会計63万2,000円の増額、企業会計285万7,000円の減額補正をしております。

この結果、現計予算と合算した本年度の一般会計の歳入歳出予算額は、7,160億9,496万5,000円となり、前年同期の予算に比べ、113億2,662万8,000円の増となっております。

次に、予算以外の議案のうち、主なものについて、ご説明いたします。

第126号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、去る10月9日に行われた県人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」、並びに国家公務員の給与の取り扱いの状況等を踏まえ、関係条例を改正しようとするものであります。

第132号議案「当せん金付証票の発売について」は、当せん金付証票法の規定により、宝くじの発売限度額について定めようとするものであります。

第134号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、伊王島リゾート公園の管理を行う指定管理者を指定しようとするものであります。

第139号議案は、長崎県教育委員会の委員の任命について議会の同意を得ようとするものであります。

委員といたしまして、森　百合子君を任命しようとするものであります。

適任と存じますので、ご決定を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、教育委員会委員を退任されます前田さとみ君には、在任中、多大のご尽力をいただきました。この機会に厚くお礼申し上げます。

その他の案件については、説明を省略させていただきますので、ご了承を賜りたいと存じます。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明を終わります。

何とぞ、慎重にご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（瀬川光之君）　お諮りいたします。

ただいま上程いたしました議案のうち、第139号議案「長崎県教育委員会の委員の任命について議会の同意を求めることについて」は、委員会付託及び質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

第139号議案は、原案のとおり、委員として、森　百合子君に同意を与えることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、第139号議案は、原案のとおり同意を与えることに決定されました。

次に、議会運営委員会より、発議第193号「長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案が、お手元に配付いたしておりますとおり提出されておりますので、これを上程いたします。

本日の会議は、これにて終了いたします。

明日から12月2日までは、議案調査等のため

本会議は休会、12月3日は、定刻より本会議を
開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

― 午前１１時　０分　散会 ―

第　7　日　目

令和元年１１月定例会　　令和元年１２月３日

議　　事　　日　　程

第　７　日　目

◇　　◇

１　開　　議

２　県政一般に対する質問

３　散　　会

令和元年１２月３日（火曜日）

出　席　議　員（４６名）

１番	宮　本　法　広　君
２番	赤　木　幸　仁　君
３番	中　村　泰　輔　君
４番	饗　庭　敦　子　君
５番	堤　　典　子　君
６番	宮　島　大　典　君
７番	下　条　博　文　君
８番	山　下　博　史　君
９番	北　村　貴　寿　君
１０番	浦　川　基　継　君
１１番	久保田　将　誠　君
１２番	石　本　政　弘　君
１３番	中　村　一　三　君
１４番	大　場　博　文　君
１５番	山　口　経　正　君
１６番	麻　生　　隆　君
１７番	川　崎　祥　司　君
１８番	坂　本　　浩　君
１９番	深　堀　ひろし　君
２０番	山　口　初　實　君
２１番	近　藤　智　昭　君
２２番	宅　島　寿　一　君
２３番	松　本　洋　介　君
２４番	ごう　まなみ　君
２５番	山　本　啓　介　君
２６番	前　田　哲　也　君
２７番	山　本　由　夫　君
２８番	吉　村　　洋　君
２９番	大久保　潔　重　君
３０番	中　島　浩　介　君
３１番	浅　田　ますみ　君
３２番	山　田　博　司　君
３３番	堀　江　ひとみ　君
３４番	山　田　朋　子　君
３５番	西　川　克　己　君
３６番	外　間　雅　広　君
３７番	瀬　川　光　之　君
３８番	坂　本　智　徳　君
３９番	中　村　和　弥　君
４０番	徳　永　達　也　君
４１番	中　島　廣　義　君
４２番	溝　口　芙美雄　君
４３番	中　山　　功　君
４４番	小　林　克　敏　君
４５番	田　中　愛　国　君
４６番	八　江　利　春　君

説明のため出席した者

知事	中　村　法　道　君
副知事	上　田　裕　司　君
副知事	平　田　　研　君
統轄監	濱　田　厚　史　君
危機管理監	荒　木　　秀　君
総務部長	平　田　修　三　君
企画振興部長	柿　本　敏　晶　君
文化観光国際部長	中　﨑　謙　司　君
県民生活部長	木　山　勝　己　君
環境部長	宮　﨑　浩　善　君
福祉保健部長	中　田　勝　己　君
福祉保健部こども政策局長	園　田　俊　輔　君
産業労働部長	廣　田　義　美　君
水産部長	坂　本　清　一　君
農林部長	中　村　　功　君
土木部長	岩　見　洋　一　君
会計管理者	野　嶋　克　哉　君
交通局長	太　田　彰　幸　君
企画振興部政策監	前　川　謙　介　君

文化観光国際部政策監	浦　真樹　君
産業労働部政策監	貞方　学　君
教育委員会教育長	池松誠二　君
選挙管理委員会委員長	永淵勝幸　君
代表監査委員	濵本磨毅穂　君
人事委員会委員長	水上正博　君
公安委員会委員	川口博樹　君
警察本部長	迫田裕治　君
監査事務局長	下田芳之　君
人事委員会事務局長(労働委員会事務局長併任)	大﨑義郎　君
教育次長	本田道明　君
財政課長	早稲田智仁　君
秘書課長	伊達良弘　君
選挙管理委員会書記長	井手美都子　君
警察本部総務課長	多田浩之　君

議会事務局職員出席者

局長	木下　忠　君
議事課長	川原孝行　君
政務調査課長	太田勝也　君
議事課長補佐	永田貴紀　君
議事課係長	梶谷　利　君
議事課主任主事	天雨千代子　君

― 午前１０時　０分　開議 ―

○議長（瀬川光之君）　ただいまから、本日の会議を開きます。

この際、堀江議員から、11月27日の認定第1号にかかる討論において、一部発言を訂正したい旨の申し出がありましたので、議長において、後刻、会議録を精査のうえ、適切な措置をいたしますので、ご了承をお願いいたします。

これより、一般質問を行います。

徳永議員―40番。

○４０番（徳永達也君）（拍手）〔登壇〕　おはようございます。

自由民主党・県民会議、雲仙市選挙区選出の徳永達也でございます。

まず、質問に入ります前に、このたびの天皇陛下のご即位に際し、県民の皆様とともに、謹んでお祝い申し上げます。

併せて、天皇、皇后両陛下、並びに皇室のますますのご繁栄を心からご祈念を申し上げます。

また、ローマ教皇フランシスコ台下におかれましては、11月24日に本県をご訪問いただき、多くの方々が歓迎される中、無事に本県での日程を終了されました。

ローマ教皇として、38年ぶりのご来県は、大変光栄なことであり、多くの県民の皆様が、直に姿を拝見し、お言葉を聞くことができたことを大変喜ばしく思うとともに、世界のカトリック信者の最高指導者である教皇台下が、ここ長崎から、核兵器廃絶に関わるメッセージを発信されたことは、大変意義深いものと考えております。

さらに、本年のたび重なる台風や大雨等の災害では、全国で多くの方がお亡くなりになり、または行方不明になられ、避難生活を余儀なくされる方がいらっしゃいます。

お亡くなりになられました方々に、改めて哀悼の意を表しますとともに、被害を受けられた皆様に衷心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従い、質問に入ります。

1、次期まち・ひと・しごと創生総合戦略と令和2年度重点戦略について。

（1）次期総合戦略（素案）について。

我が国は、全国的に人口減少が進みつつあり、東京など都市圏への一極化により、地方の人口減少は深刻な問題となっており、本県において

も、全国平均より早く進んでいる人口減少対策は最大の課題であります。

その要因としては、雇用や少子化、住環境等の暮らしやすさなど、非常に多岐にわたるものと考えられ、簡単に解決できる問題ではないと考えております。

県でも、これまで、さまざまな対策に積極的に取り組んでこられ、一定の成果が得られている分野もあると伺っておりますが、なかなか人口減少の抑制にまでは至っていないのではないかと思います。

先日の予算決算委員会で質問いたしましたが、現在の成果として、企業誘致による雇用創出数や移住者数は目標を超える実績が出ているものの、新規学卒者の県内就職率が低迷していること、女性の県外転出が拡大していることなどが課題であるとの答弁がありました。

こうした成果と課題を踏まえ、次期戦略においては、成果が出ている部分は、さらに施策を強化し、足らざる部分については、施策を追加・拡充するべきであると考えますが、次期戦略について、今後、どのような施策を講じていこうと考えているのか、お尋ねをいたします。

（2）令和2年度重点戦略（素案）について。

令和2年度は、新たな総合戦略のスタートの年であり、人口減少対策を着実に推進するため、最も重要な一年であります。

そこで、県においては、令和2年度の重点戦略を策定し、具体的な成果に直結する政策への集中化・重点化を図ることとされ、そのうちの人口減少対策では、部局横断的に取り組む5つの重点テーマが掲げられております。

これは、統轄監が昨年4月に着任されてから、プロジェクトチームを立ち上げ、取り組まれてきたテーマでもありますが、この一年半で、さらに強化すべきところや、足らざる部分など、見えてきていると思います。それらを踏まえて、令和2年度において、どのような視点で、どのような事業を検討されているのか、お伺いいたします。

次に、重点戦略の具体的な取組について、数点お伺いします。

国では、観光を地方創生の切り札、成長戦略の柱として、「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき、訪日外国人旅行者拡大に向けたさまざまな施策を展開されております。

本県においても、平成30年の外国人延べ宿泊者数は93万人泊と過去最高を記録したものの、地域間競争が激しくなる中、他県に後れをとっているのが現状であります。

国内からは、3,500万人が訪れる観光県としての実績がある一方で、インバウンドが低迷しているのは、海外向けの情報発信が不足していることが大きな要因ではないかと考えます。

私が台湾や東南アジアを訪問した際にも、現地の旅行会社などから、本県の海外向けの情報発信が、国内の他地域に比べて少なく、観光地としてほとんど知られていないと指摘を受けたところであります。

本県には、自然や歴史、文化、食など、他県に負けない魅力が数多くありながら、海外向けの情報発信ができておらず、十分に伝わっていないという現状に対して、来年度はどのような施策を掲げて取り組んでいかれるのか、お尋ねをいたします。

次に、製造業については、県民所得の向上に大きく寄与しており、具体的には、昨年度からの増加目標額である64億円に対し、実績は770億円となるなど、本県の産業振興において非常に重要なポイントであると考えております。

今回発表のあったソニーの新工場建設、三菱重工航空エンジン、また、富士フィルムや京セラ、デンソーウェーブ、楽天などが次々に立地を決定しているところですが、こうした長崎県への企業立地は、全国的に注目を浴びているのではないかと考えており、今後、さらなる企業誘致に期待を寄せているところであります。

人口減少対策にとって、企業誘致は効果が高い施策であり、こうした流れを受け、今後、どのように企業誘致を進めていこうと考えているのか、お尋ねをいたします。

2、県立高等学校改革について。

子どもたちが生きていく新たな時代は、人の働き方や生き方を含め、社会全体の構造までもが現在とは大きく異なっていくものと思われます。

このような予測困難な時代にあっても、子どもたちが自らの人生を切り拓き、新たな時代を先導していくための力を身につけさせるためには、高校における教育の質を高めていくことが極めて重要であります。

県教育委員会では、令和3年度から、今後10年間の高校教育改革や、適正配置の基本的な考え方を示す「第三期高校改革基本方針」の素案を取りまとめられましたが、今後も、少子化が進行する中、次期基本方針においては、本県の現状や今後の教育環境の変化等を踏まえて、どのような改革を進めようとされておられるのか、お尋ねをいたします。

また、地域の施設、企業の協力のもと、看護、介護、保育などに関する実習や、商品開発に取り組む国見高校、小浜高校のように、地域に密着した教育活動を行っている高校の一層の活性化を進めていくために、どのような改革に取り組もうとされているのか、お尋ねをします。

3、特定複合観光施設（ＩＲ）区域整備の推進について。

ご承知のとおり、ＩＲ区域の認定数は、全国で上限3カ所とされており、現在では、本県のほかに、大阪、和歌山、横浜がＩＲ誘致を表明されております。

先日、北海道知事が、自然環境への影響や今回の区域整備計画の認定までのスケジュールなどを勘案し、ＩＲ誘致を断念したとの報道がありましたが、このほかにも東京や千葉などがＩＲを検討している状況であり、地域間の競争が激しさを増していく中、県としては、スピード感をもって取り組んでいると思いますが、先月19日に、2021年（令和3年）1月4日から7月30日を区域整備計画の申請受付期間として政府から公表され、パブリックコメントが今月18日までに実施をされております。

こうした状況を踏まえて、県はどのようなスケジュールで国の選定に臨もうとしているのか、お尋ねをします。

また、本県の優位性として、アジア地域との近接性や豊富な観光資源、ＩＲ誘致に向けた地元長崎や九州での合意形成などが挙げられますが、一方で、ＩＲ事業者側から見た本県に対する評価をどのように受け止めているのか、お尋ねをします。

4、石木ダムの推進について。

石木ダムの建設は、県と佐世保市が事業採択以来、40年以上の長きにわたり取り組んできた最重要課題であり、川棚川の治水対策や佐世保市の水源不足解消のため、欠かすことのできない大変重要な事業であります。

また、台風19号をはじめ、近年、県内を含む全国各地で自然災害が頻発しており、洪水や渇水から地域住民の安全・安心を守るため、本事

業の果たす役割は、より一層大きなものとなっております。

ダム建設に必要な用地は、本年5月の土地収用の裁決を経て、11月18日には明け渡しの期限を迎えました。

しかし、このような状況下においても、依然として、一部地元住民の方々は、強硬な事業反対の姿勢を崩しておらず、土地の明け渡しをいただいていない状態が続いております。

そこで、事業採択から長い年月が経過し、多くの方々の尽力にもかかわらず、ダム建設に必要な用地の明け渡しが行われていない現状についての知事の思いと、このような状況を打開し、今後、県として、ダムの早期完成に向け、どのように事業を推進していくのか、県の考えをお尋ねいたします。

5、九州新幹線西九州ルートの現状と課題について。

（1）全線フル規格に向けた佐賀県への取組について。

九州新幹線西九州ルートについて、本県議会としては、これまで、佐賀県議会に対し、整備促進に向けた議論を進めていただくよう働きかけておりましたが、与党ＰＴ検討委員会の基本方針が示された本年8月には、自民党佐賀県議団の整備のあり方を議論するプロジェクトチームが立ち上がり、具体的な議論が始められたと聞いております。

国土交通省は、このプロジェクトチームに出向いて、フリーゲージトレインの開発経過や、約660億円とされている実質地方負担などについて説明をされており、今後、佐賀県議会での議論が加速していくのではないかと考えております。

また、11月2日の新聞記事では、国土交通省の水嶋鉄道局長は、佐賀県の地元負担について、「単年度で約660億円を支払うわけではない」、「多額の固定資産税も県内の沿線市町に入る」、「他の公共事業に比べ、地方の負担は比較的少ない」などと述べており、こうしたさまざまな情報が示されることで、佐賀県内での議論が深まっていくのではないかと期待をしているところであります。

こういった議論の高まりとともに、まずは佐賀県に、関係者との協議のテーブルに着いていただき、課題解決に向けた議論を行うことが大切ではないかと考えておりますが、佐賀県知事は、どのような考えを持たれていて、また、どうすれば議論を前に進められると思うか、見解をお尋ねいたします。

（2）西九州ルート開業に伴う長崎本線の上下分離について。

在来線区間のＪＲ長崎本線肥前山口から諫早間は、平成19年の長崎県、佐賀県及びＪＲ九州による3者基本合意、そして、平成28年の関係6者の合意において、「ＪＲ九州は、経営分離をせず、上下分離方式により、開業後23年間運行を継続すること」が決定をされておりました。

かつて、佐賀県の鹿島市や江北町がＪＲ九州からの経営分離について危機感を募らせていたこともあり、新幹線整備の認可の条件であるＪＲ九州からの経営分離のための地元同意が困難な状況でありました。

そのため、ＪＲ九州は、経営分離せず、博多から肥前鹿島間に特急列車を運行し、また、長崎県は、鉄道施設の維持管理経費の見込額、年間2.3億円について、佐賀県1に対し、長崎県2で負担するという、佐賀県の負担軽減のための応分の負担を行う決断をしたところであります。

ところが、当時、年間2.3億円の維持管理経

費が、大幅に増額になる見通しということが判明し、佐賀県知事が両県の費用負担の問題に触れた際、長崎県側が負担割合について難色を示していると言い、「値切られているようだ」と不快感を示しているとの報道がありました。

そこで、令和4年度の上下分離の実施に向けて、これまで佐賀県やＪＲ九州とはどのような協議を行ってきて、また、佐賀県との費用負担の問題については、今後、どのように対応していくのか、お尋ねをいたします。

6、土木行政の推進について。

（1）道路網の整備について。

島原半島は、雲仙・天草国立公園をはじめ、世界文化遺産の原城跡など、豊富な観光資源があり、さらには、農業産出額が県全体の半数を占めるなど、一大農業地帯でもあります。

しかしながら、半島という地理的条件に恵まれていないため、道路交通への依存度が高い状況にあり、観光振興や物流の効率化を図るうえで、幹線道路網の整備は最も重要な社会資本であると考えております。

そこで、道路網の整備について、3点お尋ねをいたします。

現在、島原道路につきましては、国と県とが、それぞれ役割を分担しながら整備を行っていただいていることには、改めて感謝を申し上げます。

このような中、諫早インターから愛野インター間については、慢性的な渋滞に加え、新たな産業団地の分譲が予定されているなど、今後、さらなる交通量の増加が予想されます。

また、高速自動車道と接続する諫早インターからの高速化の実現のためには、森山拡幅をはじめ、当区間の早期完成が望まれているところですが、完成時期の見通しや整備状況について、お尋ねをいたします。

次に、島原道路の高速ネットワークを最大限発揮させるためには、未着手区間である島原市有明町から雲仙市瑞穂町間の約10キロメートルについての整備が必要不可欠であると思われますが、新規事業化に向けた県の取組について、お尋ねをいたします。

3点目は、雲仙市愛野町から小浜町間のバイパス整備については、地域の声も大きく、平成30年には約3万5,000人の署名が集められました。

また、県議会においても、同僚議員と一緒に、再三質問させていただいておりますが、事業費が大きくなることや、費用対効果に課題があるとの説明を受けております。

それでは、どのような整備ならできるのか、早期事業化に向け、実現可能な整備手法を探るべきだと思われますが、県の見解をお尋ねいたします。

7、自然災害に対する防災・減災対策について。

昨今、全国各地で大雨や台風、地震などにより、水害や土砂災害及び高潮被害等が頻発、激甚化しており、甚大な被害をこうむっているところであります。

本県においても、過去には、昭和32年の「諫早大水害」や、昭和57年の「長崎大水害」、さらには、平成2年の「雲仙・普賢岳噴火災害」など、幾多の甚大な災害に見舞われた経験があります。

また、今年も2回の大雨特別警報及び3回の50年に一度の大雨情報が発表され、県北地域や対馬市などが、浸水や土砂被害が発生しているところであります。

今後も、自然災害が頻発化することが見込まれる状況の中、本県においても、地震や大雨な

どに対するハード・ソフト両面からの防災・減災対策は極めて重要であると考えております。

そのうち、ハード面に関しては、浸水被害が発生している河川や斜面崩壊等のおそれがある急傾斜や道路のり面などにおいて、計画的に対策が実施されていると思いますが、事業の進捗が図られていない箇所や、近年の被害実績を踏まえ、緊急対策を要する箇所などについて、今後、どのように取り組んでいくのか、お尋ねをいたします。

併せて、ソフト面に関しては、市町の避難情報の発令や、発令後の住民避難の遅れなど、迅速な避難ができていないことが課題であると思いますが、住民の避難行動につなげるために、どのように取り組んでいくのか、お尋ねをいたします。

以上で、壇上からの質問を終了し、対面演壇席から再質問をさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕　徳永議員のご質問にお答えをいたします。

まず、次期総合戦略において、今後、どのような施策を講じていくのかとのお尋ねでございます。

現総合戦略においては、企業誘致等による雇用計画数や移住者数の増加など、一部には成果が見られますものの、新規学卒者の県内就職率の伸び悩みに加え、進学等で県外に転出後、多くの方々が本県に戻られないこと、女性の転出超過数が拡大傾向にあること、県民も含めた意識共有の不足などが課題であると考えております。

このため、一定成果が出ている雇用の場の創出については、航空機、ロボット、ＩｏＴ、海洋エネルギーの分野における大学等との連携による専門人材の育成や、先端技術の導入等の推進に加え、企業誘致についても、システム開発や金融、ＩＴ部門など、成長が見込まれる分野に力を注ぐとともに、県内就職対策やUターン就職対策等との連携を強化してまいりたいと考えております。

また、順調に推移しております移住施策につきましては、さらなる移住促進を目指し、きめ細かな相談・支援体制の充実や、ＵＩターン別のターゲットに応じた効果的な情報発信を展開するとともに、移住希望者のすそ野を拡大するため、関係人口の創出・拡大にも取り組んでまいりたいと考えております。

一方、伸び悩んでおります県内就職率の向上につきましては、キャリアサポートスタッフ等によるきめ細かな就職支援に加え、賃金や休日等の処遇改善の働きかけなど、企業の採用力強化を支援するとともに、高校での講演や保護者会での説明等を通して、生徒や保護者の県内定着に対する理解、促進を図ってまいりたいと考えております。

さらに、県外進学者及び卒業後数年以内の既卒者を含む県外求職者に対して、首都圏や福岡県における就職相談や県内企業の説明会の開催等、Uターン就職対策を強化してまいります。

加えて、女性の県内定着促進につきましても、女性に特化した就職説明会や、福岡県を中心とした看護、介護、保育などの学生のＵＩターン就職等の取組を促進してまいります。

今後、県議会におけるご議論や、外部有識者で構成する懇話会、市町、県民の皆様、関係団体等のご意見をお伺いしながら、具体的な成果につながる戦略の策定を目指してまいります。

次に、令和2年度の重点戦略のうち、企業誘

致にどのように取り組んでいこうと考えているのかとのお尋ねであります。

企業誘致につきましては、これまで、本県は交通アクセスや物流、工業団地が少ないなど、厳しい立地環境にありましたが、ＢＣＰ対応や人材不足の深刻化、ＩＴ技術の進展など、企業を取り巻く環境が大きく変化する中で、本県への立地可能性も高まりつつあるのではないかと考えております。

このため、県においては、工業団地やオフィスビルの整備を進めてまいりますとともに、県立大学の情報セキュリティ学科の開設による専門人材の育成、航空機やロボット、ＩｏＴ関連など、新たな基幹産業の創出に向けた取組を進めてまいりましたが、こうした取組が一定企業誘致の実現につながりつつあるものと考えております。

今後も、さらに、人材育成に力を注いでまいりますとともに、産学が連携した研究体制の整備や、ＢＣＰ拠点としての本県の優位性等をアピールしながら、企業誘致に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、特定複合観光施設（ＩＲ）区域の整備についてのお尋ねでございます。

本年9月以降、区域認定基準や申請期間等を定める国の基本方針案が段階的に公表され、来年早々にも正式決定することが見込まれております。

県といたしましては、国の基本方針を踏まえ、現在実施中のＲＦＣの結果も参考にしながら、実施方針を策定することとしており、来年3月を目途に内容を確定し、公表したいと考えております。

その後、実施方針をもとに、来年度早々にもＩＲ事業者の公募に着手し、選定した事業者とともに区域整備計画をしっかりと練りあげ、令和3年7月30日までに国土交通大臣に対し、認定申請を行うこととしております。

なお、事業者決定の具体的時期につきましては、他の地域の事業者選定の動きも十分見極めつつ、区域整備計画策定の時期も考慮しながら、戦略的に検討してまいりたいと考えております。

次に、石木ダムの問題について、現状についての思いと、早期完成に向けて、どのように事業を推進していくのかとのお尋ねでございます。

石木ダムの建設事業につきましては、昭和50年度の事業採択以来、歴代の知事をはじめ、多くの関係者が事業に反対する地元住民の理解を得るため、さまざまな努力を重ねてこられたところであります。

去る11月18日、ダム建設に必要な全ての用地の「明け渡しの期限」を迎えましたが、いまだ明け渡しをいただいていないことについて、大変残念に思っております。

しかしながら、石木ダムの建設は、川棚川の抜本的な治水対策、また、佐世保市の慢性的な水源不足解消のため、必要不可欠な事業であると考えております。

一方で、近年、県内をはじめ、全国各地において、自然災害が頻発し、防災・減災対策の重要性が一層高まっているところであり、県民の安全・安心を確保することは、行政の重要な責務であると認識をいたしております。

また、過去の洪水や渇水で大変な思いをされた方々や、ふるさとへの思いがある中で、大切な土地をお譲りいただいた8割以上の地権者のお気持ちやご意見も大切にしなければならないと考えており、反対住民の方々には、こうした方々の思いや、昨今の自然災害の状況等についてもご理解をいただきたいと願っているところ

であります。

県といたしましては、現在、進めております工事の進捗に全力を尽くしてまいりますとともに、反対住民の方々には、県民の安全・安心確保のため、事業への協力に応じていただけるよう、粘り強く働きかけを続けてまいりたいと考えております。

今後も、本事業を取り巻く状況の変化を見極めながら、適切に対処し、令和7年度末のダム完成を目指して、佐世保市、川棚町と一体となって、事業の推進に力を注いでまいりたいと考えております。

次に、九州新幹線西九州ルートについて、佐賀県知事はどのような考え方を持たれていて、また、どうすれば議論が前に進められると思うのかとのお尋ねであります。

九州新幹線西九州ルートの整備については、これまで、佐賀県の山口知事は、「地方負担や在来線、ルート、地域振興などの課題がある」とされ、また、整備方式については、これまで合意してきた3つの方式とフル規格、ミニ新幹線を合わせた「5つの中で時間をかけて議論をするべき」と発言されております。

しかしながら、それぞれの課題や整備方式について、佐賀県が具体的にどのような考えをお持ちであるのか明らかにされていないため、本県をはじめ、国土交通省やＪＲ九州等の関係者との間で、どういった点で意見が一致していないのか、具体的に見えていないということが一番の問題点であろうかと考えております。

まずは、佐賀県の考え方をお示しいただくためにも、協議のテーブルに着くことが重要であり、そのうえで本年1月の知事会談で意見が一致いたしましたように、両県で一緒に議論していくことで解決に向けた方策が見えてくるものもあるのではないかと考えているところであります。

国土交通省においても、先日の国土交通大臣と佐賀県の山口知事の会談以降、引き続き、佐賀県と協議を行っていくとの意向を示され、そのための調整をされているものと考えております。

県としては、今後の国土交通省と佐賀県の協議の状況も踏まえつつ、その協議が進展するよう協力するとともに、佐賀県との協議も含め、積極的に対応してまいりたいと考えております。

次に、同じく、この新幹線に関連した上下分離の実施に向けて、どのような協議を行っているのかとのお尋ねでございます。

ＪＲ長崎本線肥前山口～諫早間の上下分離については、令和4年度の開業に向けて、関係者である佐賀県やＪＲ九州とさまざまな協議を行っているところであります。

これまで、長崎、佐賀両県により、鉄道施設の維持管理を行う一般社団法人を設立することや、ＪＲ九州に現場業務を委託すること等について方向性を確認しております。

また、ご指摘の鉄道施設の維持管理経費における佐賀県との費用負担割合については、平成20年4月に、第三セクター鉄道並みの基準で試算した年間2億3,000万円の見込額をもとに、佐賀県1に対し、長崎県2の割合で負担することとし、「災害等により、当初の見込み額を超えて費用が増加した場合の費用増加分については、両県が折半して負担する」ことを確認していたところであります。

しかしながら、確認当時と比べ、人件費や資材価格が上昇しただけではなく、それ以上に「維持管理のレベルがＪＲ基準へ上がること」、「設備指令業務が発生すること」が新たに判明

したことにより、大幅に費用が増加し、6億9,000万円程度となる見通しとなったほか、当時は想定されておりませんでした新法人の運営のための費用が必要となるなど、平成20年の確認当時から大きく状況が変化しているところであります。

このため、県としては、ＪＲ九州に対して費用縮減に向けた検討を求める一方で、佐賀県とは早急に副知事レベルでの協議を行い、そのうえで県議会のご意見をいただきながら協議を進めていくこととしておりました。

こうした中、佐賀県において、両県の実務者間で協議途中の内容を突然公表されたところであり、このことについては違和感を覚えているところであります。

佐賀県は、平成20年の確認により、全ての経費を佐賀県1に対して、長崎県2の負担割合とすべきとの主張をされておりますが、長崎県としては、確認当時から大きく状況が変化していることから、想定されていなかった費用も含め、新たな合意を図っていくための協議が必要であると考えているところであります。

長崎本線の上下分離は、本県にとって重要な問題でありますことから、引き続き、佐賀県やＪＲ九州との協議に力を注ぎ、円滑な実施に努めてまいりたいと考えているところであります。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長（瀬川光之君）　統括監。

○統轄監（濱田厚史君）　5つの重点テーマにおいて、令和2年度はどのような視点で事業を検討しているのかとのお尋ねでございますが、まず、プロジェクトチームでの検討過程を通じまして、人口減少対策は、県のみならず、市町、教育機関、民間等と連携した取組を継続的に行っていくことが最も重要との視点に立って、今年度事業の見直しや拡充を図ったところでございます。

そのうえで、若者の県内定着に関しましては、最大の流出先となっている福岡県での対策の強化、人材確保に向けた企業努力の促進、加えて、魅力ある雇用の場の創出といった視点に立ち、「ながさきＵＩターン就職支援センター」を活用した福岡県の学生等への働きかけの強化や、「情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）」の県立大学内での整備などの事業を検討しております。

そのほか、関係人口創出や移住、インバウンド分野においては、本県の情報発信力強化の視点を重視し、例えば長崎県のファンづくりや、先輩移住者によるＳＮＳ等での情報発信、外国人観光客向けの戦略的プロモーションなど、関係部局とともに、具体的な事業の検討を進めてきたところでございます。

○議長（瀬川光之君）　文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（浦　真樹君）　インバウンド対策として、海外向け情報発信に来年度どのように取り組むのかとのお尋ねでありますが、インバウンドの誘客拡大に向けましては、これまでも市町、関係団体と連携しながら、観光素材や受け入れ環境の多言語化など、外国人向け対応に取り組みますとともに、現地プロモーションやＷｅｂなどを活用した情報発信に取り組んできたところであります。

しかしながら、現地の旅行会社などからは、他県の露出が増える中で、本県の情報発信が少なく、観光地としての認知度が相対的に低下しているとの指摘を受けており、県といたしましても、強い危機感を抱いているところでございます。

そのため、来年度は、県産品と合わせた観光ＰＲ、メディア、旅行会社、航空会社などとも連携したプロモーションなど、現地での情報発信をこれまで以上に充実させてまいりますとともに、個人旅行化が進む中、ターゲットを絞り込んだ動画広告の配信、検証など、デジタルマーケティングに基づくプロモーションにも新たに取り組むなど、各市場の特性に応じた戦略的な情報発信を進めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　第三期高校改革基本方針素案について、2点お答えをいたします。

まず、改革の方向性についてでありますが、これまでの高校改革におきましては、地域や国際社会で活躍する人材の育成を目指した学科等を設置し、一定の成果を上げてまいりました。

今後は、急激な社会の変化に対応した学びの提供や、地域に根ざした教育活動の一層の充実が求められております。

第三期基本方針素案では、国における高校教育改革の方向性等を踏まえて、各学科やコースのさらなる特色化や、新たな学びの導入を進めるとともに、ふるさと教育、キャリア教育を一層推進し、地域の発展等に積極的に貢献しようとする意識の醸成を図りたいと考えております。

さらに、今後も見込まれる生徒の減少に対しては、学校規模の適正化と再編整備を進めることによって、望ましい教育環境を整え、「変化の激しい社会で自立的に生き、本県の未来を担う力」を生徒が身につけるための教育活動の活性化を進めてまいりたいと考えております。

次に、地域に根ざした教育活動を行っている高校の一層の活性化についてのお尋ねですが、現在、県立高校においては、地域課題の解決策の提案や地域の魅力の発信など、高校と地域が協働し、体験と実践を伴った学習を進め、地域を深く理解することを目指した教育活動を行っております。

第三期基本方針素案では、地域との組織的、継続的な連携、協働体制を一層充実させるとともに、各学科やコースの特性を活かしながら、地域の人材や企業等を活用した教育活動を進めることとしております。

併せて、社会環境の変化や地域のニーズを踏まえて、学科やコースの特色化について検討し、県立高校の一層の活性化を進めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君）　ＩＲについて、ＩＲ事業者から見た本県に対する評価をどのように受け止めているのかとのお尋ねでございます。

ＩＲ事業者からは、観光需要が急速に拡大するアジアとの近接性や、波静かで美しい大村湾に面し、都市インフラも整備済みである候補地、さらには、九州・山口各県及び経済界が一体となった推進体制や、九州の豊富な観光資源などについて高く評価をいただいております。

また、本県議会におかれては、平成29年12月に提出された、ＩＲ区域整備に関する意見書の採決の際には、約9割の議員の皆様に賛成いただくとともに、佐世保市議会におかれても、本年9月に行われたＩＲ事業用地売買予約の同意の際には、32名中31名の議員が賛成されたと伺っております。

ＩＲ整備法においては、区域整備計画の認定申請の際、県議会の議決及び立地市町村の同意が必要となること等から、国やＩＲ事業者は、

地域の合意形成を重視されているところであり、このような点についても評価をいただいているところでございます。

○議長（瀬川光之君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　私から、4点についてお答えいたします。

まず、島原道路の諫早インターから愛野インター間の整備状況はとのお尋ねです。

諫早インターから愛野インター間においては、現在、国で1工区、県で2工区の整備を行っております。

このうち、国で事業を進めております森山拡幅5キロメートルについては、軟弱地盤改良等に時間を要しておりましたが、現在、愛野側では橋梁等の構造物が建設されており、着実に整備が進められているところであります。今後も、尾崎交差点までの残工事について、早期に完成していただけるよう、国に働きかけてまいります。

また、県で施工しております諫早インター工区4.3キロメートルについては、既に2.7キロメートルを供用しており、残る小船越インターから諫早インター間の1.6キロメートルを令和2年3月に供用することとしております。

一方、長野栗面工区2.7キロメートルについては、トンネルの舗装工事や、国道57号へのアクセス道路の改良工事を鋭意進め、早期完成に努めてまいります。

次に、有明～瑞穂間の新規事業化に向けた取組はとのお尋ねです。

島原道路のうち、半島内で唯一の未着手として残る島原市有明町から雲仙市瑞穂町間の約10キロメートル区間については、現在、来年度の新規事業化に向けて、国との協議を重ねているところであります。

また、去る11月4日には、雲仙市において、沿線住民の約480名の参加のもと、建設促進大会が盛大に開催され、さらに、11月19日には、関係4市とともに、国土交通省、財務省へ要望活動を行ってまいりました。

国も、島原道路の重要性は認識していただいているところであり、今後も引き続き、新規事業化を強く要望してまいります。

次に、愛野から小浜間の整備についてはとのお尋ねです。

愛野から小浜間は、国道が1本のみであり、代替性について課題があることは認識しております。

しかしながら、現在、島原半島の道路整備においては、島原道路を早期に完成させることに集中しており、また、国においては、国道57号の機能強化に力を入れていることから、バイパスの整備については、その後の課題と考えております。

一方、雲仙市においては、今年度、独自にルート検討を進められているところであり、県としましても、その結果を踏まえ、当区間の将来のあり方や整備手法について、代替性の観点も含め、国や市と議論を行ってまいりたいと考えております。

最後に、河川、急傾斜、道路のり面のうち、緊急対策を要する箇所などについて、今後どのように取り組んでいくかとのお尋ねです。

河川改修や急傾斜及び道路ののり面対策が必要な箇所については、おのおのの事業計画や採択要件に基づき整備を進めており、平成30年度末の整備率は、河川で約57％、急傾斜で約28％、道路で約45％となっております。

事業の進捗が図られていない箇所については、補正予算や有利な起債事業を最大限活用すると

ともに、関係市町の協力を得ながら、早期の用地取得に努め、事業の進捗を図ってまいります。

一方、緊急点検の結果、早期に対策を要する箇所につきましては、「防災・減災国土強靭化3カ年緊急対策予算」などを活用し、優先的に対策を実施しているところです。

しかしながら、3カ年緊急対策だけでは、全てに対応できていないことから、今後も計画的に対策を実施するため、国に対して予算拡充の要望を行うとともに、ハザードマップなどのソフト対策と併せて、市町と連携を図りながら、防災・減災、国土強靭化の推進に努めてまいります。

○議長（瀬川光之君）　危機管理監。

○危機管理監（荒木　秀君）　住民の避難行動につなげるため、どのように取り組んでいくかとのお尋ねですが、本県では、本年2回、大雨特別警報が発表されましたが、避難情報が発令されても避難した人が少なく、住民の避難行動に結びついていないことが課題となっております。

このため、県では、Ｌアラートによる報道機関等への情報提供を通じ、住民への正確な広報を実施しているところであります。

また、全国各地で発生した豪雨災害においても、迅速な住民避難や高齢者の避難対策、防災情報の理解不足等が指摘されていることから、県としましては、気象台や市町と意見交換を行い、住民に対するハザードマップや警戒レベルをつけた避難情報の理解、周知を図るとともに、地域の防災リーダー育成等による地域防災力の向上に力を注いでまいります。

○議長（瀬川光之君）　徳永議員―40番。

○４０番（徳永達也君）　答弁ありがとうございました。時間が、あと16分ですので、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、次期まち・ひと・しごと創生総合戦略と重点戦略についてですけれども、先ほど統括監からも説明がありました。

その中で、やはり私は、この新卒者の県内就職率の向上、これは大変重要だと思っております。

そういう中で、やはり県内にとどめるということは、なかなかこれは難しい。というのは、やはり親御さんも、県外の大手の企業に就職させたい。本人も一度は外へ出たいという思いがあるのは、これはもうどこの家庭でもそういう考えはあると思います。

そういう中で、こういった方が一度就職をされた。厚生労働省の調査では、高校生の就職後の3年以内の離職率というのが、全国平均で約4割と言っております。約3年で半分近くが離職をするということでありますので、こういった中で、やっぱりそういった方をＵターン、県内に就職をしていただくというこの窓口ですね、私は新卒の時だけではなく、そういった面で卒業した高校、そういったところが、そういった卒業生、ＯＢに対して、帰ってくるような状況であれば、県内企業のあっせんといいますか、そういった窓口を設けるべきだと私は思いますけれども、そういったところはどう考えているのか、ご質問いたします。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　議員ご指摘のとおり、高校卒業後、県外に就職したものの、数年で離職する卒業生が一定数いる状況であることから、地元に戻りたいと思っている卒業生の再就職を支援することは、若者の県内定着を図るうえで大変重要と考えております。

現在、各高校では、生徒が卒業する前に、将来、離職した場合は学校へ連絡するよう指導し、

相談があった場合は、地元の企業情報を提供し、ハローワークにつなぐなど、関係機関と連携した支援を行っております。

今後とも、相談に来た卒業生が、県内企業に就職できるよう、相談体制のあり方について、各高校への指導を徹底し、その充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　徳永議員―40番。

○４０番（徳永達也君）　教育委員会教育長、よろしくお願いいたします。

次に、もう一つは、女性の転出超過、これは非常に大きな問題ではなかろうかと、そう思っております。この女性の転出超過というものは、やはり社会減だけではなくて、出生数にも影響をするということで、本県、大変人口が減少する中で、このことは大きな問題であり、課題であると思いますけれども、そういった中で、次期総合戦略において、女性の県内定着について、どのような対策を講じるのか、お尋ねをいたします。

○議長（瀬川光之君）　企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君）　女性の転出超過の拡大につきましては、進学や就職などで県外、特に、福岡県に転出する傾向が増えておりまして、大学、専門学校等に進学後、そのまま福岡県等で就職する方も多いと考えております。そのため、県内の高校生や大学生に対する県内企業の情報提供や、企業訪問等への支援でありますとか、女性が就職を希望する職種や業種に着目した、女性に特化した就職説明会の実施など、マッチングの強化を図りますとともに、福岡市に設置した拠点を中心に、看護、介護、保育などの分野でのＵＩターン就職の促進の取組や、大学、専門学校等と連携したＵターン就職の促進を図ってまいりたいと考えております。

また、女性が働き、子どもを産み、育てやすい環境をつくるということも非常に重要でございますので、県内企業に対し、女性の就業環境の整備や、女性が専門性や能力を活かし、活躍することのできるキャリアパスの導入なども積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　徳永議員―40番。

○４０番（徳永達也君）　いろんな対策を講じると思いますけれども、ただ一点、県内企業にも女性の雇用の場を拡大していただけるよう、以前は、県内の高校生、銀行等には多くの就職がありましたけれども、昨今では、なかなか県内の高校生の雇用がないというのが現状でありますので、こういったところもしっかりと検討していただきたいと、そう思っております。

次に、やはりこの人口減少対策は、企業誘致、県内就職もこれはやはり大きな対策でありますけれども、一方、農業の後継者が、もう知事も認識をされていると思いますけれども、例えば私の地元の八斗木小学校含め、やはり後継者が育つということで児童が増え、そして、人口が増えているということで、これは一石二鳥といいますか、非常にいい方向に進んでおります。そういう意味では、私は、やはり若干農業の支援について、ちょっと弱いのではないかなと。今、長男だけではなく、次男、三男も一緒に農業をされておりますし、一方では、次男、三男と一緒に法人化もありますけれども、やはり独立をしてやりたいというそういった次男、三男の方もおられます。このことについて、どう支援をしていくのか、お尋ねをいたします。

○議長（瀬川光之君）　農林部長。

○農林部長（中村　功君）　議員ご指摘のとおり、農家の次男、三男などが、後継者であります長男に加えて就農・独立することは、人口減少対

策として重要というふうに考えております。

これまで、県では、農業所得1,000万円以上規模の経営体の育成に力を注いできた結果、目標を超える416経営体が達成している状況にありまして、農家の次男、三男が就農を希望する事例があらわれており、農地やハウス施設の取得に課題があると認識しております。

その一方で、65歳以上で所得600万円以上規模の認定農業者においても、後継者不在が約4割を占めており、こうした方々の農地や施設等の生産基盤を農家の次男、三男はもとより、Ｕターン者へ引き継いでいくことが重要と考えております。

このため、地域の認定農業者ネットワークや産地部会が主体となって、農地や空きハウス等の情報を収集し、流動化に向けたマッチング体制を整えることにより、就農希望者を地域でしっかりと支援し、新規就農者の定着につなげてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　徳永議員―40番。

○４０番（徳永達也君）　言葉はいつもそう言われますけれども、実際どうかなと思う面がありますので、しっかり、今それだけの効果が出ておりますので、ここはやはり時間を置くことなく、とにかく、そこは一生懸命そういった支援をしていただきたいと、そう思っております。

次に、九州新幹線西九州ルートについてですけれども、先ほど、知事からいろいろと答弁がありました。

その中で、私が一番心配するのは、今、この4者協議が進展しなければ、いわゆる予算、特に、この環境影響評価調査費の来年度の予算の計上ができないのではないかと危惧をしております。

そういった中で、仮に、環境影響評価調査の着手が遅れることになると、どのような影響が出てくるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（瀬川光之君）　企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君）　西九州ルートの整備について、このまま関係者間の協議が進展しないという状況が続きますと、対面乗換方式による運行期間が長期化をし、沿線市のまちづくりなどへの影響が懸念をされると考えております。

また、同じく未着工区間であります北陸新幹線の敦賀～新大阪間が、令和5年度に着工できるように、今年度、環境影響評価調査に着手されておりまして、今後、財源確保の議論が具体的に進められていくものと認識をしております。

このため、協議が進展しない状況が長引けば、北陸新幹線の財源確保の議論だけが行われ、西九州ルートにかかる議論は大幅に先送りされることも懸念をされるため、県としては、早期にフル規格による整備に向けて協議が前進し、環境影響評価調査に一日も早く着手できるように、国やＪＲ九州とも連携しながら、積極的に対応してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　徳永議員―40番。

○４０番（徳永達也君）　これは、まだ予算をあきらめてはいないというか、まだ決定をしてないということを言われておりますけれども、しかし、基本的にはこの4者会議といいますか、佐賀県が同じテーブルに着いて話し合いをしなければ、なかなか難しいというのが、現状ということでよろしいですか。

○議長（瀬川光之君）　企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君）　このアセス予算に関しましては、国土交通省におきましても、佐賀県の考え方ということを踏まえてということも言われておりますので、そこが重要である

ということは間違いないと思っております。

今後、この協議がどのような形で進展していくか、それについてはしっかりと注視しながら、長崎県としても、必要な場合にはしっかり対応していきたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　徳永議員―40番。

○４０番（徳永達也君）　相手がいることですので、なかなか難しい面もありますけれども、ただ、この固定化というのが恒久化されれば大変なことになります。

そしてまた、先ほど言われた北陸新幹線との関係もありますので、大変でしょうけれども、そういう面では、本当に佐賀県と、そしてまた、4者会議というものに全力を尽くしていただきたいと思っております。

そういった中で、先ほど知事から答弁がありましたように、この上下分離方式の費用分担ですけれども、なかなか、私たちも新聞報道等でお聞きした状況でしか把握をしてないんですけれども、なかなか、佐賀県知事は、値切られたような感じだとか、いわゆる2.3億円を基本に、増額分については災害等と、この災害等には当てはまらないというようなことを言われておりますけれども、先ほど知事は、当時はＭＲの管理費を基準にしたというような話でありまして、当然新幹線も通りますし、いろんなＭＲと違ったような維持管理をしなければならないということで、ここはまた、その当時の取り決めとは違うんだというようなことでありましたけれども、このことについて、やはり佐賀県とのそういった違いがありますけれども、今後、どのようにこの佐賀県と協議をしていくのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（瀬川光之君）　企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君）　今回の鉄道施設の維持管理経費の増額は、平成20年の確認当時と比較して、人件費や資材価格の高騰もありますけれども、主な要因は、ご指摘のとおり、「維持管理レベルがＪＲ基準へ上がること」や、「設備指令業務が発生すること」といったことで生じているものでございます。

また、当時想定をされておりませんでした新法人の運営のための費用が新たに必要となるということなど、確認当時から大きく状況が変化していると認識しているところであります。

このため、本県としては、「平成20年の確認に基づいて負担することができるもの」と、「新たな合意が必要なもの」とをしっかりと整理、区分をしながら、関係者間での協議を進め、問題の解決を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（瀬川光之君）　徳永議員―40番。

○４０番（徳永達也君）　現在、長崎本線の肥前山口～諫早間の上下分離については、長崎県は平成20年の確認時から大きな状況の変化等により、新たに合意が必要な事項として協議しているものについても、しっかりと佐賀県やＪＲ九州と協議し、合意へと結びつくように努力しているということですね。

そういう中で、過去の経緯を見ても、ＪＲ九州は、佐賀県への配慮から、経営分離せず、23年間運行を継続し、博多から肥前鹿島間には特急列車を運行することとなり、また、長崎県が佐賀県の事情に配慮し、応分の負担を決断したことは、関係者間で活発な協議が行われたうえで合意してきたものと認識をしていますということでよろしいわけですね。

そういう中で、九州新幹線西九州ルート開業に伴う長崎本線の上下分離については、平成20年の確認当時の内容も精査し、状況の変化によ

り協議が必要になった事項も踏まえながら、新たな合意に向けて、しっかりと協議をしていくという答弁でしたので、このことについて、令和4年度の上下分離の実施、これはもうスケジュールは決定をしておりますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。そういうふうに私からも要望したいと、そう思っております。

私は、この新幹線について申し上げたいのは、新幹線整備事業は、本来、国家プロジェクトであり、全国を結ぶネットワーク事業であります。鉄道は、始発駅から始まり、終点、終着駅までつながってこそ、本来の目的が果たせるものと考えます。そのような中で、途中の自治体が反対すれば、当然その事業は中断するわけであります。

国は、このようなことがないよう、事業を推進していく責務があると、私はそう思います。

今後、県として、国とも十分に協議を行っていただき、一刻も早く早期解決ができるよう、お願いをいたしたいと、そう思っております。

やはり、この新幹線、非常に難しい問題がいろいろと取りざたされております。今回も、上下分離方式の費用分担の問題もまた出てまいりました。そういう意味では、前に進むような状況よりも、また、少し後ろにいくような感も否めません。

知事においても、大変ご苦労がありますけれども、どうか佐賀県との協議をしていただいて、頑張っていただきたいと思いますけれども、最後に、このことについて答弁をいただきたいと思います。

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）　この九州新幹線西九州ルートの整備は、地域の活性化のためにはなくてはならない事業であると、こう考えているところであり、一刻も早く整備を進め、開業を迎えるということが必要な事業であると認識をいたしておりますので、これからも関係各機関と精力的に協議、調整を重ね、一刻も早く実現できるように全力を注いでまいりたいと考えているところであります。

○４０番（徳永達也君）　以上で、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬川光之君）　これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時15分から再開いたします。

―　午前１１時　０分　休憩　―

―　午前１１時１４分　開議　―

○議長（瀬川光之君）　会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

坂本智徳議員－38番。

○３８番（坂本智徳君）（拍手）〔**登壇**〕　自由民主党、対馬市選挙区選出の坂本智徳でございます。

質問に入ります前に、天皇陛下のご即位に対し、謹んでお祝いを申し上げますとともに、皇室のますますのご繁栄を心からお祈りを申し上げます。

また、10月31日未明の火災によりまして焼失をいたしました沖縄県のシンボルとも言える正殿等について、一日も早い復元が実現できるようにお祈りをするとともに、日本各地で生じております台風や前線に伴う大雨等により、お亡くなりになられた方々、被害を受けられた方々に対しまして、心からお悔やみ、お見舞いを申し上げ、併せて被災地の一刻も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。

それでは、質問通告に従い、質問に入らせていただきます。

1、人口減少対策（まち・ひと・しごと創生総合戦略）について。

知事は、平成27年度に策定しました「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、企業誘致や若者の県内定着促進、移住施策の推進、合計特殊出生率の引き上げなど、人口減少対策のため、精力的に取り組んでおられます。

昨年度からは、統括監を配置され、部局横断的に対策を講じられるとともに、市町との連携を進めるなど、力を注いでこられたところでありますが、いまだ人口減少に歯止めがかかっているとは言い難い状態であります。

そうした中、現総合戦略は、最終年度を迎えており、県においては、次期戦略の策定に取り組まれておりますが、前回の策定からは4年の歳月が流れております。県を取り巻く状況や社会情勢など、さまざまな環境の変化が出てきていると思います。

そうしたことを踏まえますと、次期戦略の策定においては、現在までの課題や環境の変化等を踏まえた新たな視点に基づいた施策の構築が必要ではないかと考えております。

そこで、次期戦略において、現戦略にはなかった、どのような考えや視点を盛り込もうとされているのか、お尋ねをいたします。

また、人口減少に歯止めをかけるためには、社会減と自然減の両面から対策を講じる必要があります。

特に、少子化については、本県の平成30年度の合計特殊出生率は、1.68で全国6位と高い水準にあるものの、県民の希望出生率であります2.08とは、まだまだ大きな開きがあります。

将来を担う子どもたちの減少は、本県の社会経済の全般にわたり、さまざまな影響を及ぼすのではないかと危惧しているところであり、少子化抑制のため、県民の誰もが希望どおり、子どもを産み、安心して子育てができる環境づくりが必要であると考えております。

そこで、次期戦略において、出産、子育てに関して、どのように環境づくりを進めていくのか、お尋ねをいたします。

2、九州新幹線西九州ルートの整備促進について。

九州新幹線西九州ルートにつきましては、本県選出や佐賀県選出の国会議員を含めた与党プロジェクトチーム検討委員会で検討が重ねられた結果、8月5日に「整備のあり方に関する基本方針」が示され、その中で「フル規格による整備が適当」との判断がなされました。

また、10月28日には、この基本方針が改めて示されて以降、はじめて国土交通大臣や鉄道局長が佐賀県知事と面会をし、西九州ルートについての意見交換が行われ、国土交通省は、「引き続き、佐賀県と協議を継続したい」との意向を示したところであります。

しかしながら、佐賀県知事は、「フル規格と決め、それがにじみ出るような形での議論に応じることは厳しい」という意向を示しており、現時点においても慎重な姿勢を崩していないと認識をいたしております。

本県は、北陸新幹線に遅れをとらないよう、アセス調査費の来年度予算への計上を求めており、そのためには年末の政府予算案への計上が必要と思われますが、既に12月に入っており、時間がないのではないかと心配をしておりますが、本県として、今後どう対応していくのか、お尋ねをいたします。

新幹線整備は、高速鉄道網を整備するという

国家プロジェクトであります。このため、新鳥栖―武雄温泉間は、全て佐賀県内の区間ではありますが、西九州ルートの問題は、佐賀県だけの、あるいは佐賀県と長崎県だけの問題ではなく、もっと広域的な視点で議論されるべきものだと考えております。

去る11月11日、福岡で西日本新聞社の主催によります「北部九州の未来をひらく交通インフラを考える」と出したシンポジウムが開催されました。

このシンポジウムには、国土交通省の前事務次官で、現在は顧問を務めておられる森　昌文氏や、九州経済連合会副会長でいらっしゃいます石原　進氏などの有識者の方々が出席をされ、西九州ルートも含めた議論が交わされたとお聞きをいたしております。

このようなシンポジウムが開催され、九州の交通インフラにおける西九州ルートが果たす役割等について議論が交わされることは、大変意義があり、広く議論がなされるきっかけになると思いますが、今回のシンポジウムの位置づけや効果について、県としてどう考えているのか、お尋ねをいたします。

3、特定複合観光施設（ＩＲ）区域整備の推進について。

特定複合観光施設（ＩＲ）につきましては、去る9月4日に政府から「基本方針案」が公表され、ＩＲ整備の意義や目的、認定審査の基準などが示されたところであります。

ＩＲ導入の意義は、国際的なＭＩＣＥビジネスを展開し、我が国の魅力を発信して、世界中から観光客を集め、国内を周遊することにより、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現することとされております。

私も、平成26年に中村知事とラスベガスの視察をご一緒させていただきましたが、これまで経験したことがないような各施設のスケールの大きさやクオリティの高いホテルなどを目の当たりにいたしまして、感動したことを覚えております。

その後、プライベートでも何度かシンガポールやマカオのＩＲを視察する機会がありましたが、ショッピングモールや劇場、美術館など、小さなお子さんから女性、高齢のご夫婦など、さまざまな年齢層の方が楽しめる空間が演出されるなど、事業者の創意工夫がなされております。

また、ＩＲ事業者の公募・選定に関しては、海外におけるカジノやＩＲの運営実績が重要になるものと考えており、世界中の観光客を惹きつけることのできるような魅力的な施設の整備やエンターテインメントなど、継続的なコンテンツづくりも重要になってまいります。

そこで、まず、県が10月から取り組まれております事業者からコンセプトを募集するＲＦＣの実施状況について、お尋ねをいたします。

さらに、区域認定を勝ち取るためには、いかによい事業者を選定するかということが重要でありますので、事業者選定における重要なポイントについて、県の見解をお尋ねいたします。

4、石木ダムの推進について。

石木ダムの建設は、現在、全国各地で頻発している自然災害や、渇水から地域住民を守ることはもちろん、県北地域の発展のため、必ずやり遂げねばならない大変重要な事業であります。

事業採択以来、これまで長年にわたり、県と佐世保市をはじめ、多くの関係者が努力を重ねてきた事業でありますが、依然として一部住民らの根強い反対や妨害行為が続いております。

土地収用法に基づく一連の手続が進み、11月

18日には、ダム建設に必要な全ての用地について、明け渡しの期限が到来しましたが、その後も土地の明け渡しは行われず、さらに、11月29日には、事業に反対されている方々が国を相手に提起しております「事業認定取消訴訟」の控訴審判決において、福岡高裁は、事業の公益性を認めた第一審の長崎地裁に続き、地元住民らの請求を棄却しております。

ダムに反対する方々は、「本事業は、無駄な公共事業である」との主張をされておりますが、このように本事業の公益性が、より確かなものであるとの裁判所の判断がなされている事実を踏まえたうえで、石木ダム建設の推進に取り組んでいく必要があると考えております。

そこで、このように法的な判断も示される中で、今後、どのように事業を推進していくのか、県の考えをお尋ねいたします。

5、新たな過疎法の制定について。

本県の過疎地域は、県土面積の68.5％を占め、その大部分が離島・半島地域となっており、また、本県は、全国的に見ても人口減少、少子・高齢化のスピードが早く、集落の維持、産業の担い手不足など、過疎地域を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」が制定されて以降、4次にわたる「特別措置法」が制定され、過疎対策事業債をはじめとするさまざまな過疎対策が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げてきたところであります。

そのような中、現行過疎法であります「過疎地域自立促進特別措置法」の期限が令和3年3月末と迫る中、人口減少に歯止めをかけるべく、過疎地域の方々が、そこに住み続け、安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されること、その地域の特性を活かした産業の振興や雇用の確保、さらに、交通の確保、情報通信基盤の整備など、引き続き、総合的な過疎対策を充実・強化させていくことが必要不可欠であると考えております。

国においては、新たな過疎対策のあり方や、市町村合併による特例措置であります「一部過疎」、「みなし過疎」を含む支援対象地域をどうするのかなどについて議論がなされているとお聞きをいたしております。

また、過疎法は議員立法でもあり、自民党本部の「過疎対策特別委員会」においても、今後の過疎対策の方向性などについて議論がなされているところであります。

そこで、離島・半島地域を多く抱え、全国に比べ早い速度で人口減少や高齢化が進んでいる本県ならではの厳しい実情を国等へ強く訴えていく必要があるのではないかと考えております。

つきましては、県として、これまでどのような要望活動を行ってきたのか。そして、「一部過疎」、「みなし過疎」の堅持を含めた新たな過疎法の制定に向け、今後どのような活動を行っていくのか、お伺いをいたします。

6、第三期長崎県立高等学校改革基本方針について。

我が国における高校への進学率は、約99％まで上昇し、高校は、中学校を卒業したほとんどの子どもたちが進学する教育機関として重要な役割を担っております。

また、選挙権年齢や成人年齢が引き下げられる等の状況にあって、高校においては、国家・社会の形成者としての資質を身につけることが求められております。

一方、本県においては、平成23年から令和2

年までの10年間で、中学校卒業者数が約3,500人減少し、今後も減少傾向は続くものと見込まれております。

このような中、令和3年度から10年間を計画期間とする「第三期高校改革基本方針」の素案が示されました。

県教育委員会におかれては、これまでも第一期、第二期の基本方針に基づき、さまざまな高校改革に取り組んでこられましたが、本県高校教育について、どのような課題認識を持っておられるのか。

また、今後、10年間で、特に再編整備について、どのように取り組もうとされておられるのか、お尋ねをいたします。

言うまでもなく、本県は、離島県であり、特に、しま地区の高校においては、より小規模化が進行しております。

しまにとって、高校の存在は地域の活力につながる重要な施設であるとともに、小規模校であっても、新たな時代を生きるための力を身につけさせるための教育環境を整備し、教育水準の維持を図る必要があると考えておりますが、今後、どのような考え方でしまの高校改革を進めようとされているのか、お尋ねをいたします。

7、離島地域の振興について。

（1）水産業振興について。

対馬の基幹産業であります水産業は、イカ釣りを中心に、ヨコワ曳縄やブリ延縄などの漁船漁業や定置網漁業などが盛んで、豊富な資源に支えられて発達してきております。

しかしながら、近年、環境の変化に加え、国際的な漁獲規制により、マグロが増えて、餌としてイカを大量に食べることの影響があるといった声も聞いておりますが、全国的にイカが獲れない状況となっている中で、特に、対馬や壱岐では大きな影響が出ております。

さらには、マグロが増えている実感があるものの、漁獲規制があって、獲れても枠内という限界があることに加え、ブリやアカムツなどの主要魚種も水揚げが減っているとの話も聞いております。

対馬においては、国の直轄事業や県事業による漁場整備や藻場対策などにより、漁場や水産資源を増やす取組を進めておりますが、磯焼けは一向に回復していないように見受けられます。

そのような中で、11月17日に東京で開催された「Ｆｉｓｈ－１グランプリ」の地域を元気にする「国産魚ファストフィッシュ商品コンテスト」において、地元、美津島町の丸徳水産が、磯焼けの原因となるイスズミを原料としたメンチカツで、本県初のグランプリを獲得されたとのことで、大変喜ばしいことであります。これをきっかけに食べる磯焼け対策が普及するよう期待をしているところであります。

このように明るい話題もありますが、対馬においては、現在、特に、イカ釣り漁業者は、これまでにない不漁に苦しんでおり、生活が成り立たずに離職する人も出ていることから、何か打つ手はないものかと思案をしているところです。

このような状況をどのように捉え、イカ釣りを中心に不漁に苦しんでいる漁業者に対する対策をどのように考えているのか、お伺いをいたします。

（2）林業振興について。

県内の人工林の6割以上が45年生以上の林齢を超え、間伐等による森林の造成期から本格的な主伐期を迎えつつあり、この森林資源を「切って、使って、植える」といった形で循環利用をしていくことが、今後の森林・林業施策

の課題であると考えております。

先日、本県で開催されました「森林・林業・林産業活性化九州大会」に出席をいたしましたが、その基調講演においても、「日本の森林は、何世紀にもわたる荒廃の時期から、先人の努力によって回復・成長し、現代は森林飽和の時代である。持続可能な森林管理を進めるため、積極的な木材生産と有効活用、利用促進が必要である」と呼びかけられておりました。

こうした中、県では、令和7年度に県産材の生産量を28万立方メートルにまで拡大させる計画と聞いておりますが、豊富な森林資源を抱える対馬や五島においては、資源の循環利用による林業の成長産業化に向けて、これまでの搬出間伐を主体とした木材生産に加え、「主伐、再造林」を進め、木材の生産性向上と生産量の拡大を図ることで、林業の振興、地域の活性化につなげていく必要があると考えていますが、県は、これからの主伐、再造林の取組をどのように進めていくのか、お尋ねをいたします。

また、搬出間伐や主伐の推進により、県産材の生産量が増加していく中、木材の有効活用と利用促進により、「森林と木材利用のサイクル」を確実に進め、林業の振興につなげていくためには、木造建築物をさらに増やすことにより、木材の需要拡大を図っていく必要があると考えますが、県は、これからの県産材の需要拡大をどのように進めていくのか、お尋ねをいたします。

（3）韓国人観光客減少対策について。

今年7月以降、対馬市における韓国人入国者数が激減しており、10月の速報でも9割の減と一向に終息の兆しを見せておらず、収入の途を絶たれた地元の関係事業者からは、悲鳴に近い切実な声が挙がっております。

具体的には従業員の解雇や宿泊施設の営業休止など、韓国人観光客の減少の影響は、日々、深刻さを増しております。

こうした中、県は、先の9月定例会において、約9,500万円の対策費を予算化し、国内客の誘致を中心とした韓国人観光客減少対策に取り組んできたところであります。

既に国境離島交付金を活用した誘客対策や宿泊料割引キャンペーンを開始されておりますが、こうした対策の現在までの実績について、お尋ねをいたします。

また、韓国人観光客の減少に起因して売り上げ等が大きく減少した中小企業者の資金繰りを支援するため、県が金利等が有利な県制度資金であります「緊急資金繰支援資金」を速やかに発動したことを大変ありがたく思っております。

この状況がいつまで続くかは見通しが絶たず、資金需要も刻々と変化すると思いますが、県全体と対馬市で県制度資金などを利用して、どれくらいの資金手当てがなされているのか、また、今後の資金需要の見込みをどう考えているのか、お尋ねをいたします。

（4）航空路対策について。

我々、離島に暮らす者にとりまして、離島と本土とを高速で結ぶ航空路は、緊急時や災害時の輸送はもとより、交流人口の拡大による地域振興を担うなど、住民生活の維持に不可欠な重要な役割を担っているものであります。

平成29年度から導入されております国境離島割引の利用状況を見ても、平成30年度の利用者は、約18万5,000人、前年度比約8％増加しておりますが、併せて離島航空路全体の利用者も約43万6,000人、前年度比約4％の増加となり、航空路は離島の活性化に寄与する必要な交通機関となっております。

こうした中、機材の面では、ＯＲＣが2機を所有しておりますボンバルディア社の「Ｄａｓｈ８－Ｑ２００」について、導入から18年が経過しており、更新時期も近づいていることから、今後は、この更新が課題であると考えております。

1機は、今年度中に同型の中古機に更新されるとのことでありますが、これもそう長く使用できるものではありませんし、もう一つの機体についても更新時期が迫っていると伺っております。

また一方では、地域航空を維持可能なものとするため、国としても取組が進められております。昨年12月、「持続可能な地域航空のあり方に関する研究会」や、「地域航空の担い手のあり方に係る実務者協議会」を経て報告書が取りまとめられ、これを受けて10月25日には、大手航空2社、ＯＲＣを含む地域航空3社を構成員とする「地域航空サービスアライアンス有限責任事業組合（ＥＡＳ　ＬＬＰ）」が設立されたところであります。

このＬＬＰは、系列を超えた航空会社間の協業を促進する取組とされておりますが、現時点では、取組の内容やメリットについて、全体像までは明らかになっておりません。

住民の皆さんにとって、離島航空路は必要不可欠なものでありますので、今後の機材更新やＬＬＰの関係における離島航空路のあり方について、県の見解をお尋ねいたします。

以上で、壇上からの質問を終了し、再質問を対面演壇席からさせていただきます。

ご清聴まことにありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕　坂本智徳議員のご質問にお答えいたします。

次期総合戦略において、現戦略になかったどのような考えや視点を盛り込もうとしているのかとのお尋ねでございます。

次期総合戦略においては、現総合戦略の実績や検証を踏まえ、人口減少の抑制に着実につなげていくため、新規学卒者の県内就職の促進や移住施策に引き続き力を注いでまいりますとともに、新たに県外転出者に対するＵターン就職対策や女性の県内定着対策、関係人口の創出・拡大等の取組を重点的に推進することとしております。

加えて、急速に進む人口減少やピークを迎える高齢者数、少子化の進展等に伴い、さまざまな課題が危惧される2040年問題を踏まえ、健康寿命の延伸のための取組や、地域住民が主体となった集落、地域コミュニティの維持・活性化対策などに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、急速に進展するＡＩ、ＩｏＴ等の新技術を積極的に活用し、本県産業の振興や人口減少に伴い生じるさまざまな地域課題の解決につなげるソサエティ5.0の実現に向けた施策を盛り込んでまいります。

さらに、ＳＤＧｓの「持続可能で、誰一人取り残さない社会の実現」という理念は、本県の施策を進めていくうえでも重要な観点であることから、環境、教育、経済、まちづくりなどの幅広い分野において、このＳＤＧｓの理念を踏まえた施策を推進していくこととしております。

次期総合戦略においては、これまで以上に人口減少対策を強化・拡充するとともに、こうした新たな視点を積極的に取り込み、地方創生の深化を図ってまいりたいと考えております。

次に、九州新幹線西九州ルートについて、予

算案決定までに時間がないが、今後、どう対応していくのかとのお尋ねであります。

九州新幹線西九州ルートの環境影響評価調査費について、国土交通省は、8月には概算要求への計上を見送りましたが、与党プロジェクトチームからは、「今後、関係機関の協議の進捗に応じて、臨機応変かつ柔軟な対応をとるよう」求められており、現在、国土交通大臣や鉄道局長と佐賀県知事との会談や佐賀県議会議員に対する説明を行うなど、年末の政府予算案への計上に向けて対応されているものと認識をしております。

政府予算案の決定まで時間が限られてきておりますが、国土交通省からは、引き続き、佐賀県との協議も含めて検討を続けていると聞いておりますので、最大限の努力を重ねていただけるものと考えております。

県としては、国土交通省に対し、引き続き、環境影響評価調査費の来年度予算への計上に向けて佐賀県との協議を実施していただくよう要請するとともに、積極的に情報収集を行いながら、国土交通省と佐賀県との協議や事態の推移をしっかりと見極め、状況に応じて議論の進展に向け、必要な対応を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、石木ダムの推進について、今後、どのように石木ダムの事業を進めようとしているのかとのお尋ねであります。

石木ダムについては、事業に反対する地元住民の方々から土地の明け渡しをいただけず、9月19日の面会実施後も、話し合いの機会が設けられるよう、私から書簡をお送りいたしましたが、「ダム計画の見直しが前提である」として応じていただけない状況が続いております。

そうした中、11月29日には、反対住民の方々が、ダムの必要性はないとして、提起されていた事業認定取消訴訟の控訴審判決において、第一審に続き、控訴人の請求を棄却する旨の判断が示されたところであります。

判決では、反対住民の方々の「治水対策は河川改修で足り、不合理な計画を行っている、あるいは佐世保市の水需要予測は過大なものであり、水源は不足していない」といったこれまでの主張を退け、「治水、利水計画ともに不合理はなく、石木ダム事業は洪水調節や水道水の確保のために必要性があり、得られるべき公共の利益は、失われる利益に優越している」と判断されたところであります。

反対住民の方々には、こうした自ら提起された訴訟の司法判断も受け止めていただき、改めて事業に協力していただけるよう働きかけてまいりたいと考えております。

また、引き続き、事業の必要性等について広く周知し、工事の進捗に努めてまいりますとともに、佐世保市及び川棚町と一体となってダムの早期完成を目指してまいります。

次に、新たな過疎法の制定に向けて、これまでどのような要望活動を行ってきたのか。「一部過疎」、「みなし過疎」の堅持を含め、新たな過疎法の制定にどのような活動を行っていくのかとのお尋ねであります。

県内の過疎地域では、人口減少や高齢化が県平均を上回りながら急速に進むなど、依然として厳しい環境にあり、過疎地域の活性化は、県政の重要な課題であると考えております。

こうした中、現行過疎法の期限が令和3年3月末に迫っておりますことから、本年6月に実施した政府施策要望では、重点項目の一つに、新たな過疎対策法の制定を追加し、関係省庁等に対し、要望を行ってまいりました。

また、本年9月には庁内に設けた研究会において、市町の意見も取り入れながら具体的な提案内容を取りまとめたほか、県議会におきましても、前回の定例会において、「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」を可決いただいたところであります。

県では、こうした内容も踏まえ、去る11月14日にも県内過疎地域の市町で構成する「県過疎地域自立促進協議会」とともに、国や県選出国会議員等に対して新法の制定等について訴えてまいりました。

国では、外部有識者による過疎問題懇談会において、本年度中に提言案を取りまとめることとされているため、今後、市町村合併に係る特例の継続も含めて、年度内の早い時期に、さらなる要望活動を展開することが重要であると考えており、特例の対象である雲仙市など3市と合同で、年内にも要望を行う方向で調整を進めているところであります。

本県の「みなし過疎」、「一部過疎」地域は、その多くが半島地域、離島地域でもあり、条件不利性がより高いことから、これらの特例の堅持も含めて、本県過疎地域の課題解決に結びつく新法の制定に向け、県議会のお力添えもいただきながら、国等に対して強く働きかけてまいりたいと考えているところであります。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長（瀬川光之君）　こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君）　次期戦略において、出産・子育てに関して、どのように環境づくりを進めていくのかとのお尋ねですが、議員ご指摘のとおり、県民の希望出生率の2.08の実現のためには、子どもを産み育てやすい環境づくりが重要であり、次期戦略では、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の市町への設置促進や、待機児童解消に向けた保育所等の受け皿の整備、保育士の確保に取り組むなど、誰もが安心して出産・子育てができる環境の整備に努めてまいります。

また、企業等に安心して子育てができる職場環境づくりに取り組んでいただく「ながさき結婚・子育て応援宣言」や、子育て世代へのサービスを提供する「ながさき子育て応援の店」の拡大など、社会全体で出産・子育てを応援するための機運醸成を図り、少子化対策にしっかりと取り組んでまいります。

○議長（瀬川光之君）　企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君）　私の方から、4点お答えをいたします。

まず、九州新幹線西九州ルートについて、福岡県で開催されたシンポジウムの位置づけや効果についてのお尋ねでございます。

福岡県で開催された「北部九州の交通インフラを考えるシンポジウム」につきましては、県としても沿線市等とともに参加をいたしましたが、九州新幹線西九州ルートについても多くの意見が交わされたところであります。

森国土交通省顧問からは、「東京―大阪間に集中するインバウンドを呼び込むため、新幹線等の交通インフラの整備が必要であること」や、「九州全体、日本全体の活力向上のため、西九州ルートをできるだけ早くつなげることが重要であること」などの広域的な視点からの基調講演が行われました。

また、パネルディスカッションでは、「長崎と佐賀だけの問題として矮小化せず、新幹線は九州全体として、将来に向けた地域のビジョンをつないでいく大切なもの」との大局的な見地

からの意見や、「防災機能を高めるためにも新幹線を含め、さまざまな移動手段を確保しておくことが重要」といった国土強靭化の観点など、新たな視点からの意見も出されていたところでございます。

県としましては、福岡県でこのようなシンポジウムが開かれたことは、大変意義深いことであり、今後も県内外でさまざまな議論が活発化していくことを期待しており、北部九州全体で西九州ルートの議論が行われるよう、機会を捉えて情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ＩＲ区域の整備におけるＲＦＣの実施状況についてのお尋ねでございます。

本年10月1日から実施しております事業者からコンセプト募集を行うＲＦＣにつきましては、先月22日に参加登録を締め切り、4者から申し込みがございました。

県といたしましては、九州・長崎ＩＲの可能性を積極的に評価いただいたものと考えておりますが、現時点においては、コンソーシアムを組む事業者間の調整がつかなかったことから、やむを得ずＲＦＣ参加を見送った事業者もあり、引き続き、調整を行っていくこととしております。

さらに、来年度早々に予定しております事業者の公募・選定であるＲＦＰから参加する旨の意向を示している事業者も複数あり、今後に期待をしているところでございます。

県といたしましては、国の基本方針を踏まえ、ＲＦＣにおける事業者からの提案内容も参考に、ＩＲ事業者の公募・選定に係る実施方針の策定作業を進めてまいります。

次に、事業者選定における重要なポイントについてのお尋ねでございます。

事業者の公募・選定につきましては、先般、国から示された「基本方針案」において、選定の公正性及び透明性を確保することが求められております。

そのうえで、選定の際の重要なポイントとしましては、国内外から多くの観光客を集め、来訪客を県内はもとより、九州各地、さらには全国各地に送客できるような魅力ある事業内容と、それを裏づける投資規模やＩＲ事業の長期間にわたる安定的かつ継続的な実施を可能とする健全な財務状況などのほか、地元雇用や地域貢献の度合いなども挙げられると考えております。

また、ＩＲ事業者には、ギャンブル依存防止のために万全の対策を講じること、並びにカジノ施設の有害影響排除を確実かつ効果的に講じることが求められており、さらには、カジノ管理委員会による厳しい審査をクリアして、カジノ免許を必ず得られるような廉潔性と言われるクリーンさが求められますことから、こうした点も併せて区域認定を勝ち取ることのできる事業者を選定してまいりたいと考えております。

最後に、離島航空について、ＯＲＣの機材更新やＬＬＰの関係等の離島航空のあり方についてのお尋ねでございます。

現在、ＯＲＣが所有するＱ２００型機39席の航空機材2機のうち1機については、同機種の中古機を来年3月に導入し、4年程度使用する予定とされ、2機目についても来年度に更新時期を迎える予定となっております。

このような中、10月25日に設立された「地域航空サービスアライアンス有限責任事業組合」では、全日本空輸と日本航空との共同運航を中心とした営業販売強化や各種調達の効率化、業務の共通化、人員協力の推進等に取り組むほか、事業組合に参加している他社で導入が進んでお

りますＡＴＲ機48席などへの機材統一についても検討することとされております。

今後、ＡＴＲ機等の新機種を導入するに当たっては、乗員訓練や、新たな航空機材の整備体制構築などに約3年の準備期間が必要となることから、ＯＲＣにおいては、新機種導入までの間、暫定的な運航体制として、来年度、更新時期を迎える2機目については、リースによる機材調達も含め、関係自治体の意見も伺いながら検討を進めているところでございます。

今後とも、県内離島航空路線が安定的かつ持続的に確保されるよう、ＯＲＣと一体となってしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　「第三期高校改革基本方針素案」について、2点お答えをいたします。

まず、本県高校教育の課題と再編整備の考え方についてでありますが、これまで生徒減少に対して、既存の学校数を維持したままで学級減を行ってきた結果、学校の小規模化、少人数化が進んでおり、生徒の多様な学習要望や進路希望等への対応が難しくなるなど、高校教育としての質の低下が懸念をされております。

また、議員からもご指摘がありましたように、今後も中学校卒業者数の減少が続くことが見込まれております。

このため、第三期基本方針素案では、生徒にとって望ましい教育環境を整備するため、適正な学校規模に近づけるための再編整備を進め、教育効果を高めたいと考えております。

次に、しまの高校の改革の考え方でありますが、しま地区に設置した高校の小規模化、少人数化が一層進行しており、しま地区の高校13校のうち8校が1学年2学級以下となっております。

第三期基本方針素案では、小規模校については、生徒への教育効果や地域の実情等を考慮したうえで、教育活動の充実を図ることとしております。

入学者が定員を大きく下回っている小規模校については、県や地元関係者等で組織する協議会を設置し、期間を定めて学校の活性化策について協議したうえで、魅力化に向けた取組を市町、地元住民の皆様とともに進めたいと考えております。

議員ご指摘のとおり、地元の高校は、地域活力につながる施設の一つではありますが、学校が著しく小規模化した場合には、グループにおける対話的学びの充実や生徒同士の切磋琢磨が難しくなるなど、生徒にとって望ましい教育環境の提供が困難となります。

このため、魅力化に向けた取組を行った結果、成果が見られない場合には、統廃合についても検討せざるを得ないと考えているところであります。

○議長（瀬川光之君）　水産部長。

○水産部長（坂本清一君）　イカ釣りの不漁に苦しむ漁業者の現状と、その対策についてのお尋ねでございました。

本県の主要魚種であるイカ類は、近年、環境変化などの要因により水揚量が減少し、特に、壱岐や対馬における経営状況は非常に厳しくなっていることから、現状を把握するため、10月から11月に壱岐や対馬のイカ釣り漁業を中心とする漁業者等に聞き取り調査を行いました。

その結果、不漁の長期化や資金面などから、今後の漁業継続を不安視する声が多い状況にありまして、このため、関係機関と連携し、既往貸付金の制度内での返済期間の延長や漁業共済

制度において、要請があれば共済金の一部を仮払いするなど、緊急的な対応を進めるとともに、共済加入のため浜周りを実施しているところでございます。

また、こうしたイカの不漁を受け、漁業者から国に対し、救済支援を求める声が挙がっているため、県といたしましても、国に対し、厳しい現状を伝えるとともに、必要な国の予算の確保に努めてまいります。

○議長（瀬川光之君）　農林部長。

○農林部長（中村　功君）　林業振興について、2件お答えいたします。

まず、主伐・再造林をどのように進めていくのかとのお尋ねでございます。

県としましては、令和7年度の県産材の生産量28万立方メートルの達成を図るためには、これまで実施してきました搬出間伐のさらなる生産性向上とともに、主伐・再造林を積極的に進める必要があり、森林所有者に対し、費用がかかる再造林への理解を得るため、より多くの利益を還元することが重要であると考えております。

このため、県では、路網整備や高性能林業機械の導入による生産性向上とコスト縮減、協定取引や輸出など、木材の規格、品質に応じた有利販売対策により、森林所有者の所得向上につなげるとともに、再造林コストの縮減のため、伐採と植栽の一貫作業の推進や、成長が早く下刈り回数を低減するコンテナ苗の供給体制の確立に取り組んでまいります。

これらの取組を踏まえた主伐・再造林に係る収支プランを森林所有者に提示して、地域での合意形成を図り、主伐・再造林の拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、県産材の需要拡大をどのように進めていくのかとのお尋ねでございます。

県では、これまで県産材の需要拡大を目的として、県産材の利用促進方針を策定し、公共建築物の木造・木質化を促進してまいりました。

県内の森林が本格的な伐期を迎え、生産量が伸びる中、今後は、商業施設やオフィスビルなど新たな木材需要を開拓することが重要であると考えております。

このため、木造設計に精通し、木造の良さを提案できる建築士が必要であることから、建築士等の関係団体と連携して研修会を開催し、専門的な知識を有する建築士を育成してまいります。

また、木材の生産、加工、流通に関わる関係団体で組織します「長崎県地域材供給倍増協議会」を通じて、建築士のニーズに応じた県産材を供給していくことで利用拡大を進め、林業の振興につなげてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中﨑謙司君）　韓国人観光客減少対策の現在までの実績についてのお尋ねでございます。

県におきましては、韓国人観光客の減少が顕著となった8月以降、対馬市とともに、さまざまな対策を講じてまいりました。

このうち国境離島交付金を活用した、「しま旅旅行商品」につきましては、既存商品の販売期間延長や新たな商品の造成を働きかけた結果、昨年度の実績、約1,800人泊を大幅に上回る年間7,400人泊以上の送客を見込んでおります。

また、11月1日からの宿泊料金割引キャンペーンにつきましても、11月25日現在で約4,400人泊分が販売されており、順調なすべり出しとなっているところでございます。

県といたしましても、引き続き、国や対馬市

をはじめ、関係機関と連携しながら国内客の誘客拡大に力を注いでまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）　韓国人観光客の減少により影響を受けた中小業者の資金繰りについてのお尋ねですが、韓国人観光客の減少により影響を受けた中小業者は、県が発動しました「緊急資金繰支援資金」と日本政策金融公庫の「一般貸付」等を活用して資金手当てを行っております。

11月末現在の資金融資実績は、県全体で32件、2億8,000万円であり、そのうち対馬市内の事業者向けは、29件、2億1,700万円となっております。

その利用目的は、主に観光客減少の影響が大きい宿泊業や飲食業を営む事業者の運転資金であり、今後、年末にかけまして資金需要は高まるものと予想されております。

○議長（瀬川光之君）　坂本智徳議員―38番。

○３８番（坂本智徳君）　知事をはじめ、それぞれに答弁をいただきまして、まことにありがとうございました。

時間が若干残っておるようでございますので、再質問をしたいと思います。

まず、人口減少対策でありますが、次期総合戦略において2040年問題というものが出てまいりました。この2040年問題については、私も非常に大きな関心を持っておりまして、いただいた資料を読んでみましたが、非常に大変なことだなというふうに、これを皆さん方と同じような気持ちにするために、県民等しく同じような気持ちになっていただかなければ、なかなかご理解をいただけないんじゃないかというふうに思いますし、私自身も一回読んだだけでは、なかなかこれは難しい問題だなということだけはわかっても、どのくらい難しいのかということは、なかなかぴんときません。

それで、この2040年問題を県民等しく皆さん方と同じような気持ちにしていただくために、どうすべきかというふうにお考えでございましょうか。

○議長（瀬川光之君）　企画振興部長。

○企画振興部長（柿本俊晶君）　この2040年問題ですけれども、議員ご指摘のとおり、非常に重要な問題でございまして、県民の皆様に、こういった問題が今後生じてくるといったことについての理解をしていただくことは非常に重要であると考えております。

そのため、今回、研究会を設置して、先般、その報告書を提出いただいたところでありますけれども、この報告書では、今後想定されるさまざまな課題や対応の方向性が示されたものでございます。

その内容につきましては、県のホームページで周知を図りますとともに、「ながさき県政出前講座」においても積極的に説明を行っていきたいと考えております。

また、この2040年問題に関わる課題に対しましては、今後、さらに県や市町において具体的な対策の検討を深めまして、総合戦略や総合計画において具体化していくこととしておりますことから、県といたしましても、次期戦略や計画を県民の皆様に周知する説明会なども開催していく機会がございますので、そういった機会を活用して広報等に努めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　坂本智徳議員―38番。

○３８番（坂本智徳君）　先ほども言いましたように、大変難しい問題だろうというふうに思い

ますが、一人でも多くの県民の方々にご理解をいただくべく努力をしていただきたいというふうに改めて申し上げたいと思います。

それから、企画振興部長、先ほど、ＬＬＰのご答弁、なかなか、一回答弁を聞いただけでは、議事録をもらえばわかるんでしょうけれども、ペーパーでいただけませんか、文字に起こしたものを、改めてその要望をさせていただきたいと思います。

水産部長から、厳しい水産業のことについてのご答弁をいただきました。水産業の振興、特に、イカ釣りを中心に不漁に苦しんでおります漁業者に対する対策について、今回取り上げたわけでありますが、県の方でも、先ほどお話がありましたように、壱岐や対馬に行かれて、これまでにない厳しい現状は十分に承知をされているところでありますから、現在の制度の範囲の中でできることは緊急的にやっていただくことをまずはお願いしたいというふうに思う次第でございます。

しかし、それだけでは今の不漁に苦しむ漁業者を救うことは非常に難しいというふうに思われます。漁業者は、漁に出て魚を捕ってきたくても、経費ばかりがかさんで、出ない方が赤字にならなくて済むといった状況でありまして、漁に出ないで、もちろん収入もない状態であります。

この窮地を脱するための対策が現状では難しいというのは理解をいたしますが、県におかれても、何か方策がないものか、ご検討いただくとともに、あらゆる機会を見つけて、先ほど部長もおっしゃいましたが、国に働きかけを、強くこういう状況であるということをくどく、水産庁の方に申し上げてほしいというふうに改めてお願いを申し上げる次第でございます。

それから、韓国人の観光客減少対策についてでありますが、離島地域の振興の中で、対馬市の韓国人観光客の減少に対する対策の実績、効果について、文化観光国際部長から、あるいは産業労働部長から、それぞれご答弁をいただきました。本当にありがたいことだというふうに思っております。早速、いろんなお取組をいただきまして、心から感謝申し上げる次第でございます。今後も、さらにサポートをお願いをさせていただきたいというふうに思うわけであります。

現在、さまざまなメディアにおいて、韓国人観光客が大きく減少した比田勝港周辺の模様が報じられておりますが、一方で、歴史、文化、自然景観、食などの対馬の魅力も紹介されるなど、良きにつけ悪しきにつけ、全国から注目が集まっているところであります。

これまで対馬では韓国人観光客に多くを依存していたため、国内客の受け入れ体制を整備するなど、対馬市においても中長期的な観光振興のあり方の検討を進めているところでありますが、これに対する県の対応について改めてお尋ねをしたいと存じます。

○議長（瀬川光之君）　文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中﨑謙司君）　韓国人観光客激減という状況を契機として、対馬市が9月に設置しました「観光対策会議」には、地元の対馬振興局もメンバーとして参画しており、年内には「対馬市観光再生ビジョン」を取りまとめることとしております。

また、このビジョンを推進する組織として発足した「対馬市おもてなし協議会」には、文化観光国際部からもアドバイザーという形で参画しており、国内客の誘客拡大やおもてなし意識の向上対策などに一緒に取り組むこととしてお

ります。

県といたしましては、引き続き、対馬市及び地元関係団体としっかりと連携しながら、具体的な取組を進めることで、今後の対馬観光の再生の一翼を担ってまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 坂本智徳議員―38番。

○３８番（坂本智徳君） ありがとうございました。引き続きよろしくお願いしたいと存じます。

いろいろとまだまだ再質問したいところではございますが、5分弱残っておりますけれども、以上で、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬川光之君） 午前中の会議は、これにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

― 午後　零時１１分　休憩 ―

― 午後　１時３０分　再開 ―

○副議長（西川克己君） 会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

山田朋子議員―34番。

○３４番（山田朋子君）（拍手）〔登壇〕 改革21、佐世保・北松浦郡選挙区選出、山田朋子でございます。

この春の統一地方選挙で多くの県民の皆様のお力をいただきまして、4回目の当選を果たすことができ、そして本日、このように県政一般質問の機会を頂戴いたしました。本当に多くの県民の皆様に、心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

県民生活の一助となるべく、さまざまな政策提案を行わせていただきたいと思っておりますが、知事をはじめ、部局長におかれましては、前向きで端的な回答をいただきたいと思っております。どうぞ、ご協力のほどをよろしくお願いを申し上げます。

それでは、通告に従い、質問を順次させていただきます。

1、いのちを守る取り組みについて。

（1）水害・土砂災害からいのちを守る対策について。

平成30年7月豪雨により、西日本を中心に北海道や中部地方など広域かつ同時多発的に河川の氾濫やがけ崩れなどが発生をし、死者・行方不明者約240人、家屋の全半壊等約2万2,000棟、家屋等の浸水被害等約2万8,400棟の極めて甚大な被害が広範囲で発生をいたしました。

本年も、台風19号では記録的な豪雨となり、岩手、宮城、埼玉など13都県に大雨特別警報が発表され、多くの河川で堤防が決壊し、死者・行方不明者約100人、家屋の全半壊等約4万1,600棟、家屋等の浸水被害等約4,700棟という甚大な被害が発生しました。

本県においても、平成30年7月豪雨により、県内で初めて大雨特別警報が発令、今年も7月の台風5号、8月の梅雨前線豪雨により2回の大雨特別警報が発令され、9月の台風17号などにより、佐世保市、対馬市などで家屋の浸水、がけ崩れなど多くの被害が発生しており、気候変動等の影響により頻発化、激甚化する水害・土砂災害から県民の命を守る対策の推進についてのお考えをお尋ねいたします。

○副議長（西川克己君） 知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 山田朋子議員のご質問にお答えをいたします。

水害・土砂災害から命を守る対策についてのお尋ねでございます。

近年、県内外で大雨や台風などの自然災害が頻発、激甚化している中にあって、県民の生命と財産を守り、安全・安心を確保することは、

行政の重要な責務であると考えております。

このため、県では、河川の氾濫や土石流、及びがけ崩れを防ぐための施設整備などのハード面の防災・減災対策を推進する一方で、河川の浸水区域や土砂災害警戒区域のハザードマップの事前周知やリアルタイムの雨量、河川水位の情報提供などのソフト面の対策にも力を注いでいるところであります。

現在進めております「防災・減災・国土強靭化のための3か年緊急対策」を確実に実施するとともに、その後も、自然災害に対する事前防災や、再度同様の災害を繰り返さないための防災措置の整備を計画的に実施していくことが極めて重要であると考えているところであります。

以後のお尋ねにつきましては、自席からお答えをさせていただきます。

○副議長（西川克己君）　山田朋子議員―34番。

○３４番（山田朋子君）　自然災害から県民の命を守る対策は大変重要な施策であると思っております。現在進めていただいている防災対策を確実に実施いただくとともに、計画的な整備のための予算確保にも努めていただきたいと思います。何とぞよろしくお願いいたします。

（2）河川の安全対策について。

本年発生した台風19号により、国・県が管理する河川の140カ所で堤防が決壊し、多くの浸水被害が発生しました。

その被害の多くは、背後の住宅地より洪水時の河川水位が高くなる区間、いわゆる築堤構造となっています。

各区間において発生をしていると考えますが、長崎県が管理する河川のうち、築堤区間で人口が集中している河川がどれくらいあり、その河川の全てで市町が作成するハザードマップに必要な浸水想定区域図の作成は完了しているのか、伺います。

○副議長（西川克己君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　現在、本県が管理する河川において、川沿いに人口が集中している区間を有する築堤河川は12河川ありますが、そのうち、水位情報周知河川にかかる7河川で浸水想定区域図の作成が完了し、2河川が作成中であります。残りの水位情報周知河川ではない3河川については、未着手となっております。

○副議長（西川克己君）　山田朋子議員―34番。

○３４番（山田朋子君）　現在、浸水想定区域図の作成が行われていない築堤区間については、激甚化、頻発化をする豪雨災害が発生した場合、甚大な被害が発生する可能性が高いので、今の答弁を聞きますと、まだ3河川において、人家が集中しているところがあるけれども、進んでいないということでありますので、こういったところも、次の計画でしっかりと加えていただき、県民の命を守っていただきたいと思い、要望とさせていただきたいと思います。

（3）ダムの事前放流について。

政府は、11月26日、台風19号により甚大な被害が発生したことから、ダムに貯めている水を事前に放流し貯水容量を増やす、ダムを活用した水害対策強化を進めるとしました。

全国的には、治水機能を持った562ダムのうち54ダムで事前放流の実施体制を整えていますが、長崎県における事前放流に対する現在の状況と今後の対応方針について、お伺いしたいと思います。

○副議長（西川克己君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　現在、土木部で管理する35ダムにおいて、事前放流を実施しているダムはありません。

国においては、先般11月26日に、「既存ダム

の洪水調節機能強化に向けた検討会議」を開催し、全国1,460の全てのダムについて、洪水の危機が予想された場合、事前に水を放流し水位を下げておく「事前放流」の可能性について検証し、年内に基本方針を取りまとめるとの考えが示されております。

県としましては、この基本方針をもとに実施に向けての課題を整理し、利水管理者との協議・調整を行い、検討してまいりたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　山田朋子議員―34番。

○３４番（山田朋子君）　早急に水の利用者と協議を行い、ルールや体制を整えていただきたいと思います。

台風19号では、多くのダムで上流からの流木をせき止める効果も発揮しました。最近の豪雨災害では、洪水とともに流木の被害も目立っています。

ダムがなかった場合、大量の木が下流部に流れ込み、橋にひっかかるなどすると、それが原因となって河川の氾濫や堤防の決壊を引き起こすおそれがあります。ダムの機能は、洪水調整機能だけではなく、このように被害を最小にするほかの機能も有しております。県民の命を守るためのダムの整備を引き続き進めていただきたいと思います。

（4）災害不明者・死者の氏名の公表について。

近年頻発する大規模災害を背景に、迅速な人命救助に対応することを目的に、氏名の公表を一部の自治体で行っています。国が統一の基準を公表しない中、独自に明確な基準を策定している自治体もあります。

本県でも、公表を行うことにより迅速な捜索活動に資すると考えます。ご見解をお聞かせください。

○副議長（西川克己君）　危機管理監。

○危機管理監（荒木　秀君）　災害不明者や死者の氏名公表につきましては、国において、各自治体での判断とされており、平成30年7月豪雨災害においても、被災県ごとに対応が異なっております。

氏名を公表することによって、住民から情報が寄せられ、安否確認が進み、捜索範囲が絞り込めるなどの利点がある一方で、プライバシー保護などを理由に家族から反対されるケースもあります。

このようなことから、県では、大規模災害時における捜索活動、人命救助活動に資することに加え、家族等の同意などの条件が整えば、災害不明者及び死者の氏名の公表を行うこととしております。

○副議長（西川克己君）　山田朋子議員―34番。

○３４番（山田朋子君）　家族の同意を得たうえで公表をするというふうに決定をいただいたようであります。

ほかの自治体では、安否不明者の公表には、時間を要すると迅速な捜索活動に影響があるということで、家族の同意をとっていないところもあります。まずは同意のもとで公表をしていただくということでスタートいただくということでありますが、今後は、このような同意条件なしでの公表のあり方を検討いただきたいことをお願い申し上げます。

（5）福祉避難所について。

災害時には、早期に指定避難所や福祉避難所を開設し、高齢者や障害者など災害弱者の受け入れを行い、安全・安心な避難所環境を確保していくことが重要であり、平常時から福祉避難所の確保は需要だと考えております。

最近起きた災害では、福祉避難所の公表のあり方について、自治体により差異があることが報道でも話題となりました。

本県において、避難時に特別な配慮が必要となる要支援者数は約7万8,000人、しかしながら、県内の福祉避難所の収容人数は7,880人分と大幅な乖離があり、足りていない状況にあります。

そこで、早急に市町と連携いただき、福祉避難所の追加指定に向けて取り組みをいただきたい。

併せて、この福祉避難所の開設、運営マニュアルを策定していない市町もいまだあるようですが、県として、課題をどのように認識をしているのでしょうか。

また、福祉避難所の課題解決に向けて、どのように取り組んでいくのか伺います。

○副議長（西川克己君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　県としましては、福祉避難所の課題として、全ての市町で設置はされているものの、対象者が最大約7万人のところ、現時点での収容数が約8,000人と大幅に不足していること、運営マニュアルの策定が7市町にとどまっていること、3市町では一般には公開していないことであると考えております。

これらの課題については、市町のマンパワー不足等により、福祉避難所としての指定の調整や運営マニュアルの策定が進んでいないことから、今後は、県からも関係団体を通じて福祉避難所への協力をお願いするとともに、運営マニュアルの実例を紹介していきたいと考えております。

また、県としては、各市町に対して公開するようお願いしておりますが、非公開の理由を市町に確認したところ、一般の避難者が押し寄せて混乱を招く危険性があることや、公表に対する施設側の同意が得られていないことなどの課題があるとのことです。

今後は、福祉関係者の専門家にも協力をいただき、これらの課題を解決できるよう支援していきたいと考えております。

なお、福祉避難所を指定するだけでなく、実際に活用できるのか、確認することも重要であることから、今後は、市町が実施する防災訓練の際には、福祉避難所の開設も含めることにより、福祉避難所にかかる課題の解決につながるよう取り組んでいく必要があると考えています。

○副議長（西川克己君）　山田朋子議員―34番。

○３４番（山田朋子君）　今、ご答弁いただきました中で、防災訓練の中において、今度は福祉避難所の開設の訓練も行っていただくということであります。本当に非常にありがたいというふうに思っております。

ある市町においては、要支援者が1万1,000人いるけれども、収容人数が319人というところもあります。こういったことでは、本当に災害が起きた時に、要支援者といわれる方々が避難することができません。実情に応じた福祉避難所の指定に向けて、県も関係団体と働きかけをしていただきたいと思います。

また、公表の有無ですけれども、各市町で考え方はさまざまだと思いますが、公表をしないことによって要支援者の方々に伝わらない部分もあると思うので、事前にそういったことも要支援者の方々には、どこにどんな施設があるということを十分にお伝えいただくこともお願いをしたいと思っております。

（6）母子避難所について。

災害時に要支援者と同様に災害弱者となり得る乳幼児を連れた母親や妊産婦に対しては、支援体制が整っておりません。集団で避難をして

いると、子どもが泣いたら迷惑になる、授乳の時に気を遣う、子どもを遊ばせるところがない、感染症が怖いなどの理由で、熊本地震の際、一般の避難所を避けて野外テントや車で過ごす女性や子どもも少なくありませんでした。

そこで、熊本県助産師会が母子専用の避難所を設置しました。その後、九州北部豪雨の際、福岡県朝倉市においても設置をされ、川内市では、看護学校と協定を結び、災害時の母子のサポートを目的に周産期避難所を指定、開設訓練も実施されております。先の台風15号の際にも、千葉県の南房総市において、母子福祉避難所が開設されました。このように、必要性が認識をされ、各地で設置が始まっております。

県内各地に児童養護施設が設置されています。近年では定数に余裕があるところも多く、また、子どもたちが生活をしているという施設の特性から、母子避難所に適しているのではないかと考えますが、ご見解をお聞かせください。

○副議長（西川克己君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　乳幼児を抱える母子の災害時の避難については、国のガイドラインにおいて、指定避難所に専用の母子避難スペースの設置を行うなど、女性や子どもに配慮した取組が求められているところです。

県としましては、これまで国のガイドラインや他県の先進事例等の紹介などにより、市町に働きかけを行ってきたところであり、各市町の中には、運営マニュアルの中に母子支援の留意事項を盛り込むことや、避難所の中にキッズスペースを設けるなどの取組として反映されてきております。

児童養護施設を母子避難所に指定することに関しましては、市町と協議を進めておりますが、県内では11施設で定員は1施設当たり概ね50名程度であり、施設数が限定され小規模となっております。

災害の際に、母子避難所として活用するためには、既存施設の利用者への配慮のほか、限られた受け入れスペースの中で、どのような方を優先するのかなどの課題があると承知しており、関係市町において、施設側の意見も踏まえながら協議していきたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　山田朋子議員―34番。

○３４番（山田朋子君）　児童養護施設を母子避難所として開設ができるかどうか、市町と協議をいただいているということであります。非常にありがたいと思っております。

先ほど、数に限りがあるというお話でありました。そこで、県内には看護や介護、福祉系の大学が長崎市、長与町、大村市、佐世保市にございます。私は、そういった大学と協定を結び、災害時に支援をいただくことも考えていいのではないかと思いますが、ご見解を求めたいと思います。

○副議長（西川克己君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　議員ご指摘の件につきましては、他県でも実例がございます。また、各市町におきましては、例えば、乳幼児の預かり保育を実施するようなところでの受け入れなども検討課題として挙がっておりますので、さまざまな事例を紹介しながら協議を進めていきたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　山田朋子議員―34番。

○３４番（山田朋子君）　避難所における女性や子どものさまざまなお悩み事というのは、災害のたびに報道されているように、着替えを見られたりとか、いろんなことがあちこちであっているようでございます。これからも、女性に配慮をした防災、避難所の運営に向けて、市町と

ともに取り組んでいただきたいと思っております。

（7）要支援者個別支援計画について。

災害時に高齢者や障害者など災害弱者となり得る要支援者の方々への避難支援が必要だと考えております。要支援者の避難支援には、要支援者ごとの個別支援計画が必要となります。県内各市町での策定状況と今後の取組について伺います。

○副議長（西川克己君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　要支援者の個別支援計画の策定につきましては、本年10月現在で対象者が約7万人のところ、策定済みは約1万人にとどまっており、県といたしましては、これまで市町に対して、スクラムミーティングや担当課長会議において働きかけを行ってまいりましたが、市町のマンパワー不足等により策定が遅れております。

そのため、今年度からは、独居老人や重度の障害者など優先すべき対象者から策定するよう方針を切り替えて市町に働きかけを行っているところであり、できるだけ速やかに個別支援計画が策定されるよう、具体的な策定事例の提供などの支援に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　山田朋子議員―34番。

○３４番（山田朋子君）　7万人必要なところ、まだ1万人分しかできていないということであります。もし災害が起きたら大変なことになります。

今回から、独居老人とか重度の障害者の方をまず先に優先をしてということでありますが、その取組は私も了としたいと思っております。

ある事例について、お話をしたいと思います。

県内の障害児をお持ちのお母様からお話を聞きました。

市役所から書類が送ってきたけれども、よくわからなかったと。その中身が、どうしたものかがよくわからなかった。そして、自分の子どもは障害を持っているので、地域の学校に行っているわけでもなく、特別支援学校に行っていたと。そういうことで地域とのつながりもない中で、もし、災害が起きたら、自分はこの子と一緒に死ぬんだというふうに覚悟をしていると言われました。

私は、こういったことがないように、この7万人の要支援個別支援計画、マンパワー不足ということでありますが、県ができる支援をして早急に行っていただきたいと要望をしたいと思っております。

（8）被災者台帳システムについて。

大災害発生時には、市町は、個々の避難者の被害状況や支援状況を一元的に集約した被災者台帳を作成することとなっております。

近年、被災者台帳の作成、管理や罹災証明書の作成など一連の手続が行われる被災者台帳システムを導入する自治体もあり、山口県、岩手県などでは、県が、県内市町と共通のシステムで被災者台帳を管理する仕組みを導入しています。

熊本地震では、一部の自治体が、民間企業からのシステムの提供を受けて使用し、罹災証明の発行業務が円滑に進んだことから、今回新たに大分県も導入することとなりました。

被災者台帳システムの県内市町の導入状況と、県と市町での共通システムの導入についてのご見解をお聞かせください。

○副議長（西川克己君）　危機管理監。

○危機管理監（荒木　秀君）　県の調査では、令和元年9月現在、県内の6市町で被災者台帳シス

テムが導入をされております。

ご指摘の被災者台帳システムは、大規模災害時における被害状況や支援状況を一元的に管理できることから、職員の作業の省略化に加え、手続の迅速化や支援漏れを防ぐ効果があると考えております。

一方、県内同一のシステムの導入につきましては、6市町が既にそれぞれのシステムを導入しているほか、導入への費用負担など、県内市町においては導入のニーズに差があるものと思われますので、まずはシステム導入済の市町の運用状況を把握するとともに、導入希望について調査を行ってまいりたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　山田朋子議員―34番。

○３４番（山田朋子君）　6市町で導入いただいているということでありますが、大村市だけが有料で、こういったすばらしいシステムを導入されているということで、あとの市町はエクセル程度のものというふうに聞いております。

そこで、もちろん被災者台帳システム、まずは、エクセルだろうと何だろうと、しっかりつくってもらうことが重要と思っておりますが、ぜひ、この作成に、市町に対しての支援も行っていただきたいと思います。

取組に温度差があるような話もありました。災害時に、誰がどこに避難したとか、きちんとわかるような仕組みをしっかりつくることは重要でありますので、ぜひ引き続き、まだ導入をしていない市町に対してしっかりと働きかけをしてほしいと思いますし、私は、他県同様、共通のシステムがあること、県でもここに入ることによって、市町がもし被災をした際にバックアップ機能を果たすこともできると思っております。

他県では、同じ共通システムがゆえに、支援の時に非常に作業効率があがったという事例もあるようでございますので、私としては、まずは未設置のところに早く進めていただくことと、できれば県の方で共通システムを検討いただきたいということをお願い申し上げ、次の質問に移りたいと思います。

（9）防災アプリについて。

近年頻発する大規模災害で、多くの方が、日常持ち歩いている身近なスマートフォンを活用し防災情報を入手している傾向にあることから、通常の防災行政無線や防災メール以外の方法で、雨風で無線が聞こえないなどの問題も解決ができ、外国人や障害を持った人も、誰でも、どこにいても、より詳細でわかりやすい防災情報を入手できる防災アプリを開発、導入し、広く県民に提供することによって防災情報を周知することができると考えます。ご見解をお聞かせください。

○副議長（西川克己君）　危機管理監。

○危機管理監（荒木　秀君）　激甚化する近年の災害において、防災情報を多様な手段により住民へ提供することは非常に重要であると認識しております。

しかしながら、独自の防災アプリを導入した自治体の中には、ダウンロード数が伸び悩み、開発コストに対して思うような効果が得られないなどの問題を抱えていると聞いております。

このため、防災アプリの導入につきましては、このような問題点も含め、九州地方知事会の防災に関する研究において検討を行った結果、著名な民間のアプリの活用を提案しているところでありますので、県としましても、民間アプリの活用を検討してまいりたいと思っております。

○副議長（西川克己君）　山田朋子議員―34番。

○３４番（山田朋子君）　ＹＡＨＯＯと広島県等

で防災アプリを一緒にやっているようでありますが、長崎県においても、そういったことで民間との共同で防災アプリを開発いただけるということであります。それは高く評価をしたいと思っておりますが、できましたら、私は、その時にお願いをしたいのが、民間のものを使うと、そこまで、県のカスタマイズしたものというか、県のものにできるかどうかわからないので、一応、要望として申し上げたいと思っております。

兵庫県では、12言語に対応しております。音声の読み上げ機能、これはもちろん障害者の方に対応するためです。あとは外国人の方に対応するために絵文字だったり、そういうふうなユニバーサルデザインでつくっていらっしゃいます。

そして、私が避難をする時に、自分が今いる場所から避難所までの地図が出せるような仕組みもありますし、逃げ時設定といいまして、いつのタイミングで避難をしたらいいかというのも設定機能にあります。

また、大分県では、防災士に防災モニターになっていただいて、身近で信頼度の高い地域の情報を、避難行動を促す目的で、河川の氾濫情報や土砂崩れ、避難所の開設状況、逃げ遅れた人の情報とかも画像、動画、音声も投稿可能にするように聞いております。私は、ぜひこういったものを、充実したものをつくってもらいたいとお願いを申し上げます。

長崎県で、本年7月、避難指示と避難勧告が出ました。その時の避難対象者数は9万963人です。それに対して避難した人数は466人、率にして0.51％。

この8月、同じように避難勧告、指示が出た時に、避難対象者数は33万2,229人に対し、実際に避難をした人数は416人、率にして0.13％です。

これは、従来の防災行政無線やテレビやラジオだけの情報では避難誘導につながっていないことが浮き彫りとなっていると私は思っております。ぜひ、効果的に避難を促す、そして、安全のために、県民の命を守るために、この防災アプリを充実したものにしてくださいということをお願い申し上げ、次の質問に移ります。

（10）高潮浸水想定区域の指定について。

平成27年度に水防法が一部改正され、台風等により想定される最大規模の高潮が発生した場合の浸水想定区域を指定することが義務づけられました。

その中で、東京湾、伊勢湾、大阪湾、瀬戸内海及び有明海などの海岸については、過去に大きな被害が発生した経緯から、令和2年度までに指定をするように国から求められています。

本年9月の新聞記事によると、実施が求められている19都府県のうち、長崎県の海岸は公表が遅れると報道されていますが、近年の大規模災害を鑑みると、早急に指定をすべきであると考えますが、現在の取組状況について、お聞かせください。

○副議長（西川克己君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　平成27年度の水防法の一部改正により、高潮浸水想定区域の指定が義務づけられ、このうち有明海などの5つの地域は、令和2年度までに指定を行うよう、国から求められております。

県では、災害から県民の生命・財産を守るためには、早期の検討が必要と認識しており、有明海海岸の浸水想定区域を早期に指定できるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、指定に当たっては、甚大な被害をもたらした最大規模の台風を基本に検討することと

しております。

○副議長（西川克己君）　山田朋子議員―34番。

○３４番（山田朋子君）　ぜひ、早急な指定に向けて取り組みをいただきたいということをお願い申し上げます。

（11）受動喫煙防止対策について。

他人のたばこの煙を吸う受動喫煙対策は、がん予防に欠かせません。その目標値は、国のがん対策の指針には盛り込まれませんでした。

ただし、32道府県が、受動喫煙の影響を最も受けやすい飲食店での数値目標を独自に設定しました。そのうち、秋田、宮城、茨城、兵庫の4県は、0％の数値目標を掲げました。

本県では、数値目標を15％に設定をしました。この数値目標は、禁煙希望者が全て禁煙をし、受動喫煙の機会のある人を半減させるとして計算をされております。

改正された健康増進法が2020年4月1日より全面施行されます。これにより、一部の飲食店を除き、原則、屋内禁煙となります。

一定のハード整備は行われますが、二次喫煙、三次喫煙の課題が大きく残っていき、望まない受動喫煙を防止する取組は、マナーからルールへと変わります。愛煙家の皆様をはじめ、多くの県民に、受動喫煙が招く健康被害等をご理解いただく機会が必要だと私は考えております。

全面施行に向けての取組状況と、課題に対する対応をどのように考えているのかを伺います。

○副議長（西川克己君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　受動喫煙防止対策につきましては、望まない受動喫煙をなくすことを基本的な考え方として、昨年7月に健康増進法が改正され、本年7月には行政機関などを対象に既に施行されており、来年4月には飲食店などの施設も対象に全面施行となる予定でございます。

県としては、この法改正の趣旨や必要な措置につきまして、対象となる事業者等に対しては、各保健所において説明会を開催し、相談窓口を設けるなどの対応を行っております。

また、県民の皆様に対しましては、テレビや雑誌を活用した広報活動などにより周知を図っており、引き続き、適切な周知に努めていきたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　山田朋子議員―34番。

○３４番（山田朋子君）　さまざまな広報等をやっていただいているかと思いますが、受動喫煙が原因ということで心臓疾患等で亡くなった方が、全国で1万5,000人もいます。これだけ大きな健康被害の原因となる受動喫煙であります。

私は、昔、たばこを買いましたら、パッケージの裏とかに肺が真っ黒になったような写真がついていたかと思いますが、そういったものとかセンセーショナルな、県民の皆様にもっとわかりやすい健康被害というもの、そして二次喫煙、三次喫煙という課題、例えば私が誰かのたばこを受けたら、私が家に帰ったら私の子どもが二次喫煙、そういった形で、影響がどんどん広がっていきます。たばこを吸った後40分は、人と会ってはいけないというような話もあるようであります。

ぜひ、もっと県民の皆様に、受動喫煙が招く健康被害、そして愛煙家の方々にはご配慮を、マナーからルールに今回変わりますので、ぜひ、県民の命を守るため、取組を進めていただきたいことをお願い申し上げ、次の質問にいきたいと思います。

（12）県職員の健診受診率の状況について。

全国より早いスピードで高齢化が進んでいる長崎県で、県民の皆様が健康で長生きをしてい

ただくことが重要となっております。

そこで、知事は、健康長寿日本一の長崎県づくりを重視し、「健康長寿日本一長崎県民会議」を設置し、県民の皆様の健康づくりを進めていく取組を始めています。

しかしながら、その取組を進めていくお膝元の県職員の健康状況が1月29日の長崎新聞で取り上げられ、全国ニュースとなりました。

内容は、2017年の健康診断で、軽度異常や再検査、要精密検査などと判定され、何らかの異常が見られた職員の割合が92.8％という想像すらできないような状況でした。

まずは知事部局、教育委員会、警察本部の定期健康診断と、がん検診の受診率について伺います。

○副議長（西川克己君）　総務部長。

○総務部長（平田修三君）　知事部局職員の定期健康診断の受診率は100％となっております。

また、がん検診につきましては、対象年齢を大腸と肺については40歳以上、前立腺は50歳以上、胃がん及び女性のがん検診は若年者も含め広く全年齢を対象として実施しております。全体での平均の受診率は53.7％となっております。

○副議長（西川克己君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　教職員の定期健康診断については、小・中学校では99.6％、県立学校等においては100％の受診率となっております。

また、教職員全体のがん検診につきましては、胃、大腸、肺、乳がん検診などの検査項目ごとに対象年齢を設定し、平均受診率は75.2％となっております。

○副議長（西川克己君）　警察本部長。

○警察本部長（迫田裕治君）　県警職員の定期健康診断の受診率については100％となっております。

また、がん検診については、厚生労働省のがん検診にかかる指針等に基づく対象者に実施をしておりまして、全体でのがん検診受診率は95.5％となっております。

○副議長（西川克己君）　山田朋子議員―34番。

○３４番（山田朋子君）　国が目標と設定しています50％は、各部局とも超えていらっしゃいます。警察本部は95.5％という非常に高いがん検診率であります。

やはり県職員の皆様が元気じゃないと、この長崎県民の皆様の暮らしのことをサポートすることができません。

私は、ぜひ、大手の民間企業で取り組んでいる事例を説明したいと思っています。個々人の希望に合わせて、がん検診の予約を担当課で行っています。

県職員の数人から聞きました。仕事の都合と検診の予約がうまくいかずに、そのまま流れたことがあると、今の県職員は、自ら予約をとって行かないといけないという知事部局の制度があります。

そこで、同様の取組ができないか。また、勤務時間に検診に行きやすい職場づくりを、今まで以上に行うべきと考えます。上司からの声かけも一つだと思いますが、それぞれにどのようにして100％に近づけていくのかを伺いたいと思います。

○副議長（西川克己君）　総務部長。

○総務部長（平田修三君）　知事部局職員のがん検診につきましては、案内通知とかポータルサイトでのお知らせ、それから職員が受診しやすいような日程の調整など、あるいは多数の医療機関の確保といった点で、これまでにも受診率の向上に努めてまいったところでございますが、

今後はさらに積極的に受診を働きかけるようにチラシの作成とか、情報誌による啓発、あるいは、どのような方法が最も受診しやすいのか、広く職員にも意見を聞くなどしてまいりまして、受診率の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　がん検診につきましては、教職員が学校行事等での関係で日程が調整できなかったことや、一部の検診では若年層も対象にしているため、比較的健康に自信がある世代のがんに対する意識がまだ高くないことなどにより、受診率が約75％になっているものと考えております。

今後につきましては、病院等の決定につきましては、既に共済組合の担当者が行っておりますが、校長等から受診の啓発を行うとともに、広報誌なども活用し、検診に対する意識を高めていくことなどによって、受診率を高めていきたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　山田朋子議員―34番。

○３４番（山田朋子君）　2、子どもの命を守る取り組みについて。

（1）里親委託率向上と研修の充実について。

平成30年度末の本県の里親委託率は、17.3％であり、全国と比較すると低い状況にあると認識をしております。

現在策定中の新たな社会的養育推進計画では、10年後の里親委託率を43％まで引き上げることを目標に掲げていますが、委託率を無理に引き上げようとすると、里親とうまくいかなくなり、委託を解除される不調のケースが増えるなど、子どもに不利益を与えてしまう事態が生じることを懸念しております。

子どもの最善の利益を考え、目標を達成していくために、県はどのように取り組んでいくのか、伺います。

○副議長（西川克己君）　こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君）　里親等委託の推進につきましては、これまでの募集や研修などの取組に加え、里親委託に対する保護者への理解促進や、施設から里親委託へ移行する仕組みづくりなどに新たに取り組むこととしております。

また、里親とうまくいかなくなる、いわゆる不調を防ぐために、里親に対し、募集から研修、マッチング、養育支援まで切れ目なく、一貫した体制で支援できる民間機関の新設や、不当な要求を行うなど対応困難な保護者に、里親支援機関等がチームとして対応する仕組みづくりなど、里親支援体制の充実強化に加え、里親に対する各種研修の充実等に取り組んでいくこととしております。

○副議長（西川克己君）　山田朋子議員―34番。

○３４番（山田朋子君）　里親との不調に関しては、実際に養育里親等を行っている方から、発達障害について、マッチング時点でその傾向が小さくても、生活環境に慣れてくると問題行動が顕著になってくる場合も多く、不調につながりやすいとの声を聞いております。

発達障害など対応が難しい子どもについては、本来であれば、対応が可能な専門里親が養育するべきですが、本県では15名程度しかいないため、態様によっては、専門家ではない養育里親に委託されているケースもあるとのことです。

私は、このような里親との不調を防ぐためには、専門里親の育成とさらなる資質の向上が必要だと考えますが、県は、どのようにして取り組んでいるのか、伺います。

○副議長（西川克己君）　こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君）　専門里親の育成につきましては、経験等の要件を満たす養育里親に対し研修受講を促すとともに、研修を受講する際に必要となる旅費に対して助成を行っており、引き続き取り組んでまいります。

また、専門里親の質の向上については、国の研修を参考に、受講者の希望も踏まえ研修を実施しておりますが、今後とも、他県の先進事例等も参考にするなど、さらなる資質向上につながる研修となるよう努めてまいります。

○副議長（西川克己君）　山田朋子議員―34番。

○３４番（山田朋子君）　東京での専門的な研修が行われている旅費が、以前よりも旅費の人数分が少なくなっているという声が寄せられております。質の向上には、そのような専門機関での研修が不可欠でございますので、ぜひ、希望する方に対して旅費を出して、研修を受けていただけるように取り組んでいただきたいと要望申し上げたいと思います。

（2）チャイルド・デス・レビューについて。

平成29年度の子どもの死亡数は4,403件、そのうち原因不明の死亡数が割合で5.0％、221件も存在しています。

本県においても、平成29年度の子どもの死亡数55件のうち、原因不明の死亡数が7件も存在しておりました。この中に虐待の見逃しが含まれている可能性があります。

アメリカでは、児童虐待予防を目的として、チャイルド・デス・レビュー、子どもの死因を究明する制度が早くから実施をされており、日本でも、昨年度、法整備がなされ、国において実施に向けて検討が進められております。

本県でも、チャイルド・デス・レビューの実施に向けて積極的に取り組んでいくべきだと考えておりますが、医師会や大学、警察などの関係機関と協議を進めるなど、事前にできることがあるのではないかと考えますが、ご見解をおきかせください。

○副議長（西川克己君）　こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君）　チャイルド・デス・レビューと呼ばれる子どもの死因究明制度については、国において、来年度から全国5カ所程度の地域で、制度化に向けたモデル事業を実施する予定でありますが、先行して実施し、ある程度準備ができている自治体を想定しているとお聞きいたしております。

この事業の実施に当たっては、専門的な検証が必要となり、さまざまな専門職や有識者の協力が不可欠であることから、県としては、国の動向を注視しながら、先進自治体の情報収集や、医師会等関係機関と情報交換を事前に行うなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　山田朋子議員―34番。

○３４番（山田朋子君）　（3）虐待とＤＶ対策～ダブルリボン運動について～。

ＤＶが起きている家庭では、子どもに対する暴力が同時に行われている場合や、また、ＤＶ被害者が加害者に対する恐怖心から、一緒になって子どもを虐待してしまう実に痛ましいケースもあります。

私は、このような児童虐待とＤＶとの関連性について社会全体が認識をし、その防止については社会全体で取り組んでいく必要があると考えており、そのためには周知啓発の取組が重要だと考えております。

国においては、児童虐待対応とＤＶ対応の連携の象徴としてダブルリボンバッジを作成し、安倍首相をはじめ全閣僚に着用をお願いするなどして周知・啓発に取り組んでおられますが、県は、ダブルリボンを活用した啓発について、

どのように取り組んでいくのかを伺います。

○副議長（西川克己君）　こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君）　近年、面前ＤＶによる児童虐待の増加など、児童虐待とＤＶの強い関連性が指摘される中、国においては、今年度、「児童虐待防止月間」と「女性に対する暴力をなくす運動」を連携して推進する新たな取組を行っております。

それは、双方の方策を象徴するダブルリボンバッジの全閣僚による着用や、ポスター、リーフレットの作成、配布などが実施されており、都道府県と政令指定都市に対しても、そのバッジの着用の要請があったことから、本県といたしましても、知事をはじめ幹部職員において、11月の間、バッジを着用したところであります。

本県におきましても、面前ＤＶによる児童虐待の増加は、全国と同様の状況であり、発生予防、早期発見、早期対応、保護・支援の児童虐待対策の各段階において、ＤＶ対策との連携を踏まえた取組が重要であると考えております。

このうち、特に、発生予防、早期発見においては、県民に対して、ＤＶとの関連性を周知していく必要があり、ダブルリボンも活用しながら、しっかりと普及啓発に努めてまいります。

○副議長（西川克己君）　山田朋子議員―34番。

○３４番（山田朋子君）　私が議会で提案をさせていただき、平成23年度から、県下の全ての高校生を対象にＤＶ予防教育の実施をいただいております。今は、中学校や大学生をはじめ、各種学校に対しても実施をいただき、高く評価をさせていただきたいと思っております。

しかしながら、県内のＤＶ被害者の年齢別を見てみますと、30代から40代に集中をしております。まさに子育て世代で、ＤＶと同時に児童虐待が心配をされます。

そこで、各種媒体を使っての広報活動などしていただいていることは理解をしておりますが、研修会を実施するなど、この世代に正しい情報や相談窓口等を効果的に届ける必要があると思いますが、ご見解を求めます。

○副議長（西川克己君）　こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君）　子育て世代への周知啓発では、昨年度、平戸市の小学校のＰＴＡから依頼を受け、ＤＶ研修会を開催した実績がございます。

現在実施しております学校に対する予防教育の希望調査の際、保護者への研修を希望するかも併せて、今後、確認することで継続して取り組んでいきたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　山田朋子議員―34番。

○３４番（山田朋子君）　加害者対策について、伺います。

女性や子どもたちを暴力から、虐待からも守るためには、加害者対策が重要となっています。

そこで、民間の長崎ＤＶ加害者更正プログラム研究会が2018年から実施されているＤＶ加害者更正プログラム、こちらは民間の力で被害者も加害者も生まない取組をしていただいております。長崎県のＤＶ対策基本計画でも、研究するとの位置づけで長年きております。

内閣府は、この取組に興味を持ち、12月19日に長崎市にヒアリングに来るとのことです。全国でも先進的で注目を浴びているこの取組を、「有料プログラム」で行っていますが、毎週受講の18回と、専門職の皆様の負担は大きくなっています。県として、この取組をどのように認識し、関わっていくのかを伺います。

○副議長（西川克己君）　こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君）　ＤＶ加害者対策につきましては、ＤＶ防止法に基づき国は調

査、研究を進めており、また、県においても、加害者更正に関する研究等の情報収集と対応の手法の研究を進めることといたしております。

当面、県といたしましては、国の状況も確認しながら、長崎ＤＶ加害者更正プログラム研究会へ適宜参加し、その活動の効果等の確認を行いながら、併せて関係機関や有識者からなる「長崎県ＤＶ対策等推進会議」の中で協議を行ってまいりたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　山田朋子議員―34番。

○３４番（山田朋子君）　（4）児童相談所の体制について。

本県児童相談所職員の中で最も長い1カ月の平均時間外労働時間が72.4時間であり、職員体制の充実強化が必要であると考えております。

6月の児童福祉法の一部改正に伴い、児童福祉司については、令和4年度から、児童相談所管轄区域の人口4万人に1人から3万人に1人に見直されるとともに、児童心理士については令和6年度から児童福祉司2人に1人が配置されることは承知しております。

期日までに、どのようなスケジュール感をもって増員していくのか、伺います。

○副議長（西川克己君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　議員ご指摘のとおり、昨今の虐待対応件数の増加を受けまして、職員の時間外につきましては、平成30年度において、最も多い職員で月平均72.4時間となっております。非常勤職員を雇用するなど、縮減に向けた対策を行っているところでございます。

また、議員のご指摘のとおり、児童福祉法の改正により、所定の職員の確保が求められているところでございます。

県といたしましても、できるだけ早く実現できるよう、専門職の採用等について人事当局とも協議しながら、計画的に行ってまいりたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　山田朋子議員―34番。

○３４番（山田朋子君）　この専門職の争奪戦ということでニュース等でも大きく取り上げられております。新宿区は、児童相談所を開く予定でありましたが、人員を確保できないということで、一旦延期をしているようであります。このように、本当に全国的に専門職の獲得競争は始まっております。

そして、本県の児童相談所を見てみますと、一時保護が急増しております。平成28年度の569件から、平成30年は794件、実に1.4倍にも増加をしております。

これから見ても明らかなように、専門職の負担は非常に大きいものとなっていると私は思っております。

そして、72.4時間という時間外勤務時間でありますが、この時間だけではかれない業務の重たさ、命に関わる本当に厳しい世界での仕事をしていただいております。

そういったことも考えて、先ほどは非常勤職員の雇用を行っているということでありましたが、退職の補充しか近年は行っていないのではないかと私は思います。今後、退職補充はもとより、既に全国で争奪戦が始まっておりますので、計画的に積極的に雇用いただきたいと思っております。

この雇用に向けて、国も助成金が用意をされております。400万円の助成金、200万円の県費負担はありますが、こういったものも活用しながら、県外では、この福祉系の専門科のある学校の学生を児童相談所に見学ツアーとか、そういったことを行っているところもあります。

私は、これだけ児童虐待の問題が日夜報道さ

れると、児童相談所に対するイメージも悪く、大変だというイメージがあるかもしれないので、そういったものを払拭しながら、しっかりと補充を行っていただきたいと思います。

今いる児童相談所職員の定期異動についても伺いたいと思います。

ずっと児童相談所にいると、やはりすごく大変だと思います。定期的に保健所や本庁とか出先の福祉部局に異動を定期的に行っているのか、どういうふうにしているのかを教えてください。

○副議長（西川克己君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　児童福祉等の専門職の人事に関しましては、原則といたしまして、各人の希望を踏まえながら、適材適所により配置することとなっておりますが、専門性を発揮するためには、ある程度の組織での勤務というものも必要となっておりますので、そういった中で鑑みながら適切な配置を行っているところでございます。

また、採用に向けましては、議員ご指摘のとおり、早期から学校への説明、アプローチなど早めに対応することで、しっかりとした計画的な採用につなげていきたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　山田朋子議員―34番。

○３４番（山田朋子君）　児童相談所は、一時保護や措置等、子どもたちが自分の意思で選択をすることがない処遇を決定、行うことから、子どもの権利保障に十分配慮する機関であるべきだと私は考えております。

児童相談所の業務に対する評価を行う第三者評価を実施することが必要ではないかと考えますが、本県で実施する考え等について伺いたいと思います。

○副議長（西川克己君）　こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君）　第三者評価などによる児童相談所の業務の質の向上については、6月の児童福祉法の改正により、都道府県知事に努力義務が規定されたところであり、国においては、来年度からの実施に向け、現在、ガイドラインを策定中であります。

策定状況について国に確認したところ、現時点では確定したものはないとのことであり、県といたしましては、国の動向を注視しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　山田朋子議員―34番。

○３４番（山田朋子君）　(5) アウトリーチ型支援について。

厚生労働省の調査によると、2016年度に虐待で死亡した子どもが49人、うち約65％がゼロ歳児で最も多く、母子が孤立しがちで虐待が発見しにくいのが要因とされております。

明石市においては、来年度から、ゼロ歳児へのおむつやミルク等の無料提供を通じて母子の健康状況や虐待の有無をチェックする、いわゆるアウトリーチ型の支援を実施するとのことです。

本県においても、虐待予防対策として、明石市のような取組を県下に広げていくべきだと考えますが、モデル事業として実施する考えがないか、伺います。

○副議長（西川克己君）　こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君）　国においては、「支援につながっておらず、継続的な関わりが必要な家庭」に対し、家庭訪問等を通じて育児用品を配布するなど、保護者が支援を受け入れやすくする市町の取組に対し、令和2年度から、助成を行うことを検討していると伺っております。

県といたしましては、国の動向を注視しながら、市町へ情報提供を行うなど本事業の活用を

促していきたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　山田朋子議員―34番。

○３４番（山田朋子君）　3、子どもの貧困対策について。

（1）子どもの貧困調査について。

県においては、平成28年に策定した「長崎県子どもの貧困対策推進方針」に基づき、子どもの貧困対策が進められていますが、今年度末が終期となっております。

また、本年4月には、子どもの生活に関する実態調査の結果を公表されたところではありますが、今後の取組については、県庁内の連絡連携会議や、県と市町での協議会等において検討を進めると伺っております。

今後、新たに子どもの貧困対策の行動計画を策定する予定と伺っていますが、どのような内容で策定をするのか、伺います。

○副議長（西川克己君）　こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君）　新たな県の子どもの貧困対策に係る行動計画については、先月末に示された国の新たな貧困対策の大綱に沿って策定することとしておりますが、国の大綱の重点施策に大きな変更はなく、現行と同様に「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」の4つの柱で構成されるものと考えております。

また、今回の大綱で新たに示された基本的方針である「親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援」、「支援が届かない、または届きにくい子ども・家庭への配慮」などの視点や、本県の実態調査の分析結果等を踏まえ、今後、庁内連携会議や県と市町で構成する協議会などで検討を行い、県議会や長崎県子育て条例推進協議会のご意見を伺いながら、来年9月までに策定する予定といたしております。

○副議長（西川克己君）　山田朋子議員―34番。

○３４番（山田朋子君）　（2）母子家庭等助成事業について。

母子家庭等助成事業というのは、学童保育に通う母子・父子家庭、そして多子家庭に対して、市町と、月に5,000円の助成を行う事業であります。

2万人を超えるような多くの子どもたちが恩恵にあずかっている母子家庭等助成事業は、実は昭和57年から、本県が全国に先駆けて行われているすばらしい事業であり、私は、この事業は、まさに今、子どもの貧困対策に対して、とても有効であるというふうに思っております。

というのも、今回、幼児教育の無償化が始まり、3・4・5歳児の保育料は無料になりましたが、小学校に上がる途端、このような形で家計負担が大きくのしかかるというふうに思っております。

毎年、私は、この事業について議会で質問をし、この堅持に向けて取組をしておりますが、今回の予算編成に向けて、来年度もこの事業を実施いただくのか、そのあたりを伺いたいと思います。

○副議長（西川克己君）　こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君）　放課後児童クラブにつきましては、就労等により昼間に家庭にいない保護者に代わり、適切な遊びや生活の場を提供して、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、子どもの健全な育成を図る役割を担っており、大変重要であると認識しております。

県独自の放課後児童クラブにおける母子家庭等児童助成事業につきましては、ひとり親家庭の自立促進、及び多子世帯の経済的な負担軽減

を目的に実施しているところであります。

来年度以降の事業継続につきましては、県の財政が大変厳しい状況ではありますが、その必要性を踏まえ、予算編成の中で検討してまいりたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　山田朋子議員―34番。

○３４番（山田朋子君）　（3）アウトリーチ型支援について。

母子父子寡婦福祉資金貸付金について、滞納者543人のうち98％に当たる534人が生活困窮によるものであり、催促するだけでは問題解決にはつながらないと私は思います。催促と併せて就労支援などを行うアウトリーチ型の支援が必要と考えますが、ご見解をお聞かせください。

○副議長（西川克己君）　こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君）　ひとり親家庭等の自立促進については、福祉事務所に配置している母子父子自立支援員が、母子父子寡婦福祉資金貸付金の申請受付をはじめ、日常生活から就労支援まで総合的な支援を実施しております。

母子父子寡婦福祉資金貸付金の債権管理は県が行っているため、県の福祉事務所が所管する滞納者については、母子父子自立支援員が、督促と併せて、相談対応や就労支援を行っており、状況に応じて他機関への紹介も行っております。

中核市を除く市町の福祉事務所が所管する滞納者への支援については、今後、議員からのご指摘も踏まえ、関係市町と協議を進めてまいります。

○副議長（西川克己君）　山田朋子議員―34番。

○３４番（山田朋子君）　4、子どもたちの学びの応援をする取組について。

（1）学童保育と作業療法士の連携について。

放課後児童クラブの支援員は、日々、子どもたちとの関わりの中で、発達に障害を持つ子どもたちの対応に悩みを抱えていると聞いております。

以前、他県を視察した際、学童保育連絡協議会と作業療法士会が連携をして、発達障害など配慮が必要な児童の対応に苦慮している放課後児童クラブに作業療法士が訪問をして、具体的な支援の方法などをアドバイスしているという事業を見ました。とてもよい取組だと思いました。

聞くところによると、もう既に本県でも作業療法士会と学童連絡協議会において同様の取組が始まっているとのことですが、任意団体の実施事業ということで、継続が難しいのではないかと心配をしております。

すばらしい取組ですので、県下に広げていただきたいと、県として何らかの支援が必要ではないかと考えておりますが、ご見解をお聞かせください。

○副議長（西川克己君）　こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君）　議員ご指摘の作業療法士の派遣事業というものは、平成28年度に岡山県で始まり、その後、全国へ拡がったものであります。

本県においても、本年度から、県学童保育連絡協議会と県作業療法士会が連携して、県内6カ所の放課後児童クラブへ作業療法士を派遣しており、3年間、この事業を実施する予定と伺っております。

県としましては、この取組の実施状況や、その効果を踏まえながら、活用できる既存の補助制度等も含め、市町に対して情報提供をしてまいります。

○副議長（西川克己君）　山田朋子議員―34番。

○３４番（山田朋子君）　助成制度をきちんと整

えていただきたいと思います。

そして、沖縄県南風原町においては、学校にも、この制度を取り入れております。ぜひ、学校でも検討いただきたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（西川克己君）　これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時45分から再開いたします。

―　午後　２時３１分　休憩　―

―　午後　２時４５分　再開　―

○議長（瀬川光之君）　会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

山本由夫議員―27番。

○２７番（山本由夫君）（拍手）〔**登壇**〕　皆さん、こんにちは。

自由民主党・県民会議、島原市選挙区選出の山本由夫でございます。

私からは、7項目について、一括質問します。

どうぞよろしくお願いします。

1、中小企業対策について。

（1）中小企業の2025問題について。

本県では、中小企業・小規模事業者が、全体の事業者数の99.9％、従業者数でも91.8％を占め、地域の経済や雇用、住民の生活・行事など、地域社会の維持活性化に中心的な役割を果たしています。

しかしながら、人口減少や競争激化によって売上が減少し、また、働き方改革や人手不足などの経営環境の変化から、厳しい経営状況が続いています。加えて、経営者の高齢化も進んでいます。

そういう中で、昨今、中小企業の2025年問題が話題となっています。これは、中小企業庁の推計では、2025年には、全国の中小企業経営者の約7割の245万人が70歳以上になり、その半分の127万人が後継者が不在で、このままでは中小企業の廃業が急増して、650万人の雇用と22兆円のＧＤＰが失われるというものです。

そこで、まず、本県の経営者の年齢構成、後継者不在の企業の割合など、本県の現状とこれに対する県の見解をお伺いします。

（2）事業承継支援について。

中小企業の経営者の高齢化が進み、後継者不在により廃業が増加すると、住民の生活基盤や利便性が損なわれることによって人口減少が加速し、現在でも低迷している県内経済にさらなる悪影響を与えてしまいます。

こうした状況に歯止めをかけ、新陳代謝を通じて成長を持続させるため、国は、事業承継にかかる税負担の軽減や各種の事業承継支援策に取り組んでいます。

これを受けて、県でも事業引継ぎ支援センター、事業承継ネットワークや移住創業・事業承継促進事業などによる事業承継支援を行っていますが、これらの支援の実績と今後の取り組みについて、ご説明をお願いします。

（3）商工会議所・商工会への支援について。

こうした小規模事業者への支援を強化するため、平成26年に「小規模企業振興基本法」が制定されました。これに伴い、平成26年と本年に、いわゆる「小規模事業者支援法」が改正をされ、商工会議所や商工会は、従来の経営改善普及事業の中で、新たに「経営発達支援計画」を、また、災害の際に、小規模事業者の早期再生が可能になるよう、「事業継続力強化支援計画」を市町と共同して策定することになりました。

これらは、商工会議所・商工会が小規模事業者に対し、従来の気軽に相談するかかりつけ医に加えて、ステージに応じて寄り添う伴走型の

支援を行うことを求めるものです。

しかしながら、商工会議所・商工会では、平成17年度以降の県の補助対象職員の設置基準の見直しによって、補助対象職員数、小規模事業経営支援事業費補助金が大幅に削減されていて、これらの国のメニューに従って伴走型支援を行うための経営指導員などの数が足りないのが現状です。

一方で、今回の小規模事業者支援法の改正については、地方交付税措置がなされると聞いています。本県については、10月に県の商工会議所連合会と商工会連合会が県に対して要望を行ったと聞いていますが、こうした現状を踏まえて、改めて小規模事業者の経営支援に当たる補助対象職員の増員や小規模事業経営支援事業費補助金の拡充などをお願いしたいと思いますが、県の見解をお伺いします。

2、民法改正と自治体への影響について。

（1）民法改正の本県の業務への影響について。

一昨年5月に民法の一部を改正する法律が成立し、来年4月から施行されます。改正内容は、保証や時効に関する見直しなどですが、自治体の実務にも広範囲に影響を及ぼすのではないかと考えます。

そこで、来年4月からの改正民法の施行によって県の業務にどのような影響があるのか、また、今回の改正の庁内への周知について、どのように対応しているのか、ご説明をお願いします。

（2）今後の対応について（県営住宅の保証人について）。

今回の改正の中で、特に影響がありそうな内容に、県営住宅の保証人に関する問題があります。

改正民法の施行後は、新たな賃貸者契約で個人の保証人を求める場合には、保証をする極度額を定めなければ、その効力を生じないことになります。

今回の改正は、これまで保証額の上限がなかった保証人の負担軽減を目的にしていますが、従来記載のなかった金額を明示することで心理的な負担が増え、逆に保証人の確保が難しくなることも懸念されています。

こうした状況を踏まえて、国は、昨年、公営住宅管理標準条例案を改正し、保証人に関する規定を削除しました。

また、保証人の確保を求める場合でも、住宅に困窮する低所得者が公営住宅へ入居できないといった事態が生じないように、特段の配慮を求めています。ただし、公営住宅の入居に際しての保証人の取り扱いについては、事業主体の判断に委ねられています。

そこで、本県としては、県営住宅について、今後も保証人制度を維持するのか。また、その場合、保証人の確保が困難な人への対応はどのように考えているのか、ご説明をお願いします。

3、政策評価について。

（1）令和元年度の事務事業評価結果について。

本県では、行政の説明責任、効果的・効率的な行政の推進、成果を重視した行政運営を目的に政策評価制度を導入しており、先般、県が自ら行った令和元年度事務事業の評価結果が公表されました。これによると、長崎県総合計画の事業群を推進する821件の事務事業のうち、見直しが約46％の377件で、このうち改善が351件となっている一方、現状維持が約49％の405件となっています。

また、先月には、県が行った事務事業評価の

結果について、外部評価である長崎県政策評価委員会から意見書が提出をされています。

そこで、まず、令和元年度の事務事業評価の結果及び政策評価委員会の意見書を県としてどう受け止め、今後の施策、予算編成にどのように反映しようとしているのか、ご説明をお願いします。

（2）成果指標について。

10月の本議会の決算審査資料である「主要な施策の成果に関する説明書」において、総合計画の事業群や事務事業の成果指標の実績値に「算定中」というものが散見されました。その多くが、「国の調査結果がまだ公表されていないため」との説明を受けましたが、前年度の事業が、年度終了後半年以上たっても算定中で評価ができないというのは、ＰＤＣＡサイクル上問題があると考えます。

この点を県としてどう考えているのか、また、県で早期に把握が可能な他の成果指標で補完して評価を行うべきではないかと考えますが、県の見解をお伺いします。

4、長崎県立大学における県内出身者の状況について。

長崎県立大学では、教育・研究機能の向上や施設整備の充実、地域貢献を着実に推進するとともに、より高い社会人基礎力を有する人材を育成する実践的な教育やグローバル化、情報化に対応した教育に取り組んでいくこと、また、地域を支える人材の育成や県内就職率の向上、県内高校生の入学促進に取り組んでいくことで、高校生や地元企業に選ばれる魅力ある大学、地方創生に貢献し、地域とともに発展する大学を目指しています。

このように、長崎県立大学は、本県の地方創生にとって必要な地域を担う人材の育成に重要な役割を果たしています。また、県内の高校生が県立大学に進学することは、若者の県外流出の歯止めにもなります。

そこで、長崎県立大学における県内出身者の状況に関して、1、在校生の県内出身者と県外出身者の比率について、2、入試における県内出身者の合格者数と不合格者数について、3、県内出身者と県外出身者の県内就職率について、4、県内出身者を増加させるための取り組みについて、お尋ねします。

5、地域包括ケアシステムについて。

（1）各圏域の構築割合と課題について。

本県の65歳以上の高齢化率は32％で、全国より約4％高く、高齢化が全国より10年早く進んでいると言われています。

そこで、本県では、地域包括ケアシステムについて、国の目標である2025年よりも早い2023年度に県内全市町で構築することを目指し、長崎県版の評価基準を策定して構築状況を見える化し、ロードマップを作成して改善に取り組んでいます。

そこで、まず、平成30年度の各圏域の構築状況はどうだったか、また、今回の評価で、県全体の、また、各圏域の課題をどのように分析しているか、ご説明をお願いします。

（2）モデル地区の成果について。

本県では、昨年度、県内を都市型、過疎型、離島型に分類し、3圏域をそれぞれのモデル地区として、地域包括ケアシステム構築加速化のモデル事業を実施しました。

そこで、その成果について、お尋ねします。

（3）今後の取り組みについて。

今回の評価における課題とモデル事業の成果を受けて、2023年度の100％構築に向けて、今後どのように取り組んでいくのか、ご説明をお

願いします。

6、防災対策について。

（1）国による雲仙直轄砂防事業完了後の施設管理について。

平成3年6月の「雲仙・普賢岳噴火災害」を受けて、国においては、平成5年に雲仙復興事務所を開設し、これまでに水無川をはじめ3河川において直轄砂防事業が行われ、地域の安全性は向上してきました。ただ、その国の直轄事業も令和2年度で完了し、その後は管理段階に移行する予定であり、砂防法上は、直轄事業完了後は県で管理することが原則だと聞きました。

しかしながら、水無川周辺には、まだ警戒区域が設定をされていて、山頂には1億立米の巨大な溶岩ドームが不安定な状態で存在をし、山麓にも1億7,000万立米の土砂が堆積するなど、地震や大雨によって崩落をする危険性や堆積土砂による土石流の発生も懸念されています。

こうした状況での砂防管理には、高度な技術力や知見が必要です。そのため、島原半島3市では、引き続き、国による砂防施設の直轄管理を要望しており、10月には、県も一緒に国に要望に行かれたと聞いています。

そこで、雲仙直轄砂防事業完了後の施設管理について、県の考えと今後の取り組みをお伺いします。

（2）県・市町の防災訓練の実施状況について。

昨今、想定を超える自然災害が発生し、甚大な被害が続いています。県・市町では、従来、災害に備えた防災訓練が行われていますが、昨今の状況も踏まえて、災害リスクのあるすべての地域であらゆる世代の住民を対象に、継続的に防災教育、避難訓練を実施し、地域の災害リスクと、とるべき避難行動を周知することが必要です。

そこで、まず、県・市町の防災訓練の実施状況と課題、今後の取り組みについて、お尋ねします。

（3）県内の自主防災組織について。

一たび大規模な災害が発生すれば、行政による支援が間に合わない場合があり、日ごろからそれぞれの地域で、自助・共助による防災活動に取り組むことが必要です。

昨今の災害においても、避難がうまくいった地域では、防災リーダーがいて、避難計画の作成や避難訓練などの取り組みを行っていたという事例も聞きます。県でも自主防災組織の結成促進、住民への防災意識の普及に取り組んでいますが、現在の県内市町の自主防災組織の組織率と課題、今後の取り組みについて、お尋ねします。

7、がまだすドームと島原半島ジオパークについて。

（1）がまだすドームの入館者数と今後の取り組みについて。

雲仙岳災害記念館、愛称「がまだすドーム」は、平成14年の開館以来、有料入館者数が減少を続け、平成26年度以降は10万人を割り込んでいましたが、昨年4月のリニューアルを機に回復し、昨年度は21万6,000人と大幅に増加しました。

そこで、今年度のがまだすドームの入館者数の動向はどうなっているのか、また、リニューアル効果を持続させ入館者数の増加につなげるために、今後どのような取り組みを考えているのか、ご説明をお願いします。

（2）がまだすドームとジオパーク等との連携について。

私は、昨年の一般質問で、がまだすドームに

は、島原半島ジオパーク協議会と島原半島観光連盟が同居しているにもかかわらず、お互いの連携が取れていないと指摘し、がまだすドームがジオパークのインフォメーションセンターとしての役割を果たして、具体的に連携してほしいと要望しました。

そこで、がまだすドームとジオパーク協議会、島原半島観光連盟との連携はどのように変わったのか、ご説明をお願いします。

（3）ジオパークの活用と今後の支援について。

長崎県総合計画では、2つの世界遺産などを活用した観光地づくりと誘客拡大という施策の中で、ジオパーク認定ガイドの派遣によるジオツアーの実施などに取り組んでいます。

そこで、まず、これまでのジオツアーの実施件数と参加人数、交流人口の増加などの成果について、ご説明をお願いします。

2つ目は、ジオパークへの今後の支援についてです。

先日、熊本県の天草ジオパークが、日本ジオパークの認定を返上する方針を固めたとの報道がありました。その理由について、天草ジオパーク推進協議会の説明では、費用負担が大きい一方で、交流人口の拡大につながらなかったためとのことでした。

ジオパーク活動については、交流人口の増加ももちろん重要ですが、地域資源の保護保全や郷土を愛する心を育む教育活動を継続して行うことで、持続可能な地域の発展を目指すものだと考えます。

そこで、こういうジオパーク活動のあり方を踏まえ、県としてジオパークの重要性と現状をどのように考え、今後、どのようにその取り組みを支援していくのか、ご見解をお伺いします。

以上で、壇上からの質問を終え、ご答弁後に再質問等させていただきます。

よろしくお願いします。（拍手）

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕　山本由夫議員のご質問にお答えいたします。

雲仙直轄砂防事業完了後の砂防施設の管理についてのお尋ねでございます。

雲仙直轄砂防事業については、施設の整備が進み、令和2年度には事業が完了する予定と聞いているところであり、通常であれば、県に管理が移管されることとなってまいります。

一方、議員ご指摘のとおり、今もなお、山麓には大量の火山堆積物が、また、山頂には不安定な溶岩ドームがあり、大雨による土砂の流出や溶岩ドームが崩落するリスクが存在しております。

そのため、今後も地域の人々の安全で安心な暮らしを確保してまいりますためには、流出土砂の除去や施設の保守点検など、的確な砂防施設管理を行っていく必要があります。

しかしながら、水無川流域には、依然として人が立ち入れない警戒区域が設定されており、引き続き、無人化施工による土砂除去や溶岩ドームの監視観測など、高度な技術力や知見を持つ国による砂防施設の管理が必要不可欠であります。

このため、県といたしましても、島原半島3市と連携して、県選出国会議員の皆様とともに、国土交通省や財務省に対して、直轄管理について要望を行ってまいりました。

今後も、国に対して強く働きかけてまいりたいと考えているところであります。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長（瀬川光之君）　産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）　私からは、中小企業対策の3点について、答弁をさせていただきます。

まず、中小企業の2025年問題に係る本県企業の状況についてのお尋ねでございますが、民間の調査によりますと、県内企業の経営者のうち60歳以上の割合は57.6％、平均年齢は60.7歳と、いずれも九州の中で最も高く、また、後継者不在企業の割合は62.9％で、九州平均を上回るなど、県内企業の後継者問題は深刻な状況にあります。

中小企業や小規模事業者は、地域における雇用の担い手、多様な技術・技能の担い手として重要な役割を果たしており、後継者不在による廃業の増加は、地域の経済、社会の維持に影響を及ぼすため、円滑な事業承継の推進は喫緊の課題であると認識しているところでございます。

次に、本県における事業承継支援のこれまでの実績と今後の取り組みについてのお尋ねですが、事業承継には、後継者育成など相当の準備期間を要することから、昨年5月に、県や商工団体、金融機関、税理士等の専門家などからなる「長崎県事業承継ネットワーク」を構築し、円滑な事業承継に向けた支援を行っております。

ネットワークでは、商工会議所の経営指導員等が経営者と面談し、事業承継への意識醸成や支援ニーズの掘り起こしを行う「事業承継診断」を、これまで1,175件実施しております。

診断の結果、支援が必要な企業には、事業承継計画書の策定や今年度からの事業価値の簡易査定など、課題に応じた個別支援を進めているところであります。

また、第三者への承継につきましては、平成27年に国が設置いたしました、「長崎県事業引継ぎ支援センター」において、これまで434件の相談を受け、うち63件が成約し、残りの案件についても支援を継続しております。

今後は、事業承継診断ケースの増加に向けて、ネットワーク参画機関の一層の関与と、事業者に対する相談窓口や優遇税制等の支援施策の周知を進めるとともに、県外からの移住創業希望者への働きかけを強化するなど、事業承継の促進を図り、後継者不在による廃業の防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、小規模事業者の経営支援に当たる補助対象職員の増員と小規模事業経営支援事業費補助金の拡充の要望に対する県の見解についてのお尋ねですが、商工会議所や商工会に対し、職員の人件費や事業費を助成する「長崎県小規模事業経営支援事業費補助金」につきましては、本県の厳しい財政状況に伴う収支改善のため、平成16年度以降、商工会議所等との協議を重ね、見直しを行っており、それに基づいて交付しているところでございます。

県と商工会議所等のお互いが連携をし、人と知恵を出しあいながら、効果的かつ効率的に事業者を支援することで、商工業の振興につなげてまいりたいと考えており、そのために、どのような取り組みが有効か、商工会議所等とも十分に協議を行いながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたしたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　総務部長。

○総務部長（平田修三君）　民法の改正によります本県の業務への影響及び庁内への周知についてのお尋ねでございます。

民法の債権関係の規定が全面的に見直され、来年の4月1日から施行されます。

自治体業務へ影響がある改正として、主なも

のは、短期消滅時効を廃止し、原則として、「知った時から5年」とする時効制度の見直し、住宅の賃貸借などの際の個人保証について極度額の定めを必要とする旨の改正、事業用融資の個人保証契約等における公証人による意思確認手続の新設などがあり、債権管理、公営住宅入居や各種貸し付けに関する保証など、一定の見直しが必要になります。

これまで庁内会議などで周知するとともに、影響の把握や業務見直しの必要性の確認を進めているところであります。

今後とも、契約事務など、本県の業務に支障が生じることがないよう適切に対応してまいります。

次に、政策評価に関しまして、まず、事務事業評価の結果及び政策評価委員会の意見書についてのお尋ねでございます。

令和元年度は、821の事業について評価を行い、その45.9％に当たる377の事業において見直しを行うこととしており、事業群評価導入前と比べますと、事業見直しの比率は着実に高まってきているものと考えております。

また、政策評価委員会からは、市町、民間との役割分担、連携強化及び認識の共有化を図ることや、成果を図るための指標の設定等にかかるご意見をいただいているところであります。

今回の評価結果や政策評価委員会のご意見を踏まえ、県としましては、今後、さらに市町や民間との連携などを強化し、人口減少対策をはじめ、県政の諸課題に対して効果的・効率的に取り組み、より成果を高めていく必要があると受け止めております。

施策の構築に当たっては、そのような視点を持ちながら、既存の事業の見直しを進め、施策効果の高い事業への選択と集中を図るなど、予算編成にも反映させてまいりたいと考えております。

次に、同じく政策評価についての成果指標について、「算定中」が散見されるがというお尋ねでございます。

令和元年度の評価におきまして、数値目標を設定している事業群185項目のうち、実績値が「算定中」となっておりますのが18項目であります。個別事業では、772事業のうち28事業あります。

この要因としては、自治体間の比較や、過去からの変化などが客観的に見られるように、国の全国統計の数値を、施策の達成度を図るための指標として用いているものによるものであります。

一方、事業の成果を測定し、検証や見直しを行うためには、毎年度の成果が図られるような指標の設定が必要であるということから、今後、速報値での補完でありますとか、指標自体の見直しなども検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、長崎県立大学につきまして、まず、在校生の県内出身者と県外出身者の比率です。

令和元年5月1日現在の在校生数2,964名のうち、県内の出身者は1,375名で46.4％、県外出身者は1,589名で53.6％となっております。

次に、入試における県内出身者の合格者数と不合格者数についてです。

平成31年度入試結果における県内出身者の状況については、推薦入試では、合格者157名、不合格者127名、一般入試では、合格者197名、不合格者508名となっております。

次に、県内出身者と県外出身者のそれぞれの県内就職率についての状況でございます。

平成30年度の学生の県内就職率は、大学全体

で34.4％となっております。そのうち県内出身者の県内就職率は59.7％、県外出身者の県内就職率は10.6％となっております。

最後に、県内出身者を増加させるためにどのような取り組みを行っているかというお尋ねでございます。

県立大学では、県内高校生の進学促進のため、県内高校との入試連絡協議会の実施や出前講座、しま地区でのオープンキャンパスなどに取り組んでおります。

さらに、今年度は、高校と大学の接続強化を図るための新たな取り組みとして、県内高校で勤務経験のある教員を担当学長補佐として配置しております。

8月から10月にかけて、この学長補佐を中心として、県内高校を個別に訪問し、学部・学科再編による大学の成果についてＰＲをするとともに、高校の進路指導の状況等について聞き取りを行ってまいりました。

その結果、学部・学科の特色が明確になり、生徒の進路決定や教員の進路指導が充実したものになった、特に、実践的な教育プログラムは評価できるなどの意見が聞かれ、学部・学科再編の取り組みや成果が評価されているものと考えております。

今後とも、県内高校との連携を強化し、県内高校生の進学の促進に取り組んでまいります。

○議長（瀬川光之君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　県営住宅について、今後も連帯保証人制度を維持するのか、また、連帯保証人の確保が困難な人へはどのように対応するかとのお尋ねでございます。

連帯保証人制度は、県営住宅の滞納家賃の回収において、入居者に代わって家賃を納入し、あるいはまた、入居者に対して家賃の納入の指導をすることで、滞納の解消に一定の効果を上げていることから、今後も本制度を維持する方向で検討しております。

また、議員ご指摘の国土交通省の通知の趣旨につきましては、県としても十分に理解をしているところであり、連帯保証人が確保できないために、県営住宅への入居ができないということにならぬよう、その事情を調査・分析するとともに、生活保護支援にかかる関係機関等とも密接な連携・協力を取りながら、柔軟な運用ができるように、さまざまな検討を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　地域包括ケアシステムにつきまして、3点お答えいたします。

まず、平成30年度の各圏域の構築状況はどうだったのか。今回の評価における県全体としての、また各圏域の課題をどのように分析しているのかとのお尋ねでございます。

平成30年度の評価結果につきましは、地域包括ケアシステムがおおむね構築できたと評価できる評価点が8割以上の圏域が、県内124圏域のうち86圏域であり、平成29年度の35圏域から大幅に増加しております。

県全体の評価といたしましては、県及び有識者による事業の評価や具体的な助言等により構築が進んできたものと考えておりますが、地域資源の少ない一部の地域では、構築に時間を要しているという課題があります。

県といたしましては、そのような地域においては、これまでの離島や過疎地域におけるモデル事業による先進的な事例の紹介のほか、県の担当者や有識者を派遣して、直接地域の実情や課題を確認して、市町に対して手厚く支援することにより、地域包括ケアシステムの実現を目

指していきたいと考えております。

次に、昨年度3圏域をモデル地区として加速化支援事業を実施したが、その成果はどうだったのかとのお尋ねでございます。

昨年度、都市型、過疎型、離島型の3地区をモデル地区として選定し、県職員及び有識者のアドバイザーを派遣して、地域包括ケアシステムの構築を重点的に進めました。

都市型では、医療機関等の地域資源は充足している一方、高齢者が集える場が不足しているという課題があったため、既存の病院や介護施設を活用した通いの場を創設しました。

過疎型では、地域資源が点在しているという課題があったため、住民が主体となって地域の関係者とも連携した生活支援の体制を構築しました。

また、離島型では、社会資源等が不足しているという課題があったため、限りある資源を活用して、社会福祉法人を核とした生活支援を進め、移送による買い物支援が始まっております。

最後に、2023年度の100％構築に向けて、今後どのように取り組んでいくのかとのお尋ねでございます。

県といたしましては、2023年までにすべての市町で地域包括ケアシステムが構築できるようロードマップに位置づけて、県や有識者により市町の進捗状況をチェックする、いわゆるＰＤＣＡサイクルにより達成を目指しております。

モデル事業による成果の活用については、平成30年度に都市型、過疎型、離島型をモデルとして実施してまいりましたが、その成果については、市町や地域包括支援センターに対する研修の場において、優良事例として共有していきたいと考えております。

また、構築が進んでいない地域に対しては有識者を派遣するなど、伴走型の支援を行っていきたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　危機管理監。

○危機管理監（荒木　秀君）　私からは、2点お答えさせていただきます。

まず、県及び市町の防災訓練実施状況とその課題、今後の取り組みについてのお尋ねですが、県及び各市町は、地震や風水害などによる災害に備えるため、防災関係機関が参加する防災訓練や住民の避難訓練を実施しております。

平成30年度につきましては、県と10市町で延べ108回の住民避難を含む防災訓練等を実施し、延べ1万9,760名が参加され、今年度は11月時点で、県と11市町で延べ86回、参加者数延べ2万240名での訓練が実施されております。

近年、大規模化、甚大化する災害の中で、迅速な避難と高齢者などの要配慮者の避難対策が課題であることから、自助・共助を促す防災訓練等は重要であると認識しております。

県としましては、地震、豪雨、土砂災害等災害の種別に応じ、安全に迅速な住民避難ができるよう、すべての市町で多くの住民が参加する防災訓練等の実施を働きかけるとともに、より実効性のある訓練となるよう、改善を図ってまいります。

次に、県内市町の自主防災組織の組織率と自主防災組織の課題と今後の取り組みについてのお尋ねですが、議員ご指摘のとおり、大規模な災害が発生した場合には、自助・共助の取り組みが大変重要であり、災害による被害を予防し、軽減する活動を行う自主防災組織の存在は欠かすことができないものであると考えております。

このため、県におきましては、「長崎県防災推進員養成講座」を開催し、地域の防災活動の中心的役割を担う人材を育成することにより、

自主防災組織の結成を促進しており、県内組織率は、令和元年10月1日現在で71.2％となっております。

ただし、自主防災組織を結成すれば、それでいいというものではなく、災害に備えた平常時の活動を継続していただくことが重要でありますので、県といたしましては、平成29年度から自主防災組織が実施する防災訓練や避難訓練などの活動を支援するため、防災士をアドバイザーとして派遣する事業に取り組んでいるところであります。

今後とも、自主防災組織率の向上を図るとともに、日本防災士会長崎支部等の関係団体とも連携しながら、組織結成後の活動の充実に努めてまいります。

○議長（瀬川光之君）　企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君）　私の方から、2点お答えをいたします。

まず、「がまだすドーム」の入館者数の動向と今後の取り組みについてのお尋ねでございます。

「がまだすドーム」については、昨年4月、噴火災害の伝承・学習・体験・交流を、子どもから大人まで体感できる「ジオと火山の体験ミュージアム」としてリニューアルオープンした結果、昨年度の常設展示入館者数は11万7,000人と、過去3カ年平均の7万9,000人と比べ1.5倍となり、新設のこどもジオパーク等を含めた有料入館者全体では、議員ご案内のとおり、21万6,000人と大幅に増加をしたところであります。

また、今年度においても、10月末時点での有料入館者数は12万4,000人と、計画数値とほぼ同水準となっており、リニューアル効果が一定持続しているものと考えております。

来館者アンケートによりますと、「こどもジオパークが楽しかったので、また来たい」という意見が多く見られたことから、子どもが飽きることのない仕掛けづくりや体験プログラムの充実を図っていくとともに、学校や学童クラブ等に対する情報発信に力を入れてまいりたいと考えております。

一方、修学旅行者数も増加してきているものの、さらに防災学習施設として伸びていく余地があると考えておりまして、熊本地震から3年が経過し、旅行先を変更していた学校が戻ってくる時期でもありますことから、修学旅行の誘致にも積極的に取り組んでいく必要があるものと考えております。

次に、がまだすドームとジオパーク協議会や島原半島観光連盟との連携はどのように変わったのかとのお尋ねでございます。

昨年の11月定例県議会において、関係3団体の連携の必要性について、ご指摘を受けた後、12月20日には、県、がまだすドーム、ジオパーク協議会、島原半島観光連盟による意見交換の場を設け、関係3団体による具体的な連携についての協議を開始いたしました。

その後、これら3団体においては、月1回程度のペースで意見交換を行うこととされ、これまでの間、計9回の意見交換会が実施されているところであります。

その具体的な内容としましては、3団体の職員が合同でがまだすドームの展示施設やジオパーク、半島内の観光情報に関する勉強会を開催したほか、各団体のイベント情報などの共有化による来館者への案内や誘導、広告やイベント、営業活動の共同実施など、3者連携による新たな動きが出てきているところであり、がまだすドームとジオパークの間で、それぞれの職

員が観光客に周遊を促すような取り組みも生まれてきていると伺っております。

県としては、引き続き、がまだすドーム内の各団体の職員における連携意識を高めながら、連携体制のさらなる充実・強化に努め、島原半島の情報発信拠点としての機能強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　環境部長。

○環境部長（宮﨑浩善君）　私から、2点お答えします。

ジオツアーの実施件数と参加人数及び交流人口への成果についてのお尋ねでございます。

島原半島ジオパークおいては、平成30年度のジオツアーの実施件数は63件、参加人数は2,994人で、基準年であります平成26年度と比較して、それぞれ1.4倍、3.5倍と増加しており、交流人口の増加に一定効果があるものというふうに考えております。

次に、県として、ジオパークの重要性と現状をいかに認識し、今後、いかに支援していくのかとのお尋ねでございます。

島原半島には、国立公園雲仙など、さまざまな地域資源があり、ジオパーク活動は、これら地域資源の持続可能な利用を進めるうえで重要な取組であるというふうに認識しております。

また、ジオパーク協議会は、今年度、具体的な行動計画を、教育機関、観光協会など多様な主体の参画も得て策定しており、地域が一体となったジオパーク活動に取り組んでいるところでございます。

県としても、今後、一層関係機関と連携を図りながら、国立公園の保護と利用、ジオパークの普及啓発活動の推進、特に、交流人口の拡大につきましては、多言語解説板等のインバウンド受け入れ環境の整備等を進め、島原半島の地域振興に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　山本由夫議員―27番。

○２７番（山本由夫君）　それぞれに、ご回答ありがとうございました。

それでは、幾つかピックアップして再質問させていただきます。

まず、中小企業対策に関して、事業承継支援についてですが、私の世代には、親の事業を継いでいる、いわゆる二代目、三代目という方が多く、その中にも、一度都会へ出たけれども、その後帰郷して跡を継いだという人が相当数います。

その中に、本音では、子どもに跡を継いでほしいと思っていながらも、事業の将来性への不安などから、それを言えずに、子どもがもう県外に出てしまう。そして、手を打てずに、自分の代で廃業することになりかねないケースが、最近特に増えているというふうに実感をしています。

小規模事業者とはいえ、そこには仕事があります。ノウハウもあります。これらを活かす道があり、新規事業も含めて事業展開の可能性があるならば、ぜひ、まずは後継者に帰ってきてほしいというのが、私の本音です。

そのためにも、小規模事業者の皆さんに事業承継の悩みを解決できるかもしれない支援策が地域の中に存在をするということを知ってもらい、より多くの方に活用していただく必要があります。

県としましても、今後とも直接、または支援団体等を通じて事業承継の重要性、可能性、その支援策について周知をし、利用促進につなげていただくようにお願いをいたします。

次に、商工会議所・商工会への支援について

ですが、中小企業小規模事業者の経営課題の多様化や、国の小規模事業支援策の拡充によって、経営指導員の業務が質、量ともに増大をしていて、特に、小規模の商工会議所においては、国の求める計画策定等の業務が間に合わず、地元の商工業者のニーズに対応できていないという声が寄せられています。

こういう状況では、現在の経営指導員数というのは実態に合っていない。地域の商工業者数や活動状況、成果などに基づく職員配置であったり、補助金の見直しというのが必要ではないかと思います。

そこで、先ほどは商工会議所等と連絡を取りあっているというふうなお話もあったんですが、県におきましても、改めて各商工会議所・商工会に出向かれて、業務の実態について職員の声を聞き、意見交換などを行ってほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（瀬川光之君）　産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）　県といたしましては、常日ごろから職員が県内各地域に出向きまして、各商工会議所や商工会、あるいは事業者の皆様のご意見を直接伺っているところでございます。

加えまして、各地域に設置されております「地域産業活性化推進会議」におきましても、職員が出席をし、商工会議所などとの意見交換を行っており、今後とも、しっかりと連携をしながら、地域の商工業振興に努めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　山本由夫議員―27番。

○２７番（山本由夫君）　ありがとうございました。ぜひよろしくお願いします。

次に、民法改正に関して、県営住宅の保証人についてですが、県としては、民法改正後も保証人制度を維持する方向というご回答でした。その場合、新たな契約では、保証人の保証の極度額を定めなければなりませんけれども、逆に言うと、極度額以上は請求ができませんので、これを幾らにするかというのが重要になります。

そこで、県としては、極度額の設定をはじめとする契約内容の見直しについて、どのように対応しようとされるのか、ご説明をお願いします。

○議長（瀬川光之君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　極度額につきましては、民間賃貸住宅の裁判例や過去の本県の家賃滞納事案における状況等を精査したうえで、相応する金額を極度額として設定することを検討しております。

また、連帯保証人に対する入居者の債務の履行状況にかかる情報提供等につきましても丁寧な説明を行い、ご理解とご協力をいただきながら、家賃の回収に努めてまいります。

県としましても、民法改正及び国土交通省の通知の趣旨を十分に踏まえつつ、県営住宅における連帯保証人制度について、細心の注意を払いながら運用してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　山本由夫議員―27番。

○２７番（山本由夫君）　ありがとうございます。

県営住宅につきましては、必要な担保の確保と保証人の確保が困難な人への対応、両立が必要になりますので、具体的な内容につきましは、引き続き慎重にご検討いただきたいと思います。

あわせて、今回の民法改正により、契約管理と時効管理の内容も変わりますので、特に債権管理について、出先機関も含めて全庁的な周知徹底をお願いしておきます。

次に、政策評価について、成果指標に関連をして、健康長寿日本一の長崎県づくりについて、

お伺いします。

本県では、現在、男性が全国で30位、女性が28位という健康寿命を全国トップ水準に上げるという目標に向けて各種施策に取り組んでいます。

ただ、現行の健康寿命には、3年に一度の国民生活基礎調査に基づいているために、毎年は算出できないとか、成果指標である日常の生活に制限のない期間や、自分が健康であると自覚している期間が、アンケートへの自己申告によるもので主観的であるという問題があります。

これを受けて、国の健康寿命のあり方に関する有識者研究会では、現行の健康寿命という指標を維持しつつも、介護保険データで毎年算出が可能な「平均自立期間」を補完的指標として活用すること、また、健康寿命の規定要因となる具体的な傷病や生活習慣等に関するＫＰＩを設定していくべきとの提言がなされています。

そこで、本県としては、健康長寿日本一を目指すという政策に対して、どのような指標を活用して取り組んでいるのか、ご説明をお願いします。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　健康長寿日本一の取り組みに関する成果指標につきましては、国が公表する健康寿命を活用していますが、3年ごとの調査であるため、県が毎年実施する県民意識アンケート調査の結果も補完する指標として活用しております。

なお、介護保険データをもとに算出した「平均自立期間」の活用につきましては、平成31年3月の国の報告書では、毎年算出が可能とのメリットはあるものの、原則65歳以上のみを対象とし、それより下の年齢の方のデータが含まれないという課題があり、補完的な指標として活用は可能とされております。

また、健康寿命に関連する具体的な病気や生活習慣等をＫＰＩとすることにつきましては、国の報告書では、今後の研究成果の蓄積が必要とされております。

県といたしましては、国の報告書等を参考にしながら、次の長崎県健康増進計画の見直しの際に、適切な成果指標を反映できるよう検討していきたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　山本由夫議員―27番。

○２７番（山本由夫君）　ありがとうございました。平均自立期間についてもいろんな問題があるということで、あくまでも補完的な指標であると、県としては、健康長寿日本一と明確にうたっている県というのはそんなにないんだろうと思います。実際には目標にされていると思うんですけれども、長崎県がわざわざこれを打ち出しているということですので、施策の効果が発現できるような、そして、県民の皆様が実感できるような成果指標をぜひ考えていただきたいというふうに思います。

次に、県立大学における県内出身者の状況についてですが、島根県立大学ですけれども、こちらでは、地域の高校生が島根県立大学により多く進学することが若者の県外流出の歯止めになるという基本的な考え方のもと、県内高校生が多数不合格となっている実態に着目をし、入学者割合を5割以上とすること、そして、県内枠の拡充や連携校、指定校の設置などの入試改革に取り組むという報告書を今年7月に発表しています。

長崎県立大学でも、今年度の入試で、一般、推薦合計で635名もの県内高校生が不合格となっており、その中には、県内に残りたくても、不合格となったために県外に流出している生徒

も相当数いるのではないかと思います。

一方で、県立大学の県内出身者の県内就職率は、昨年度で59.7％と、県外出身者の10.6％よりもはるかに高く、県立大学の県内就職率を上げるためには、在校生の県内就職率、今いらっしゃる学生さんの就職率を上げるとともに、その前段として、県内就職希望のある県内高校生、県内出身者の入学者を増やすことも必要だと考えます。

現在、県立大学の入試での県内推薦枠は、定員690人に対して149人、全体の21.6％で、他の県立大学と比べて低いわけではないんですが、もっと高い大学もあります。

こうした県内就職希望のある生徒、県に貢献をしたいと思っている生徒を流出させないためにも、県内高校生の入学枠、推薦枠を増やし、大学で育てるという方法があってもよいのではないかと思いますけれども、県の見解をお聞かせください。

○議長（瀬川光之君）　総務部長。

○総務部長（平田修三君）　県立大学におきましては、地域に根ざした大学として、多くの県内高校生に学んでもらうための、入試において県内推薦枠を設定いたしております。

一般入試を除きます推薦枠については、まず、基本的に定員全体のおおむね3分の1として、さらに、そのうちの3分の2を県内推薦枠として設定し、現在、先ほどお話がありましたように、149名の県内推薦枠を確保しております。これは、全国の93公立大学において、数としては4番目に多い数となっております。

推薦も含めた大学全体の平成31年度の入学者におきます県内生と県外生の割合を言いますと、県内生が47％、県外生が53％と、ほぼ同じ割合になっておりますが、このうち一般入試だけの区分、一般入試で入学した学生の割合を見ますと、県内生が36％、県外生が64％と、県内生の比率が県外生を大きく下回った状況となっております。

こういう状況を見ますと、県外からは高い評価を得ている一方で、県内の評価が低いという状況にあると言わざるを得ないというところでありまして、大学についての理解を、県内の高校によく理解していただいて、評価を高めることによって、優秀な県内高校生の志願者数の増加を図り、一般入試における県内生の入学割合の向上を目指すことが、まずは重要であるというふうに考えております。

そのためにも、多くの県内生から選ばれる大学となるように、魅力向上に努めるとともに、県内高校との連携の強化も図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（瀬川光之君）　山本由夫議員―27番。

○２７番（山本由夫君）　ありがとうございました。一般入試の方を増やすということももちろん大事なことですが、ただ、一般入試の場合は、どうしても全国的な受験者の移動等の影響もやっぱりあるかと思いますので、特に、推薦入学の方の学力の問題とか、そういったこともあるかと思うんですけれども、推薦の条件等を見直すことによって解決できる部分もありますので、今おっしゃられたように、両方の部分でぜひご検討いただければと思います。

次に、地域包括ケアシステムについてですが、先ほどおっしゃったみたいに、構築割合が、今年度急激に上昇して、目標をはるかにクリアしたということについては、これまでのご尽力に対しまして評価をさせていただきます。

一方で、現在の自己評価は市町だけ、または、市町と地域包括支援センターで行っているケー

スが多く、現場の専門職の認識等に差があるという声を聞きます。また、ここにサービスの受け手である住民も含めて評価することも必要ではないかと思います。

そこで、評価に住民の声を反映させ、また、評価結果について住民に公表し、情報と認識の共有を図ってほしいと思いますけれども、ご見解をお聞かせください。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　県といたしましても、市町や地域包括支援センターによる行政だけの視点による評価とならないよう、地域の実情に応じて、サービスを提供する関係機関やサービスを受ける住民の視点による評価も反映されることが重要と考えております。

このことにつきましては、先般開催した県の有識者による部会におきましても議論され、行政と現場との評価のずれを是正するためには、他の市町との比較検証や外部のさまざまな意見を取り入れる必要があることや、そのためには、評価結果の公表を行うべきではないかとの意見をいただいたところであり、県といたしましては、今後の取り扱いについて、各市町と協議を行ってまいります。

○議長（瀬川光之君）　山本由夫議員―27番。

○２７番（山本由夫君）　ありがとうございます。よりよい制度になるように、改善の方、よろしくお願いいたします。

次に、防災対策についてですが、昨年末、内閣府の中央防災会議のワーキンググループが「平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方」という報告書をまとめました。その中で、突発的に発生する激甚な災害への行政主導のハード対策、ソフト対策には限界があることを認め、住民は、「自分の命は自分で守る」意識を持ち、行政は、住民が適切な避難行動をとれるように全力で支援をするという行政主体から住民主体の防災対策への転換が提言されました。

そこで、県としても実践型の避難訓練や実際に動ける自主防災組織など、発災前の施策を強化していく必要があると考えますが、ご見解をお尋ねします。

○議長（瀬川光之君）　危機管理監。

○危機管理監（荒木　秀君）　議員ご指摘のとおり、発災時における避難行動に際しましては、自助に加え、共助の組織である自主防災組織が実際に機能する必要があり、そのためには、発災前からの取り組みが大変重要であると認識しております。

このため、県としましては、市町と連携し、日ごろから自主防災組織の活動による防災マップづくりを支援するとともに、各種の防災訓練に地域の自主防災組織の参加を促し、多くの地域住民参加のもと、要支援者対策に加え、避難のタイミングを確認するなど、実効性のある避難訓練に取り組んでまいります。

○議長（瀬川光之君）　山本由夫議員―27番。

○２７番（山本由夫君）　ありがとうございます。

また、住民の方に対して、「自分の命は自分で守る」意識の徹底、それから、災害リスク、住民のとるべき避難行動の理解促進というのが、先ほどの提言を踏まえて、今後ますます重要になってまいりますけれども、これらの周知について、住民の方への周知について、県として、今後どのように取り組んでいくのか、ご説明をお願いします。

○議長（瀬川光之君）　危機管理監。

○危機管理監（荒木　秀君）　災害から自らの命を守るためには、住民が地域の災害リスクを知

り、正しい情報を入手し、避難行動に移すことが重要であると認識しております。

県としましては、市町と連携し、ハザードマップや警戒レベルをつけた避難情報の周知を図るとともに、避難情報発令時には、家族や地域での避難の呼びかけを行うなど、避難行動に結びつける意識の定着に取り組んでまいります。

○議長（瀬川光之君）　山本由夫議員―27番。

○２７番（山本由夫君）　ありがとうございます。

ここで、島原市の取り組みを紹介します。

島原市では、先月、有明地区で、お年寄りから子ども、障害者の方まで住民が一体となり、自分でつくった防災避難カードを使って、自宅から一時避難所、指定避難所へ移動する実践的な防災避難訓練が行われました。

昨年度は、同様に安中地区でも開催をされ、安中地区では約2,200名、有明地区では約2,600名という、住民の3割近い多くの方が参加をされ、地域の人たちとの連帯感や防災意識が向上した実りある訓練だったという声が聞かれました。特に、両地区では、学校と協力をして、避難訓練のある日曜日を登校日にして児童生徒も参加した結果、ふだん自治会活動への参加の少ない30代から40代の父兄の参加も増え、家庭内で防災について話し合う機会にもなったという効果もあったようです。

児童生徒につきましては、各学校で避難訓練、防災教育が行われていますが、こうした地域での避難訓練への参加についても、県教育委員会として事例を紹介し、市町の行う避難訓練への協力につなげてほしいと思いますが、教育委員会教育長のご見解をお尋ねします。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　県教育委員会におきましては、学校を基点とした地域の防災力向上のため、平成24年度から文部科学省委託事業「学校安全総合支援事業」に取り組み、児童生徒に対する防災教育の推進を図っております。

本事業では、モデル市町を中心として、長崎地方気象台、長崎河川国道事務所、県危機管理課、砂防課、河川課等と連携、協力しながら、学校と保護者、地域が一体となった避難訓練や防災学習等に取り組んでおり、その成果を各市町の教育委員会に広めているところです。

議員ご紹介の島原市の取り組みにつきましても、防災に関する研修会等で事例を紹介していきたいと考えております。

今後とも、各市町の教育委員会及び学校に対して、防災部局や地域とのさらなる連携強化を促しながら、子どもたちが積極的に地域の防災避難訓練等へ参加できる環境づくりに努めてまいります。

○議長（瀬川光之君）　山本由夫議員―27番。

○２７番（山本由夫君）　ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、ジオパークについてですが、島原半島ジオパーク協議会が行ったアンケート調査によりますと、地域に入ってこられた観光客の中で、ジオパークを目的とした観光客の方が約10％いらっしゃるというように、ジオパークによる交流人口が増えているんだろうと思います。

今後は、ジオサイトに加えて、ジオの恵みである食、それから、文化や歴史なども含めた島原半島ジオパークの価値を再認識し、共有し、売れるストーリーづくりに引き続き取り組んでいくことが必要です。

島原半島には、世界遺産や国立公園、歴史や文化、自然に恵まれた豊富な食材もあります。さらに、持続可能な地域社会の実現を目指すジ

オパーク活動はＳＤＧｓにもリンクをしていると思います。

こうした特性を、県としても再度認識をしていただき、環境の整備や県民の関心、認知度向上のための取り組み、そして、周遊観光やインバウンド対策などの観光振興の取り組みにつきましても、息の長い支援をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬川光之君）　本日の会議は、これにて終了いたします。

明日は、定刻より本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

―　午後　３時４６分　散会　―

第　8　日　目

令和元年１１月定例会　　令和元年１２月４日

議　　事　　日　　程

第　８　日　目

◇　　◇

１　開　　議

２　県政一般に対する質問

３　散　　会

令和元年１２月４日（水曜日）

出　席　議　員（４６名）

１番	宮　本　法　広　君
２番	赤　木　幸　仁　君
３番	中　村　泰　輔　君
４番	饗　庭　敦　子　君
５番	堤　　典　子　君
６番	宮　島　大　典　君
７番	下　条　博　文　君
８番	山　下　博　史　君
９番	北　村　貴　寿　君
１０番	浦　川　基　継　君
１１番	久保田　将　誠　君
１２番	石　本　政　弘　君
１３番	中　村　一　三　君
１４番	大　場　博　文　君
１５番	山　口　経　正　君
１６番	麻　生　　隆　君
１７番	川　崎　祥　司　君
１８番	坂　本　　浩　君
１９番	深　堀　ひろし　君
２０番	山　口　初　實　君
２１番	近　藤　智　昭　君
２２番	宅　島　寿　一　君
２３番	松　本　洋　介　君
２４番	ごう　まなみ　君
２５番	山　本　啓　介　君
２６番	前　田　哲　也　君
２７番	山　本　由　夫　君
２８番	吉　村　　洋　君
２９番	大久保　潔　重　君
３０番	中　島　浩　介　君
３１番	浅　田　ますみ　君
３２番	山　田　博　司　君
３３番	堀　江　ひとみ　君
３４番	山　田　朋　子　君
３５番	西　川　克　己　君
３６番	外　間　雅　広　君
３７番	瀬　川　光　之　君
３９番	中　村　和　弥　君
３８番	坂　本　智　徳　君
４０番	徳　永　達　也　君
４１番	中　島　廣　義　君
４２番	溝　口　芙美雄　君
４３番	中　山　　功　君
４４番	小　林　克　敏　君
４５番	田　中　愛　国　君
４６番	八　江　利　春　君

説明のため出席した者

知事	中　村　法　道　君
副知事	上　田　裕　司　君
副知事	平　田　　研　君
統轄監	濱　田　厚　史　君
危機管理監	荒　木　　秀　君
総務部長	平　田　修　三　君
企画振興部長	柿　本　敏　晶　君
文化観光国際部長	中　﨑　謙　司　君
県民生活部長	木　山　勝　己　君
環境部長	宮　﨑　浩　善　君
福祉保健部長	中　田　勝　己　君
福祉保健部こども政策局長	園　田　俊　輔　君
産業労働部長	廣　田　義　美　君
水産部長	坂　本　清　一　君
農林部長	中　村　　功　君
土木部長	岩　見　洋　一　君
会計管理者	野　嶋　克　哉　君
交通局長	太　田　彰　幸　君
企画振興部政策監	前　川　謙　介　君

文化観光国際部政策監	浦　真樹　君
産業労働部政策監	貞方　学　君
教育委員会教育長	池松誠二　君
選挙管理委員会委員	葺本昭晴　君
代表監査委員	濵本磨毅穂　君
人事委員会委員	本田哲士　君
公安委員会委員	山中勝義　君
警察本部長	迫田裕治　君
監査事務局長	下田芳之　君
人事委員会事務局長(労働委員会事務局長併任)	大﨑義郎　君
教育次長	本田道明　君
財政課長	早稲田智仁　君
秘書課長	伊達良弘　君
選挙管理委員会書記長	井手美都子　君
警察本部総務課長	多田浩之　君

議会事務局職員出席者

局長	木下　忠　君
議事課長	川原孝行　君
政務調査課長	太田勝也　君
議事課長補佐	永田貴紀　君
議事課係長	梶谷　利　君
議事課主任主事	天雨千代子　君

― 午前１０時　０分　開議 ―

○議長（瀬川光之君）　ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、昨日に引き続き、一般質問を行います。

ごう議員―24番。

○２４番（ごうまなみ君）（拍手）〔登壇〕　おはようございます。

自由民主党、長崎市選挙区選出のごうまなみでございます。

4月の統一地方選挙におきまして、多くの皆様方のご支援を賜り、今回、3期目の当選をさせていただきました。これからも女性の視点で長崎県の課題を見つめ、そして、未来をつくっていけるように頑張ってまいる所存でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

改選後、はじめての県政一般質問です。通告に従いまして、一括で質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

1、県立高校教育改革について。

これからの社会では、人工知能やビッグデータ、ロボティクス等の先端技術が高度化し、あらゆる産業や私たちの生活の中にも取り入れられるなど、人の働き方や生き方を含めた社会全体の構造までもが劇的に変化しようとしています。このような時代を生きていくこととなる本県の子どもたちにとって、高校での学びは非常に重要であります。

一方で、高校生の能力、適性、興味、関心、進路等は多様化しており、高校が対応すべき教育上の課題は多岐にわたっています。

本県における中学校卒業者数は、第三期基本方針の計画期間である令和3年度から令和12年度までの10年間に、およそ1,600人が減少すると予想されています。

少子化は、将来的な労働力不足など、さまざまな影響を与えることとなりますが、少子化に伴い、本県の県立高校の現状はどのようになっているのか。また、高校教育を行ううえで課題となっていることについて、お尋ねをいたします。

「第二期基本方針の期間中に生徒減少に対して、できるだけ小規模校を維持してきた」とのことでございますが、第二期基本方針において、どれほどの学級を減じてきたのか。また、学級

減を行う場合に、どのような基準で行っているのかをお聞かせください。

これからの変化の激しい社会を自立して生き、社会の形成に参画するための資質や能力をしっかりと身につけていくためには、一定規模以上の学校で切磋琢磨しながら学ぶことが望ましいと思いますが、第三期基本方針では、どのような考え方のもとで教育水準の維持、向上を図ろうとされているのか、お尋ねいたします。

2、災害対策について。

(1)防災アプリの活用について。

災害大国である日本において、防災情報を公平かつ網羅的に住民に届けることは、極めて重要だと考えます。

このところの異常気象により、日本全国で台風や集中豪雨による災害が頻発しています。自治体としては、災害に備えるためにさまざまな手だてを講じていますが、想定をはるかに超える雨量などにより避難が間に合わず、被災される方もいらっしゃいます。

また、地域では、消防団や自主防災組織などが各家庭を訪問し、避難誘導したり、安否確認を行ったりしていますが、人手不足などもあり、かなりの労力を要しているとの声も聞いています。

そのような中、先日の自民党とＮＴＴとの勉強会において、避難勧告等の防災情報をスマートフォンやタブレットに送信できるとともに、双方向性のデータ通信ができるアプリの紹介がありました。長崎県内の一部の市町では、このアプリを導入し、避難情報の伝達などに活用されているほか、消防団の参集確認などにも利用しています。

多くの島嶼部を有する長崎県において、双方向のデータ送信を災害時の安否確認に利用すれば、かなり有効な手段となると考えますが、県の考えをお聞かせください。

(2) 栄養士会との災害時の栄養・食生活支援活動に関する協定について。

前回の一般質問において、日本栄養士会が取り組んでいる「赤ちゃん防災プロジェクト」について質問させていただきました。

「赤ちゃん防災プロジェクト」は、日本栄養士会災害支援チーム（ＪＤＡ－ＤＡＴ）が立ち上げた災害時における乳幼児の栄養支援や、母乳代替食品の備蓄推進など、赤ちゃんとママの命を守るプロジェクトです。

また、ＪＤＡ－ＤＡＴは、母子だけでなく、食に対して配慮が必要な方々に向けた特殊栄養食品ステーションを開設して、きめ細やかな対応をしています。

特殊栄養食品とは、乳児用ミルク、ベビーフード、アレルギー対応食品、おかゆ、咀嚼・嚥下困難対応食、濃厚流動食などのことを指します。

日本栄養士会の調べによりますと、行政における要配慮者用の特殊食品備蓄状況は、かなり低く、地域防災計画に特殊食品の備蓄に関することが示されている自治体は33.7%、乳児用ミルクについては22.6%という結果が出ています。

母子の支援のため、長崎県でもこのような取組が行えるよう要望しておりましたところ、このたび、公益社団法人長崎県栄養士会と長崎県が協定を締結されました。本当にありがたいことだと思っております。

このことにより、県内で大規模な災害が発生した時に、管理栄養士、栄養士で構成する災害支援チームを派遣し、配慮が必要な方々の食に関する支援が行えるようになりました。

そこで、この協定を結んだことで、どのよう

な流れで長崎県下21市町の支援を行うようにしているのか、具体的にお聞かせください。

（3）液体ミルクの備蓄について。

今年2月の定例会でも質問いたしましたが、液体ミルクの備蓄について、お尋ねをいたします。

お湯が不要で、すぐに使用できる母乳がわりとなる液体ミルクは、昨年8月に国内における具体的な規格基準が示され、国内メーカー2社が商品化をしています。そして、今後、さらに2社が参入することが発表されています。

液体ミルクは、災害時に役立つ新たな物資としても活用が期待されているところであり、一部自治体では、いち早く備蓄を計画しているところも出てきております。

2月の一般質問の際にローリングストックの提案をいたしました。県としては、「賞味期限などがあるのでローリングストックがそぐわない」という答弁だったと思います。

しかしながら、今年10月25日、内閣府の災害担当、そして、男女共同参画局、厚生労働省子ども家庭局母子保健課から各都道府県に対し、「災害時における授乳の支援並びに母子に必要となる物資の備蓄及び活用について」という事務連絡の文書が届きました。

その中で、「特に、ライフラインが断絶された場合においても、水などを使用せずに授乳できる乳児用液体ミルクを母子の状況等に応じて活用いただきたい。災害のために備蓄した育児用ミルクについては、ローリングストック等により有効に活用することが可能であり、例えば、賞味期限が間近になった育児用ミルクを保育所など施設での給食等の食材として活用すること、防災に関する訓練や啓発活動において、災害への備えとして正しい使用法等を説明したうえで活用することなどが考えられます。都道府県におかれましては、管内市町村に対し、広く周知いただきますようお願い申し上げます」と書かれておりました。

また、先進的な取組として三重県の取組なども紹介されております。三重県では、国からのプッシュ型支援が発災後4日目に届けられることを踏まえて、発災後3日間における県全体の必要量から、自助、共助による備蓄を除いたものを県及び市町の公的備蓄で対応することとしています。

そこで、長崎県において、液体ミルクの備蓄の現状と今後についてのお考えをお聞かせください。

3、ＳＤＧｓの取組について。

（1）本県の取組について。

ＳＤＧｓ、持続可能な開発目標は、2015年9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された2030年までの目標であり、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、経済、社会、環境の課題に統合的に取り組むものです。

先日、9月24日、国連において、そのＳＤＧｓの取組を検証する首脳会合が開催され、多くの分野で進展が遅いことが懸念され、行動を加速する政治宣言が採択されたところです。

国連のグレーテス事務総長は、24日の冒頭の演説で、「我々は、あるべき姿からかけ離れている」と述べ、進捗の遅れへの危機感を示しました。

共同宣言でも、貧困撲滅や女性活躍など、多くの分野での遅れを懸念し、行動を加速する必要があるとしています。

そのことを受け、安倍総理もサミットのスピーチで、「過去4年間、全閣僚が参加するＳＤＧｓ推進本部の本部長として、私自身が先頭に

立ち、オールジャパンでＳＤＧｓを推進してきました。民間企業、大学、ＮＧＯなど、さまざまな団体の優良事例を表彰するジャパンＳＤＧｓアワードや、先進的取組を行う地方自治体をＳＤＧｓ未来都市に選定し、日本全国にＳＤＧｓを浸透させてきました。この経験を活かし、次のＳＤＧｓサミットまでに国内外における取組をさらに加速させます」と述べています。

また、「第一の鍵は、民間企業です。日本では、ますます多くの企業がＳＤＧｓを経営理念の中核に据えるようになっています。ＥＳＧ投資やイノベーションを促し、こうした民間の取組を後押しします」とも述べられました。

また、ローマ教皇の長崎での演説の際にも、「持続可能な開発のための2030アジェンダの達成」について触れられました。

ＳＤＧｓを達成するためには、一人ひとりが取り組むことが必要であり、さらに、民間企業や市民、社会の役割がますます高まり、あらゆるステークホルダーが連携することが求められています。

しかしながら、長崎県においては、まだまだＳＤＧｓについての認知度は低いと認識しており、早急に取り組んでいく必要があると考えております。

長崎県がＳＤＧｓに取り組み、世界貢献を行っていくことが、長崎県の地方創生にもつながっていくものと考えます。

今回、「第二期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の素案において、ＳＤＧｓの理念が反映され、県の取組がどのようなＳＤＧｓの目標につながるのかが示されたところですが、ＳＤＧｓの目標を達成していくためには、今のスピードでは間に合わないと考えており、長崎県が、より積極的に取り組み、各市町、企業、県民への普及啓発を図っていく必要があると考えます。

そこで、県として、今後、ＳＤＧｓの推進のための取組をどのように進めていくのか、お尋ねをいたします。

（2）国連機関誘致について。

国連において、国連訓練調査研究所（ユニタール）のトレーニングセンターとして、世界各地にＣＩＥＦＡＲ（シファール）が創設され、これらのシファールグローバル・ネットワークの中で、世界各国の政府関係者や重要なステークホルダーに向けたトレーニングが提供されています。

そのような中、先般、シファールグローバル・ネットワーク事務局より、長崎県において、平和やＳＤＧｓをテーマとする「新たなシファールトレーニングセンター創設の可能性について検討してほしい」旨の指示がありました。

前回の議会においても、前田議員に質問していただき、議論がありましたが、平和やＳＤＧｓをテーマとした人材育成を行う国連機関を、本県に誘致することは大変意義あることと考えております。

これまで、長崎、東京、ニューヨーク、ジュネーブをつないでスカイプ会議を行ったり、長崎県、長崎市をはじめ、県内の民間の方々とシファールトレーニングセンター誘致の可能性について意見交換などを行ってまいりました。

オール長崎県でＳＤＧｓを推進するに当たっては、県内におけるＳＤＧｓの認知度はもとより、国連職員等の人材育成を行う国連機関を県内に誘致することは、大変重要だと思っております。

来年は被爆75周年であり、被爆体験者の方々も年々少なくなってきております。私たち長崎

県に生きる者として、このことは発信し続けていかなくてはなりません。未来に向けて発信の形も変えていかなくてはなりません。長崎が平和とＳＤＧｓを世界に向けて発信していくことには、大きな意味があると思っています。

そこで、県における国連機関誘致に向けた検討が現在どのような状況なのか、お尋ねいたします。

4、子宮頸がんワクチンの接種について。

全国的に若い女性に子宮頸がんが急増しています。予防には子宮頸がんの原因であるヒトパピローマウイルスの感染を防ぐためのワクチン接種と、検診による早期発見、治療が有効であると言われています。

日本でも、平成21年に子宮頸がんワクチンが承認され、平成25年から定期接種化されましたが、副反応の疑われる事例が相次いで報道されたことから、厚生労働省は、同年6月に子宮頸がんワクチンの積極的勧奨を中止しました。

その結果、子宮頸がんワクチン、ＨＰＶワクチンは、現在でも公費負担の定期接種の対象となっていますが、接種率は、7年前は70～80％だったのが、現在は0.3％になっています。

積極的勧奨を中止した平成25年6月14日の厚生労働省健康局長通知によると、「定期接種を中止するものではないので、対象者のうち希望者が定期接種が受けられるよう、市町村対象者への周知などを行うとともに、接種機会の確保を図ること」とされています。

しかしながら、交付時に使用される厚生労働省のリーフレットでも「積極的勧奨を差し控えている」という記述が目立ち、「副作用とされるものがワクチンと因果関係はない」という記述は小さく記載されているのみであり、対象者及びその保護者に対して、正しい情報とともに、接種機会が確保されているとは言えない状況であります。

我が国では、子宮頸がんに年間およそ1万人が罹患し、およそ3,000人が命をなくしています。この数は、近年、増加傾向にあり、特に、20代から40代の若い女性の増加が著しく、本県においても同様の現状であります。

ＨＰＶワクチン接種と子宮頸がん検診の徹底により、子宮頸がんへの対策がとれることは、世界の常識であります。子宮頸がんワクチン接種は、世界保健機構（ＷＨＯ）も推奨しており、積極的勧奨の再開を求める意見が増えています。

私は、国に対して、ＨＰＶワクチンについて、科学的根拠に基づいた検討をさらに推進し、国民に対して適切な情報を早急に提供するように求める必要があると考えます。また、県民に対し、正しい情報を提供し、子どもたちの命を守っていく責任があると考えています。

県としては、どのように考えているのか、お尋ねいたします。

5、がん患者の妊よう性の温存について。

子どもを授かるための力のことを妊よう性と言います。妊よう性の温存とは、病気の治療等によって将来の妊娠の可能性が消失しないように生殖機能を温存するという考え方です。

手術や薬物療法、放射線療法などのがんの治療に伴い、生殖機能が低下し、妊よう性が失われることがありますが、このような場合、がん治療の前に卵子や精子、卵巣組織などを採取し、長期的に凍結保存して、治療終了後、体内に戻す「妊よう性温存療法」が可能になっています。

しかしながら、現状では、がん治療が優先され、治療後に妊よう性の喪失を知る患者も多く、あるいは妊よう性温存療法を知りつつも、経済的理由から、その治療を断念する方もいると

伺っています。

卵子を採取して凍結するのに30万円程度、精子凍結で2万円、凍結保存するのに2万円から5万円程度かかります。がんの治療にもかなりのお金がかかりますので、若い世代にはかなり負担が大きくなります。

このような状況を踏まえ、全国的には「妊よう性温存療法」に対する助成制度を創設し、がん患者の支援に乗り出している自治体もあります。

「妊よう性温存」は、単に患者支援というだけでなく、少子化対策の観点からも、将来授かるであろう子どもたちを守り、育てるという意味で重要な取組であると思われます。

本県では、現在、長崎大学病院を中心に、この治療が提供されています。県内の産婦人科も積極的に取り組んでいこうとしています。

そこで、本県においても、妊よう性温存への支援を行う考えがないのか、お尋ねをいたします。

6、医療的ケア児の通学支援について。

近年、医療の進歩により、これまで助からなかった命が救われるようになりました。このことは大変喜ばしいことでありますが、反面、心身に重い障害が残ってしまい、人工呼吸器を装着したり、経管栄養や痰の吸引といった医療的なケアの必要な子どもたちが急激に増えています。

厚生労働省によりますと、医療的ケア児は、全国でおよそ2万人、10年前のおよそ2倍近くに上ります。長崎県内でも同じように重傷の医療的ケア児の数は増えています。

医療的ケアの必要な子どもたちは、在宅で家族とともに生活をしていますが、その環境の整備は、まだまだ十分とは言えず、生活はご家族の多大なご負担に支えられている現状があります。

長崎県内では、現在、人工呼吸器の必要な医療的ケア児は、学校に通うことができず、訪問教育を受けています。しかしながら、訪問教育を受けている子どもたちも、人工呼吸器を装着したまま学校に通えるのであれば、通学をしたいと希望されている方もいらっしゃいます。

また、そのほかの医療的ケアの必要な子どもたちで、スクールバスに乗車することができない子どもたちは、毎朝、保護者の方が自家用車で学校まで送っています。

長崎県内の幾つかの自治体で福祉の制度を利用して通学の支援を行っています。しかしながら、その内容については、市町それぞれで、財政上の問題もあり、全ての市町で同様の通学支援が実施されているわけではありません。また、実施されていても、なかなか使いづらい内容で活用できていない現状も聞いています。

地域生活支援事業のうち、「移動支援」は市町事業であり、県が実施の指導をするような性質のものではないことは理解いたします。

そのうえで、県内どこにいても「移動支援」を活用した通学支援が受けられるようになることについて、県の考えをお聞かせください。

7、特定複合観光施設（ＩＲ）区域整備推進について。

本県へのＩＲ導入を勝ち取るためには、地域の合意形成が極めて重要であると考えます。加えて、制度の全体的な流れを県民の皆様にもご理解いただき、地域における合意形成をより一層深めることも大切だと考えております。

地域住民の皆さんのＩＲに対する理解促進に関しては、県当局も、県民セミナーの開催や県政出前講座などによる周知を精力的に取り組ん

でおられますが、ほかの地域においては、ギャンブル依存症や治安の悪化などマイナス面がマスコミ等で大きく取り上げられており、どちらかと言えば、余りよい印象をお持ちでない方が多くいらっしゃるのではないでしょうか。

「ＩＲはカジノだから、誘致には反対だ」、このようにお考えの国民は多くいらっしゃると思います。確かに、ＩＲはカジノを含みますが、カジノは、ＩＲ施設全体の延べ床面積のわずか3％にしか過ぎず、そのほかの97％は家族で楽しめるショッピングモールや美術館、博物館、劇場などのエンターテインメント施設であります。

ラスベガスの来訪目的調査におきましても、第1位はエンターテインメント目的の52％であり、会議やビジネス目的が合わせて15％を占め、ギャンブル目的は4％となっています。

また、都道府県への納付金は、子育て支援や少子化対策をはじめとする社会福祉の増進、あるいは文化、芸術の振興に関する施策などの経費に充てることが法律で定められておりますので、こうした有利な財源が得られることも、広く県民の皆様に周知すべきだと考えます。

そこで、県民の皆様への周知のあり方を今後どのように考えているのか、お尋ねをいたします。

以下、答弁をいただいた後、また、再質問は対面演壇席から行わせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕　ご議員のご質問にお答えいたします。

特定複合観光施設の区域整備について、県民の皆様への周知のあり方を今後どのように考えているのかとのお尋ねであります。

ＩＲ推進に当たりましては、県民の皆様にＩＲの正確な情報、その高い経済効果や雇用創出効果、懸念される事項への対応策等について説明し、理解を深めていただくことが重要であると考えております。

このようなことから、平成29年10月のＩＲ推進室設置以来、これまで離島を含む県内20市町を対象として、県民セミナーを16回、大学や経済団体主催のセミナー等への職員派遣による講演を52回実施したほか、広報誌やテレビ番組、コンビニ等へのパンフレット、ポスターの設置などの広報活動を行っているところであります。

また、現在実施中のＲＦＣにおいて、劇場などの魅力増進施設、美術館やショッピングモールなどのエンターテインメント施設等についても提案をいただくこととしており、県民の皆様にＩＲの姿をより具体的にイメージしていただけるよう、こうした提案内容につきましても、しっかり説明してまいりたいと考えております。

今後とも、さまざまな機会を通して、きめ細かな広報活動を行い、ＩＲ整備に対する県民の皆様方の理解、促進を図ってまいりたいと考えております。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　県立高校改革について、3点お答えをいたします。

まず、少子化に伴う高校の現状と高校教育の課題についてでありますが、少子化等による生徒減少に対して、第二期基本方針のもとで、小規模校をできるだけ維持してきたことなどによりまして、1学年2学級以下の学校が15校、全体の3割程度となるなど、高校の小規模化が進行しております。

このため、各学校に配置できる教職員が限られることとなり、生徒の多様な学習要望や進路希望等への対応が難しくなってきております。

また、小規模校においては、入学者数が減少し、少人数化も進行しております。そのような学校では、集団の中での切磋琢磨やグループ学習等での対話的な学びの充実、活力ある学校行事や部活動が難しくなるなど、高校教育の質の確保が課題となっております。

次に、第二期基本方針中、学級数を減してきたが、その数と基準についてのお尋ねですが、中学校卒業者数の減少に伴い、第二期基本方針期間中に、県立全日制高校において45学級の減を行っており、1学年2学級以下の学校が、先ほど申したとおり10校から15校に増加しております。

学級減を行うに当たっては、本県の公教育を共に担っている私立高校と協議を行い、公立高校と私立高校の募集定員比率の目安としている7対3を踏まえるとともに、地区ごとの中学在籍者数の推移や、各高校の入学者の不充足の状況、これまでの学級減の経過等を総合的に勘案し、学級減数等を決定しております。

県立高校の小規模化、少人数化が進行する中、これまでの学級減のみの対応は難しい状況となってきております。

最後に、今後、どのような考え方で高校教育の水準を維持するのかとのお尋ねですが、第三期基本方針素案では、「変化の激しい社会において、自立的に生き、社会の形成に参画する力」や、「ふるさと長崎への愛着と誇りを持ち、本県の未来を担う力」の育成を担う県立高校の魅力化の推進を重視しております。

高校の魅力化を進めるためには、「生徒の進路希望等に応じた多様な教科、科目の設定」、「学校行事を含む特別活動や部活動等の効果的な実施」、「生徒同士の切磋琢磨や社会性の育成」などが可能となる、一定規模以上の高校であることが望ましいと考えております。

そのため、全県的視点に立った統廃合を含む再編整備の検討を進めるとの基本的な考え方に立ち、学校規模の適正化と学校の適正な配置を図り、学校の機能と教育水準の維持・向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　危機管理監。

○危機管理監（荒木　秀君）　双方向へのデータ送信が可能なアプリを市町が導入することに対する県の考えについてのお尋ねですが、議員ご提案のアプリにつきましては、本県では、五島市や東彼杵町が地域情報配信システムとして導入し、防災行政無線を代替、補完する役割を果たしております。

また、本アプリは、情報発信に対する受信確認機能を有していることから、災害時の住民の安否を確認することも可能となっております。

双方向通信につきましては、多世代の多様な住民へ正確・的確に防災情報を伝達し、受信確認ができる有効な手段であるとともに、防災情報の伝達以外にも、さまざまな使い方ができると思われますので、県といたしましては、既に本アプリを導入している自治体の活用事例を県内の市町に対し、周知してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　私から、5点お答えいたします。

災害対策について。

まず、長崎県栄養士会との災害時の協定を締結しているが、具体的に体制をどのように構築していくのかとのお尋ねでございます。

避難所におきましては、配給される飲食物や調理設備が限られていることから、栄養バランスが崩れがちになることや、食物アレルギーがある方など、食事に特別な配慮が必要な方への対応等の課題がございます。

このため、去る10月18日に、県は、公益社団法人長崎県栄養士会と「災害時の栄養・食生活支援活動に関する協定」を締結し、大規模災害発生時には、災害支援チームを速やかに派遣していただき、被災者への栄養・食事相談や、要配慮者への特殊栄養食品の提供等の活動を行っていただくこととしております。

今後は、避難所を設置する市町での取組が必要であることから、県といたしましては、県栄養士会の協力をいただきながら、特殊栄養食品ステーションの設置や食品提供体制を盛り込んだマニュアルの整備などの支援に努めてまいります。

次に、県内各市町の液体ミルクの備蓄状況及び備蓄促進に向けた県の取組についてのお尋ねでございます。

昨年8月から、液体ミルクの製造、販売が可能となったことを受け、県といたしましても、粉ミルクに比べ、熱湯消毒が不要で、すぐに使用できる点など、災害時の活用に有効であるため、市町に紹介してきたところでございます。

現時点では、今年度中に現物備蓄とするのが3市町、流通備蓄とするのが9市町となっております。

なお、粉ミルクの賞味期限が18カ月に対し、液体ミルクの場合は、最大でも12カ月と短いという課題もあると認識しております。

県といたしましては、賞味期限が近づいた液体ミルクを、例えば、乳児健診等で保護者への啓発のために提供するなどの有効活用を通じて現物備蓄する方法も示しながら、引き続き、母子支援の充実に向け、液体ミルクの普及啓発と備蓄促進に努めてまいります。

子宮頸がんワクチンの接種について。

子宮頸がんワクチン接種は、積極的な勧奨の再開を求める意見が増えているが、県の考えはどうかとのお尋ねでございます。

最新の全国がん登録のデータによりますと、県内の20代、30代のがんと診断された方は、男性は72人、女性は355人と、男性の約5倍であり、そのうち子宮頸がんが6割以上を占めていることから、若い女性の子宮頸がん対策は、重要な課題であると考えております。

子宮頸がんの発症にはウイルスが関わっており、子宮頸がんワクチンは、予防接種法に基づく定期接種に位置づけられておりますが、ワクチンの接種後に重い副反応が疑われる症状の報告があり、平成25年に、国は、希望者への接種機会を確保しつつ、適切な情報提供ができるまでの間、接種の積極的な勧奨を行わないよう、通知したところであります。

県といたしましては、国において積極的な勧奨の再開について早急に結論を出していただく必要があると考えておりますが、それまでの間も副反応の可能性を含めた予防接種に関する適切な情報提供が重要と考えております。

そのためには、県や市町からの情報提供だけでなく、かかりつけ医等の専門家が本人や保護者に直接説明することが有効であると考えており、県医師会等と連携して適切な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

がん患者の妊よう性の温存について。

妊よう性温存は、単に患者支援というだけでなく、少子化対策の観点からも重要な取組であると思われるが、支援を行う考えはないかとの

お尋ねでございます。

医療の進歩に伴い、若い世代のがん患者は、その多くが、がんを克服し、がんとともに生きていく時代になりつつあり、治療に伴い、子どもを持つことができなくなる可能性がある場合は、生殖細胞を凍結保存し、治療後に凍結した生殖細胞で子どもを授かるという「妊よう性温存療法」が行われております。

県内では、長崎大学病院において、既に治療体制が構築されておりますが、患者だけでなく、県内の他の医療関係者にも十分に認知されていない状況であります。

県といたしましては、県内のがん診療連携拠点病院等の関係医療機関が大学病院と連携し、希望する患者の治療につながるように体制を構築しているところであります。

また、「妊よう性温存療法」は、保険適用外であり、負担が大きいことから、患者への経済的支援につきましては、国や他県の動向を注視しつつ、引き続き、検討してまいりたいと考えております。

医療的ケア児の通学支援について。

医療的なケアの必要な子どもたちへの通学支援について、県はどのように考えているのかとのお尋ねでございます。

医療的ケア児の通学支援につきましては、地域の特性に応じて市町が事業を選択する地域生活支援事業の移動支援事業として9市町で実施しており、また、2市町では単独事業としてタクシー運賃の一部を支給しております。

県としましては、地域の実情や通学に関する個々のニーズを把握しながら、丁寧な支援につなげることが重要と考えております。

そのため、各市町が平成29年度に策定した「障害児福祉計画」に基づき設置する「医療的ケア児支援の協議の場」などにおきまして、移動支援を含めた通学支援のあり方について、地域の実情に応じて丁寧に検討するよう促してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君）　ＳＤＧｓにつきまして、県として、ＳＤＧｓの推進のための取組をどのように進めていくのかとのお尋ねでございます。

県としましても、ＳＤＧｓは重要な取組であると考えておりますけれども、国内においては、近年、ようやくその考え方が広がりはじめたところであり、一般的な認知度は、まだまだ低いものと認識をいたしております。

こうしたことから、県においても、幅広い分野にまたがるＳＤＧｓの取組を推進していく必要があるとの認識のもと、次期総合戦略及び総合計画をはじめといたします県のさまざまな計画において、ＳＤＧｓの理念等を踏まえた各種施策に反映するよう取り組んでいるところであり、今後は、さらに各分野において、具体的にどのような取組を進めていくか、検討を深めていくことといたしております。

今後、県職員に対して、ＳＤＧｓの理解を深めるための研修を行いますとともに、あわせて、現在、ＳＤＧｓに積極的に取り組む民間団体や企業との意見交換を行っているところであり、そうした意見も踏まえながら、より効果的なＳＤＧｓの普及啓発に向け、県内における関係機関の連携強化や、県民に向けた機運醸成に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（浦　真樹君）　本県への国連機関誘致に係る県の検討状況についてのお尋ねでございます。

県では、国連職員等の人材育成機関であるシファールトレーニングセンターの本県における創設の可能性につきまして、これまで国連職員をはじめ、長崎市、長崎大学、民間の方々など、関係の皆様との意見交換の場へ参加してまいりました。

その中で、トレーニングセンターの国連における位置づけや規模感、事業内容、長崎市や長崎大学などを含めた受け入れ体制、運営に要する経費とその効果などにつきまして確認を進めてきているところでございます。

意見交換の場におきまして、人件費などの運営経費はもとより、世界各国からの研修生の旅費も全て地元負担となり、最低でも年間1億3,000万円以上の予算が毎年必要であることが明らかになりましたが、人材育成プログラムにおける具体的な事業内容が不明であるなど、今後、県内の関係の皆様と調整を進めるに当たりましては、整理すべき難しい課題や確認すべき事項がまだ多くあるものと認識をしております。

県といたしましては、引き続き、国内外の関係機関へ聴取を行うなど情報収集に努めながら、費用対効果など、さまざまな角度からトレーニングセンターの本県誘致の可否につきまして検討してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　ごう議員―24番。

○２４番（ごうまなみ君）　ご答弁ありがとうございました。

残り時間が20分ありますので、引き続き、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の高校教育改革についてでございますが、現状、人口減少が進んでいる中で小規模校を維持していくことが、かなり難しくなってきているというような現実があります。そして、これまで第二期の計画の中で学級減を行ってきたけれども、それでは解決できないくらいの状況になっているというご答弁でありました。

じゃ、学級減に限界が生じてきたということでありますけれども、次期基本方針の中では、学級減以外で具体的にどのような形で再編整備をされていこうとしているのかということをまずお尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　先ほどご答弁申し上げましたとおり、小規模校が増えておりまして、特に、離島部や半島部に位置する学校が小規模化してきているという現状がございます。

しかしながら、そのような学校でも、地域に根ざした教育活動を行うことで地域から一定の評価を受けているという認識をしております。

そういったことなどを踏まえまして、第三期基本方針素案では、1学年2学級以下の小規模校のうち、入学者数の状況や将来的な見通し等を県教育委員会が総合的に判断し、指定した高校につきましては、県、それから地元の市町、学校、地元関係者等で組織する協議会を設置したうえで、当該高校の活性化策等について協議することとしております。その後、地元市町と県が一体となって、その活性化策等に取り組み、地域とともにある魅力的な高校となるよう努めてまいりたいと考えております。

しかしながら、なお、それでも少人数化の進行に歯止めがかからない場合には、先ほど申し上げたとおり、子どもたちに実施する高校教育の質の低下が懸念されますので、統廃合についても検討が必要となることもあり得るというふうに考えているところでございます。

○議長（瀬川光之君）　ごう議員―24番。

○２４番（ごうまなみ君）　今、地域から一定の評価を受けているので、地域とともに存続の方向に向けて検討していくというご答弁だったかと思います。

民間の一般財団法人「地域教育魅力化プラットホーム」という団体が調査をした結果が新聞に掲載されておりました。今まで統廃合で学校がなくなっていく中で、学校がある地域と学校がない地域においては、やはり10代の子どもたちの人数が少なくなっているということで、地域の存続が難しくなっていくというような現状が見えてきていると思います。

やはり学校がなくなることによる地域のデメリットというものが非常に大きいと思いますし、また、一方では、教育移住という形で、人口が増えている地域も日本の国内にはあります。ですから、地域としっかりとお話をしていただいて、魅力ある、特色ある学校づくりというものを進めていただきたいと思います。

また、これこそＩＣＴの活用というものがいろいろできると思いますし、今、分身ロボットなども出てきておりまして、島にいながら本土の学校の方に参加ができるような、そういったこともありますので、そういったＩＣＴなどの活用も含めまして、できるだけ存続することを大前提に進めていただきたいと私は思いますが、ご見解をお願いいたします。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　先ほど申し上げたとおり、その地域の高校に地元の子どもたちが通学すること、いわゆる地元で教育を受けることによって、いろんなメリットもあると思いますが、私もその新聞記事を拝見しましたけれども、やはり一定規模の子どもの数がいないと、例えば、ご答弁で申し上げたとおり、1学年2学級クラス規模の学校であれば、開設する科目数が50というふうになります。これが例えば1学年7クラスの規模では、開設科目数か82ということで、同じ高校教育の中で、同じ県内の普通の県立高校生が学べる環境が全く差が出てくるという状況があります。

確かに、地域の活性化について、一定、高校という物理的な場所、高校という機関が担っている役割もあるかと思っておりますが、ただ、やはりそこで勉強している、いろんな部活動をやっている子どもたちにとって、そのために質が低下することが、その子たちの将来にとってどうなのかということについても、やはり我々としては考えなければいけないと思っております。

おっしゃるとおり、遠隔授業等も本県では実施しておりますので、そういう手法も使って高校の活性化を図っていきたいというふうに思っておりますが、これからの社会の中では、やはり知識の伝達だけが学校の役割ではなくて、やはりその学校の教育の中で、その知識を使って、どのように活用して、社会の中で生き抜いていくか、また、イノベーションを起こしていくか、そういう力をつけることが今後の高校教育の大変重要な役割だというふうに認識しております。

そうなると、やはり一定の子どもたちがいる中で、お互い、違う意見を聞いたり、切磋琢磨することという日常的なそういう活動も必要ではないかというふうに思っておりますので、今後、仮に統廃合を進める場合には、地元の皆さん方とよく意見を交換し、それで進めるということでありますので、今、具体的に、どこの高校を統廃合するというふうには考えておりませんが、基本方針では、そういう考え方のもとで、一定の方向性を示したということであります。

○議長（瀬川光之君）　ごう議員―24番。

○２４番（ごうまなみ君）　人口減少の中、地方の存続と、そして、子どもたちの未来、両方をしっかりと見ていかなければいけないので大変かと思いますが、今後、しっかりとご検討いただきながら進めていただきたいと思います。

次に、液体ミルクのことについて、お尋ねでございますが、先ほどご答弁の中で、今、ローリングストックしているところが3市町、そして、流通備蓄が9市町ということで、合わせると12市町ですね、ということは、21市町の中で、あと9市町は、まだ何も対策をとっていないという理解でよろしいですか。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　残りの市町におきましては、今いただいている回答の中で「検討中」というところもありますので、引き続き、県の方から促してまいりたいというふうに考えております。

○議長（瀬川光之君）　ごう議員―24番。

○２４番（ごうまなみ君）　前回の質問の時にも申し上げたんですが、私がなぜローリングストックを勧めるのかと言いますと、災害は非日常であります。非日常時に、やったこともないことをやれと言われてもできません。ましてや、飲んだこともないミルクを子どもは飲みません。飲ませたこともないミルクは、お母さんも飲ませません。ですから、ローリングストックをすることによって、賞味期限が切れる前に、健診や、また、保育所の給食に使うとか、そういう仕組みをつくっていただきたいんです。

そういうふうな方向性で10月25日に国から通達もきていると思いますので、それを十分ご理解をいただいたうえで、各市町にそのような方向でやっていただきたいということを推進していただきたいんですが、いま一度ご見解を。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　私どもといたしましても、乳幼児健診等で保護者への啓発のために供する有効性ということを具体的に示しながら啓発をしているところでございますので、引き続き、そういった有効活用も具体的に示しながら各市町と協議してまいりたいと思っております。

○議長（瀬川光之君）　ごう議員―24番。

○２４番（ごうまなみ君）　ぜひ、災害はいつやってくるかわかりません。急いでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、ＳＤＧｓについて、再質問させていただきたいと思います。

12月2日の日経新聞を見ますと、かなりのページを割いてＳＤＧｓのことが掲載されておりました。その中には、「ＳＤＧｓ経営が未来を開く」、「目標を掲げ競う時代」、「ＳＤＧｓはＥＳＧと両輪」などというふうに書かれております。

これは企業だけに必要なものではなくて、企業と同じように自治体も同じことが言えると私は思っております。

このＳＤＧｓになぜ企業が取り組むのかというと、やはりそこに利益が見込めるから、そして、企業を存続させることができるからＳＤＧｓに積極的に取り組んでいるのだと思います。

そして、その新聞の中にも書いてありましたけれど、今、企業はランクづけがされるような時代になってきました。この会社はどういうことに取り組んでいるのか、環境、社会、ガバナンス、どういった取組をしているのかということによって、投資家の見る目も変わります。そして、消費者の見る目も変わります。投資がそ

こに入ってくるのか、消費者がその商品を買ってくれるのかということで、会社の存続に関わるからＳＤＧｓに積極的に取り組んでいるわけです。

今、大企業がＳＤＧｓに取り組んでいるということは、長崎にもその支店があります。支店の支社長さんたちとお話をしても、やはり重要だということを申されます。

大企業だけがやればいいというわけではなく、実は、中小企業も非常に重要で、大企業とともに、連携をして仕事を進めているのが中小企業です。「今後、あなたの会社のＳＤＧｓの取組はどうですか、ＥＳＧに対してはどうですか」というようなことを言われる時代がやってきます。そうなった時に、長崎県内の企業の皆様方が、それを乗り越えられるような体制をつくってあげるのも県としての役割ではないかと私は思っております。

そこで、私は、国連が目標を掲げました2030年までに達成しますよと、それが今、遅れてますよという現状がわかりました。そのことを受けて、日本国の政府が、安倍総理が、この体制を掲げて、その中で推進していきますよということを、また、さらに声を大きくしたところでありますので、ぜひ長崎県にも国がやっているような、総理が本部長をやって、各閣僚がその下にいて、そして、その中で施策をつくってやっていくというような、これを真似するだけでいいのではないかと私は思っているんですね。

今、県の中では、施策の中にＳＤＧｓにはこれとこれが当てはまりますよ、その観点をしっかりと入れながら施策を推進していきますよというようなご答弁をずっと繰り返し聞いておりますが、そうではなくて、私は、ＳＤＧｓをきちんと表に出して掲げて、そこから施策におろしていくという体制をとっていただきたいというふうに思っております。

県の施策の中で推進していく、粛々とやっていくことは非常に重要なこと、しかしながら、これだけスピードが遅いと言われているのであれば、企業と、それから県民を巻き込んでいかなければなりません。そのためには旗を掲げないと、県民の皆様方は何をやっているかわかりませんので、ぜひ、長崎県はＳＤＧｓをやりますよという旗を掲げていただきたいと私は思います。

他県におかれましては、推進本部をつくっているところもあります。また、「あなたの企業ではどうですか」ということで、ＳＤＧｓの認証制度を設けているところもあります。こういったものを「Ｎぴか」の中に取り入れてもいいのではないかというふうに私は思っております。

ぜひ、知事が先頭となってＳＤＧｓをやりますという旗を揚げていただきたいと私は思っておりますが、知事、この件について、ご答弁をお願いいたします。

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）　ＳＤＧｓに対する基本的な考え方については、これまでも、この議会の場でもたびたびご議論をいただいてまいりましたように、県の各般にわたる行政そのものがＳＤＧｓと密接不可分な関係にあるものと考えているところでありまして、ＳＤＧｓ独特の組織なり推進体制というのは、これはちょっと大きな2つの体制づくりが必要になってくる可能性もあるのではないかと思いますので、どういった推進体制が現状の施策の推進を図りつつ、このＳＤＧｓの観点も活かしながら施策を進めるうえで一番いいのか、そこは十分検討しながら

進めていく必要があるのではないかと考えております。

○議長（瀬川光之君）　ごう議員―24番。

○２４番（ごうまなみ君）　知事、ありがとうございました。ぜひ、よりよい形ができるようにご検討いただければと思います。

次に、国連機関の誘致についてですが、私は、今回、ＳＤＧｓの流れの中で、この国連機関の誘致について質問をさせていただきました。これまでさまざまな会合などを開き、そして、今、県では国連の方から、検討していただけないかという指示がきましたので、それについて、いろいろと費用対効果などを含めながら検討しているという現状を今ご報告いただきました。

私たちは、今、この1年ぐらい、この国連誘致の話をずっと進めているんですけれども、やはり急がないといけない状況にあります。これはＳＤＧｓと同じで、急いでやるべきことではないかと思っています。

それは、「出島メッセ長崎」が2021年11月にオープンします。それに合わせて国連を誘致することによって国際会議が開けるのではないかと私は思っております。また、こういった施設があることによって、イベント、例えば、東京ガールズコレクションなどもＳＤＧｓとコラボレーションしたイベントですので、こういったものを長崎に誘致できるのではないかというような思いから進めさせていただいております。

こういうことができることで、国連がくることによっての費用対効果は、なかなか目に見えませんが、その他もろもろのイベントの開催等、また、企業の誘致等も含めての経済効果というものはかなり大きなものがあると思っております。

それから、若い人、女性の流出が今激しい長崎県、長崎市におきましても、こういった新しいことをもうやらないと、何かこう、今までのやり方ではだめなんじゃないかというふうに思っています。

今、教育の中にもＳＤＧｓがしっかりと組み込まれておりますので、若い世代はものすごく敏感です。そして、今、企業等でも、団体でもそうですが、ＪＣの皆さん、青年会議所の皆さんは、全国的にＳＤＧｓに取り組もうとしていらっしゃいます。

ですから、検討は十分にすることが必要ではありますけれども、もう余り時間がないというふうに私は思っておりますので、やはりお尻を決めて、いつまでに答えを出すということをしっかりと決めてやっていただきたいと思っております。

それから、今、先ほどから何度も申しますように、なぜ企業がＳＤＧｓに取り組むのか、ＥＳＧ投資が進むからとか、会社の存続があるから、とにかく世界貢献をするということが会社の重要な責任となってきております。

そのような中、今、「出島戦略」ということのプロジェクトもはじまっていまして、これは2012年に提唱されたんですが、企業が「出島戦略」でイノベーションを推進していこうということで、これから今までの枠組みを超えて新たなものをやっていかないと会社の存続ができない、新たなものをつくっていく時代にきているというふうな認識のもとに、本部機能、本社から切り離したところで出島という組織をつくって新たなことをやろうとしています。

そういう意味で、この国連機関のシファールというＳＤＧｓの研修機関が長崎にあることによって、それこそ、長崎にもともとあった出島の役割を果たせるのではないかというふうに私

は思っております。

目に見える費用対効果ばかりを追求する時代ではないと思いますので、目に見えない費用対効果、そして、世界への貢献、そういった観点で、ぜひ前向きに検討いただきたい、できれば少し予算をつけてでも検討していただきたいと思っておりますが、ご答弁をお願いいたします。

○議長（瀬川光之君）　文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（浦　真樹君）　国連機関の誘致につきまして、費用対効果の面につきましては、今、議員の方から各種ご指摘がございました。

先ほどご答弁いたしましたように、平和とＳＤＧｓ、多様性というテーマでトレーニングをやっていくということで、国連の職員、政府関係職員、民間企業の方、あるいはお話がございました大学生を含めた若い方、そういう研修をやっていってはどうかというようなご提案もあっておりますけれども、なかなかそこの具体的なところを現在協議をさせていただいているところでありますので、その辺をしっかりと検討させていただきたいと思います。

そうなってまいりますと、やはり県だけではなくて、大学等、そういったところも一緒に、どういう形で受け入れ体制をつくっていくのか、そういうことの検討も必要になってまいると思いますので、そういった点も含めまして、今後、さらに検討を進めさせていただきたいと思いますし、しっかり結果を出していきたいと思います。

○議長（瀬川光之君）　ごう議員―24番。

○２４番（ごうまなみ君）　ぜひお願いいたします。費用につきましては、行政だけに負担をさせようとは民間の方も思っておりません。みんなで一緒に、オール長崎でやろうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に一点、妊よう性温存について質問いたします。

先ほどのご答弁の中で、引き続き、「他県の状況などを見ながら検討していく」というご答弁だったかと思います。今、お隣の佐賀県は、例えば、ワクチンの接種についても非常に前向きで、企業とコラボレーションして、がんを防ぐための対策をとられています。また、検診につきましても、年齢を30歳から44歳の女性まで無料にするなど、そういった形で今やっていらっしゃいます。

先ほどのご答弁の中にありました、女性が355人、がんにかかっている。その6割が子宮頸がんということですね。女性が355人、がんにかかっているという、この本県の現状を踏まえた中で、妊よう性温存に助成をしていかないという、その答えはないと私は思っています。やはり人口減少をどうにか切り抜けるためには、そこにしっかりと手当てをしていく必要があると思います。そして、このことがあることで、がんと闘う意識が高まります。やはり、がんサバイバーシップにしっかりとのっとった体制をつくっていただきたい。最後にご答弁をお願いいたします。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　現在、がん妊よう性温存療法は、12府県で既に実施しているところでございます。私どもとしても、それらの実施状況を精査して、今後、検討させていただきたいと思っております。

○議長（瀬川光之君）　ごう議員―24番。

○２４番（ごうまなみ君）　ぜひ、命、そして、未来を守っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で、質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬川光之君）　これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時15分から再開いたします。

―　午前１１時　２分　休憩　―

―　午前１１時１５分　再開　―

○議長（瀬川光之君）　会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

久保田議員―11番。

○１１番（久保田将誠君）（拍手）〔登壇〕　皆様、こんにちは。

自由民主党、長崎市選挙区選出の久保田将誠でございます。

今日は、このような機会を与えていただき、まことにありがとうございます。

そして、お忙しい中にもかかわらず、傍聴席に足を運んでいただきました皆様には、大変感謝いたしております。ありがとうございます。

それでは、質問通告に従い、質問をさせていただきます。

1、水産業の振興について。

（1）漁業就業者の確保について。

今年8月に2018年の「漁業センサス」が公表され、平成30年11月1日現在の漁業経営体数や漁業就業者数などが明らかとなりました。この調査は5年に一回行われておりますので、漁業就業者数について、過去からの推移を見てみますと、平成10年におよそ2万4,000人いた漁業者が、平成20年にはおよそ1万7,000人と2万人の大台を割り込み、平成25年には1万4,000人、平成30年には、前回より2,595人減って1万1,715人となっており、平成10年からの20年間で半分以下まで減少したことがわかります。

また、この減少について、減少率で見てみますと、前回調査から今回調査までの5年間で18.1％となっており、これまでの5年ごとの減少割合とほぼ同じであり、漁業者の減少に歯止めをかけるまでには至っていないようです。

さらに、この漁業就業者を年齢階層別で見てみますと、前回の平成25年の調査で65歳以上の占める割合が34.2％であったものが、平成30年には40.1％となり、着実に高齢化が進んでいることもうかがえます。

このように漁業就業者が減り、高齢化も進んでいる中ではありますが、全国における順位を見てみますと、漁業就業者の数は第2位であり、また、漁業生産量も第2位を維持しているようです。

しかし、このまま漁業就業者が減っていけば、漁業が衰退することはもちろんですが、漁村集落を維持していくことが困難となるうえ、漁業に関連する企業、例えば造船業や電気工事業も仕事を失うこととなり、ひいては、地域やまち全体の活力が失われ、疲弊していくことが危惧されます。

このような負の連鎖を断ち切るためには、漁業就業者を確保していくことが必要であると認識しており、特に、若い漁業者を漁業に就業させていくことが重要と考えます。

県では、新規漁業就業者の確保のために、どのような対策を講じているのか、お尋ねをいたします。

（2）水産県長崎としてのアピールについて。

長崎にはちゃんぽん、皿うどん、卓上料理、カステラなど、全国的にも知名度が高くて、おいしいものがたくさんあり、長崎に来ていただいた観光客の皆様にはおいしい食事を堪能され、また、おいしいお土産をたくさん買っていただ

いております。

しかし、長崎には、先ほど例として申し上げたもののほかにもたくさんの魅力的なものがございます。代表的なものとしては、豊富な水産物ではないでしょうか。

長崎県は海岸線が長く、広大な漁場に恵まれており、四季折々にさまざまな種類の魚が漁獲されており、漁業生産量・生産額ともに北海道に次いで全国2位の水産県であります。

本県と同様に、水産物が豊富に水揚げされる韓国の釜山には、水揚げされたばかりの魚介類を1階にたくさん並んだ鮮魚店で購入し、2階の食堂で料理をしてくれ、新鮮な刺身や海鮮鍋として食べることができる有名なチャガルチ市場があり、私も訪ねたことがありますが、多くの観光客で賑わっておりました。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催、2025年の大阪万博開催などによるインバウンド客の長崎への取り込み、また、2022年度の九州新幹線西九州ルート開業に伴う交流人口の拡大などを見据え、長崎の豊富な水産物をもっとアピールし、お土産に買っていただき、また、食べていただくことで漁業者の所得向上にもつながると考えておりますが、県としての考えをお尋ねいたします。

（3）磯焼け対策について。

近年の地球温暖化の影響により、本県の沿岸地域においては、イスズミなどの海藻を食べる魚の活動が活発となり、魚による藻場の食害が問題になっていると聞いております。

藻場が減少すると、海藻を餌として生活しているアワビやサザエ、ウニなどの水揚げ減少につながることが懸念をされます。

また、藻場は、魚介類の産卵場や育成場として重要な役割を果たしていますが、この藻場が減少・消失する磯焼けの進行は、水産資源に大きな影響を及ぼすものと考えられます。

本県の沿岸漁業を振興し、漁業者の所得向上を図るためには、藻場の維持回復は非常に重要な課題と考えておりますが、県としてどのような取り組みを行っているのか、お伺いをいたします。

2、農林業・農山村の振興について。

（1）イノシシ被害対策について。

イノシシやシカ等の野生鳥獣による農林産物の被害については、これまで一生懸命に育ててこられた作物が食い荒らされるなどの被害に遭われた生産者の方々が、そのショックで営農意欲が減退するなど、農林業生産にとどまらず、農山村の活力低下の一因となっております。

本県においても、特にイノシシについては、ほぼ県内全域で生息し、水稲や果樹、野菜などさまざまな農作物に被害を及ぼしているのみならず、近年は住宅地まで出没をしており、長崎市でも、平成30年に2件の人身被害が発生するなど、市街地においても住民の生活の安全・安心が脅かされている状況にあります。

こうした状況に対し、県では、これまで市町や猟友会等と連携をして、防護・すみ分け・捕獲の3対策を講じてきたところでありますが、県内のイノシシによる農業被害は、近年、着実に減少していると伺っております。

そこで、その3対策の具体的な取り組み内容と、その効果として、県内の被害額がどのように推移しているのか、お伺いをいたします。

また、市街地へのイノシシ出没に対して、県ではどのような取り組みを行っているのか、あわせてお尋ねをいたします。

（2）イノシシのジビエへの活用について。

本県で捕獲されている、年間3万から4万頭の

イノシシの8割は埋設、または焼却処分されていると伺っております。中でも土の中への埋設処分が7割を占めており、多くの捕獲者が、捕獲した山中において、野生動物の掘り起こしを避けるため、イノシシを埋設する深い穴を掘り、埋め戻すという大変重労働の作業を行っており、また、埋設場所の確保にも苦慮されていると伺っております。

一方、国においては、平成29年4月に「ジビエ利用拡大に関する関係省庁連絡会議」を設置し、被害防止のための捕獲を進めるだけでなく、捕獲鳥獣をジビエ等の地域資源として利用する取り組みを拡大するために、ジビエ利用量を平成28年度から令和元年度に倍増させる目標を掲げ、ジビエの利用拡大を図っており、平成30年度には1.5倍まで増加しているようです。

捕獲されたイノシシの個体をジビエとして有効活用することは、埋設等の捕獲者の負担軽減を図るだけでなく、料理等を通じて地域活性化にもつながる可能性がある有益な取り組みであると考えます。

そこで、本県におけるジビエへの取り組みの状況、その課題、今後の対応について、お尋ねをいたします。

（3）農山村集落の維持について。

イノシシによる農作物の被害対策については、山に近い農山村地域でしっかり防護・すみ分け・捕獲の3対策が実施されることが必要と考えますが、今後、中山間地域等で条件が不利な農山村集落の人口減少はさらに厳しさを増すと思われます。農山村集落が維持されていないと、3対策を実際に行う人がいなくなることから、現在、減少してきているイノシシによる農作物被害が再び増加するのみならず、イノシシの生息区域が市街地に近づくことから、餌を求めて市街地にも出没するリスクがさらに拡大し、人的被害の増加も懸念されるところであります。

加えて、農山村集落が維持されないことの影響は、農業、農山村が持つ土砂崩れや地すべりを防ぐなどの役割が失われることにもつながるのではないでしょうか。

農林部においては、農山村集落の維持のために、「新ながさき農林業・農山村活性化計画」において、地域資源を活用した農山村地域の活性化のため、地域全体でもうかる仕組みづくりに取り組んでいると伺っております。自然災害の防止の観点からも、必要な取り組みと考えますが、今後、農山村集落を維持するために、どのような取り組みを考えているのか、お尋ねをいたします。

3、インバウンド対策と国際交流について。

（1）インバウンド対策について。

人口減少に歯止めがかからず、造船業などの基幹産業が低迷している本県にとって、海外からの観光客誘致による交流人口の拡大は、県内経済の活性化にとって重要なことであります。

しかしながら、国の宿泊旅行統計によると、平成30年の長崎県の外国人延べ宿泊者数は、全国19位、九州内でも第4位と中位にとどまっております。

本県が観光県を目指すのであれば、全国はまだしも、九州内では1位になるべきであり、それだけのポテンシャルはあると思っております。ただし、長崎の場合、海外での知名度はあるが、それが訪問に結びついていないのが課題であり、インバウンドを呼び込むためには、県の取り組みについて強化する必要があるのではないかと考えております。

他県の事例になるのですが、先般、青森県に伺った際、青森と台湾を結ぶ国際航空路線が、

今年の冬から、週2便から週5便へ増便したという話をお聞きいたしました。

その要因を伺ったところ、まずは、輸出実績があるリンゴで青森の知名度を上げた。さらに、台湾人が好む雪を中心に売り込んだ結果、観光客が増え、増便につながったとのことでございました。青森の事例は参考になるものであり、観光資源が豊富な本県なら、それ以上の結果を出せると思っております。

そこで、インバウンドの受け入れ拡大について、どのような取り組みを強化していくのか、お尋ねをいたします。

（2）ラグビーワールドカップのキャンプ受け入れの成果について。

今年9月から11月にかけて、全国各地で熱戦を繰り広げたラグビーワールドカップは、日本代表チームが、史上初となる決勝トーナメント進出を果たすなど、日本中で大変な盛り上がりとなりました。

このラグビーワールドカップについては、県内においても、県と長崎市がスコットランド代表の、そして、県と島原市がトンガ代表の公認チームキャンプ地としてキャンプを受け入れられ、期間中に公開練習、ラグビー教室などの公式行事のほか、空港やホテルでのお出迎えやお見送りなど、県民の方々との交流も盛んに行われたと伺っております。

また、両チームからは、長崎、島原それぞれのトレーニング環境やサポート体制を評価していただき、特に、トンガ代表チームからは、「世界各地でキャンプをしたが、島原が一番だ」と、大変高い評価を受けたとの新聞報道も拝見をいたしました。

そこで、今回のラグビーワールドカップ出場チームの受け入れにおいて、どのような成果があったのか。また今後、その成果をどのように活かしていくのか、県の考えをお尋ねいたします。

4、福祉保健行政について。

（1）健康長寿日本一の長崎県づくりについて。

高齢化が進む本県においては、県民の皆様に健康で長生きしていただくことは、これからの活力が溢れる長崎県づくりには欠かすことのできない要素であります。

このため、本県では、昨年度から重要施策として、健康長寿日本一の長崎県づくりに取り組んでいるところでありますが、最も重要なことは、県民の皆様に健康に対する意識を持っていただき、自身の生活習慣の改善、健康づくりの実践へつなげていく機運の醸成だと考えております。

そのためには、行政の取り組みだけでは十分ではなく、県全体、官民一体となってさまざまな取り組みを展開していくことが必要であると考えますが、県の考えについて、お伺いをいたします。

（2）生涯現役促進支援について。

人生100年時代を迎えようとする中、就労や社会参加の意欲がある元気な高齢者の方々が、その能力を十分に発揮できるよう活躍の場を拡大することは、県民の健康寿命の延伸につながるとともに、地域の活力を維持するためにも必要であると考えております。

国においても、本年6月に閣議決定した、本年度の経済財政運営等改革の基本方針、いわゆる「骨太の方針2019」において、全世代型社会保障への改革の一環として、70歳までの就業機会の確保を掲げております。

そうした動きも踏まえ、県におかれても、平

成29年3月には、高齢者の就業、社会参加のワンストップ窓口として、「ながさき生涯現役応援センター」を長崎市内に設置し、その後、佐世保市内と諫早市内に設置したサテライト施設とともに、生涯現役促進に取り組まれていると伺っております。

そして、現在、センター設置後2年半あまり経過したわけでありますが、取り組みの現状と、そこで明らかとなった課題について伺います。また、それらを踏まえての今後の取り組みの方向性についても、あわせてお尋ねをいたします。

（3）外国人患者医療提供体制の整備について。

県庁からも見える長崎港松が枝埠頭をはじめ、クルーズ船が多数寄港するなど、多くの外国人観光客が本県を訪れております。

本県にとって観光は大事であり、インバウンド事業は重要と考えますが、これだけ多くの外国人観光客が来られたら、中には体調を崩される方もいるかと思われます。また、外国人観光客以外にも、仕事の関係や留学生等、本県で暮らしている外国人が大勢いらっしゃいます。

外国人が病気やけがをした場合、言葉の問題等があり、外国人患者に対する対応が必要と思われますが、県ではどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

5、女性活躍推進について。

（1）女性活躍推進の取り組みについて。

我が国においては、少子・高齢化が進み、生産年齢人口が減少する中、女性の活躍は非常に期待されているところであります。

近年、女性を取り巻く法的な環境は、「男女雇用機会均等法」、「男女共同参画社会基本法」、「女性活躍推進法」などにより整ってきたところでありますが、女性の活躍は進んでいるのでしょうか。

国においては、社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30％程度になるように期待するという目標を平成15年に設定し、さまざまな取り組みを進めておりますが、目標年を来年に控えて、現在、その実現は厳しい状況となっているのではないでしょうか。

そこで、県はどのように女性活躍推進に取り組んでいこうと考えているのか、お尋ねをいたします。

6、土木行政について。

本県における人口減少の対応として、交流人口の拡大が必要であり、特に、広域的な道路ネットワークの形成は大変重要であります。

また、近年、全国で頻発しております豪雨や、また大規模な地震などの災害時への対策が求められており、災害に対して、安全で信頼性の高い道路網が必要となっております。

長崎南北幹線道路及び西彼杵道路は、県内の広域的な道路ネットワークを形成する地域高規格道路であり、長崎市と佐世保市の間を1時間以内で結び、県南地域と県北地域との連携強化による産業や観光の発展に寄与するとともに、災害時のダブルネットワークの確保など、大変重要な道路であります。

そこで、長崎市を取り巻く道路関係事業について、お伺いをいたします。

（1）長崎南北幹線道路の早期事業化について。

長崎南北幹線道路の長崎市茂里町から時津町までの未整備区間については、事業化に向け取り組みが進められており、特に、この未整備区間は、並行する国道206号の慢性的な交通渋滞が大きな問題となっており、その対策としても、

早期の事業化が必要であります。

ただし、この道路計画は、建物が多く立地している市街地を通過することから、地域への影響に十分配慮したルートとする必要があり、市街地の西側にある山地部を通るルートとし、トンネルの区間をできるだけ長くすれば、地域への影響を抑えられるのではないかと考えております。

前回、9月定例会の冒頭で、知事から、今後、有識者や関係諸機関によるルート選定委員会を立ち上げて、早期事業化に向けた調整を進めていきたいと説明がありましたが、現在の進捗状況について、お伺いをいたします。

（2）西彼杵道路時津工区の現在の進捗状況と整備効果について。

西彼杵道路については、高速交通ネットワークの空白地帯である西彼杵半島に西彼杵道路を整備することで、長崎市―佐世保市との地域間交流促進による産業、経済の発展や生活基盤の強化による人口定着などの役割を担い整備を進められ、現在、時津工区が整備されていますが、整備延長約50キロのうち、約3割に満たない約14キロの供用にとどまっております。

このような大型事業の推進には、予算確保はもとより、地元の協力が必要不可欠と考えており、道路整備による整備効果を内外にアピールし、事業の必要性を理解してもらう必要があると考えております。

そこで、時津工区の現在の進捗状況と、今後見込まれる整備効果について、お伺いをいたします。

（3）松が枝2バース化に伴う路面電車の延伸について。

長崎港の松が枝岸壁2バース化に関し、今年度、国による事業化検証調査費が計上され、新規事業化に向け、大きく前進したものと期待をしております。

長崎港には、近年、200隻を超えるクルーズ船が寄港しており、16万トンを超える大型クルーズ船も多く寄港しており、16万トンを超える大型クルーズ船には5,000人前後の乗客が乗船しております。

将来、松が枝岸壁の2バース化が実現した場合、複数のクルーズ船が同時に寄港することが想定され、多くのクルーズ客の二次交通への対応が大変重要になってまいります。

現在、県と長崎市で検討されている、2バース背後地の再開発構想の中では、国内外の観光客の快適な移動を支える交通機能の強化が掲げられており、多くのクルーズ客を市内や県内各地へスムーズに周遊させるための交通結節機能の強化の検討が進められております。

現状は、多くのクルーズ客は貸切バスでの移動がメインとなっておりますが、将来のクルーズ客の増大やニーズの多様化などに対応できるよう、貸切バス以外の公共交通との結節強化が必要であり、長崎のまちの魅力をアピールするには、路面電車を活用することが最良で、松が枝まで軌道を延伸することが必要と考えておりますが、現在の取り組み状況や実現可能性について、お伺いをいたします。

以上で、壇上からの質問を終わらせていただきます。

これ以降は、対面演壇席でご答弁を聞かせていただき、内容によりましては、再度質問をさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕　久保田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、新規漁業就業者の確保のために、どのような対策を講じているのかとのお尋ねであります。

漁村地域の維持活性化や人口減少対策、さらには、漁業生産力の向上等の観点から、新規就業者の確保は非常に重要な課題であると認識をいたしております。

このため、県では、平成28年度から市町、漁協等と連携して、「ながさき漁業伝習所」を設置し、情報発信や高校生の体験研修、就業前の技術習得支援等を総合的に展開しており、平成30年度は、目標を上回る183人の新規就業者を確保しているところであります。

今年度からは、さらに、若者をターゲットとした本県漁業の魅力発信や、県主催で初となる「水産業就業支援フェア」の開催、親元で就業する漁家子弟への支援を強化したところであります。

さらに、新規就業者の着業に際しましては、県の経営指導や国の漁船リース事業等の活用により、経営の安定化と離職防止に力を注いでいるところであります。

今後とも、切れ目のない新規就業者の確保対策や所得向上対策等に重点的に取り組むことによって、漁業の将来を担う人材の確保・育成に力を注いでまいりたいと考えております。

次に、インバウンドの受け入れ拡大について、どのような取組を強化していくのかとのお尋ねであります。

国内人口の減少が見込まれる中、インバウンドの受け入れ拡大は重要な施策であり、これまでもさまざまな事業を推進してきたところであります。

そうした結果、平成30年の長崎県観光統計の外国人延べ宿泊者数は約93万人と過去最高を記録したものの、九州各県と比較すると低い伸び率にとどまっており、強い危機感を抱いているところであります。

そのため、今後は、本県の魅力発信を強化するとともに、観光まちづくりの推進により、ハード、ソフト両面での受け入れ環境の質を向上させ、満足度を高めてリピーターの増加につなげられるよう、各種施策を強力に進めてまいりたいと考えております。

具体的には、国、地域別に魅力的な観光資源を提案するほか、関係機関などともタイアップしながら、現地での情報発信をこれまで以上に充実させるとともに、個人旅行化が急速に進展している中、ターゲットを絞り込んだ動画広告を配信し、効果検証を行うなど、デジタルマーケティングに基づくプロモーションに新たに取り組んでいくことといたしております。

また、観光まちづくりについては、より市場ニーズを踏まえたものとなるよう、本県を訪れた外国人旅行者の声を市町や関係団体と共有し、観光資源の磨きあげや受け入れ環境の整備などにつなげるとともに、地域が主体的に取り組む体制づくりを進めてまいりたいと考えているところであります。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長（瀬川光之君）　水産部長。

○水産部長（坂本清一君）　私の方からは、水産業の振興について、2点お答えいたします。

最初に、長崎県の豊富な水産物をもっとアピールすることで、漁業者の所得向上につながると思うが、県の考えはいかがかとのお尋ねでございますが、県といたしましても、本県の新鮮で豊富な水産物を広く県内外にＰＲすることは重要と考えております。

現在、県外においては、大手量販店での販売フェアの開催や、各種展示会への出展を支援し、本県水産物の販路開拓と販売促進に努めております。

さらに、県内においては、長崎、佐世保、松浦の各魚市場での「魚祭り」や「水産加工振興祭」の開催を支援するなど、水産県長崎としての認知度向上に努めております。

また、長崎県の魚はどこで食べられるのかというお尋ねが多いことから、本県産の魚を積極的に提供する飲食店を「長崎県の魚愛用店」として認定し、この認定店を紹介するパンフレットを空港、観光案内所、ホテル等に配置し、県内以外の方々への周知を図っているところでございます。

今後は、交流人口の拡大も見据え、常温での保存が可能となるお土産に適した多様な加工品の開発や、いろいろな種類の魚が食べられる賑わいの場づくりなど、水産県長崎としての新たなＰＲ手法を検討してまいります。

次に、磯焼け対策についてのお尋ねでございますが、県におきましては、藻場の機能を付加した増殖場の整備や漁業者組織を中心とした藻場の保全活動に対し支援を行うとともに、食害魚の駆除を促進するため、食用化に向けた商品開発などの取り組みへの指導、支援を行っております。

このような取り組みの結果、例えば五島市の崎山漁業集落では、網仕切りによる食害魚の防除対策に取り組み、ヒジキを復活させたことが評価され、今年度の「全国豊かな海づくり大会」において、最高位である大会会長賞を受賞されました。

また、対馬市の水産加工業者による食害魚のイスズミの食用化に向けた取り組みが高い評価を受けまして、先月17日に開催された全国コンテストにおいて、最高位である「Ｆｉｓｈ－1グランプリ」を獲得されました。

県としては、これらの新たな取り組みを広く普及、啓発し、早期の藻場回復につながるよう、今後とも、漁業者、漁協、市町等と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　農林部長。

○農林部長（中村　功君）　私から、3点お答えをいたします。

まず、イノシシの被害対策について、具体的な取り組み内容と被害額の推移、及び市街地への出没対策に県はどのように取り組んでいるのかとのお尋ねでございます。

県では、イノシシによる農作物被害防止対策として、地域で被害対策を指導します「イノシシ対策Ａ級インストラクター」を450名育成するとともに、「防護」、「すみ分け」、「捕獲」の3対策を総合的に実施しており、これまで延べ1万4,000キロメートルに及ぶ防護柵設置や128カ所の緩衝帯整備、毎年3万から4万頭のイノシシ捕獲を進めてまいりました。

その結果、イノシシによる農作物被害額は、平成30年度には約1億4,000万円となり、ピーク時である平成16年度の約3分の1に減少しております。

一方、イノシシなど野生鳥獣の市街地への出没相談等につきましては、平成30年度、長崎市では626件、佐世保市では381件が住民から寄せられており、人的被害は、過去3年間で6件報告されております。

このため、平成29年度に県において作成しました「市街地出没時の緊急対応マニュアル」に基づき、市町に対して、出没の原因となる生ごみの放置等に関する住民への注意喚起や遭遇し

た場合の対処法の周知、出没した場合の保定用具などの資機材整備、及び追い払いの模擬演習を実施しております。

今後とも、こうした取り組みを通じて、イノシシ被害の防止や住民の安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、本県におけるジビエへの取り組みの状況、その課題、今後の対応についてのお尋ねでございます。

本県では、有害鳥獣として年間3万から4万頭のイノシシを捕獲しており、そのうち食肉としての利用は、自家消費を含め約18％であり、県内に14カ所あります食肉処理施設への搬入される割合は約7％となっております。

県内産イノシシのジビエ販売量は、平成28年度の15トンから、平成30年度は25トンに増加し、1.7倍の伸びとなっておりますが、今後、さらに販売量を増加させるためには、肉質の向上とロットの確保による販売対策が必要と考えております。

このため、県では、捕獲者に対し、個体の異常確認、捕獲時の血抜きの徹底、品質を損なわない運搬方法等の研修を実施しているところであります。

また、食肉処理業者に対しては、品質確保の前提となる衛生管理の徹底や解体技術等の研修会を開催し、県内食肉処理業者の技術を平準化させ、県内卸業者とのマッチングを行うことでロットを確保することとしております。

今後は、さらに、定時・定量・定質の販売対策を進め、良質なジビエの安定供給に取り組むとともに、未利用部分の加工品開発などにより、所得の向上と地域の振興につなげてまいりたいと考えております。

次に、農山村集落を維持するために、どのような取組を考えているのかとのお尋ねでございます。

県では、これまで、農山村地域全体でもうかる仕組みをつくるため、農産物直売所を販売・交流拠点として、特産物等の地域資源の情報発信、少量多品目産地の育成、農泊の推進に取り組むとともに、地域環境の保全に向けた集落ぐるみの里山林整備や農地・水路等の保全活動を支援してまいりました。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、人口減少に伴い、集落機能が低下すると言われる10戸未満、かつ65歳以上が住民の50％以上の農業集落は、2015年の55集落から、2040年には約6倍に増加すると予測しており、これまで守られてきた水源の涵養や自然環境の保全など、農山村が持つ多面的機能が低下し、土砂災害や鳥獣被害などの拡大が危惧されるところであります。

そのため、今後は、農山村地域にさらに人を呼び込む必要があると考えており、農山村集落が川下地域やボランティアなど、多様な担い手と共同し、農地・水路等の保全活動に取り組む新たな仕組みを構築して、地域と都市部の住民等が継続的に関わる関係人口の拡大を進めてまいりたいと考えております。

また、集落の魅力や農地付き空き家、生活情報の発信など、集落自らが行う移住・定住促進に向けた取組を関係部局や市町と連携して支援し、農山村集落のさらなる維持・活性化につなげてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君）　ラグビーワールドカップのキャンプ受け入れについて、どのような成果があったのか。また、その成果をどのように活かしていくのかとのお尋ねでございます。

今回、初めて世界トップレベルのチームが県内でキャンプを行い、公開練習、パブリックビューイング、市民応援団の派遣など、多くの交流事業が実施をされました。特に、ラグビー教室に参加した子どもたちは、世界のトッププレイヤーに指導を受け、間近にプレーを体験したことで、世界を身近に感じ、国際的な感覚を養うことにもつながったと考えております。

また、キャンプを受け入れた県や市、関係団体においては、海外トップチームに対応した宿泊や練習環境の提供、輸送手配などのノウハウを、来年のオリンピック・パラリンピックのキャンプ受け入れ等に活かしてまいりたいと考えております。

さらに、長崎市においては、スコットランドチームのユニフォームに使用され、現地の登記所にも登録された「長崎タータン」のデザインを今後も活用していくことが期待をされており、また、島原市においては、トンガ出身の元日本代表選手によるラグビー教室が、今後も継続して実施をされるなど、交流の成果がレガシーとして残っていくものと考えております。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　福祉保健行政につきまして、3点お答えいたします。

まず、健康長寿日本一の健康づくりについて、健康長寿日本一に向けて、官民一体となった取組が必要と考えるが、県としてどのように考えているのかとのお尋ねでございます。

健康長寿日本一に向けては、行政のみの取組だけではなく、医療・保健関係団体や経済団体、民間企業等の協力が不可欠であると考えております。

そうしたことから、昨年11月に、81の関係団体で構成される「健康長寿日本一長崎県民会議」を設置し、多くの団体の連携により、県民運動の基盤となる枠組みを設けているところであります。

県民会議の構成団体においては、県民の皆様に健診、運動、食事のポイントをわかりやすくお示しする「ながさき３ＭＹチャレンジ」や、具体的に健康づくりに取り組む県民の方を登録し、運動を広げていくことを目的とした「ながさき健康長寿メイト」の周知啓発などに取り組んでいただいており、県民運動を全体として展開していく活動を推進しているところであります。

今後も、県民会議の構成団体の協力をいただきながら、県民が楽しく健康づくりに取り組むことができるよう、引き続き、官民一体となって取り組んでまいります。

次に、生涯現役促進支援について、「ながさき生涯現役応援センター」の取組の現状と課題、及び今後の取組の方向性をどのように考えているのかとのお尋ねでございます。

「ながさき生涯現役応援センター」では、高齢者の就業から社会参加等への幅広い相談対応や活躍促進のためのセミナーの開催、企業訪問による高齢者雇用の働きかけなどを実施しております。

平成29年3月のセンター開設以来、本年10月末までに、延べ4,347件の相談対応を行い、1,196人が名簿登録し、350人が社会参加に向け進路決定しております。

しかしながら、名簿登録者は、センターが所在する長崎市や、サテライトが所在する佐世保市、諫早市周辺地域に偏る傾向があることや、就労・社会参加等に関心のない方が多く、いかに関心を持たせ、高齢者の活躍を動機づけることが課題であると考えております。

本事業は、今年度が国の3年間の委託事業の最終年度となっており、今後、センターのみならず市町とともに取り組みを進め、地域包括支援センター及び自治会等の協力を得ながら、高齢者に対する身近な相談や啓発活動を行う体制を県内全域で整備してまいりたいと考えております。

最後に、外国人患者医療提供体制の整備について、外国人が病気やけがをした場合、言葉の問題等の対応が必要と思われるが、県はどのように考えているのかとのお尋ねでございます。

国の調査によると、昨年度、県内の病院を受診した外国人は、延べ約1万人と推計され、本県を訪れる外国人観光客や県内に暮らす外国人の方が、安心して医療を受けられる環境を整備していくことは喫緊の課題であると考えております。

県といたしましては、県内すべての医療圏での医療体制を整備するため、多言語対応が可能で、外国人患者を受け入れることができる16の医療機関を選出し、これらの医療機関の受け入れ体制を強化するため、希望する医療機関には、翻訳タブレットを導入する際の支援を行うこととしております。

また、今年度中に、県内の主要な医療機関、県医師会、県観光連盟などで協議会を立ち上げ、外国人患者への対応等について情報共有を行うとともに、今後取り組むべき課題や対応方針等を検討していくこととしております。

引き続き、外国人患者が安心して医療を受けられる体制整備に向けて必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　県民生活部長。

○県民生活部長（木山勝己君）　女性活躍推進について、どのように取り組んでいこうと考えているのかとのお尋ねですが、女性が、その個性と能力を十分に発揮し活躍することは、社会経済情勢の変化に対応できる、豊かで活力ある社会の実現につながるものであり、大変重要であると考えております。

また、企業において女性の活躍を推進することは、優秀な人材の確保や女性目線での新しい商品、サービス等の創造のきっかけとなり、企業の成長力強化にもつながるものと期待されております。

このため、県では、企業における女性の活躍の機会の積極的な提供や、仕事と家庭生活の両立に資する雇用環境の整備などが必要であると考えており、企業経営者の意識改革に向けた働きかけを迅速かつ丁寧に行ってまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　私から、3点お答えいたします。

まず、長崎南北幹線道路の早期事業化に向けた現在の進捗状況についてのお尋ねです。

長崎南北幹線道路は、西彼杵道路と一体となって、長崎－佐世保間の移動時間の短縮、観光や産業の振興などに大きく寄与するとともに、長崎市北部の渋滞対策に重要な役割を果たすものと認識しております。

現在、長崎市茂里町から時津町までの未整備区間の事業化に向け、9月に有識者や地元関係者で構成する「ルート選定委員会」を立ち上げ、検討を進めているところであります。

ルートの選定に当たっては、市街地への影響をできる限り低減することが必要であり、現在までに2回の委員会を開催し、市街地の西側をトンネルで通過する案が最適であるとの意見をいただいております。

なお、起点側の茂里町から下大橋付近までの区間については、地形的にトンネル構造の採用が困難であるため、さらに、ルートの詳細な検討が必要であります。

今後、地域住民の方々との意見交換なども行いながら、最適なルートの選定に取り組んでまいります。

次に、西彼杵道路時津工区の現在の進捗状況、また、どのような整備効果があるのかとのお尋ねです。

西彼杵道路の時津工区3.4キロメートルについては、これまでに用地取得がほぼ完了し、現在1.7キロメートルのトンネル工事や左底地区の橋梁工事などを進めており、令和4年度の完成を目指しているところであります。

整備効果としましては、大型商業施設の立地が進む国道206号の約1万3,000台の交通が、バイパスに転換することで渋滞が緩和されるとともに、移動時間も短縮されることから、沿線地域のさらなる活性化に寄与すると考えております。

最後に、松が枝地区への路面電車の延伸についての取り組み状況についてのお尋ねです。

県と長崎市で昨年度取りまとめました「松が枝地区再開発構想素案」に、交通結節機能の強化を目的とした路面電車の延伸を盛り込んでおり、現在、運行事業者との意見交換を重ねております。

その中で、路面電車の新たな軌道等の整備に相当な費用を要することや、松が枝から長崎駅方面に移動するためには、混雑する新地中華街電停での乗り換えが必要になるなどの課題が挙がっており、国の支援による整備の可能性や、松が枝から長崎駅へ直通運行するための軌道の新設・改良などについて、関係者とともに検討しているところです。

また、延伸に当たっては、観光客や市民も含めた恒常的な利用者の確保が必要であることから、松が枝岸壁背後において、新たな観光・交流機能の整備を図ることについても検討を進めてまいります。

○議長（瀬川光之君）　久保田議員―11番。

○１１番（久保田将誠君）　知事をはじめ関係部長のご答弁、ありがとうございました。

それでは、残り時間、再度質問をさせていただきます。

まず、漁業就業者の確保についてでございますが、県主催で初となる「水産業就業支援フェア」を開催したとの答弁がございましたが、当日のマッチングの状況やその後に進展があっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（瀬川光之君）　水産部長。

○水産部長（坂本清一君）　就業支援フェアの当日は、台風の影響がある中、41名の来場がありました。内訳は、県内高校生が19名、県外者4名を含む一般の方が22名であり、年齢層は16歳から66歳など幅広い参加がございました。

延べ140件の面談が行われまして、27名に対して、出展業者から求人交渉があっております。

このうち離島の魚類養殖業者において、既に職場体験の受け入れが決まるなど就業に向けた準備が進んでおり、今後も定期的なフェアの開催により、就業者の確保に努めてまいります。

○議長（瀬川光之君）　久保田議員―11番。

○１１番（久保田将誠君）　フェアが、また次回開催する時は、前回よりももっと多くの方が来られ、盛大になるような取り組みをぜひしていただきたいと思います。

それでは、水産県長崎としてのアピールについての答弁の中で、賑わいの場づくりなどＰＲ

手法を検討したいとの答弁がございましたが、全国の水産物を販売している施設の中には、ご当地ならではの魚介類を調理して食べさせたり、料理としてメニュー化していたり、水産加工品を販売して観光客等を呼び込み賑わっているところが結構あると思います。

県は、そういった先行してうまくいっている他県の実態を把握して、賑わいの場づくりに向けた参考とされてはどうかと提言いたしますが、いかがでございますか。

○議長（瀬川光之君）　水産部長。

○水産部長（坂本清一君）　他県の実態の把握に関しましては、今年度、本県での水産物の販売、ＰＲを核とした賑わいの場づくりに向けた検討を行うため、全国の中で利用者のニーズを捉え、評判がよいとされている水産物販売拠点のコンセプトや運用状況、成功要因等を調査、分析することとしております。

○議長（瀬川光之君）　久保田議員―11番。

○１１番（久保田将誠君）　磯焼け対策について、再度質問をいたします。

先ほど藻場機能を付加して増殖場を整備すると言われましたが、近年は地球温暖化の影響により、海水温が上昇するほど環境が変わってきております。

そのような中で、効果的に藻場を造成していくためには、整備の方法も工夫が要ると思われますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（瀬川光之君）　水産部長。

○水産部長（坂本清一君）　議員ご指摘のように、温暖化の影響によりまして、以前は見られなかった南方系の海藻が出現するなど、藻場の形成時期や構成する海藻の種類にも変化が見られますので、その変化の状況に応じ、環境に適した種類を増殖対象種に選定することが重要と考えております。

また、増殖場の整備とあわせて、藻場の回復を阻害する要因である食害魚の駆除や海藻の種を供給する母藻の整備などにも積極的に取り組んでいく必要があるものと考えています。

○議長（瀬川光之君）　久保田議員―11番。

○１１番（久保田将誠君）　次に、今後のイノシシの被害防止対策について、お尋ねをいたします。

先ほどの答弁の中で、鳥獣被害防止対策において、防護・すみ分け・捕獲の3対策の実施により、農作物の被害が一定低減されてきたことは、評価したいと思います。

しかしながら、今後、農山村集落の人口の減少が進むことにより、3対策を担ってきた地域の方々の減少も見込まれることから、これまでどおり、3対策を継続して実施することは難しくなると考えられますが、イノシシの被害防止対策について、今後どのように取り組んでいくのか、県の考えをお尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君）　農林部長。

○農林部長（中村　功君）　議員ご指摘のとおり、人口が減少していく中で、3対策を継続していくためには、省力的かつ効率的、効果的な取り組みが必要と考えております。そのため、現在、県では、ＩＣＴ技術を活用した鳥獣被害防止対策のシステム開発を進めているところでございます。

具体的には、捕獲者が現場でスマートフォンを用いて捕獲個体を撮影・入力し、捕獲情報を即時に地図上に表示することで、イノシシの移動傾向を踏まえた防護柵やわなの集中設置など、市町が行う戦略的な捕獲対策に活用できるよう、令和2年度中のシステム開発を目指すほか、省力的な緩衝帯整備のための草刈りロボットの活

用などについても検討してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　久保田議員―11番。

○１１番（久保田将誠君）　次に、健康長寿日本一の長崎県づくりについて、再度お尋ねをいたします。

トータルとしての枠組みとして県民会議を設置し、県全体で取り組んでいこうという方向性は理解いたしましたが、民間企業等との連携で何か具体的な取組は出てきているのか、お尋ねをいたします。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　民間企業等との連携につきましては、県民の皆様の健康づくりを応援する企業や団体を「ながさき健康長寿サポートメンバー」として登録する仕組みを創設し、健康づくりに関する普及啓発などに協力をいただいているところでございます。

具体的には、事業主に向けた健康経営セミナーや県民向けの健康セミナーを開催していただいており、本年度は、現時点で合計6回開催されております。

また、従業員の健康づくりに取り組む企業の増加に向けて、協会けんぽ長崎支部と共同で実施している健康経営宣言事業につきまして、現時点で約390社が宣言を行うなど、個々の企業においても健康づくりの取り組みが進められているところであります。

さらに、健康づくりのための積極的な活動や独自の工夫で成果を上げている企業・団体等を「ながさきヘルシーアワード」として表彰を行い、優良な取り組み事例として横展開を図っていくこととしております。

今後も、引き続き、官民一体となって健康長寿日本一へ向けた県民運動を推進してまいります。

○議長（瀬川光之君）　久保田議員―11番。

○１１番（久保田将誠君）　次に、女性の仕事と生活の両立実現に向けた取り組みについて、お尋ねをいたします。

女性が仕事と生活を両立できる暮らしを実現するためには、家庭内における男性の家事や育児の参画が必要と考えますが、県ではどのような取組を行っているのか、お尋ねをいたします。

○議長（瀬川光之君）　県民生活部長。

○県民生活部長（木山勝己君）　男性の家事・育児への参画には、男性の意識醸成を図るとともに、企業における育児休業等を含む雇用環境の整備のほか、男性の育児休業取得やワーク・ライフ・バランスなど、多様で柔軟な働き方の実現に向けた職場の理解促進が必要であると考えております。

このため、県におきましては、「Ｎぴか」の取得促進やイクボスの普及啓発、経営者等を対象としたセミナーの実施など、男女がともに働きやすい環境づくりの推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　久保田議員―11番。

○１１番（久保田将誠君）　次に、女性活躍推進に向けた今後の取り組みについて、お尋ねをいたしますが、近年、女性の県外転出が拡大傾向にあり、大変懸念されるところでありますが、一つの取り組みとして、県内就職の促進なども有効ではないかと考えております。

県内における女性の活躍を推進するに当たり、今後、県ではどのような取組を考えているのか、お尋ねをいたします。

○議長（瀬川光之君）　県民生活部長。

○県民生活部長（木山勝己君）　本県におきます女性の県外転出は、20歳から24歳に多く見られ

ていることから、就職などにより転出されている方が多いのではないかと推測をいたしております。

このため、県内企業に対し、女性が働きやすい職場環境の整備につながります「一般事業主行動計画」の策定を働きかけていきますとともに、女性に特化した就職説明会や、福岡県を中心とした看護・介護・保育などの学生のＵＩターン就職等の取り組みにより、女性の県内定着を図ってまいります。

また、加えて、就職活動前の女子大学生による県内企業訪問や女性社員との意見交換等により、企業の魅力を肌で感じることで、就職活動の際の県内企業の選択につなげてまいりたいと考えております。

今後とも、庁内関係部局並びに関係団体と連携しながら、県内における女性の活躍を推進してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　久保田議員―11番。

○１１番（久保田将誠君）　次に、西彼杵道路について、再度お尋ねをいたします。

西彼杵道路の整備により、企業誘致や観光振興などにおける整備効果が期待されていますが、人口減少と県民所得の低迷が大きな課題となっている本県にとって、西彼杵道路のストック効果を最大限に発揮させるため、全体をつなぐことが必要であり、未整備区間の早期着手が必要不可欠と考えております。

このような中、未整備区間の早期着手に向けた取り組みについて、お伺いをいたします。

○議長（瀬川光之君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　未整備区間の西海市大串から時津町日並間約23キロメートルについては、時津工区の完成後、速やかに着手できるよう、概略ルートやインターチェンジの位置、整備の優先順位の検討を進めるため、有識者で構成する西彼杵道路計画検討委員会の第1回目を11月に開催したところです。

今後、検討を進め、来年度中には取りまとめを行うこととしております。

○議長（瀬川光之君）　久保田議員―11番。

○１１番（久保田将誠君）　知事、そして関係部長の答弁、ありがとうございました。

さまざまな取組をされておられますけれども、ぜひともそういった取組を推進していただきまして、成果、そして効果が出るように、ぜひとも強く要望いたしまして、私からの質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬川光之君）　午前中の会議はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

―　午後　零時１６分　休憩　―

―　午後　１時３０分　再開　―

○副議長（西川克己君）　会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

小林議員―44番。

○４４番（小林克敏君）（拍手）〔登壇〕　自由民主党・県民会議、大村市選挙区選出の小林克敏でございます。

一般質問をする前に、本日も傍聴席いっぱいに皆様方にご出席をいただき、大変ありがたく、本当に感謝にたえないところであります。

皆様方には、1,000円というお金を払っていただきながら、たくさんあるバスの会社の中で県営バスを選び、交通局長、そういう形で皆さん方にお越しをいただき、しかも、この傍聴席に入れずに１階のロビーのテレビで、実はご覧をいただいている方もたくさんいらっしゃるわ

けであります。ご出席いただきました皆様方に心からお礼を申し上げ、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

私は、自分でいつも感じておりますが、いろんな会合をする時に、いっぱい人が参ります。その割に選挙で票が出ないのではないかと、（笑声）こんなようなことを言う方もいらっしゃいますが、私の運動不足であのような結果でございますが、また、これからもお世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

皆さん方にとって私の右側にいらっしゃるのが、あの有名な中村法道知事、本物でございます。それから、その横が上田副知事、農林部長とか総務部長をおやりになりました。その次が平田副知事、国土交通省からお見えでございまして、将来の大物でございます。また、こちらは教育委員会教育長、下を向いていますが、あの方が教育委員会教育長、交通局長、バスの社長さん、そういうような方がいっぱいここに並んで、この皆様方の指導のもとに県庁が動いているわけであります。これからお世話になりますが、よろしくお願いしたいと思います。

1、ローマ教皇のご来県について。

先月の11月24日、実に38年ぶりにローマ教皇がご来県いただいたのであります。

私も爆心地公園で行事に参加しましたが、教皇が花を手向けられる際に、「焼け場に立つ少年」の、あの写真の横に立たれ、雨の中にもかかわらず、かなりの時間をかけてお祈りを捧げられ、その後に核兵器廃絶を世界に向けて訴えられたのであります。

ローマ教皇は、世界に13億人を超えるカトリック信者の頂点に立つ最高指導者であるとともに、世界の180の国・地域との外交関係を持つバチカン国の元首でもあられるわけであります。

ローマ教皇の被爆地長崎から世界に向けて核兵器廃絶のメッセージが発信されたことは、我々長崎県民にとって、これ以上の感動はないのであります。

ローマ教皇を迎えるに当たり、かねてより「ローマ法王来県受入連絡会議」を立ち上げ、さまざまな準備をなさってきた長崎大司教区、県警察本部をはじめとして、長崎県及び市当局、そして、たくさんのボランティアの皆様方のご尽力に心からの感謝と敬意を表するものであります。

知事は、ローマ教皇の38年ぶりのご来県をどのように受け止めておられるのか。また、今後、核兵器廃絶に向けて、どのように取り組んでいくのか、まずお尋ねをしたいと思います。

○副議長（西川克己君）　知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕　小林議員のご質問にお答えいたします。

ローマ教皇が世界に向けて発信されたメッセージを受けて、今後、核兵器廃絶にどのように取り組んでいくのかとのお尋ねでございます。

ローマ教皇フランシスコ台下には、これまでも被爆地長崎に心を寄せていただいており、また「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界文化遺産登録にもお力添えを賜る中で、機会あるごとに、ご来県をお願いしてきたところであります。

今回、ご訪問が実現し、多くの県民の皆様方が歓迎される中、教皇台下が全ての行程を無事に終えられましたこと、大変うれしく思っております。

教皇台下は、原爆落下中心地において、核兵器のない世界が可能であり、必要であるとの確信を持って核兵器廃絶に向けたメッセージを発

信され、平和を願う全ての人々に大きな勇気と励ましを与えていただきました。

県では、これまでも、長崎を最後の被爆地にとの願いを込めて、国内外へ原爆の悲惨さと非人道性を訴えてまいりましたが、教皇台下のメッセージに触れ、改めて、長崎から被爆の実相を強く発信していかなければならないとの思いを持ったところであります。

来年は、被爆から75年の節目の年であり、県としては、核兵器のない平和な世界の実現を目指し、長崎市や関係団体と連携しながら、今回のローマ教皇の平和のメッセージや長崎ご訪問の状況を世界に向けて発信してまいりたいと考えております。

以後のお尋ねにつきましては、自席からお答えをさせていただきます。

○副議長（西川克己君）　小林議員―44番。

○４４番（小林克敏君）　ローマ教皇がお越しをいただきましたことに対する知事の熱意ある答弁をいただき、ありがとうございました。

この原爆の長崎から世界に向けて発信されたメッセージ、かなり効果があり、またマスコミも大きく世界的に報道されたそうであります。

今後とも、核兵器の廃絶を目指し、世界の平和を願いながら、我々長崎県政もぜひとも推進をしていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

2、十八銀行と親和銀行の合併について。

既に、報道されているとおり、地元十八銀行と親和銀行が来年10月1日に合併することが決定し、残り一年を切ったのであります。

両銀行は、合併に向けて、さすが銀行と言われるほどの戦略とスピード感を持って着々と準備を進めているのであります。

言うまでもなく、これまで十八銀行と親和銀行は、率直に言って、ライバルとして激しく競争を繰り返しながら県内経済を支え、牽引してきたのでありますが、今日のような人口減少をはじめ、数多くの課題が山積する中、経営環境の悪化を見通し、苦渋の合併の経営判断をなされたものと考えているのであります。

十八銀行と親和銀行の合併に伴い、県内に上場企業がなくなったなどと悲観的な論評をする人も若干見られますが、この合併によって、本県経済史にしっかりと刻み込まれるような取組が展開されるものと期待したいと思います。

①県の認識について。

改めて知事にお尋ねいたしますが、来年10月の合併まで一年を切った今、長崎県として、この両行の合併をどのように受け止めておられるのか、まずお尋ねをしたいと思います。

○副議長（西川克己君）　知事。

○知事（中村法道君）　両行におかれましては、低金利の長期化等で、地方銀行を取り巻く環境が厳しさを増す中、今後も、住民生活や地域経済をサポートする役割を担い続けるために、経営効率化と経営基盤の強化を図る観点から、合併という大きな経営判断を行われたものと理解をしているところであります。

新銀行には、安定的な経営体制のもとで、県内全域における店舗ネットワークを維持され、県民生活を支えていただくとともに、グループの総合力を活かして、県内各地域の産業活性化に貢献されることを期待しているところであり、今回の合併を前向きに捉えているところであります。

○副議長（西川克己君）　小林議員―44番。

○４４番（小林克敏君）　ありがとうございました。

②新銀行に期待することについて。

産業労働部長に、この件でお尋ねをしたいと思います。

ただいま、知事より、この合併を前向きに捉えているとのご見解をいただいたところでございます。

これから、最も大事なことは、県庁として、新銀行に何を期待するのか、この点であります。

ご存じのことと思いますが、現在、十八銀行が98店舗あります。親和銀行が87店舗あります。計185店舗あります。県民の利便性を考えて、県内隅々に両行の店舗が張りめぐらされているのであります。

令和3年となって、5月から、185店舗のうち先行分も合わせて県内63店舗、県外8店舗の計71店舗を順次統合し、114店舗となることが明らかになっております。

さらに、両行の社員数は、十八銀行が1,287人、親和銀行が1,177人の計2,464人ですが、店舗の統合によって約350名の余剰人員が生じることを両頭取は明らかにしながら、「余剰人員を成長につながる事業に配置して、県経済の発展につなげたい」と、力強く語っているのであります。

合併によって銀行の経営力が高まる中、県は、新銀行にどのような期待をしているのか、改めてお尋ねをしたいと思います。

○副議長（西川克己君）　産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）　新銀行には、さまざまな分野の産業の活性化や、県内企業の成長、発展に向け、将来にわたり、地域に根ざした金融機関として貢献されることを期待しております。

例えば、グループが海外に有する8つの拠点を活かした中小企業の海外展開支援をはじめ、九州各県に有する営業ネットワークを活用したビジネスマッチング、創業、事業承継等へのコンサルティングなど、県内企業のさまざまな課題の解決に向け、伴走型の経営支援をさらに強化していただきたいと考えているところでございます。

○副議長（西川克己君）　小林議員―44番。

○４４番（小林克敏君）　そういうような期待感が、知事からもお話があったし、また、担当部長からもそういうお話をいただいたわけであります。

③合併後のサービス低下への懸念について。

知事、これまでは、両銀行の、よい意味での競争があったと、結果として、県内事業者や県民に対するサービス向上が図られてきたと思います。やっぱり競争があるから、そういう意味でサービス競争もやっぱりやっていただいたわけであります。

そうすると、合併をいたしますと、競争相手がなくなり、いわゆるお客様サービスが低下するのではないか。例えば、一番はやりの言葉であえて言わせていただくと、貸し渋りや貸しはがしなど、県内中小企業などへの融資態度の変化が、まさかあるとは考えられませんが、そういう心配の声も若干聞こえてくることも事実であります。

現在、長崎県庁は、十八銀行に幾ら預金をしているか、調べてみました。424億円を長崎県庁の名義で十八銀行に預金をしております。親和銀行に幾らかというと、411億円であります。十八銀行に424億円、親和銀行に411億円、うまく分けて、2つの銀行に835億円預けておりますが、では、この2つの銀行に幾らぐらいの借り入れをしているかというと、現在、両銀行から5,644億円を借り入れしています。

こういうような状況を見て、大口の顧客とし

て、合併後のサービス水準の維持について、県としてもしっかり関心を持っていくべきと考えますが、知事の見解を求めたいと思います。

○副議長（西川克己君）　知事。

○知事（中村法道君）　今回の合併に際して、両行からは、合併によって生じる資本や資源は、県内に還元するとお聞きしているところであります。

ただ、一方で、ご指摘のような合併による独占への懸念が、公正取引委員会による審査が長期化した理由でありましたことから、両行におかれては、第三者機関の設置等により、不当な金利の引き上げや貸し渋りといった取引先の不安や懸念の払拭をモニタリングできる仕組みを設けているところであります。

合併によって、県内最大の金融機関が誕生することになりますけれども、県といたしましても、事業者や県民へのサービス低下を招かないように、また、本県経済の発展に、より一層貢献していただけるように、しっかりと注視してまいりたいと考えているところであります。

○副議長（西川克己君）　小林議員―44番。

○４４番（小林克敏君）　知事から、この新合併についてのいわゆる考え方、大変ありがたく、しっかり考えていただいていることがよくわかりました。

要するに、こういう新銀行が合併することによって競争力が低下し、サービスがなかなか向上していかないと、貸しはがしとか、貸し渋りとか、そんなようなことはとんでもないことであります。

そういうようなことでございまして、これから、やっぱり合併することによって、この両行の力はどんどん大きく増していくわけであります。

そういうことから考えてまいりますと、今、長崎県が抱えているところの人口減少問題、また、造船に代わるべき成長産業等々にも大変な力を借りて協力をしていただくような、そういうお願いもしていかなければいけないのではないかと、こういうふうに考えておりますので、今後とも、両銀行の合併におけるところの活動について、関心を持ちながら、これから進めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

3、ミライｏｎ図書館について。

①現状と今後の取組について。

県都長崎市に100年以上の歴史を持つ長崎県立図書館が、大村市立図書館と一体型となって、図書館名も「ミライｏｎ図書館」と命名され、10月5日に開館いたし、ちょうど2カ月が経過したのであります。

そこで、まず、教育委員会教育長にお尋ねいたしますが、先月11月末の約2カ月間で来館者はどれくらいになっているのか、お尋ねをいたします。

○副議長（西川克己君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　10月5日の開館から11月末までに、約12万人という多くの県民の皆様にご来館いただいております。

開館日は、年間通じて286日となりますが、開館後、11月末までの48日間で、1日当たりにすると約2,500人の方々にご来館いただいているということになりますので、順調なすべり出しとなっているというふうに考えております。

○副議長（西川克己君）　小林議員―44番。

○４４番（小林克敏君）　今、教育委員会教育長の答弁で、改めて確認いたしますが、この約2カ月間で12万人の来館者があったと、1カ月に約6万人で12万人、県立・市立一体図書館の

「ミライｏｎ図書館」は、年間365日の中で286日が開館であります。その286日の開館という前提に立って、2カ月間で12万人、1日大体2,500人が来館していただいているということ。

後でも質問いたしますが、この「ミライｏｎ図書館」については、今、年間60万人の来館者を実は希望しているところであります。その目標に近づくためには、ざっとした計算でありますけれども、1日大体2,100名来れば、60万人ぐらいに一年間でなるのではないかと、こういうことです。

その2,100名が、今、2,500名ということで、かなり予想を上回って来館者がたくさん来ていただくということは、大変ありがたいことでございますので、今後ともよろしくお願いをしたいと思うのであります。

さて、県立図書館が県都長崎市を離れることに対し、率直に言って相当な反対もあったのであります。しかしながら、県土の均衡ある発展を旗印に、大村市に新築、整備していただいたのであります。

旧県立図書館は、年間の来館者は30万人と言われました。旧大村市立図書館は20万人でありました。「ミライｏｎ図書館」は、年間の来館者の目標を60万人にしています。県都である長崎市を離れ、県央の大村市に整備したことで、どのような効果があり、さらに、どのような効果が見込まれているのか。

また、県と市が一体化することによって、県と市の職員間で意見の違いがあって運営に支障が出てくるのではなかろうかと心配する人もいましたが、その点はどういうことでございますか。その点は何の懸念もないのか、お尋ねをいたします。

○副議長（西川克己君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　交通アクセスにすぐれた大村市の広大な敷地に移転したことで、全国でもトップクラスの収蔵能力と125万冊の資料を有し、県民の幅広いニーズに応えられる機能が充実したこととともに、駐車台数も、旧県立図書館の約9倍の205台を整備し、県内各地から自家用車でも気軽に来館できる環境を整えることができたと考えております。

また、県立・市立一体型図書館として、双方の人的・物的資源を有効活用することにより、効率的な運営が図られることから、来館者サービスや県民への広域的支援のさらなる向上につながるものと見込んでおります。

また、図書館の運営につきましては、県職員18名と、市の職員9名を含む64名で運営に当たっております。職員が一体となって運営に当たられるよう、県・市の職員を、区別なく各グループに配置し、開館以前から合同の研修会や、毎週1回の館内会議等を行うことにより、相互理解を深めております。

さらに、館長は、地方図書館長の経験もある図書館の専門家を国から招聘し、俯瞰的にマネージメントを行うことにより、県・市一体となって一つの図書館として円滑な運営ができており、運営上の支障は現在のところ生じておりません。

○副議長（西川克己君）　小林議員―44番。

○４４番（小林克敏君）　教育委員会教育長の話、県立図書館の今の運営の中身について、また、将来の経営展開をしっかり話をしていただきまして、大変心強く思ったところであります。

今、こういう状況の中で、職員数が全体で64名おると、その中で県から18名、そして市から9名のトータル27名が正職員として頑張っていただいていると。

そういう県立・市立一体図書館に来館された方々のご意見を聞きますと、「非常に対応がすばらしい」と、確かにすばらしい内容の図書館ができているわけであります。これからも60万人を超えるような形の中で、ひとつ大いなる取組を期待したいと思います。

今言うように、これから、来館者を年間60万人達成するためには、しかしながら、簡単なことではないのであります。どういう取組をやっていくかということが大事であります。

それから、もう一つ、離島や遠隔地の方々にとって、「ミライｏｎ図書館」まで、なかなか行くことができない方もたくさんいらっしゃることと思います。このような県民の皆様に対して、どのようなサービスが提供できるのか、お尋ねをしたいと思います。

○副議長（西川克己君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　「ミライｏｎ図書館」では、県民の皆様方のさまざまなニーズにお応えすることができるよう、125万冊の豊富な資料を所蔵しております。また、専門的な調査研究や、ビジネス支援などのためのデータベースを充実するとともに、国立国会図書館や公益財団法人放送番組センターが公開するデジタル資料なども利用できるようになっております。

さらに、毎月1回行っております開館記念講演会とともに、関係機関と連携して、県民や地域の課題解決のためのセミナーや相談会等を開催し、新たな利用者層の掘り起こしも行っているところであります。

これらの取組を通して、より多くの県民に、「ミライｏｎ図書館」の魅力や必要性、有用性を認識してもらい、リピーターとして継続して来館していただけるよう、引き続き、努力していきたいと考えております。

次に、離島や遠隔地の県民の皆様方に対するサービスにつきましては、地元の図書館で「ミライｏｎ図書館」にしかない資料を取り寄せ、地元の図書館で貸し出し、返却できる協力貸し出しを実施しております。

この協力貸し出しについては、利用者の利便性を高めるため、自宅のインターネットから資料の申し込みを可能にする「インターネット協力貸し出し」のシステムを現在構築しているところであり、今後、市町立図書館の協力を得ながら、広域的なサービスの充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　小林議員―44番。

○４４番（小林克敏君）　離島や遠隔地の皆さん方に対する、インターネット等を使いながら自分の家から申し込みができると、そういう利便性を非常に考えていただいて、それをこれからやっていくんだと、そういうことでございますから、相当離島、遠隔地の皆さん方はお助かりになると考えるわけであります。

今、いろいろとこういう取組の中身の内容が、非常に私は充実していると思います。今まで教育委員会教育長の答弁をたくさん聞いてまいりましたが、ほとんど上手に語られますけれども、今までの中で一番よかった。

そういうような形の中で、これを実行していただくということを重ねてお願いし、ぜひ県立図書館、市立一体型図書館が大村に来てすばらしかったと言われるように、何といっても県都を離れているわけでありますから、その点のところをよろしく重ねてお願いしておきたいと思います。

4、ＩｏＴ関連産業の振興について。

私は、つい先日の11月17日、予算決算委員会

の総括質疑に立ち、大手造船が苦戦を強いられている中で、次代が求める新たな基幹産業の創出に向けた航空機やロボット、ＩｏＴ関連など、成長分野の取組について、どのような成果が出てきているかをお尋ねしたところであります。

①最近のＩｏＴ関連産業の立地決定について。

このような中、10月末に、諫早市にあるソニーから、なんと1,000億円の規模を投じて、半導体画像センサーの新工場を建設するという発表がありました。

半導体画像センサーは、次世代通信規格、いわゆる５Ｇ時代の到来を迎え、ＩｏＴ分野での需要拡大が見込まれており、そのような点から考えても、本県にとっては、またとないビッグニュースであり、また、ビッグチャンスでもあります。そして、何よりも大事なことは、若者の社会減少対策にも期待ができるものであります。

造船が下火になってくる中、造船に次ぐ新たな基幹産業を創出するため、知事が先頭に立って取り組んできた航空機やＩｏＴ分野において、早くも具体的な成果が出はじめていることに対し、改めて敬意を表したいと思うのであります。

ソニーの1,000億円規模の投資は、本定例会の冒頭に知事が説明されたとおり、1,000人規模の新たな雇用が期待される大きな内容であり、本県の人口減少に少しでも歯止めをかけることができればと考えますが、ソニーの新たなこの新工場の建設のビッグニュースを知事はどのように受け止めておられるのか、お尋ねをいたします。

○副議長（西川克己君）　知事。

○知事（中村法道君）　ソニーにおかれましては、これまでも地域に多くの雇用の場をご提供いただきますとともに、地域経済を支える重要な役割を担ってきていただいたところであります。

今回、新設される工場では、世界のトップシェアを誇る半導体画像センサーが生産されることとなりますが、若い方々にとっても希望が持てる魅力的な仕事であると思われますことから、当社の人材確保に当たっては、県内の新卒者はもとより、進学や就職などで県外におられる方々、あるいはその保護者の方々に対しても、全世帯広報誌や県内就活情報誌「ＮＲ」などを活用して情報発信をするなど、積極的に支援してまいりたいと考えているところであります。

今後とも、良質な雇用の場を創出することで、若者の県内定着、あるいはＵＩターンを促進し、本県の人口減少に歯止めをかけることができるよう、全力を注いでまいりたいと考えているところであります。

○副議長（西川克己君）　小林議員―44番。

○４４番（小林克敏君）　確かにおっしゃるように、今回のソニーの1,000億円規模の投資、そして1,000人を雇用と、こういうビッグニュースは、最近にない、本当にありがたい話であります。

そういう点から、全面的な支援をしていきたいと、そういう決意を知事がお持ちであるということ、これはぜひともそういう形の中で、人口減少対策、若者定着に大いなる希望が持てることでありますので、よろしくお願いしたいと思います。ただいま答弁がありましたように、ぜひ積極的に進めていただきたいことを重ねてお願いを申し上げておきたいと思います。

さて、ＩｏＴ分野については、昨今、富士フィルムをはじめ、京セラ、デンソーなど、有名な名だたる大手企業のＩｏＴ関連会社が、次々と本県に進出を決定するなど、好調に企業誘致が進んでおります。

こうした動きは、ソニーと同様に、県内の若者に大いに夢と希望を与えるものであり、若者定着に大きな期待が寄せられています。

ＩｏＴ関連企業の本県進出が続いている背景や立地決定の要因をどのように考えているのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○副議長（西川克己君）　産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）　企業においては、震災や豪雨災害を経験し、災害対応意識が高くなっており、また、ＡＩやＩｏＴなどのデジタル技術をあらゆる産業に取り入れ、さまざまな社会課題を解決するソサエティ5.0の実現に向け、取組が急速に進んでいるところでございます。

一方、近年、労働人口の減少等により、人手不足が深刻化する中、特に、ＩＴ系人材については、大企業においても都市部での採用が厳しい状況が続いております。

こうした中、県におきましては、平成27年度に、「長崎金融バックオフィス構想」を打ち出し、クレインハーバー長崎ビルの整備を行う一方、県立大学の情報セキュリティ学科の開設や、来年4月の長崎大学に情報データ科学部の新設により、専門人材が育成されることを踏まえて、金融・保険、ＢＰＯサービス、さらに情報通信関連企業の誘致を強化してまいりました。

直近に立地を決定いただいた企業からは、本県の強みであります「自然災害の少なさ」、「情報系教育機関の充実」、「優秀な人材の確保が期待できる」などが決め手になったというお話を承っているところでございます。

○副議長（西川克己君）　小林議員―44番。

○４４番（小林克敏君）　今、答弁をいただきましたように、こういう大手のＩｏＴ関連企業が次々に長崎に進出をしているのであります。

大体ですね、ソニーというのは、世界のソニーでありますけれども、どれぐらいの売り上げを、年商を上げているかというと、調べてみたら、なんと一年間で8兆6,000億円をソニーグループで上げているわけです。それから、デンソーが5兆3,000億円、富士フィルムが2兆4,000億円、京セラが1兆6,000億円と、本当に考えられないぐらいの大きい数字を年商として売り上げを上げているわけであります。

皆さん、ご存じですか、1兆円がどのくらいのお金かということを、1兆円のお金、（発言する者あり）山田博司君がわからないと言っているから教えます。

1兆円のお金、どのくらいのものかというと、毎日100万円を使って何年間でなくなるかと、なんと2,740年ということです。（発言する者あり）毎日100万円使って、2,740年かけて、やっと1兆円がゼロになると、これぐらいの大きいものです。

だから、ソニーの年商8兆6,000億円、デンソーの5兆3,000億円、富士フィルムの2兆4,000億円、京セラが1兆6,000億円、こういう大型の名だたる有名な企業が、この長崎県に来ているということ、これは大変なことであります。

知事、私は日本経済新聞を見てまして、「ＩＴの開発拠点を長崎進出の波」と、この新聞記事、日本経済新聞が、これだけの大きい記事をですね。「ＩＴ開発拠点、長崎進出の波」、すごいじゃありませんか。「ソニー、５Ｇにらみ攻勢、画像センター1,000億円で工場」、「ＩＴ人材、長崎に集める」、小森社長がこんなことを言ってくれております。「京セラＩＣＴ拠点開所」、これは京セラに関する記事です。そして、「知事、1,000人雇用期待、ソニーの長崎新工場に」と、知事とは中村知事のことです。これ

も日本経済新聞です。それから、「1,000人程度、新たな展開。ソニー、諫早工場建設。知事、採用へ支援へ」と、これは長崎新聞。

こういうような形で、大手の新聞、地元の新聞が、ありがたいことに大きく報道していただいているわけであります。

私は、日本トップ企業のＩｏＴ関連会社が長崎の地を選んだ、その取組を、今、部長が説明をしました。その説明を聞いて、我々議会ももっと関心を持ち、若者定着の最も大事な、良質な企業で働きたいとの希望をかなえられるように努力をしていかなければならないと考えます。

ソニーには、長崎大学工学部の学生が、富士フィルムや京セラ、デンソーなどへは県立大学の情報セキュリティ学科の学生や、来年4月に新設される長崎大学情報データ科学部の学生たちが、生き生きとして、そこで働いている姿を想像するだけでもすばらしいではありませんか。

県外に出た人たちがＵターンするきっかけになることも大いに期待しながら、今後とも、産業労働部企業振興課を中心として、しっかりと取り組んでいただくことをお願いして、これからを期待していきたいと思います。

5、人口減少対策について。

特に、県下21市町の取組について、お尋ねをいたしたいと思います。

我々の長崎県政にさまざまな問題が山積する中、最大の重要課題は、何といっても人口減少対策であります。

県として、人口減少対策にどれだけの予算を投入しているのか、調べてみました。

平成31年度、今年度の当初予算を見てみますと、雇用促進、若者定着に96億6,200万円、移住対策に7,000万円、結婚・妊娠・出産・子育て支援に54億7,000万円、そして集落維持に4,350万円など、計230億円が計上されているのであります。

また、人口減少対策が本格的に始まった平成28年度から平成31年度の4年間で、人口減少対策費はどれぐらいになっているかと調べてみると、何と888億円が投入されてきたのであります。

これだけの県民皆様の税金や国の支援を受けながら、社会減、自然減の対策を懸命に行いながらも、残念ながら、人口減少に歯止めがかかる気配すら見えてこないのが現状であります。

平成30年度、最近の直近の社会減少及び自然減少はどのくらいの数字になっているのか、これも調べてみました。

昨年、平成30年度の社会減少数は、なんと6,056人であります。15歳から24歳の最も活力があり、長崎県の故郷に残って将来を支えてもらいたい若者が、進学や就職のために県外に転出し、社会減の8割ぐらいが15歳から24歳ぐらいの若者となっているのであります。

一方、自然減は7,531人、つまり死亡数1万7,713人から出生数1万180人を差し引いた数字が7,531人であります。社会減が6,056人、自然減が7,531人、合わせて1万3,587人が昨年の人口減少数となっているのであります。

毎年、1万人を超える長崎県の人口が減り続けている。この厳しい大変な現実を、全ての県民皆様と共有することが、とても重要と考えます。全ての県民の皆様が、人口減少を自分のことと受けとめてくださるよう、もっと働きかけていく必要があることを強く訴えたいと思います。

さらに、この人口減少に歯止めをかけるためには、企業や教育機関等と一体となって対策を

進めることが重要であり、特に私が強く訴えたいことは、県下21市町の取組であります。

これは、市町においても、毎年、我がまちの人口が軒並みに大幅に減少しているわけでありますから、県と同じ程度、あるいはそれ以上の危機感を持って人口減少対策を前面に打ち出し、取り組んでもらいたいと考えます。

そこで、企画振興部長にお尋ねいたします。

①市町の人口減少対策について。

私が県下21の市町の人口減少の実態を調べてみて、長崎市及び県都に近い長与町、時津町の社会減が、住民基本台帳に基づいて、全国ワーストの上位になっているようですが、いかがですか。どのようになっているのか、明快にお答えをいただきたいと思います。

○副議長（西川克己君）　企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君）　総務省公表の「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」によりますと、平成30年の長崎市の社会減少数は2,663人で、全市区のうち、多い方から1番目、全国の市や区の中で最も多いという厳しい状況になっております。

また、長与町の社会減については440人で、全国の町村の中で最も多く、時津町の社会減は261人で、多い方から6番目という厳しい状況になっております。

○副議長（西川克己君）　小林議員―44番。

○４４番（小林克敏君）　ただいまの答弁で、長崎市が実は上位になっていると、ただいまの答弁のとおり、私の調査でも、住民基本台帳に基づく人口動態で、社会減少数が最も多い自治体は、全国793の市と区の中で、なんと長崎県の県都長崎市がワースト1位となっているのであります。

また、町村では、全国に926の町村がありま す。この926の町村の中において、本県の長与町がワースト1位、そして時津町がワースト6位となっているのに驚きます。特に、長崎市の社会減少数は2,663名、ワースト2位の大阪府寝屋川市が1,421人ですから、長崎市の2,663人は、かなり突出した数字であります。

他県においては、県庁所在地の県都のまちが人口のダム機能を一定果たしているんですが、残念ながら、長崎市ではダム機能を果たしていないのが現実であります。

また、町村の社会減少数の全国ワースト1位が本県の長与町、ついこの間までは人口が増えていた町でありますが、今や、本県の長与町は全国のワースト1位になってしまった。そして、ワースト6位が時津町となっているのであり、人口減少対策について、各市町の取組や実績については、率直に言ってばらつきがあり、危機感に温度差がかなりあると思えてならないのであります。

やはり県下の市町も、自らのこととして、県と一体となって人口減少対策にもっともっと取り組んでいただきたいと強く要望したいのですが、これに対して知事の見解を求めたいと思います。

○副議長（西川克己君）　知事。

○知事（中村法道君）　この人口減少問題につきましては、もとより県の施策だけで解決できるものではなくて、県と市町と危機意識を共有しながら一体となって取り組まなければ、具体的な成果に結びつかないものと考えているところであります。

しかしながら、地域によって人口減少に対する取組や実績などに差があることは、今、議員がご指摘のとおりであります。例えば、離島地域においては、有人国境離島法に基づく交付金

の積極的な活用などもありまして、社会減に改善傾向が見られているわけでありますけれども、今、お触れいただきましたように、長崎市等においては、転出超過数が拡大傾向にあるなど、全体として人口減少にいまだ歯止めがかからないという状況であります。

こうしたことから、これまでもスクラムミーティングなどの機会を捉えて、県としての考え方を説明し、市町に対して人口減少対策への取組を働きかけてきたところであります。

今後とも、こうした取組に加えて、県、市町が共に策定を進めております次期総合戦略の実施に向けて、県、市町の役割分担を明確に示しながら、移住施策、少子化対策、ふるさと教育の充実、地元企業への就職促進など、重点的に取り組んでいただきたい施策等の推進を、さらに市町に積極的に取り組んでいただくとともに、人口減少対策支援チーム等によって、これまで以上に積極的な支援に努めてまいりたいと考えているところであります。

○副議長（西川克己君）　小林議員―44番。

○４４番（小林克敏君）　確かに、人口減少対策に対して、県はこの4年間で888億円、これだけの財政をもって対策を講じてきたわけであります。また、今年度も、なんと230億円ぐらいの予算を人口減少対策に充てているわけであります。

そういうようなところから、知事も市町の代表の皆様方とスクラムミーティングをやりながら、やっぱりきちんとお願いをされているわけであります。

県は、一生懸命やっている、同じレベルで市町もやっていただきたい。こういう状況の中でありますけれども、私が触れましたように、率直に言ってばらつきがあるのではないか、危機感に対して温度差があるのではないか。人口減少対策は県がやるものだと、市町でそういうような考え方の人がもしおるとすれば、それは大変な間違いだと思います。

やっぱり市にしても、町にしても、目の前に住民の大事な暮らしがあるわけであります。そこがやっぱりこうやって減少しているということについては、関心を持たないのがおかしいわけであります。

私は、県もこれからしっかり取り組むと同時に、市町の人口減少対策の支援チームを濱田統括監が立ち上げて、約30名の方たちが市町を訪れて人口減少対策について強くお願いをしているではありませんか。

せっかくこれだけのことをいろいろやりながらでも、なんでそうやって効果が出ないのかと、この辺のところについてはしっかり、例えば、県も自然減、社会減は公表されておりますが、各市町でも社会減と自然減がどういう動きになっていると、こういうのは毎回明らかにすべきではないかと思うんです。

我々も、県議会の立場の委員会において、例えば、どこの市が、どこの町が、どれくらいの人口の状況になっているか、この動態の推移を明らかにすることは、決して内政干渉とか、そういう意味じゃなくして、県も、市も、町も、みんなで取り上げていくんだという、そういう気持ちの中でこれからもやっていきたいと、こういうふうに思っているわけです。

長崎の方々には申し訳ないが、今、長崎市の社会減少数は2,663名、これはいわゆる転出をした人、転入をした人、転出と転入を引いて2,663名でありますから、入ってくる人も結構おるけれども、出て行く人の数は、もっとすごいと、こういうことがいわゆる全国で第1位と

いう形になっているわけですから、もう少しダム機能を発揮していただくような、そういう取組をぜひともお願い申し上げると同時に、市町については、同じレベルで今後とも取り組むことをぜひともお願いをしたいと、こういうように思っているわけでありますから、よろしくお願いしたいと思います。

次に、人口減少の社会減少対策として、県が最も力を入れて取り組んでいるのが若者定着の対策です。

今年、平成31年3月の高校の卒業生は、全体で1万2,289人です。平成31年3月に卒業された高校生が1万2,289人です。そのうち県内の大学や専門学校に進学する人、また、県内で就職する人の数を合わせた人数は5,927人、全体の49％となっています。県内に残る方、県内の大学や専門学校に進学する人、また、県内で就職する人を合わせて約6,000名ということであります。

一方、県外に就職を求め、進学する人の数は6,141人の51％、県外に就職を求め、進学する人の数を合わせて6,141人の51％となっています。県内高校から進学先、大学や短大の上位3位はどこの県か、進学人数はどのくらいになっているのか。また、同様に就職先の上位3位はどこか。こういうようなことをお尋ねをしたいと思います。

○副議長（西川克己君）　産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（貞方　学君）　平成31年3月に県内高校を卒業し、県外に進学した生徒の転出先は、福岡県が最も多く1,266人、次いで東京都が385人、熊本県が283人となっております。

また、就職先としては、福岡県が411人、次いで愛知県が218人、東京都が213人となっております。

○副議長（西川克己君）　小林議員―44番。

○４４番（小林克敏君）　今、答弁を聞いて誰もが気づいたと思いますが、長崎県の生徒の方々は、卒業して、進学するにせよ、就職するにせよ、どこに行っているかというと、実は、福岡県が一番多いということが今も明らかになったところであります。福岡県への進学先は1,266名、東京都が385名です。熊本が283名、ここに進学組が行っているわけであります。

では、県外の就職先はどこに行くかというと、福岡県が411名、愛知県が218名、東京都が213名、この実績から見て、福岡県への転出がいかに多いかということは、福岡と長崎の距離はあんまり遠くもないし、近いわけでありますから、これからいろいろと福岡県の学生の方も、あるいは就職している方も、県の関係のそういう方からしっかりお願いをし、卒業したら長崎県で就職してもらいたい、あるいはＵＩターンの先鋒を切っていただきたい。

こういうようなことの中で、やっぱりその対策をもって、出て行った人を長崎県に戻すような、そういう対策をやるべきと思いますが、この点はいかがですか。

○副議長（西川克己君）　産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（貞方　学君）　県外進学者に対するＵターン就職促進につきましては、本年度から新たにＳＮＳを活用し、県内トピックスや、ふるさとで働く魅力等を発信するとともに、首都圏や福岡地区担当のキャリアコーディネーターを配置し、県外大学との協力関係を構築しながら就職相談会等を実施しているところであります。

特に、本県からの進学者が最も多い福岡地区については、去る10月に福岡市内に県職員1名

が常駐する「ながさきＵＩターン就職支援センター」を設置し、県内企業と学生との交流会や県内企業見学バスツアーなど、学生に対する働きかけの充実、強化を図っております。

今後は、これまでの取組に加え、福岡における本県出身学生による県人サークルの立ち上げや、看護、介護等の専門学校への働きかけ、一旦、福岡で就職したものの、早期に離職された方の対応、移住相談など、一人でも多くの若者に戻ってきていただけるよう対策を強化してまいります。

○副議長（西川克己君）　小林議員―44番。

○４４番（小林克敏君）　率直に言って、今の答弁を聞いて、過去になかった取組が行われ、福岡に事務所を設けている。その関係の職員とコーディネーターを専門として一人入れて、そうやってわかりやすく長崎県に戻っていただくこと、長崎県で就職していただくこと、こういう働きかけをやりながら、これから実績を上げていきたいと、こういう取組が始まっております。

大変ありがたい取組だと思います。ぜひこれを、実績をもって我々に勇気を与えていただくような、そんな状況を考えておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

6、特定複合観光施設（ＩＲ）について。

①ＩＲを誘致する真の目的について。

まず、お尋ねしたいことは、ＩＲ導入の意義であります。

率直に言って、ＩＲと聞けばカジノ、カジノイコールギャンブルという印象を持たれている人が多いと思います。

我が国におけるＩＲ導入の意義は、「国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現」となっていますが、長崎県が九州地方知事会の全面的な支援を受けながら、佐世保市とともにＩＲ誘致に取り組む真の目的は一体何なのか、広く県民の皆様方に十分伝わっていないのではないかと思いますので、改めてＩＲに取り組む真の目的は何なのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○副議長（西川克己君）　企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君）　人口減少に歯止めがかからない中、本県において、地域振興や地方創生を実現するためには、交流人口の拡大を図り、地域経済を活性化することも重要と考えております。

ＩＲは、世界中から観光客を集め、交流人口を大きく拡大するとともに、地域経済に大きな波及効果をもたらすものであり、本県としては、新たな雇用や質の高い雇用を生み出すことで、若者の地元定着の機会を拡大するとともに、進学や就職で県外へ転出した若者が地元長崎へ戻ってくる受け皿をつくることが必要でありますことから、このＩＲ誘致に力を注いでいるところでございます。

○副議長（西川克己君）　小林議員―44番。

○４４番（小林克敏君）　そういうＩＲの真の目的が健全で、いわゆる長崎県の歴史が物語るような、そういう滞在型のリゾート、そういう観光に力を入れているんだと、こういうことを正しく流してもらいたいと思っております。

ＩＲといえば、今言ったようにカジノ、カジノイコールギャンブル、そんなものをなぜ長崎県に誘致するのかと、そういう正しい、本当の長崎県の浮揚につながる。こういうＩＲの真の目的がしっかり伝わってないということは、これからでありましょうけれども、もっともっとアピールしていかなければいけないと、こういうことで、率直に言ってＩＲとは何ぞやと。ただ、カジノイコールギャンブル、これだけしか

通らないということは、やはりいかがなものかと。この長崎県が絶対に避けて通ることのできないＩＲ、この誘致実現のために、もう本当に県民挙げて取り組むような、そういう一つの方向性をしっかりお願いしたいと思うのであります。

②交通インフラの整備について。

私は、長崎県への誘致を実現するためには、陸・海・空の交通アクセス、これが何といっても大事だと思います。陸についても、海についても、空についても、それぞれの交通アクセスの改善がＩＲの誘致の生命線であるということを県の関係者は強く受け止めてもらいたいと思います。

もう時間がなくなりましたが、私が最後に申し上げたいことは、空港は今のままでいいのかということです。ＩＲを迎えるだけじゃなくして、この大村の長崎空港が一ローカル空港みたいな形の中で、今、ねまってしまっていることはいかがなものかと。確かに、国内線は乗降客が320万人ぐらいになってまいりましたが、しかし、国際線は、まだまだ九州では最下位ではありませんか。なんでこれだけの長崎空港が、3,000メートルの、これだけの一番大きな滑走路を持ちながら、今の状況の中に慣れ親しんでしまっているということは、いかがなものか。

平田副知事に答弁をしてもらいたいと思ったんですが、そういうことで今後ともよろしくお願い申し上げ、終わりたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（西川克己君）　これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時45分から再開いたします。

― 午後　２時３０分　休憩 ―

― 午後　２時４５分　再開 ―

○副議長（西川克己君）　会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

宮島議員―6番。

○６番（宮島大典君）（拍手）〔登壇〕　皆様、こんにちは。

佐世保市・北松浦郡選挙区選出、改革21、宮島大典でございます。

本日最後の質問となりますが、よろしくお願い申し上げます。

このたび、質問の機会を与えていただき、心から感謝を申し上げます。

また、本日は、時間を割いていただきまして、わざわざ傍聴にお越しくださいました皆様方に心から感謝を申し上げます。

私が、前回、県議会で一般質問を行いましたのが、平成6年の3月定例会のことであります。したがって、25年と9カ月ぶりに（発言する者あり）登壇をさせていただくこととなりました。周りを見渡しますと、議場は新しく立派に生まれ変わりました。

また、理事者の皆様方におかれましても、ご紹介は割愛をさせていただきますけれども、すっかりお顔ぶれも変わられまして、まさに隔世の感極まれりという感じがいたします。

しかしながら、この春の選挙で、有権者の皆様方からいただきましたご負託にしっかりと応えられるように、また、これまでの紆余曲折ありました長い政治生活というものを糧といたしまして、県勢の発展のために微力を尽くしてまいりたいと思っております。

議員の皆様方、また、理事者各位におかれましても、何とぞご指導を賜りますよう、改めましてお願いを申し上げます。

さて、これから質問に移らせていただきます。

1、新幹線建設等鉄道整備について。

（1）フル規格建設について。

九州新幹線長崎ルートにつきましては、平成30年にフリーゲージトレインが導入を断念されてから、新たな局面を迎えております。

これまで、国の与党のＰＴにおきましても、フル規格の建設というものの方向性が示されましたし、また、それに先立ち、県においてもフル規格建設というものを目指してこられております。

また、最近では、来年度の予算に関わる動きや、あるいは佐賀県知事と国土交通大臣、また、鉄道局長との会談の話もあり、また、そのことについて、昨日も質疑があったところであります。

ここで、まずお尋ねをいたします。

現状のこの新幹線問題に対しての認識と、そして、全線フル規格建設実現に向けての知事の決意を改めてお伺いいたしたいと思います。

以降の質問につきましては、このまま傍聴席を向きながら質問をしたいわけでありますけれども、通告に従いまして、対面演壇席より質問をさせていただきたいと思います。

なお、本日は、質問に直接関わりのある地域の皆様方も多く傍聴に見えておりますので、理事者の皆様方には明快なご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○副議長（西川克己君）　知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕　宮島議員のご質問にお答えいたします。

フル規格建設に向けた決意についてのお尋ねでございます。

国土の西端に位置し、人口減少が進む西九州地域において、高速交通体系を整備し、都市間移動の利便性を向上させ、交流人口を拡大することは、地域の活性化を図るうえで極めて重要であると考えております。

この西九州ルートの全線がフル規格で整備されますと、全国の高速交通ネットワークに接続され、関西・中国圏までの直通運行が可能となることで、大都市圏の活力を呼び込み、九州の一体的な浮揚、地方創生の実現も可能になってくるものと考えております。

さらに、フル規格は、災害に強く、専用の高架を走行するため、輸送障害も少なく、安定した運行が可能な交通手段でもあります。

そのため、100年後の西九州地域、ひいては九州の将来を見据える時、武雄温泉～長崎間のインフラを最大限活用でき、整備効果が高く、県民の悲願でもあります全線フル規格による整備が必要不可欠であると考えておりますので、今後とも、その実現に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えているところであります。

この後のお尋ねにつきましては、自席からお答えをさせていただきます。

○副議長（西川克己君）　宮島議員―6番。

○６番（宮島大典君）　ただいまは、中村知事の方から、並々ならぬ、この全線フル規格建設に向けての決意をお聞かせいただいたと思います。

実は、私が最初に県政一般質問をいたしましたのが、平成3年の9月定例会でありました。その時ちょうど新幹線問題を私は取り上げました。と申しますのも、当時、井本佐賀県知事の方から、短絡ルート案というものが突如発表されまして、新幹線問題が実は大きく揺れた時期であったわけであります。

以来28年が経ったわけでありますが、多くの関係者の皆様方のご努力によりまして、今、目に見える形で新幹線の建設が進んでおり、高架橋ができ、また、トンネルがほがされ、また、

長崎駅の様相もうかがうことができるようになったわけであります。

これまでの関係者各位の皆様方のご努力に対しまして、改めて敬意を表したいと思います。

しかしながら、一方で、28年経った今でも、この新幹線が開通に至っていないと、このことを見る時に、やっぱり政治の難しさというものを感じると同時に、政治のスピード感の欠如、これを痛感せざるを得ないところであります。

この新幹線問題につきましては、私も浪人生活が長かったものですから、随分忘れているところが多いので、ここで少し過去を振り返りながら、この問題を検証させてもらいたいと思います。

九州新幹線長崎ルートのはじまりは、昭和46年、「長崎県鉄道整備促進期成会」の設立に端を発しております。そして、昭和48年に整備計画路線として計画がなされております。

しかしながら、その計画路線が、大きな進展が図られたのは、ご高承のとおりに、あの原子力船「むつ」の佐世保入港にあるわけであります。

昭和49年に放射能漏れ事故を起こして、母港に帰港することを拒否され、また、洋上に漂流を余儀なくされた、あの原子力船「むつ」の受け入れを表明したのが佐世保市、そして、当時の辻　一三市長であります。

また、当時の久保勘一知事は、封印された原子炉の鍵を預かるという県の条件提示というものを佐世保になされて、そして、正式に昭和53年に「むつ」が佐世保に受け入れがなされたところであります。

そして、その時の第一条件というのが、新幹線の早期着工であったということでありまして、この長崎新幹線というのは、まさに政治路線であるわけであります。

その後、その経由を尊重しまして、佐世保早岐経由のアセスルートというものが公表されまして、その後、民営化されたＪＲより、収支改善効果がこのルートではとれないという意見があって、先の井本佐賀県知事のあの発言表明につながったということでありました。

当時のことを私もよく覚えておりますけれども、県北・佐世保地域の反発というものはすさまじく、市議会、市民の皆様方が県庁の前に大挙して押しかけて座り込みをし、抗議をなされたところでありました。

私も最初の県政一般質問の中で、当時の高田知事に対しまして、「これまでの新幹線の経緯を考えるのであれば、終点は佐世保にすべきである」と、このようなことを実は高田知事に注文をいたしました。

当時、県南の先輩議員たちからは、罵声のようなやじを随分浴びたという記憶があるわけであります。しかし、それぐらい県北・佐世保の思いというものは強かったということであります。

その後、スーパー特急からフリーゲージトレインの導入へと推移をいたしまして、いろいろと紆余曲折がありましたが、今日の建設が進んでいる、このような状態にあるわけであります。

さて、これまで、歴代知事はじめ、多くの皆様方がこの問題に携われてこられたわけでありますが、中村知事におかれましては、終始、庁内におられて、この問題というものの経緯を見てこられて、また、これまで、重要な役割でいろいろな問題に当たってこられたと拝察をいたします。

これまでの歴史を考えると、大変なご苦労があったというふうに思いますけれども、この問

題につきまして、この歴史についての感想なりがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○副議長（西川克己君）　知事。

○知事（中村法道君）　この九州新幹線西九州ルートにつきましては、今、議員もお触れになられましたけれども、昭和48年に整備計画路線として決定され、歴代の知事はじめ、関係者の皆様方の大変なご尽力により、およそ半世紀の年月を経て、ようやく令和4年度の開業を迎えようとしているところでありますが、これまでさまざまな課題に直面してきたところであります。

昭和62年には、国鉄の分割民営化により発足いたしましたＪＲ九州が、「佐世保寄りルートは収支改善効果があらわれない」と表明したため、先行きが不透明な状況となりました。

こうした事態を受け、生き残りをかけて、佐賀、福岡、長崎の3県で協議、調整を重ね、短絡ルートを地元案として決定することができましたのも、県北地域の方々のご理解と苦渋の決断によるものであったと考えております。

さらにまた、長年続いた並行在来線の問題については、佐賀県やＪＲ九州との調整の結果、平成19年に、上下分離方式で運行することで基本合意に至り、平成20年に念願の認可、着工に至った次第であります。

また、平成24年には、フリーゲージトレインの山陽新幹線への直通運行を前提として改めて認可をいただき、県民の期待も高まっていたわけでありますが、それにもかかわらず、平成30年には、国の技術開発の遅れなどから、この導入が断念されるに至り、紆余曲折の経過をたどって今日に至っているところであります。

この間、県議会をはじめ、関係者の方々と協議を重ねながら、さまざまな課題の解決を図り、暫定的な姿ではありますが、令和4年度の開業を迎えることができることを喜ばしく思っているところであります。

しかしながら、新鳥栖～武雄温泉間の整備については、いまだに多くの課題が残されているところであります。

私も、常にこの西九州ルートの整備を、県政の最重要課題の一つとして力を注いでまいりましたけれども、今後とも、開業効果の最大化、さらには、全線フル規格化の実現に向けて、しっかりと取り組んでいかなければならないと考えているところであります。

○副議長（西川克己君）　宮島議員―6番。

○６番（宮島大典君）　ただいまは、知事の長年のご苦労に対しましても一部お触れをいただきましたけれども、重ねて敬意を表したいというふうに思います。

また、先ほど知事もお触れになられましたけれども、平成30年に、「フリーゲージトレインでは収支改善効果が得られない」、「山陽新幹線への乗り入れが困難」と、こういう理由で、実は西九州ルートでの受け入れというものが断念されたということも実は大きな転換点となっております。

このフリーゲージトレインにつきましても、佐世保では、商工会議所にその実現に向けての垂れ幕というものが掲げられたり、また、駅前にも大きな立て看板が立てられるということで、大変期待も大きかったわけでありまして、そういう意味では、重ねて残念な思いがしているところでもあります。

しかしながら、一方で、このためのさまざまなレビューを行うということが必要になって、現在、逐次見直しが行われているところであります。

（2）H4“九州新幹線（長崎ルート）等の整備に関する基本的な考え方”に基づく、ＪＲ佐世保線の輸送改善にかかる合意について。

その一つであります佐世保線の輸送改善につきましては、平成4年の11月につくられた「九州新幹線長崎ルート等の整備に関する基本的考え方」、これに沿って、ＪＲ、佐世保市と協議がされてきたものと、このように承知をいたしております。

そして、この3月には、佐世保線の輸送改善についての合意がなされたわけでありますけれども、改めてその合意内容と現状について、お伺いをしたいと思います。

○副議長（西川克己君）　企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君）　九州新幹線西九州ルートにつきましては、平成4年11月に短絡ルートへの変更が行われた際に、県として基本的な考え方をお示ししたところでありまして、この考え方における佐世保線の輸送改善について、佐世保市やＪＲ九州と協議を重ね、また、高速化のための調査結果等を踏まえて、本年3月に、ＪＲ佐世保線の高速化対策の具体的な内容について合意に至っております。

この合意におきましては、「県は、佐世保～有田間の高速化に必要な線路などの整備を進めること、ＪＲ九州は、佐世保～博多間に振り子型車両を導入すること、これらの実施時期は、西九州ルート長崎～武雄温泉間の開業時期を原則とすること」との内容でありまして、この合意と、新幹線事業による高橋～肥前山口間の整備と併せて、佐世保～博多間の所要時間を約8分短縮することとしております。

また、この高速化工事に要する経費については、平成4年の基本的考え方を実現するとの立場から、県が全額を負担することとしており、8月にはＪＲ九州との間で、工事に係る基本協定や実施協定を締結し、既に着手をしているところであります。

○副議長（西川克己君）　宮島議員―6番。

○６番（宮島大典君）　ただいま、部長の方からご説明をいただきました。総額につきましては、約14億円の対策費でありますけれども、この対策につきましては率直に評価を申し上げたいと思います。

また、この合意によりまして、基本的考え方の中にあります佐世保線において、列車の最高速度を時速130キロにするための整備改良を行うということにつきましては、一定のクリアができたと、このように考えるところであります。

しかしながら、「将来、長崎市～福岡市間にフル規格の新幹線が運行されるようになった時には、佐世保市にもフル規格新幹線鉄道網への直通運行が可能となるよう、その実現に努める」という条項につきましては、今後の課題となっております。

先ほど来のお話のとおりに、県北の苦渋の決断、あるいはフリーゲージトレインの断念等のいきさつを考えれば、この部分につきましては、必ずや、検討、努力、いや、私は実現をしてもらわなければならないと、このように考えますが、県の所感をお聞きしたいと思います。

○副議長（西川克己君）　企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君）　平成4年に県が示しました基本的考え方の中で、佐世保線等の輸送改善に係る3つの項目を掲げておりまして、この3つの項目のうち、本年3月に関係三者において合意した中で、「スーパー特急やフリーゲージトレインの佐世保市への直通」の項目については、フリーゲージトレインの導入断念により解消すること、「設備改良による高速化」

の項目については、今回の合意により完結することを確認をいたしております。

議員ご指摘の「将来、長崎市から福岡市間にフル規格の新幹線が運行されるようになった時は、佐世保市にもフル規格新幹線鉄道網への直通運行が可能となるよう、その実現に努める」との項目につきましては、従前と変更ないということについても、併せて確認を行っているところでございます。

県としては、将来を見据え、西九州ルートの全線をフル規格で整備をすることが必要不可欠であると考えており、現時点においては、その実現に向けて全力で取り組みますとともに、ＪＲ佐世保線の高速化対策についても、着実に進めてまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（西川克己君）　宮島議員―6番。

○６番（宮島大典君）　よろしくお願いいたします。

先ほど、知事もおっしゃいましたとおりに、これからの新幹線問題の課題を解決していくためには、知事を先頭に、県民一丸となって、この問題に取り組んでいかなければならないと。

そういう意味では、佐賀県への対応という難しい問題というものがありますが、県民一丸となるためには、この県北対策というものをやはりしっかりととっていただかなければならない。

佐世保は、ご承知のとおりに、佐賀との人脈的な関係も非常に深い地域でありますので、この対応をよろしくお願い申し上げておきたいと思います。

（3）肥前山口～武雄温泉間の部分複線化について。

ここで一点、先ほど部長もお話になられました、新幹線事業における肥前山口～武雄温泉間の複線化、これは大町～高橋間に限定されるということになったわけでありますけれども、このことの経緯と、佐世保に対する影響はないのか、このことについて、お尋ねをしたいと思います。

○副議長（西川克己君）　企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君）　西九州ルートの工事実施計画に基づきます在来線の改良につきましては、高橋～肥前山口間の11.7キロメートルで高速化工事が実施され、このうち、高橋～大町間の6.9キロメートルでは、複線化工事も併せて行われているところであります。

平成24年に認可された、当初の工事実施計画では、フリーゲージトレインが新大阪まで直通運行することが前提とされており、在来線区間での遅れが新幹線ネットワークに支障を及ぼさないよう、ダイヤの回復や安定性を図るため、武雄温泉～高橋間のアプローチ線を含めて、武雄温泉～肥前山口間の全線の複線化が計画されていたものであります。

しかしながら、フリーゲージトレインの西九州ルートへの導入が断念されましたことを受け、本年4月に工事実施計画が変更され、武雄温泉～博多間を運行する特急列車のダイヤの安定性を一定確保することが可能な高橋～大町間の複線化とされたものであります。

整備内容ごとの具体的な運行ダイヤなどが公表されておりませんことから、複線化部分が限定されたことの影響は不明ではありますが、現在と比較しますと、高速化工事などにより所要時間が短縮し、利便性が向上するものということで考えております。

○副議長（西川克己君）　宮島議員―6番。

○６番（宮島大典君）　基本的考え方の中には、並行在来線問題についても記載があるわけであ

ります。

（4）在来線問題について。

県が求めている全線フル規格が実現をする場合には、新鳥栖～武雄温泉間が並行在来線となり、ＪＲから経営分離されるおそれがあると、このように県北地域では心配をしております。

その場合、佐世保線の利便性が低下するという懸念が出てくるかと思うわけでありますが、このことについて、県はどのように考えているのか、お聞かせください。

○副議長（西川克己君）　企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君）　新鳥栖～武雄温泉間がフル規格により整備されることになりますと、並行在来線としての取り扱いが検討される可能性がありますが、この区間は、佐世保線と直結している重要な路線であると認識をいたしております。

一日当たりの平均通過人員につきましては、鳥栖～佐賀間が約3万1,000人、佐賀～肥前山口間が約2万1,000人と多くの方が利用されており、住民生活を支える路線として、また、佐世保から博多間など都市間ネットワークを形成する路線として、重要な役割を担っております。

県としましては、これまでＪＲ九州による経営を維持していただくよう、与党ＰＴ西九州ルート検討委員会でのヒアリングや、政府施策要望などにおいて重ねて要請をいたしますとともに、ＪＲ九州に対しても、機会を捉えて、直接、本県の思いを伝えているところであります。

また、ＪＲ九州は、去る11月24日の佐賀県議会議員への説明において、フル規格で整備する場合の並行在来線の取り扱いについて、四者協議の中で真摯に協議するとし、経営分離を前提とせずに、協議に応じる姿勢を示されたとのことでございます。

こうしたことから、県としましては、引き続き、フル規格化の実現と併せ、ＪＲ九州による在来線の維持につきましても関係機関へ働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　宮島議員―6番。

○６番（宮島大典君）　最近の一部報道では、この区間につきまして、ＪＲは、「経営分離を前提としない」というような報道もありました。こういう報道が現実であれば、一歩前進ということになろうかと思いますし、県北にとっても、また、この区間を有する佐賀にとっても、非常にいいことだというふうに思います。

したがって、先ほど部長もおっしゃいましたとおりに、今後も、ぜひ県として、しっかりとした働きかけをお願いしたいというふうに思います。

なお、この後、長崎本線のいわゆる維持管理費用の問題について質問をする予定でありましたけれども、昨日質問がありましたので、省略をさせていただきたいと思います。

2、安全保障政策について。

（1）基地との共存共生について。

今年、佐世保市は、鎮守府開庁130年の節目の年を迎えております。約130年前、長崎や伊万里などもその候補地として挙がったようでありますが、天然の良港であるということやら、あるいは地域の実情を加味して佐世保に決定をされたということであります。

それから、西の端のあの一つの寒村というものが、明治22年の鎮守府開庁によりまして、そのわずか13年後には、村から一気に市というふうに昇格をし、発展を遂げてきたところであります。

その後、先の大戦などもあり、長い歴史を経ましたが、今なお、我が国の防衛の重要な拠点

として位置づけられております。

また、長崎県全体を見ましても、佐世保以外にも、大村市、五島市、対馬市と、陸・海自衛隊の部隊が置かれ、県民として約１万1,000人から2,000人ほどの自衛官が住まわれ、また、そのご家族も合わせて居住をされているところであります。

さらには、先の「防衛大綱」にも、南西地域の防衛態勢の強化というものがうたわれておりますが、これまでの北朝鮮のミサイル発射、あるいは中国の海洋圏域への進出を鑑みましても、いわゆる西方重視の考え方というものは、より一層強まっているということでありまして、極東アジアの現状の不安定さを考えれば、今後も、やはり本県の防衛の拠点としての役割は、高まりこそすれ、低くなるということは決してないと、このように予想をするところであります。

これまで、自衛隊の部隊がある各自治体では、自衛隊、あるいは米軍基地と共存共生というものを長きにわたって訴え続けておるわけでありますけれども、県は、この基地との共存共生について、どのような考えをお持ちか、お聞かせてください。

○副議長（西川克己君）　危機管理監。

○危機管理監（荒木　秀君）　佐世保市におかれては、基地施設と市民との互恵関係に基づく「基地との共存共生」を市政運営の基本姿勢として、市の発展に向けて努力されているところであります。

これは、国家的要請である防衛施策について、可能な限り協力する一方、市民の方々の生活に支障が出ないよう負担軽減等を図るとともに、佐世保港における米海軍及び自衛隊機能と商工・産業機能のすみ分けや、防衛関係事業にかかる地元受注機会の拡大など、双方にとって互恵的な関係を構築していることと認識をしております。

県としましても、こうした考えを念頭に置きつつ、政府施策要望を通し、佐世保港のすみ分けの早期実現等の要請を行うほか、自衛隊に対する地元企業への受注促進の働きかけなどを積極的に行っているところであり、引き続き、佐世保市と連携を図りながら、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　宮島議員―6番。

○６番（宮島大典君）　（2）基地経済へのアプローチについて。

自衛隊の部隊、あるいは米軍が発注する工事や契約物品につきましては、かねてより、地元での発注の要望を各市や町や経済団体などで行ってきたところでありますが、県議会におきましても、平成20年に意見書が採択をされ、また、県もこれまで働きかけを行われたと、このように承知をいたしております。地元経済への受け入れ促進等につきまして、これまで県はどのような取組をされてきたのか、そのことについてお聞かせください。

○副議長（西川克己君）　産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）　県におきましては、県内需要の創出による景気の維持、拡大を図り、経済の活性化を促進するため、県内製品、県産品の優先使用等基本方針を定め、県内製品、県産品の優先使用と県内企業への優先発注について、推進を行っているところでございます。

そのような中、県といたしましては、県自らが県内企業への優先発注に取り組むとともに、民間団体や国の各機関等に対して、毎年要請を行っているところであり、とりわけ、防衛省関連の発注につきましては、政府施策要望等において、防衛省や九州防衛局へ要望を行うととも

に、県内に所在する自衛隊の各部隊等に対しても要請を行っております。

加えて、佐世保商工会議所が実施しております海上自衛隊、陸上自衛隊発注案件に係る地元企業受注促進の取組に対しましても支援を行っているところであります。

○副議長（西川克己君）　宮島議員―6番。

○６番（宮島大典君）　これまでのそれぞれの働きかけの成果や、あるいは自衛隊自体もオープンカウンター方式などを導入されるなどして、各年の増減の経緯というものはありますけれども、近年、受注率というものが着実に向上しているというのは、大変いい傾向だと思っております。

ここに佐世保市が取りまとめた九州防衛局、あるいは海上自衛隊、陸上自衛隊、そしてまた、米軍の発注、いわゆる受注率、この推移についてまとめられた資料というものがありますが、数字というものは一つひとつ挙げませんが、着実にこの数字というものが上がっているということを見てとれるところであります。

この基地経済の経済波及効果というものは、最大1,200億円にも上ると言われておるわけでありますが、なかなか将来の見通しが不透明な本県経済というものを見れば、この効果というものを活かさない手はないというふうに思います。

したがって、県としても、この数字というものを、しっかりと把握しつつ、さらに対策を打つべきであると、このように考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（西川克己君）　産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）　自衛隊からの県内企業への発注実績につきましては、その正確な数字を把握するためには、それぞれの自衛隊にお尋ねする必要があります。

そのような中、自衛隊の部隊が所在する市の中には、自衛隊から発注実績の提供をを受け、把握を行っているところもございます。そういうこともあり、今後、地元市町と相談をしながら検討してまいりたいと考えております。

地元への発注を増やしていただくことは、さらなる地域経済の活性化に有効であると考えておりますので、引き続き、国や自衛隊等々への要望、要請を行うとともに、地元商工団体の受注促進の取組に対しましての支援についても、引き続き行ってまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（西川克己君）　宮島議員―6番。

○６番（宮島大典君）　（3）人材の活用について。

一般の職種と異なりまして、その職務の性質上から、自衛隊では、若年定年制というものが実はひかれております。来年から定年年齢が順次引き上げられるということになるわけでありますけれども、現在の労働人口の著しい低下というものを考えれば、この有能な、また、若い人材というものを活かさせない手はないというふうに考えます。殊に、長崎県の場合は、働く自衛官の皆さん方、例えば佐世保が調査をいたしましたら、約7割の皆さん方が、そのまま佐世保で働きたいというような意向を示されておるようでありますけれども、そのような意思を、やはりしっかりと大切にしていかなければならないと思います。

そこで、佐世保市では、「退職自衛官再就職促進等連絡会議」というものを結成されまして、市と商工会議所、そして、佐世保防衛経済クラブ、また、そこに海上自衛隊地方総監部、また、自衛隊の長崎地方協力本部、最近では、陸上自

衛隊も入って、定期的な会議を持ちながら、官民一体となって、この施策というもを推進しているということであります。

全国でも、このようなやり方というものは、私はなかなか類を見ない取組であろうかと思いますし、県としても、こうした取組に対して、サポートをしたり、全県的な範囲で取り組むべきことだというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（西川克己君）　産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）　平成30年度において、県内で退職された自衛官は456名で、その内訳は、定年退職者が358人、20代半ばまでに退職する任期制の退職者は98人となっております。

このうち、県内に就職された方は、定年退職者では5割を超えているところでございますけれども、任期制の退職者につきましては、約7割が県外出身者ということもあり、10％台半ばにとどまっているところでございます。

現在、県におきましては、退職自衛官の県内就職を促進するため、職員自らが県内主要部隊を訪問して、関係者と情報交換を行うとともに、退職予定者に対し、直接、県内就職の魅力について説明を行っているところでございます。

加えて、県の総合就業支援センターによる出前セミナーや、自衛隊主催の合同企業説明会における県の単独ブースを設けての職業個別相談、「Ｎなび」の登録促進などを実施しているところでございます。

議員からお話がございました県内の産業人材の確保という観点もございますので、今後とも、自衛隊長崎地方協力本部との密接な連携のもと、退職予定者に対し、県内就職を積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　宮島議員―6番。

○６番（宮島大典君）　よろしくお願いいたします。

人材活用について、もう一点。

昨今、自然災害が頻発し、各市や町では防災対策が強化される中で、防災担当職員として退職自衛官を登用するケースというものが多く見られております。

各地域での災害発生はもとより、大規模災害の場合などは、県と市、町、そしてまた、自衛隊、この連携が取りやすくなるということを考えれば、各市や町に防災担当としての退職自衛官を置くことを県としても推奨すべきだと、このように考えますけれども、現状と、この考え方についていかがか、お聞かせください。

○副議長（西川克己君）　危機管理監。

○危機管理監（荒木　秀君）　自衛隊長崎地方協力本部によりますと、本県及び市町に防災担当職員として在籍する退職自衛官は、県に6名、9市に12名の計18名となっております。

議員ご指摘のとおり、発災時の危機対応や、自衛隊の迅速な災害派遣要請など、退職自衛官の知識や経験は大変有益であると考えております。

国においては、地方公共団体が防災の専門知識を有する退職自衛官等を雇用した際、特別地方交付税措置を講じる「地域防災マネージャー制度」を平成27年度に創設しておりますので、市町に対し、この制度の活用を促してまいります。

○副議長（西川克己君）　宮島議員―6番。

○６番（宮島大典君）　（4）平和と防衛の共存について。

少し理念的なお話をさせていただきたいと思います。

県都長崎市は、言わずと知れた被爆地であり、平和のまちであります。一方、県下第2番目の都市佐世保市は、基地のまちであります。しかし、私は、ここに市民感覚の大きな隔たりというものを、過去の選挙等を通じて感じることがままありました。

平和というのは、人類究極の理想であり、防衛は、不安定な世界情勢を実力で守るという、ある意味現実であります。

私は、原爆の恐ろしさというものを世界に発信するということは、歴史上の本県の大きな役割であるということを考えますし、また一方で、基地があっても平和主義であるということは変わりがないというふうに思います。

また、現実から、いかに理想に少しでも近い形に近づけるか、これが私は、この仕事が政治の役割だというふうにも考えるところであります。

長崎県は、まさに数少ない平和と基地、いわゆる理想と現実が共存をする地域だというふうに思いますけれども、この平和と基地について、どう知事はお考えになるのか、お聞かせください。

○副議長（西川克己君）　知事。

○知事（中村法道君）　我が国における平和と安全は、国民が安心して生活し、あるいは国家が発展と繁栄を続けていくうえでは、必要不可欠であると考えているところであります。

一方、また国の独立は、政治や経済、社会のあり方を自ら決定し、その文化や伝統、価値観を保つためには、何としても守っていかなければならないものであると考えているところであります。

こうしたことから、国においては、防衛とともに、外交努力や国際社会との協力等の安全保障に係る施策を総合的に講じられているところであり、その中で佐世保市におかれても、この国の防衛施策に対し、積極的に協力する立場から、重要な役割を担ってこられたものと理解をいたしているところであります。

確かに、現実と理想、あるいは理念との隔たりというのはあるのかもしれませんけれども、こうした平和を追い求めていくためにも、しっかりとした国家としての存立基盤、これは必要不可欠なものであると考えているところであり、長崎市におかれても、そうしたうえに被爆都市としての核兵器廃絶、世界恒久平和の実現に向けた活動を進めておられるものと理解をしているところであり、そういう意味で、平和と安全を願う思い、これは同じものではなかろうかと考えているところであります。

○副議長（西川克己君）　宮島議員―6番。

○６番（宮島大典君）　ありがとうございます。

（5）外国資本の法人等による土地取得について。

少し毛色は変わるかも知れませんけれども、外国人の土地取得について、お尋ねしたいと思います。しかし、この問題も、ある意味、安全保障上重要な問題だというふうに私は考えます。

今年の地価公示価格の発表があったわけでありますが、地方圏の地価が一部上昇したという報道がありました。このことにつきましては、銀行の貸し出し促進や、あるいはインバウンド需要の増加というというマクロ的な要因も挙げられていたわけでありますけれども、私はここに、外国からの投資もその一因としてあったのではないかなというふうに考えております。

投機的な行動であれば何の問題もありませんけれども、仮に、国家戦略の一環として土地の買収というものが行われているということであ

れば、これは看過できない問題であります。

特に、安全保障上、自衛隊、米軍関連施設の隣接地については、しっかりと監視をしておく必要があり、また、市民生活においては、水源地などライフラインに影響する可能性がある地域についても、やはりウォッチしておかなければならないと思います。

これは、私は、一義的には国が対策をとるべき問題だというふうに思いますが、国境離島を有する本県にとりましては、国にも先んじて、この対策をとる必要があると、このように考えますが、県の見解をお聞かせください。

○副議長（西川克己君）　危機管理監。

○危機管理監（荒木　秀君）　国においては、国境離島や防衛施設周辺等における外国資本等による土地の取得に関し、国家安全保障に関わる重要な問題であると認識がされております。

例えば、防衛省では、平成25年度から平成29年度の5年間で、防衛施設の隣接施設所有者について、登記簿確認調査を行い、運用に支障がないことが確認されており、現在、2巡目の調査が行われております。

このほか、国境離島地域や水源の保全等の観点からも国の調査が行われており、加えて、土地利用等のあり方についても検討することとされております。

県としましては、国の調査等の状況を注視するとともに、国及び関係市町と情報共有を図るなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　宮島議員―6番。

○６番（宮島大典君）　なかなか一つの県で対策するというのはいろいろ難しいこともあるかと思いますけれども、国も対策を検討しているという話もありますので、国の状況というものも、動向も注視をいただきながら、高い意識を持って、この問題というものを捉えておいていただきたいと思います。

（6）組織体制の見直しについて。

現在、安全保障関連の案件につきましては、危機管理監、今、答弁をいただきましたけれども、危機管理監がその任に当たっておられますけれども、非核を含んだ基地対策というものは、危機管理監の中の一つの班で対応をしていただいております。

さまざまな想定外の災害が起こる中で、危機管理を前面に押し出した編成というものには一定の理解を示すところでありますけれども、質問のとおりに、基地経済や人材の登用等、平時の部分の対応というものもあります。安全保障には有事と平時というものがあるように、双方を司るという意味では、危機管理の枠を超えての対応が必要であると、したがって、基地対策というものを、例えば室なり、あるいは課にして対応をすべきではないかということを考えるところでありますけれども、このことについて、いかがお考えでしょうか。

○副議長（西川克己君）　危機管理監。

○危機管理監（荒木　秀君）　米軍基地や自衛隊への対応につきましては、米海軍佐世保基地や陸・海・空の全ての自衛隊が所在する、本県ならではの極めて重要な課題であると認識をいたしております。

特に、佐世保港のすみ分けの早期実現等につきましては、県政の重要な課題と位置づけ、政府施策要望の重点項目として、また、渉外知事会等の機会を捉え、国に対し要望活動を行っているところであります。

一方、基地対策等に係る担当課・室につきましては、たびたび組織化についてのご提言をい

ただいてきた経過もございますが、常時の業務量等から現状に至っているところであり、ご理解をいただきたいと思っております。

今後とも、基地対策につきましては、佐世保市と思いを共有し、また、自衛隊が所在する自治体と連携しながら、しっかり対応していきたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　宮島議員―6番。

○６番（宮島大典君）　行革の問題もありますので、なかなか簡単にいかないところもありますけれども、しかし、いわゆる看板も大事ではないかなというふうに思います。

要は、県として、いかにこの基地問題に取り組むかという姿勢を示すためにも、この構えというものが必要ではないかというふうに思いますので、要望をいたしておきたいと思います。

3、観光物産振興について。

（1）観光振興策について。

観光振興策につきましては、現在、国において、2012年の日本経済の再生を最優先課題として取り組み、地方の所得を引き上げ、日本全体の活力を上げるということを目的とした地方創生という政策が今進行しているところであります。

そして、その地方創生の中で、この観光政策というものが、その戦略の重要な柱となっております。

以降、その政策に基づきまして、昨年、訪日客数は3,119万人を突破し、消費額も2012年の1兆846億円から、一気に4兆5,000億円を超えるという状況にあります。

いよいよ来年はオリンピックイヤーになるわけでありますけれども、高い目標が掲げられ、目標4,000万人、旅行消費額も8兆円を目指すという、この目標をもとに、今、さまざまな政策が展開されておるところであります。

この国策の大きな流れの中で、本来の地方創生の主役であります地方の頑張りというものが望まれています。

本県においても、観光政策を重点政策と位置づけて取組を行ってきておりますけれども、殊予算だけを見ると、ななか観光予算だけを括るというのは難しいようでありますけれども、伸びているということも言いがたいような状況にあるのではないかと思います。

そこで、県として、今後に向けて、予算を含めたところの観光振興策というものをどのように展開をしていくのか、そのことをお聞かせいただきたいと思います

○副議長（西川克己君）　文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中﨑謙司君）　本県の観光産業をさらに発展させ、良質な雇用の拡大を図るためには、観光関連企業の成長に不可欠な生産性の向上や、人材育成の支援に取り組むとともに、各地域の多様な関係者が一体となった魅力的な観光まちづくりを推進し、観光消費の拡大に結びつけていく必要があると考えております。

新年度の予算に向けましては、観光客が旅先で期待する観光コンテンツである「食」の取組を強化することとしており、長崎ならではのメニューを味わうことができる店舗や固有の食文化の情報発信、地域特有の食材のブランド化、生産者と宿泊事業者のマッチングなど、「食と観光」の連携による観光まちづくりを進めるとともに、さまざまなプロジェクトが進みつつある長崎地域で、観光客に「食の魅力」を体感していただける場の提供等についても、長崎市などと連携をしながら、検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（西川克己君）　宮島議員―6番。

○６番（宮島大典君）　ただいま、各事業についてのご説明もありました。人材育成についてもお話がありましたけれども、この夏には、観光の「ミライ☆ニナイ」塾などという、いわゆる長い目で見た人材育成というものも掲げられておりますし、また、現在の観光業の人材不足についても、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、観光振興につきまして、プロモーションの役割というものが非常に重要というふうに私は考えます。

昨日も、このプロモーションの手段につきまして、いろいろとお話がありましたけれども、改めて、これからの観光プロモーションの手段と予算の確保について、お聞かせをいただきたいと思います。

○副議長（西川克己君）　文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中﨑謙司君）　旅行サイト「じゃらんｎｅｔ」によりますと、本県は、潜伏キリシタン関連遺産の世界遺産登録で注目を浴びたことなどにより、昨年の年末年始の期間中の取扱高の前年比伸びは全国1位となっております。

このようにさまざまな媒体での露出機会を増やすことが有効なプロモーションになるものと考えており、全国ネットの旅番組や旅行雑誌への特集記事の掲載、ＷＥＢやＳＮＳを活用した発信に取り組んでいるところでございます。

また、限られた予算を活用して最大限の効果を上げられるよう、ＷＥＢ等での発信に際しては、本県への旅行意欲が高いと考えられている層に向けて発信した後、その結果を分析し、次の展開に活かすなどの手法も取り入れているところでございます。

引き続き、ターゲットを絞った訴求力の高い観光プロモーションを検討し、予算の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　宮島議員―6番。

○６番（宮島大典君）　観光プロモーションについては、なかなかその効果というものがあらわれにくいということもあって、予算もなかなかとりにくいところもあるのかもしれませんが、しかし、言うように、この観光プロモーションというのは非常に重要な役割を担っているし、また、今や、いろいろなツールというものが存在をするというふうに思います。そのことをしっかりと考えながら、予算の確保を含めて、しっかりと取り組んでいただきたいと要望を申し上げたいと思います。

（2）インバウンド対策としての県北振興策について。

大型観光クルーズ船の本県入港というものが、これまで大変注目をされてきたところでありますが、今後、佐世保では、浦頭への誘致なども図られ、さらに、この促進というものが加速をするという状況にあります。

ただ、一方で、その経済効果については、まだまだ不十分であるというような声が高く、平たく言えば、どうやってお金を地元に落としてもらうかというのが、今後の政策の鍵ではないかというふうに考えます。

そこで、今後も観光クルーズ船の経済効果を高める政策につきまして、それと併せまして、やっぱりその中で県産品というものをしっかりと売り込めるような、そのような状況というものをつくっていただきたい。

なかなかお聞きすると、その販売についても苦慮をされているということをお聞きいたします。

中国の販売ビジネス網などに参画、入り込んでいくというものは、なかなか困難であるというふうに思いますけれども、昨今では国内の大手企業などは、電子商取引、いわゆるＥＣサイト、これを越境ＥＣサイトや、あるいは中国の国内のＥＣサイトなどを活用して、消費者の囲い込みというものを図っていく、このような手段というものに取り組んでいるようであります。

こういう手段を引用しながら、例えば、この日本では、ふるさと納税、県産品の売り込みなどというものもあるわけでありますけれども、いろいろな形でこの県産品の販売促進というものを図るべきと考えますけれども、県はどのようにお考えでしょうか。

○副議長（西川克己君）　文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（浦　真樹君）　クルーズ船の入港を経済的な効果につなげていきますためには、まずは寄港地における周遊性を高めていくこと、これが必要だと考えております。

このため、クルーズの港がある市町における周遊対策はもとより、県では寄港地ツアーを企画する旅行会社を観光地に招く、いわゆるファムツアーを実施するなど、例えば、長崎港から島原半島へ、あるいは佐世保港から県北地域へといった広域周遊となるような商品開発を働きかけているところでございます。

また、県産品の販売促進のためには、現在、地元食材の船への供給拡大、あるいは船会社や船舶納入業者への県産品の紹介なども行っておりますが、そのほか、クルーズ乗船客向けに、ネット上で商品を販売する仕組みを地元企業とともに構築を進めているというところでございます。

さらに、県内で宿泊を伴うクルーズ商品の造成に関しまして、船会社、チャーター旅行者への働きかけも行っているところでございます。

それから、もう一つ、県産品の販売促進につきまして、現在、中国の発着クルーズで申し上げますと、多数のツアーが日本の旅行会社、それから免税店との送客契約によるところがございまして、特定の免税店への訪問が常態化しているということで、なかなか多様な寄港地ツアーの造成、あるいは県産品をはじめとする県内消費が難しいという状況になっております。

そのため、先ほど申し上げました県産品を中国人のクルーズ客向けにネット上で販売する目的で設立された地元企業に対し、県産品の紹介などを取り組んでいるところでございます。

具体的には、商品販売の仕組みといたしまして、中国人旅行客が乗船する前にネット上で注文し、ツアー後の長崎港、あるいは佐世保港で、県産品等の商品を受け取り、キャッシュレスで決済をするというような仕組みでございまして、年度内の事業開始を見込んでいるところでございます。

今後とも、クルーズ船の経済効果を高める、そして県産品の販売拡大につながるような取組に力を注いでまいりたいというふうに考えております。

○副議長（西川克己君）　宮島議員―6番。

○６番（宮島大典君）　ただいま、政策監の方からは、観光クルーズ客の周遊性を高めていくというお話がありましたが、そのためには、新たな観光スポットの開発が必要であると思います。県北・佐世保では、ハウステンボスのほかに、やっぱりその目玉が要る。私は、それはやはり西海の景観や海を活かした開発、これが重要であるというふうに認識をいたします。

現在、ご承知のとおりに、つくも苑跡地を活用した観光公園の開発が進んでおります。

少し歴史を振り返れば、昭和45年当時に、久保知事が福祉村構想を立ち上げられまして、その後、昭和49年、県立コロニーを開設し、その時には特養老人ホームや母子住宅、看護学校、そうしたものの建設が予定されておった。私は、久保知事は非常に先見の明があったなというふうに思うのは、こうした県を代表するような風光明媚な場所で、社会的弱い立場の方々が集える施設をつくろうと、長崎空港、あるいは先ほどの「むつ」の入港の話もありましたけれども、そういう先見の明があったというふうに私は思います。（発言する者あり）

地元の皆さん方は、このすばらしい構想というものを評価して、実はこの構想に全面的な協力をし、地権者の皆様方も安く土地を提供している方も多くいらっしゃるわけであります。

そういうことでありますけれども、これから県のサポートというものが必要であろうかと思いますので、そのサポートというものはどのようにしているのか。

今回、県の所有地が30ヘクタール以上ありますけれども、13ヘクタールが活用されます。まだまだ活用できる場所がありますので、今後もサポートをしていただきたい。

そして、併せて質問させていただきますが、その最大のサポートというものが、いわゆる交通アクセス、県道俵ヶ浦日野線の整備にあろうかと思います。この県道俵ヶ浦日野線、現在でも観光バスの大挙の来訪で渋滞というものが頻発いたしておりまして、地元住民にとって、また、観光客にとっても非常によくない状況となっております。

したがって、県の抜本的な改良というものが望まれるわけでありますけれども、この考えについてお聞かせいただきたい。

そして、もう一点、併せて、この道路というものは、観光の道路というだけではなくて、実は防衛の役割を占めております。実は、なかなかこの道路を通っていてもわかりにくいんですけれども、この道路の周辺には、米軍の赤崎貯油所、庵崎貯油所、また、船越の医療用倉庫、また、原子力潜水艦がたびたび泊まる赤崎岸壁というものがあります。いわゆる防衛道路であるわけであります。

したがって、この道路の建設につきましては、いわゆる基地対策経費、また、防衛予算を活用すべきだというふうに考えますけれども、答弁をお願いいたします。（発言する者あり）

○副議長（西川克己君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　一般県道俵ヶ浦日野線につきましては、地元からも要望が出されているところでございまして、県としても、この整備の必要性について十分認識しておりまして、今後、予算を確保して、効果的な整備手法の検討を進めていきたいと考えております。

基本的には、社会資本整備総合交付金を基本として考えておりますが、防衛施設等の補助金の可能性も含めて、関係機関と協議してまいりたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　本日の会議は、これにて終了いたします。

明日は、定刻より本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

― 午後　３時４５分　散会 ―

第　9　日　目

令和元年１１月定例会　　令和元年１２月５日

議　　事　　日　　程

第　９　日　目

◇　　◇

１　開　　議

２　県政一般に対する質問

３　上程議案委員会付託

４　請願上程、委員会付託

５　散　　会

令和元年１２月５日（木曜日）

出　席　議　員（４６名）

１番	宮　本　法　広　君
２番	赤　木　幸　仁　君
３番	中　村　泰　輔　君
４番	饗　庭　敦　子　君
５番	堤　　典　子　君
６番	宮　島　大　典　君
７番	下　条　博　文　君
８番	山　下　博　史　君
９番	北　村　貴　寿　君
１０番	浦　川　基　継　君
１１番	久保田　将　誠　君
１２番	石　本　政　弘　君
１３番	中　村　一　三　君
１４番	大　場　博　文　君
１５番	山　口　経　正　君
１６番	麻　生　　隆　君
１７番	川　崎　祥　司　君
１８番	坂　本　　浩　君
１９番	深　堀　ひろし　君
２０番	山　口　初　實　君
２１番	近　藤　智　昭　君
２２番	宅　島　寿　一　君
２３番	松　本　洋　介　君
２４番	ごう　まなみ　君
２５番	山　本　啓　介　君
２６番	前　田　哲　也　君
２７番	山　本　由　夫　君
２８番	吉　村　　洋　君
２９番	大久保　潔　重　君
３０番	中　島　浩　介　君
３１番	浅　田　ますみ　君
３２番	山　田　博　司　君
３３番	堀　江　ひとみ　君
３４番	山　田　朋　子　君
３５番	西　川　克　己　君
３６番	外　間　雅　広　君
３７番	瀬　川　光　之　君
３８番	坂　本　智　徳　君
３９番	中　村　和　弥　君
４０番	徳　永　達　也　君
４１番	中　島　廣　義　君
４２番	溝　口　芙美雄　君
４３番	中　山　　功　君
４４番	小　林　克　敏　君
４５番	田　中　愛　国　君
４６番	八　江　利　春　君

説明のため出席した者

知事	中　村　法　道　君
副知事	上　田　裕　司　君
副知事	平　田　　研　君
統轄監	濱　田　厚　史　君
危機管理監	荒　木　　秀　君
総務部長	平　田　修　三　君
企画振興部長	柿　本　敏　晶　君
文化観光国際部長	中　﨑　謙　司　君
県民生活部長	木　山　勝　己　君
環境部長	宮　﨑　浩　善　君
福祉保健部長	中　田　勝　己　君
福祉保健部こども政策局長	園　田　俊　輔　君
産業労働部長	廣　田　義　美　君
水産部長	坂　本　清　一　君
農林部長	中　村　　功　君
土木部長	岩　見　洋　一　君
会計管理者	野　嶋　克　哉　君
交通局長	太　田　彰　幸　君
企画振興部政策監	前　川　謙　介　君

文化観光国際部政策監	浦　　真　樹　君
産業労働部政策監	貞　方　　学　君
教育委員会教育長	池　松　誠　二　君
選挙管理委員会委員	堀　江　憲　二　君
代表監査委員	濵　本　磨毅穂　君
人事委員会委員	中牟田　真　一　君
公安委員会委員	山　中　勝　義　君
警察本部長	迫　田　裕　治　君
監査事務局長	下　田　芳　之　君
人事委員会事務局長(労働委員会事務局長併任)	大　﨑　義　郎　君
教育次長	本　田　道　明　君
財政課長	早稲田　智　仁　君
秘書課長	伊　達　良　弘　君
警察本部総務課長	多　田　浩　之　君

議会事務局職員出席者

局長	木　下　　忠　君
議事課長	川　原　孝　行　君
政務調査課長	太　田　勝　也　君
議事課長補佐	永　田　貴　紀　君
議事課係長	梶　谷　　利　君
議事課主任主事	天　雨　千代子　君

― 午前１０時　０分　開議 ―

○議長（瀬川光之君）　ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、昨日に引き続き、一般質問を行います。

中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）（拍手）〔登壇〕　皆さん、おはようございます。

自由民主党・県民会議の中島浩介でございます。

昨日は、あれだけにぎわっていた傍聴席も、今朝は非常に寂しい状況でございます。

私も、昨夜はしっかりとエネルギーを充電しまして、体調万全にて、この質問に取り組みますので、どうかよろしくお願いします。（発言する者あり）ありがとうございます。

1、人口減少対策について。

（1）統轄監設置のプロジェクトチームについて。

重点テーマの今後についてでございます。

先日、自由民主党長崎県支部連合会におきまして、中村知事へ令和2年度当初予算に関する要望を行った際に、中村知事から、人口減少対策の状況として、「企業誘致においては、一定成果が出ているものの、企業誘致が人口減少対策としての実績になっているのか判断がつきにくい。造船業が苦戦している状況であり、海洋再生可能エネルギーやロボット、ＩｏＴ、航空機関連産業等も含め、新しい雇用の場を設けることと、若者の県内定着を図るために、企業、学校、保護者などで課題意識の共有を進めなければならない」との話がございました。

人口減少対策における部局横断的な取組につきましては、これまでも一般質問や予算質問、先日は、徳永議員が質問されてこられたように、統轄監が昨年立ち上げられたプロジェクトチームへの期待が非常に高いところでございます。

さまざまな事業予算には、本県の厳しい財政状況のもと、毎年シーリングが設けられておりますが、人口減少対策の5つの重点テーマにおいては、予算要求に係る特別枠が設けられ、集中的に取り組んでおられるようでございます。

重点テーマは、雇用の場の確保として、県立大学と企業の連携強化によるＩＴ人材の育成及び高度な技術力を持つ魅力的な県内企業の増大、雇用拡大につながる事業拡充、創業や事業継承

の支援などの取組や学生等と県内企業との交流機会の充実、専任スタッフによる県内企業と学生などのマッチングの強化、Ｕターン就業活動経費の支援等、多岐にわたり取り組んでおられるようでございます。

私は、企業誘致も当然必要と考えますが、地元の産業、企業に事業拡大をしていただき、後継者育成、あるいは雇用の拡大に力を注いでいくことも必要であると考えております。

今後、雇用を受ける側の農業、漁業を含む地場産業の育成・支援にも重点的に取り組んでいただきたいと思うのですが、統轄監のお答えをお伺いいたします。

あとの質問は、対面演壇席で行わせていただきます。

○議長（瀬川光之君）　統轄監。

○統轄監（濱田厚史君）　お尋ねの地場産業の育成支援につきましては、ご承知のとおり、農林業、漁業、商工業など、それぞれの分野ごとに、担当部局において主体的に取り組んでいるところでございますけれども、加えまして、部局横断的な人口減少対策に取り組むプロジェクトチームにおきましても、地場産業の振興につながる事業構築を既に図っているところでございます。

例えば、移住促進対策プロジェクトの中では、漁業ＵＩターン者の研修制度の充実など、農水産業分野の新規就業支援の強化を図っております。

また、地域での創業や事業拡充を支援するため、今年度創設いたしました地域産業雇用創出チャレンジ支援事業では、地元農水産物を活用した食品製造業や飲食業の創業、陶磁器の生産設備等を整備する事業拡充などの採択事例も出ているところでございます。

そのほか、廃業予定者から創業希望者等への事業承継支援などにも取り組んでいるところでございます。

議員ご指摘のとおり、地場産業の育成・支援は雇用の場の確保につながり、人口減少対策の実効性を高めるうえで重要な視点の一つと考えておりますので、今後も、担当部局による主体的な取組との連携を図りながら、必要に応じましてプロジェクトに取り組んでまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（瀬川光之君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　必要に応じて、しっかりとプロジェクトにも含んでいただけるようなお話でございました。

国の事業を活用されて、特に、農業、漁業というのは、さまざまな事業をなされているわけなんですけれども、例えば、6次産業なんかも国の事業を活用して、これまでやってこられましたけれども、なかなか思ったような成果が出ていないような感じも受けます。

そういうことで、一定今の5つのテーマに沿って人口減少対策に取り組まれるということですから、今後、1次産業に対しましても、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

2、島原半島の道路整備について。

（1）島原半島幹線道路網の建設・整備について。

地域高規格道路について。

島原・天草・長島連絡道路は、国におきまして地域高規格道路の候補路線に指定されており、「長崎県広域道路網マスタープラン」においても、広域道路の交流促進型として位置づけられている状況でございます。

現状を考えますと、交流促進も含め、物流拠点からの輸送時間の短縮や第3次医療施設へ1時

間以上かかる課題、これはもう本土では、恐らく、南島原市の方が該当するだけになっているようでございます。また、災害に強い道路網の整備等からの必要性も含まれているようでございます。

南島原市におきましては、県有地である堂崎港の埋立地22ヘクタールを活用しまして、物流拠点として整備を予定されているように伺っております。

これらのことを考慮すると、一定めどが立ったならば、計画路線へ格上げが望まれますが、今後どのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

○議長（瀬川光之君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　地域高規格道路の島原・天草・長島連絡道路は、九州西岸軸の一体的な発展が図られることから、これまで、熊本、鹿児島両県と合同で国への要望活動のほか、推進地方大会などの地域間交流を通して、本構想の機運醸成を図っているところであります。

こうした中、国においては、「重要物流道路」の制度の創設に伴い、「新たな広域道路交通計画」を策定することとされていることから、当該区間の本計画への位置づけについて、熊本や鹿児島両県、また国とも十分協議してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　先日、島原半島幹線道路網建設促進期成会が知事への要望をされておりますけれども、この時も、先ほどのお話のとおり、国土交通省においては、平常時や災害時を問わず安定的な輸送を確保するための重要物流道路制度が昨年創設されており、これを契機として、新たな広域道路交通計画を策定することとなっているという答弁をいただいているところでございますけれども、島原道路が完成すれば、深江から諫早インターまでは、この重要物流道路となるのでしょうか。

○議長（瀬川光之君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　現在指定されております重要物流道路は、既にできている既存の道路ということで、これからつくられる道路については、まだ議論、検討中だというふうに理解しております。

○議長（瀬川光之君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　そうであるならば、深江から口之津までというのも重要物流道路として計画されて、諫早まで一括で事業として今後考えていくべきじゃないかと思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（瀬川光之君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　重要物流道路につきましては、国土交通大臣が指定することとなっておりますので、その指定の基準等に照らし合わせて判断されるものと考えておりますが、いずれにしましても、重要物流道路制度の創設に伴い、新たな広域道路交通計画を策定することとなっておりますので、まずは広域道路交通計画の中で、きちっと位置づけていくということが大切だと考えております。

○議長（瀬川光之君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　そういうことであれば、地域高規格道路、深江町から口之津間をぜひその計画の中に盛り込んでいただいて、島原道路が完成後には、即、こちらの延伸についても計画していただきますよう要望しておきます。

次に、雲仙市愛野小浜バイパスについてでございます。

一般質問初日に徳永議員から質問がございましたけれども、土木部長の答弁のとおり、一日

も早く島原道路の完成を迎えないことには、次の手を打てないことは理解しております。

災害対策の観点からすると、小浜町北野から千々石町の県道雲仙千々石線までの急傾斜区間と愛野町の愛野展望所から千々石方面へ向かう急傾斜区間、この2区間におきましては、トンネル等を設けて代替道路とし、千々石町の平地区間、国道以外に市道がありますので、市道を拡幅して代替道路とすることが可能ではないかと考えておりますけれども、雲仙市ではルートの検討をなされているということでお伺いしております。

県として、雲仙市とのやりとりを今後どのように進められていくのか、お伺いいたします。

○議長（瀬川光之君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　愛野から小浜間の整備につきましては、現在、国において、富津地区の線形改良は進められておりますが、代替性の課題については、雲仙市独自で検討しているルート案や、今、議員がご提案されました代替道路案も参考にさせていただきながら、さまざまなルート案をもとに、実施可能な整備のあり方及び手法について、国や関係市と議論を行ってまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　前回、私が一般質問した際に、土木部長答弁で、今後は雲仙市ともしっかりと協議をしながら取り組んでいきたいという答弁をいただいておりました。

前回の私の質問以降、市の方とは、部長は何らかの協議はなされたのでしょうか。

○議長（瀬川光之君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　現在のところ、市の方とは土木部の方でやりとりをさせていただいておりますが、具体的なルート案についての考え方について、まだ市の方から提示がなされていない状況でございまして、今後、早期に具体的な意見交換ができるように働きかけていきたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　ルートの検討については市が取り組んでいらっしゃるということなんですけれども、管理をしている県に関しましては、やはりここはぜひ一緒になって取り組んでいただきまして、お互い知恵を出しあって、どのルートが適正で、ましてや、当初はコストがかかるというお話でしたので、その辺も含めまして、市と共同で作業を続けていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（瀬川光之君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　県としましても、ここの代替性の課題があるということは十分認識しておりますので、市の考え方、それから57号は国が管理しておりますので、国とも意見交換を行いながら、一緒になって今後のあり方について議論していきたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　ぜひ、部長自らが率先してやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

3、農業振興について。

（1）畜産振興について。

肉用牛の振興について。

「第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会」に向けた出品対策の取組状況について、お伺いいたします。

平成24年に本県で開催されました「第10回全国和牛能力共進会」におきまして、長崎県が「肉牛の部」で最高位である内閣総理大臣賞を受賞され、栄えある日本一を獲得し、また平成

29年度の第11回宮城大会におきましても、和牛で最も重要視されている脂肪のさしのきめ細かさなどが高く評価され、特別賞である「交雑脂肪の形状賞」を受賞した結果、これまで以上に「長崎和牛」の知名度が高まり、県内の子牛価格や枝肉価格の向上に一定の成果があったようでございます。

資料をいただきましたけれども、やはり長崎大会におきまして、枝肉の価格がすごい右肩上がりで上がっている状況でございますので、ぜひ今後も頑張っていただきたいと思います。

そして、令和4年に開催されます「第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会」において、再び日本一を獲得するよう期待しているところでございます。

12月末から授精がはじまると伺っておりますが、鹿児島大会に向けた出品対策の取組状況について、お伺いいたします。

○議長（瀬川光之君）　農林部長。

○農林部長（中村　功君）　前回の宮城大会におきましては、生産者や関係団体のご努力によりまして、「長崎和牛」の脂肪の質が高く評価され、特別賞を獲得したところであります。

大会後、県内畜産関係団体や県で構成します全国和牛能力共進会「長崎和牛」推進協議会において、その結果検証を行ったところですけれども、特に、「肉牛の部」では、全体的にロース芯の面積や枝肉の歩どまりについて、上位牛に及ばなかったことが大きな課題との結論に至っております。

このため、次回大会に向けて、「肉牛の部」においては、雌牛群と肉牛の総合力を競う第6区には、体型にすぐれ、ロース芯の面積が大きい本県の種雄牛であります「弁慶３」、オレイン酸等脂肪の質を競う第7区には、霜ふり度合いが本県歴代１位の「勝乃幸」、肉量、肉質を競う第8区におきましては、歩どまりにすぐれる「百合幸」を交配種雄牛とする方針を決定いたしまして、現在、育種価が高く相性のよい雌牛と交配した受精卵の確保を進めているところでございます。

今後、人工授精や受精卵移植等を行い、より優秀な出品牛を選抜するため、前回を49頭上回る310頭の候補牛の確保に努めてまいります。

その後、候補牛の絞り込みや重視されているオレイン酸含量を高める飼養管理の徹底などの出品対策に、生産者、関係団体、市町と一体となって取り組むことで、日本一の奪還を目指してまいります。

○議長（瀬川光之君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　もう時が迫って、授精がはじまるということなんですけれども、県下全般で考えると、なかなかまだまだ機運の醸成が図られていないという関係者からのお話もございますけれども、しっかりとその辺は取り組んでいただきたいと思います。周知徹底も含めて、よろしくお願いしたいと思います。

次に、出品対策の取組の中で、受精卵移植技術の活用状況についての説明がありましたけれども、優良な肉用牛を効率的につくることができる本技術は、全共対策だけではなく、肉用牛の改良面においても大変有効であると考えますが、受精卵移植には熟練した技術者が必要であると伺っております。

そこで、受精卵移植師の技術向上に向けた取組について、お伺いいたします。

○議長（瀬川光之君）　農林部長。

○農林部長（中村　功君）　受精卵移植は、優秀な雌牛の増殖や種雄牛の造成など、肉用牛の改良促進に大変有効な技術でございます。

ただ、現在の状況としましては、県内で受精卵移植を実施しているのは、免許所有者121名のうち43名であり、このうち恒常的に実施している移植師は、県南、県北、壱岐地域の14名にとどまっていること、これら移植師の平均受胎率は48％と、人工授精の70％に比較して低いこと、県内で受精卵の採取を実施しているのは県南と壱岐の2地域のみであり、県全体の受精卵の供給体制が整っていないことなどが課題となっております。

このため、受胎率向上のための移植器具の改良や移植技術向上のための定期的な研修会を開催するとともに、各地域における受精卵の採取、移植に一体的に取り組む体制整備に向けて、移動式採卵専用車を運用する民間研究所と移植師や獣医師、農業団体との連携などについて、検討してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　先ほどの回答のとおり、免許所有者数が121名のうち、実施者数が43名、そしてまた、その中で24名の方が南高ＥＴと壱岐のＥＴのメンバーであるということなんですけれども、移植率が低いうえに、なかなか手が出しにくいという状況ですので、先ほどのお話のとおり、技術力の向上もさることながら、やはり人材育成が必ず必要になってくると思うんです。

その辺もしっかりと取り組んでいただきたいわけなんですけれども、やはり熟練になるには、ある程度の回数、経験値がものを言うということなんですけれども、この辺の取組については、いかがでしょうか。

○議長（瀬川光之君）　農林部長。

○農林部長（中村　功君）　移植師の方々の実績を見ますと、高い受胎率を誇る方もおられれば、20％台の方もおられます。そういった意味で、実務経験を積んでいくということも当然大事だと思いますし、その効果をよく知って、農家、生産者からの依頼も多くなければいけないというふうに思っております。

そういった意味で、県下全域での取組の啓発と、実務経験を重ねていくといったことで採卵、それから受精卵の採取、こういった体制を整えることが大事だというふうに考えております。

○議長（瀬川光之君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　できる限り熟練技術者の数を増やしていただいて、質の向上を図っていただくように、よろしくお願い申し上げます。

（2）農地基盤整備事業について。

農地基盤整備事業の今後の取組について、お伺いいたします。

担当課より令和元年5月に作成されました「農地の基盤整備における今後の計画的な推進について」の資料によりますと、県の耕地面積は、水田が2万2,700ヘクタール、普通畑1万9,800ヘクタールの計4万2,500ヘクタールであり、未整備面積は水田で1万440ヘクタール、普通畑で1万5,015ヘクタールの計2万5,455ヘクタールがまだ未整備の状況でございます。

県におきましては、整備が望ましいとされる地区受益面積が142地区、水田1,182ヘクタール、畑3,975ヘクタールの計5,157ヘクタールに取り組んでいこうと考えておられるようでございます。今後、令和8年までに着手見込みのある地区を35地区選定され、取り組んでおられるようでございます。

生産者の高齢化が進み、後継者育成、新規就農者育成が懸念される中、事業の促進が望まれるところでございますが、平成27年度までに整備された面積が水田1万2,260ヘクタールで、整

備率が54％、畑では4,785ヘクタール、整備率24％という状況を踏まえますと、未着手地区の早急な事業化を進める必要があると考えます。

これまでは、基盤整備を進めてきたことで、平場の比較的地理条件がよい地域の整備は一定進む中、中山間地等の整備にも取り組んでいかなければならないと考えておりますが、基盤整備に着手するまで、地元の取りまとめ役であられます推進委員となられた方々が大変なご苦労をなされていますが、これまで整備に取り組んでこられた地域では、地域の核となるリーダーがおられ、その方を中心として地域がまとまって、事業化へ進んでおり、その存在が大きかったのではないかと考えるところでございます。

今後とも、農地の基盤整備をさらに加速していくためには、この地域におけるリーダーを発掘し、育成したうえで、その方を中心として新規地区を推進していかなければならないと思いますが、新規地区の取組について、お伺いいたします。

○議長（瀬川光之君）　農林部長。

○農林部長（中村　功君）　議員ご指摘のとおり、農地の基盤整備を進めていくうえで、地域の将来に危機感を持って、農業生産基盤の整備や次世代の担い手育成に情熱を持ったリーダーの存在が不可欠であると考えております。

そのような人材を、まずは身近な存在で、地域の人材を熟知している地元市町が掘り起こし、県は、関係機関で構成する市町推進チーム会に参画して、リーダーとの意見交換を重ね、関係者の合意形成に向けたリーダーの活動の支援に努めるとともに、事業制度に関する勉強会の開催や意向調査、それに基づく基盤整備後の営農確立に向けた集落の話し合いの後押しなどを通して地域リーダーの育成を図りながら、新規地区の取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　改良区をつくるうえでは、やはりリーダー的な存在の方がいらっしゃって、そこに同調される皆さんがいて、はじめて改良区の立ち上げに至るということでございます。あとは換地の問題とか、地元を調整するうえでは、やっぱりそういう方がいらっしゃらないと、なかなか事業が計画されないということでございますので、ぜひ、中山間地においても、そういう方を市、関係団体等も協力していただきながら、発掘していただきたいと思います。

（3）外国人就労者の確保について。

県の取組状況についてでございます。

農業分野における特定技能外国人の受け入れにつきましては、県においては、株式会社「エヌ」と協力され、カンボジア国及びベトナム国の関係機関と調整を進められたものの、先方の事情もあり、当初の見込みからすると大幅に遅れが生じてきましたが、ようやく近日中に外国人材の受け入れが開始されるようでございます。

また、外国人材の受け入れに当たって、各地域におきましても、地元ＪＡ、市町、県機関等による受け入れ体制を整備し、コミュニケーションを取りながら、働きやすい環境づくりを進めていく必要があると考えておりますが、そこで現在の外国人材の受け入れに向けた県及び地域の取組状況について、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君）　農林部長。

○農林部長（中村　功君）　特定技能外国人につきましては、県内各ＪＡや農家から約60名の派遣要望があるのに対しまして、カンボジア人2名が在留資格の認定を受け、12月下旬頃には「エヌ」からＪＡ島原雲仙に派遣され、ブロッ

コリー等の収穫や選果作業に従事する予定となっております。

さらに、現在、カンボジア人13名の在留資格を出入国在留管理局に申請中でございます。

また、ベトナム国につきましては、去る11月28日に農業農村開発省のナム副大臣が来県された際に、ガイドライン策定等の整備を早急に進めていただき、ベトナム国の技能実習生ＯＢを一日も早く送り出していただくよう要望したところでございます。

一方、地元の受け入れ体制としましては、最初の受け入れ先となる島原地域において、10月1日に、「地域受入市町連絡協議会」が設置され、関係機関による外国人材受け入れに係る情報の共有、地元での相談体制、地域住民との交流の場の設定協議、農作業マニュアルの翻訳等の取組を進めておりまして、これをモデルとしまして、各地域に受け入れ体制を順次整備して、外国人材が安全に安心して暮らし、就労できる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　ベトナムにおきましては、農業大学と連携して、私どもの期待では、既に30人近くの人が来ている状況じゃなかったのかなと期待をしていたわけなんですけれども、残念ながら、先方の国の事情で、なかなか今のところはこちらに来ることができないという状況とお聞きしておりますが、その手続が済めば、大体一定のそういった方々が来られると思うんですけれども、どのくらいの期待があるのでしょうか。

○議長（瀬川光之君）　農林部長。

○農林部長（中村　功君）　ベトナム国の状況につきましては、先ほど申し上げたとおり、送り出しのガイドラインがまだできていないという状況で、なかなか進んでいないという状況にございますが、そういう体制が整いさえすれば、先ほど議員からお話がありましたベトナム国立農業大学では、既に実習生ＯＢの方々のリストももう作成済みということでございますので、送り出しの体制さえ整えば、相手方からは、100名とか200名とか、そういうオーダーにも対応できるというお話をいただいておりますので、一旦はじまれば、まとまった形で受け入れができるものと考えております。

○議長（瀬川光之君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　宿舎というんですか、その辺ももうしっかりと準備され、言葉の課題なんかも、しっかり受け入れ体制は整っているようですので、いち早く受け入れができるように、今後とも、しっかりと取り組んでいただければと思います。

4、公共工事について。

（1）建設業について。

建設業の担い手確保について。

建設業は、ここ数年、全国で頻発しているような自然災害を未然に防ぐ対策や企業立地を促し、産業の振興を図る道路などの生活基盤となる施設の整備を担うとともに、災害が発生した際には、いち早く現場に駆けつけ、通行止めになった道路の復旧などの緊急対策を行うなど、地域に欠かせない産業でございます。

しかしながら、建設業におきましては、高齢化が進んでおりまして、若者が入らない状況が続くという状況でございます。

将来的には、建設業の担い手が不足し、建設産業の縮小につながるんじゃないかということで心配している状況なんですけれども、将来にわたって長崎県内の建設企業が安定的に存続し

ていくためには、県としても、担い手を確保する対策を積極的に行う必要があると考えます。

現在、県として、どのような取組をされているのか、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　社会資本の整備や維持・更新、災害発生時の復旧を担う建設業は、地域の守り手として欠かせない産業であります。

しかし、直近の国勢調査によれば、本県では建設業において、55歳以上の就労者の割合が41％と、全産業の平均より6ポイントほど高く、また29歳以下の割合が10％と、4ポイントほど低くなっております。

したがいまして、将来的な担い手不足が懸念される状況にあり、若者の就労促進が重要な課題と考えております。

これまで、県では、業界と連携し、中学校、高校訪問を行い、建設業のやりがいや重要性を伝えることでイメージ向上を図るとともに、週休2日の試行工事による休日を増やす対策や社会保険の未加入対策、また女性が働きやすい職場環境づくりなど、就労環境の改善にも取り組んでまいりました。

これらの取組により、平成30年3月の新規高卒者の建設業への就職数は、取組開始前の平成26年3月の卒業生と比較して10％増加しております。

今後は、週休2日工事の定着に向けたキャンペーンや働きやすい現場を目指したＩＣＴ工事の拡大など、若者が魅力を感じる建設業となるよう努力してまいります。

○議長（瀬川光之君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　試験的にというか、公募型になるんですか、週休2日制度の工事というのが、やっと国の制度によって計画されているようでございますけれども、例えば、「土木の日」を使って建設業をアピールしていただきたいとか、事業者さんが直接赴いて、そういったアピールをしていただいている状況なんですけれども、会社として、週休2日制がこの業界は非常に遅れていると。

お話を聞くところによると、事務所は大体土日祝日は休みなんだけれども、現場の技術者となると、天候に左右されて土日も出勤しなければならない、あるいは工期が限られているわけですから、工事が完成した後の書類づくりに1週間ぐらいかかる場合もあって、土日も出勤しなければならないと、そういった状況もございますので、国の制度にのっとり、なるべく早く週休2日制度というのを確立していただいて、なおかつ工事においては、その辺も考慮した工期の日程というのも必要かと思います。

そしてまた、今回の週休2日制度の経費が5％増しということになっているようでございます。これも国が定めたパーセンテージですので、県としては、なかなか言えるところはないと思うんですけれども、工事を実際やってみて、この5％で、しっかりと利益が出る従来の工事と一緒の状況であるのかというのは、しっかり研究していただいて、5％でもちょっと厳しいんじゃないかという状況であれば、国に対して、この嵩上げをお願いしていくべきじゃないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（瀬川光之君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　週休2日の実施に応じた経費等の割り増しに関しましては、議員ご発言のとおり、5％ということでございますが、これにつきましては、週休2日を実施したところにつきましてアンケート調査等も行っております。

実際に元請それから下請も含めまして課題が生じていないかどうかについては、県としましても関心を持っておりまして、そのあたりをきちっと問題がないか声を聞きながら、検討していきたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　アンケートをとりながら対策も講じていらっしゃるということですので、実際その状況を見て、どうしても厳しい状況であれば、一定嵩上げかどうかわかりませんけれども、その辺をぜひ国に対して要望していただきたいと思います。

次に、農地基盤整備事業についてでございます。

農地基盤整備事業におきましては、作付を休むため、工期が年度内、従来であれば3月いっぱいの契約なんですけれども、実際には、改良区からの要望で、大体12月末までになる場合が多いと聞いております。

土砂を扱う工事のため、雨天日から数日は現場に入れない場合や、畦畔の石積みにおいては、熟練技術者が不足して、石積み工においては、工事箇所を幾つもかけ持ちされ、早朝や深夜に工事をされる場合もあると聞いております。

将来的には、技術者の週休2日制が確立すれば、なおさら工期内に工事を竣工するのが困難になると考えているわけなんですけれども、そこで県といたしましても、工期の確保を図るため、どのような取組をなされておられるのか、お伺いいたします。

○議長（瀬川光之君）　農林部長。

○農林部長（中村　功君）　県としましても、農地基盤整備工事において、設計に基づく品質や出来形、施工の安全性等を確保していくためには、適正な工期の確保が必要と考えております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、農家が農業所得確保のため休作期間の短縮を要望するのに対し、施工業者からは、工期を確保したいという相反する意向があり、県といたしましても、これらの調整が必要という認識を持っております。

このため、工期確保に当たっては、今後とも、早期発注に努めるとともに、土地改良区と協議して、農家のご理解を得ながら、工事の進捗に合わせた作付面積の調整や品目、作型の見直しなどにより、農家所得と工期の確保の両立にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　おかげさまで各地域で基盤整備事業が進んでいるわけなんですけれども、一定期間、工事が県下にかなり重複する場合がございまして、そこで例えば、土工する重機の運転手さんとか、石積み工あたりが不足がちで、なかなか思うようにその工期内で工事ができない場合もあるというふうにお伺いしております。

そういうことですので、発注に関しても、これは額が決まって、今年度はこの箇所をやりましょうということなんですけれども、その前提で幾らかの、土工をちょっとずらすとか、作付の関係でなかなか厳しいのかもしれませんが、その辺の調整も可能であればやっていただきたいという思いがあるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（瀬川光之君）　農林部長。

○農林部長（中村　功君）　議員ご指摘のとおり、いろいろ重複をいたしまして、不調不落が発生する場合もございます。そういったところについて、建設業者の方々と意見交換をしっかりさ

せていただきながら、できるだけの調整を図るようにしてまいりたいと思いますし、農家の生産者の皆様におかれましても、そういった工事の状況等もご理解をいただきながら、先ほど申し上げた作付の調整等についても取り組んでまいりたいと思います。

○議長（瀬川光之君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　ぜひ、農業者の方からのご理解をいただきながら、しっかりとこの事業ができるように、よろしくお願いしたいと思います。

5､災害対策について。

（1）被災後の対策について。

災害廃棄物の処理についてでございます。

近年、大型化する台風や集中的な豪雨により、全国各地において、かつてない風雨災害が発生しております。

8月末の大雨では、佐賀県を中心に九州北部で大規模な災害が発生し、本県県北地区においては、河川の氾濫や家屋の浸水、道路の地すべり等の災害が発生しました。

さらに、10月の台風19号では、宮城県、福島県、長野県などを中心に河川の氾濫による浸水と、全国各地で災害が発生しております。

このような大規模な災害によって、大量の災害廃棄物が発生した場合、その処理の遅れが復旧・復興の足かせになるため、災害廃棄物をいかに迅速に処理するか、重要になると考えます。

8月の大雨では、佐賀県から長崎県、福岡県へ、また台風19号では、長野県から富山県、三重県、愛知県へと災害廃棄物が搬出されるなど、広域的な協力体制がなされているようでございます。

そこで、本県において大規模な災害が発生し、被災した市町において、災害廃棄物を単独で処理できない場合、県及び市町では、どのような対応をなされていくのか、お伺いいたします。

○議長（瀬川光之君）　環境部長。

○環境部長（宮﨑浩善君）　災害で発生した廃棄物は、市町の災害廃棄物処理計画に基づきまして処理することとなっております。

被災した市町は、単独で処理できない場合、県に対しまして、他自治体等による支援を要請することになります。

県といたしましては、「長崎県災害廃棄物処理計画」に基づき、まずは県内市町と災害廃棄物の受け入れについて協議、調整を行うこととなりますが、県内処理が困難な場合は、九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定に基づきまして、各県の協力のもと、広域処理を行うこととしております。

○議長（瀬川光之君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　台風19号におきましては、広域処理体制が整っているものの、発生した災害廃棄物の処理が進まない状況にあり、その要因としまして、仮置き場が不足していたことや、災害ごみの分別が不徹底であったため処分場への搬出に時間を要していることや、災害と無関係な便乗ごみが大量に持ち込まれたりとか、仮置き場の容量が限界に達した等の問題が生じているようでございます。

仮置き場につきましては、市町が設置することとなっているようでございますけれども、本県市町における仮置き場の設置、運営について、どのような計画になっているのか、お伺いいたします。

○議長（瀬川光之君）　環境部長。

○環境部長（宮﨑浩善君）　災害廃棄物の仮置き場の設置につきましては、その遅れが復旧・復興の足かせとならないよう、市町において、

「県災害廃棄物処理計画」で示しました災害廃棄物の推計量に応じた仮置き場の候補地を確保しているところでございます。

また、仮置き場の運営につきましては、腐敗性廃棄物や有害廃棄物を特に優先的に撤去し、生活環境の迅速な保全に向けた対応が必要となることから、市町の「災害廃棄物処理計画」に基づきまして、被災状況に応じ、候補地の中から仮置き場を選定し、設置期間、分別方法、搬入・搬出ルートの確保などの運営方針を定め、住民に対しまして速やかに周知を行うこととしております。

○議長（瀬川光之君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　災害が発生して、例えば、浸水した場合、水がはけた後から、やっと落ち着いて廃棄物を持ち込みになるということなので、仮の場所は恐らく設定はされるんですけれども、例えば、そこに行く間に道路が寸断されたような場合は別の場所を設けないといけないということで、いろいろ先を読み込んだ計画を立てなければいけないと思うんですけれども、市町等の策定状況はどういった状況なのでしょうか。

○議長（瀬川光之君）　環境部長。

○環境部長（宮﨑浩善君）　災害廃棄物の処理計画につきましては、国は、令和7年度までに全国市区町村の計画策定率60％を目標としておりますけれども、本県におきましては、各市町におきまして課題となっておりました仮置き場の候補地の確保にめどがついたことなどから、今年度中に全市町の策定が完了する見込みとなっております。

○議長（瀬川光之君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　策定の中での周知の方法ですよね。こういうものもどういった形で、例えば、防災無線であれば、停電していたら使えないとか、いろいろ周知のやり方でも今後検討が必要になってくるかと思いますので、その辺も含めた形で、ぜひしっかりと取り組んでいただければと思っております。

次に、上空からの対策、ヘリサインについてでございます。

先日、県議会総務委員会の現地視察時に、海上自衛隊第２２航空群を調査しました際に、ヘリサインの要望がございました。

ヘリサインとは、大規模な災害時に救助活動や物資運搬を行う際に、素早く、確実に目的地にたどり着くために、ヘリコプターが上空から場所が確認できるような建物名を屋上に記すサインのことでございます。

東日本大震災をきっかけに、ヘリサインの重要性が再認識されているようでございます。

例をとって、千葉県の館山市では、ヘリサインを市役所、学校など4カ所の屋上にもう整備されておられまして、今年度までには市内全ての小中学校に表示するということでございます。また、他県においても実例があるようでございます。

言われるのが、小学校、中学校は、大体地域の中心部に位置しておりまして、不慣れな運転の方や県外から来られるヘリコプターの運転士の方が、夜間であったり、浸水した状況だと、なかなか場所の特定がしにくいと、そういうことで、屋上に「何とか小」というサインをしていただいておけば、そこがこの現在地だなと認識できるということで、ぜひお願いしたいというお話なんですけれども、本県においても、こういったことができればと思うんですけれども、導入すべき方向でどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（瀬川光之君）　危機管理監。

○危機管理監（荒木　秀君）　ヘリサインにつきましては、自衛隊の活動のみならず、災害が発生した際、地理に不慣れな他機関からの応援ヘリコプターや要救助者の位置把握など、上空からの災害活動を円滑に行うためにも有効なものであると考えております。

県としましては、全国的な導入事例の状況について調査を行い、設置可能な学校などの施設を所管する管理者や市町の防災部局に対し事例を紹介しながら、設置について働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　ある小学校では、ペンキを塗るのを業者さんと小学生と一緒になってそのサインを書かれて、その後に、県の防災航空隊の隊長さんがヘリサインの重要性について講義をされたようでございます。こういうことで、そこの校長先生も、こういった災害対策について、また改めて子どもたちも認識したんじゃないかというお話もございました。

そういった教育面も含めまして、これは市町が取り組むことだと思いますが、何らかの機会で、やられる市町がいらっしゃれば、ぜひやってくださいということでお願いしたいと思います。

6、長崎県立高等学校について。

（1）魅力ある学校づくりについて。

校長の学校経営についてでございます。

教育委員会では、令和3年度から10年間を計画期間とする「第三期長崎県立高等学校改革基本方針」の策定作業を進められ、教育制度の改革並びに適正配置などに関する基本的な考えを素案として示されておられるようでございます。

少子化に伴い、特に、離島をはじめ、県立高校の定員割れが進んでいく状況を見ますと、各学校において、特色のある学校づくりが今後も必要と思われます。

特に、普通科におきましては、その地域の生徒、親から見て魅力のある学校づくりは必要不可欠であると考えます。

そこで、学校経営者である校長の采配が大きく寄与するものと考えます。

各高校の校長は、学校経営の中で、方針、各自の目標計画を掲げられ、取り組んでおられるようですが、学校組織の活性化、ＰＴＡや同窓会や生徒の就職先になり得る地元企業などとの交流、あるいは周辺中学校との連携なども活発に取り組んでいただきたいと思いますし、その高校のイメージづくりとして、進学、就職の実績やスポーツ、文化での活躍も魅力ある学校づくりになってくるものと考えます。

校長の学校経営能力を向上させるため、県教育委員会では、どのような取組をなされているのか、お伺いいたします。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　県教育委員会におきましては、校長研修会の講話の中で、学校の実態に応じて、地域から信頼される魅力ある学校づくりに取り組むよう指導をしております。

また、校長に対して、学校経営方針の中で年度ごとに、例えば、外部への情報発信等の数値目標を設定させ、年3回の校長ヒアリングの中で、目標の達成状況や成果を確認し、各校の取組について指導、助言を行っております。

ご指摘のありました普通科高校の校長は、志願者を増やすことや進路実績の向上等の目標を設定し、それを達成するため、オープンスクールや中学校訪問、教育活動の魅力化や進路指導

の充実等の取組を行っております。

さらに、地元中学校の運動会や成人式等の地域の行事にも積極的に参加し、地域の高校の顔として、地域との結びつきを深めるよう努力をしております。

なお、校長会も、自ら率先して「普通科魅力化推進委員会」を設置し、情報交換を行ったり、研修会の中で、魅力ある学校づくりを目指した取組事例の発表を行うなど、地域と連携した取組の情報共有を進めているところであります。

今後とも、地域に開かれた魅力ある学校づくりを一層進めるため、校長の学校経営能力の向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　企業でいえば社長さんに当たるわけで、その高校の先生たちの機運の醸成とか、あるいは子どもたちへの対応のやり方、そしてまたその学校のイメージをよくしていくためには、やはり地域の方との交流もかなり必要になってくるものではないかと思っております。

そこで、目標を立てられて、しっかりと取り組んでいらっしゃるということなんですけれども、どうしても高校のイメージというのが向上していかなければ、近隣の中学校の親御さんたちも、地元の高校に入ろうじゃないかということにならないんじゃないのかなと思うところがあるんですけれども、もうちょっと地域との連携、あるいは中学校の校長先生との連携とかを深めていただいて、地域でのその高校のイメージアップ、そこに行けば大丈夫だよという形をぜひつくっていただきたいと思うんですけれども、その辺も含めまして、いかがでしょうか。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　議員ご指摘のとおり、高校の魅力化という点もそうなんですが、やはり教育の面におきましても、中高連携というのが非常に重要になってきているというふうに思います。

特に、郡部に行けば、そこの地元の中学校から地元の高校に行くという子が大半ですから、中高、いわゆる6年間を通して、その地元の子どもたちをどう育てていくかということが非常に重要になってくるというふうに考えております。

そういった意味では、生徒募集のこともそうなんですけれども、やはり地元の中学校、高校がお互いに率直に意見交換ができるような関係をつくることによって、その中学校の保護者からも、その高校に対する信頼、それと地域が、保護者がその高校に求めているものを一緒につくり上げていくというようなことにつながると思いますので、議員ご指摘のような点も含めて、県教育委員会、それから現場の校長先生方と一体となって、魅力ある高校づくりに努めていきたいというふうに考えております。

○議長（瀬川光之君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　「第三期県立高等学校改革基本方針」、先日、教育委員会教育長が答弁されましたけれども、これだけ子どもたちの数が減ってくると、統合する場合も出てくる可能性もあるということでしたので、一定ここでしっかりと地域の学校が魅力ある学校になって、統合にならないような形で進んでいければと思っておりますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

時間が若干余りましたけれども、これにて私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬川光之君）　これより、しばらく休憩

いたします。

会議は、11時10分から再開いたします。

― 午前１０時５４分　休憩 ―

― 午前１１時１０分　再開 ―

○議長（瀬川光之君）　会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

浦川議員―10番。

○１０番（浦川基継君）（拍手）〔登壇〕　おはようございます。

自由民主党、長崎市選挙区選出の、3倍頑張る浦川基継です。（発言する者あり）

今回は、2回目の一般質問の機会をいただき、皆様方に感謝申し上げます。

行政と議会は車の両輪と言われますが、本日はワンチームの精神で質問させていただきます。知事並び教育委員会教育長、関係理事者におかれましては、建設的なご答弁をお願いします。

1、国土強靭化計画について。

災害が都市にもたらす影響は甚大で、生活、製造、交通、観光、教育など、相互に複雑に関係する多様な活動が大規模に集積している都市が、自然災害によって被害を受けると、その影響はあらゆる方向に及ぶとされております。

近年、地震や豪雨、台風などによる被害が多発し、本県においても、9月の台風17号の被害だけでも公共土木施設災害は、河川、道路、港湾など50カ所、25億6,000万円以上で、農林業への被害は583カ所、18億4,000万円以上に及ぶなど、著しい被害をもたらしております。

平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」が公布、施行され、平成26年6月に、「国土強靭化基本法」に基づき、「国土強靭化基本計画」が策定されました。

また、近年、このような状況を踏まえ、国において平成30年12月に、国土強靭化基本計画の見直し及び「防災・減災国土強靭化のための3カ年緊急対策」が決定され、国土強靭化の取組が本格化しております。

「長崎県国土強靭化地域計画」は、平成27年に策定され、平成29年12月に改訂しております。しかし、新聞報道にもあったように、地域計画を策定している市町はゼロで、未着手は5市町と聞いております。国の方では、2020年度は「重点配分」、「優先採択」に変更され、2021年度には「要件化」するとの声もあります。

そこで、質問します。

（1）市、町における地域計画の策定状況について。

現在、市町の進捗状況はどのようになっているのか、ご答弁を求めます。

2、ソサエティ5.0について。

人口減少や少子・高齢化は、労働力不足や経済規模の縮小を招き、社会保障制度や地域コミュニティの維持を困難にし、国や地方の存在そのものを危うくする問題であり、本県にとっては大きな課題となっており、さまざまな対策を行っているところではありますが、改善には至っておりません。

このような状況の中、全国では、革新的な先進技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、格差なく多様なニーズに対応したサービスが提供されるソサエティ5.0の実現で、解決できる社会を目指すとして注目されております。

離島を多く抱える長崎県にとっては、医療や観光、農林水産、教育、航路、交通などの分野において、ＡＩやＩｏＴなどの革新技術の活用がこれからの社会をリードするものとして感じ、質問いたします。

（1）生産年齢人口減少に対応する取り組み。

本県は、全国より15年早く人口減少が進み、特に、若い世代で進学や就職のために県外への転出が多く見られ、本県人口の社会減に大きな影響を及ぼしております。

国の方では、東京への一極集中是正と地方活性化を柱に、地方への新しい人の流れを創出、地域を支える人づくりと地域経済の活性化を図るため、さまざまな施策を講じております。

中でも、ソサエティ5.0時代の地域社会の実現に向けた取組においては、未来を創造して取り組まなければならないため、通信環境、ＩＣＴを支えるインフラ整備が重要であります。「離島・半島地域振興特別委員会」において明らかになりました、超高速ブロードバンドの整備状況においては、利用可能世帯数が全国45位となっております。このような整備状況では、技術革新の前に企業の誘致、進出の判断材料にもなりかねない課題であると感じております。また、有利な地方財政措置もあることを勘案すれば、前倒しで整備できるよう、市町並びに民間事業者と連携して取り組む必要があります。

そのような状況ではありますが、時代の流れは早く、次の技術革新に進んでおります。

本県においても、ソサエティ5.0時代に向けて、持続可能な地域社会を構築し、次代を担う子どもたちと若者へ、どのような先端技術を取り入れた社会を、長崎県を構築していこうとしているのか、お尋ねします。

3、県立高等学校について。

（1）適正配置について。

本年10月に「長崎県2040年研究会」から出された報告書によれば、少子化による急速な人口減少と高齢化が進む中、本県では、全国より15年早く2025年には、老年人口44万2,000人とピークを迎え、2040年頃には、さまざまな分野で深刻な問題に直面することが想定されております。

また、小中学校及び義務教育学校の数は、平成21年には589校でしたが、平成31年には95校が減少し494校となり、今後も小中学校の統廃合は増加することが予測されております。

そこで、次の2点について、お伺いします。

「第二期高校改革基本方針」のもとでは、生徒数の減少に対し、小規模校をできるだけ維持してこられました。しかし、このままでは学校が小規模化し、生徒の進路希望等に対応できなくなったり、学校行事や部活動においても支障を来すなど、さまざまな問題が出てくると思います。

一方で、離島・半島を多く抱える本県においては、地方創生の観点から、小規模校をできるだけ維持することも大事であると考えます。

また、県内の小中学校の統廃合が進む中、県立高校の適正配置について、ご見解を伺います。

次に、本県の農業、商業や工業などの職業系専門学科の高校においては、各種コンテストや資格取得などにも積極的に取り組まれ、優秀な成績を収めております。

また、県内就職率も高く、専門学科高校の学級数を減らすとなると、本県の未来を支える若者の県内定着や優秀な人材を求めての企業誘致につながらないと考えますが、専門学科高校の再編整備についてのご見解をお伺いします。

（2）跡地活用について。

県立式見高等学校は、平成20年3月31日に閉校、県立野母崎高等学校は、平成23年3月31日に閉校しております。

現在、式見高校の一部は、県立図書館の資料倉庫として活用されております。また、野母崎

高校においては、原爆病院建替に伴う倉庫として活用されております。

日本赤十字社長崎原爆病院は、約2年間の工事を終え、本年5月に新病院に移転し、現在は2期工事に入り、2年半後の完成に向けて進捗していると聞いております。

現在、式見高校及び野母崎高校においては、所管が教育委員会にあると聞いておりますが、閉校から既に8年から10年を経過しておりますが、今後の活用として、教育機関関連の施設活用を考えていられるのか、または地域の活性化につながるような活用を考えているのか、ご見解を伺います。

（3）公費による空調設備の設置について。

近年、温暖化やＰM2.5などの環境の変化により、小中学校においては、空調設備を公費より順次整備しております。

また、高校の空調設備については、47都道府県で29県において保護者が負担しておりますが、近年の環境変化を踏まえ、公費への検討をはじめているとも聞いております。

このような状況を勘案すれば、本県においても、方針転換が必要な時期にきているのではないでしょうか。

また、令和元年度学校基本調査によると、長崎県高等学校進学率は99.1％と、九州圏内では第2位であることを勘案すれば、高等学校においても義務教育の範囲と考えてもおかしくない時代になっていると感じますが、愛情あふれるご見解を伺います。

4、インバウンド観光対策について。

観光庁が10月に発表しました、2019年7月期から9月期の訪日外国人消費動向調査での旅行消費額は1兆2,000億円と、前年同月比9％増となっております。また、1人当たりの旅行支出は16万5,000円、前年度同月比5.2％増で、2019年1月期から9月期では3兆6,189億円と過去最高を記録しております。なお、2019年4月期から6月期での旅行消費額は1兆2,810億円、旅行支出は15万7,000円となっております。

このようなことから、年々増加する訪日外国人に対して本県へ誘致することはもとより、宿泊を含めた旅行消費単価を上げることは重要な課題と感じ、以下、2点について伺います。

（1）クルーズ船対策。

国土交通省より令和元年6月に発表されました、2018年の我が国のクルーズ船の動向では、2018年の訪日クルーズ船旅客数は、対前年比3.1％の減、245万1,000人で、クルーズ船の寄港回数は、対前年比6％増の2,930回、外国船社の寄港回数は1,913回となり、寄港回数は過去最高を記録しております。

本県の2018年の寄港数は、長崎港220回、佐世保港108回、その他9回で、乗客、乗員合わせて125万2,000人と年々増加しております。しかし、近年では、大型クルーズ船に対応した岸壁が全国各地で整備、または整備予定とも聞いております。

実際のところ、外国船社による寄港回数の統計を見ても、その他の港湾は2015年の201回であったものが、2018年には571回と倍増しており、本県の市場占有率も13％から13.26％で推移していたものが、現在11.23％へ減少しております。

長崎港においては、今後2バース化も検討しておりますので、日本のクルーズ船の2018年全国寄港回数が1,017回に対して、長崎への寄港は5回であることを考えると、誘致対策も必要と思います。

また、中国からのクルーズ船が多く寄港して

おりますが、台湾からのクルーズ船やメガヨットなどの需要も増加していることを勘案すれば、本県においても、寄港できる港湾施設整備を含め、周知などＰＲが必要と思いますので、ご見解をお伺いします。

（2）観光産業の充実について。

人口減少、少子・高齢化による地域活力の低下が見込まれる中、観光客の誘致、地方創生による観光振興、地域資源の活用については、地域間競争が激化しております。

そのような中、本県の観光消費額は2018年3,778億円と、2014年3,251億円から見ても鈍化しており、2020年目標値は4,312億円となっていることを勘案すれば、さらなる観光客の誘致、ＰＲが必要と感じております。

また、長崎県においては、離島をはじめ、多くの地域資源と魅力ある地域の特産物が多くあり、私も県内視察に同行させていただき、はじめて見るものも多く感動いたしました。

このような感動は、現地を訪れて触れて体験できるものでありますが、知らないのでは旅行の行程に入ることもありません。ましてや、クルーズ船や長崎に来た観光客は、滞在時間も6時間程度であるため、寄港地周辺の周遊も限定的とも聞かれます。

そこで、観光トイレを整備し、駐車場とあわせて物産館等を官民共同で設置し、観光ルートにトイレ休憩とあわせて10分程度の立ち寄り所として整備してはどうかと思いますが、ご見解を伺います。

5、農業振興について。

（1）東長崎地域における農地の基盤整備の推進状況。

農業振興を図るためには、まず、農家が生産性向上を図られるよう、農地の大区画化や道路、排水路、かんがい施設の整備等、生産環境の整備が不可欠であります。

そのうえで意欲ある担い手が生産努力することによって、農業所得が向上するとともに、農業の魅力を広く情報発信していくことで魅力を感じた若者が定着し、さらにＵＩターン者も増え、集落の活性化にもつながっていくものと考えております。

私も、農地の基盤整備の推進に当たっては、地域のリーダーにその必要性を十分に認識していただくことと、県職員の熱意ある姿勢を見せていただき、支援体制が整っていることを周知する必要があると考え、去る9月3日に、東長崎地域の農業者や農業委員へ呼びかけ、ＪＡや長崎市とともに、飯盛地区や島原半島地域で実施された農地の基盤整備地区を視察し、各土地改良区の皆様と事業推進に当たって苦労された点や事業効果などについて意見交換をしたところであり、改めて農地の基盤整備の必要性を感じるところであります。

そこで、東長崎地域での基盤整備の実現に向けて進めなければならないと強く感じているところですが、現在、東長崎地域で進められている農地の基盤整備の進捗状況について、お伺いします。

以上、檀上からの質問とし、あとは対面演壇席から質問させていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕　浦川議員のご質問にお答えいたします。

ソサエティ5.0の実現に向けた先端技術の取り込みをどのように進めていくのかとのお尋ねでございます。

人口減少や少子・高齢化など多くの課題を抱

える本県にとって、急速に進展するＩｏＴやＡＩなどの先端技術を取り込み、産業振興や地域課題の解決に活用していくことが極めて重要であると認識しております。

このため、平成28年度から令和2年度までを推進期間とする「ながさきＩＣＴ戦略」を策定し、産業、生活、福祉など、さまざまな分野で幅広く導入を進めているところであり、その基盤となる超高速ブロードバンドについても、市町と連携しながら整備促進を図っているところであります。

今後は、このような先端技術がさらに導入されることによって、介護事業所でのロボット活用やセンサー技術による見守り、橋梁の点検・診断や農産物の病害虫防除、生育予測にＡＩやドローンを活用するなど、あらゆる分野での利活用がますます進んでいくものと考えております。

県といたしましては、こうした点を踏まえ、これまでの「ながさきＩＣＴ戦略」に代わる新たな戦略を令和2年度中に策定し、将来を担う世代が安心して働くことができる社会に向けて、各分野における先端技術導入の促進に力を注いでまいりたいと考えております。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長（瀬川光之君）　危機管理監。

○危機管理監（荒木　秀君）　市町の国土強靱化地域計画策定の進捗状況についてのお尋ねですが、本年12月1日現在、策定済みの市町はありませんけれども、策定中が13市町、策定予定が8市町であり、全ての市町において地域計画の策定が着手されている状況となっております。

県としましては、市町に対し、文書依頼や担当者説明会の開催に加え、策定未定の市町については、県議会の瀬川議長にも出席をいただき、危機管理課長と訪問をし、首長や議長等に対し策定の依頼を行ったところであります。

さらに、既に策定している県計画のデータを盛り込んだ策定ツールを市町へ提供するとともに、担当者が市町に出向き、具体的な内容説明や助言等を行っており、今後も市町の計画が早急に策定できるよう、支援をしてまいります。

○議長（瀬川光之君）　教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　私の方から、4点お答えをいたします。

まず、県立高校の適正配置をどのように考えているのかとのお尋ねですが、県立高校の適正配置の基本的な考え方については、中学校卒業者数の推移や高校への入学状況、地域の実情等を十分に考慮し、全県的な視点に立った統廃合を含む再編整備を行うことで、学校の機能と教育水準の維持向上を図ることとしております。

また、「第三期基本方針素案」では、入学者が定員を大きく下回った小規模校については、県や地元関係者等で組織する協議会を設置し、地元と一体となって学校の活性化策に取り組むこととしております。

なお、活性化策に取り組んだ後、十分な成果が見られない場合は、統廃合についてもあわせて検討することとしております。

次に、専門学科高校の再編整備についてのお尋ねですが、若者の県内就職や企業誘致において、専門学科高校が重要な役割を果たしていることは認識をしているところであります。

一方、県立高校におきましては、普通科を含む多くの学科やコースを設置して、生徒の多様な進路希望に応えるとともに、幅広い分野で社会に貢献できる人材の育成に努めております。

なお、「第三期基本方針素案」では、各学科

やコースの教育内容の特色化や新たな学びの導入等を図り、社会の変化に対応できる人材の育成を進めることとしております。

議員お尋ねの専門学科高校の学級減を含む再編整備については、中学生の志願や卒業後の進路等の状況及び各学科に関する社会環境の変化を踏まえ、必要があれば検討することもあり得ると考えております。

次に、高校の跡地活用についてのお尋ねですが、式見高校と野母崎高校の跡地活用については、これまでも地元自治会や長崎市等と協議を重ねてきたほか、県庁内におきましては、「県有財産管理運用本部会議」で横断的に情報共有を図り、各課でも活用策の検討を行っておりますが、現時点において有効な活用策は見出せていない状況であります。

なお、両校の跡地については、現在、一時的な貸し付け等を行っております。

今後の活用につきましては、改めて地元自治会や長崎市等から意見をお聞きしたうえで、活用の意向がないということであれば、売却等に向けた検討も行う必要があると考えております。

最後に、県立高校の空調設備を公費で設置すべきではないかとのお尋ねですが、小中学校の空調設備につきましては、昨年度、国の補正予算で全ての普通教室等に整備するための臨時特例交付金が創設をされまして、あわせて地方負担分における地方交付税措置が拡充されるなど、市町における財政負担の軽減、これは、実質的な地方負担が51.7％から26.7％に改善をされた措置でありますけれども、このような措置が図られたことから、今年度末までに全ての普通教室への設置が完了する予定となっております。

本県の県立高校での公費設置についても検討いたしましたけれども、県立高校の空調設備については、国の補助制度や交付税措置もなく、仮に全ての県立高校の普通教室に公費で設置しようとすれば、部屋数も多いことから、設置費や維持費に年間約1億8,000万円の新たな財政負担が生じ、その全額を一般財源で負担することとなります。

本県の財政状況が厳しい中、現在、県教育委員会におきましては、子どもたちの学力向上を目指して、県立学校の全ての普通教室に電子黒板を設置しているなど、学校におけるＩＣＴ化を進めるほか、老朽化した校舎の改築や改修など優先的に取り組むべき課題もあることから、現時点では公費による負担は困難というふうに考えております。

○議長（瀬川光之君）　文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（浦　真樹君）　私の方から、インバウンド観光対策につきまして、2点お答えをいたします。

まず、日本及び台湾からのクルーズ船の誘致を強化すべきではないかとのお尋ねでございますが、近年、長崎港の松が枝岸壁におきましては、中国発着クルーズを中心に、年間200回前後という非常に多くの入港予約が入っておりますため、使用できる日が少ない現状にございます。

このため、県といたしましては、日本の船会社に対しまして、空き岸壁に余裕のある出島岸壁のほか、離島の港などへの誘致に取り組んできているところでありまして、今後も、県内各港へのさらなる入港拡大に努めてまいりたいと考えております。

また、日本寄港の台湾発着クルーズでございますが、昨年全体で234回の入港がありましたが、そのほとんどが、台湾と距離的に近い沖縄県の港に集中している状況にございます。

一方、長崎港にも昨年5回の入港があっておりますことから、県といたしましては、今後の入港拡大に向けて、まずは台湾発着クルーズを運航しております船会社との間で、クルーズの今後の需要見込み、あるいは九州本土地域への寄港に対する考え方、こういった点について意見交換を行ってまいりたいと考えております。

次に、観光ルートに観光トイレを整備し、駐車場とあわせて物産館等を官民共同で設置してはどうかとのお尋ねでございますが、本県には、年間約90万人のクルーズ乗船客をはじめ、多くのインバウンド観光客が訪れており、長崎の魅力ある県産品を購入していただき、県内消費を増やしていくことは非常に重要であると認識をしております。

このため、現在、長崎駅前周辺には、長崎県物産館や土産品店、郊外にも大型バスの駐車やトイレ休憩も可能な道の駅、あるいは民間の物産センター等がございますことから、これらの施設への周遊を、寄港地ツアーを企画する旅行会社に対して働きかけているところでありまして、実際に周遊につながった事例もあっておりますので、今後、さらなる周遊性の向上を目指してまいりたいと考えております。

なお、議員ご提案の新たな施設の整備につきましては、長崎県物産館をはじめ、既存の施設がございますことから、県といたしましては、まずはこれらの施設への外国人観光客の利用促進を図ることとし、そのために必要となる情報発信、あるいは免税対応、Ｗｉ－Ｆｉ整備など、観光客のニーズに応じた環境整備について、さらに関係者と協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　メガヨットなどが寄港できる港湾施設の整備も含め、対策、周知などＰＲが必要とのお尋ねですが、メガヨットは、一般的に外国人富裕層などが個人所有する全長30メートル以上の大型クルーザーのことで、寄港する地域への経済効果が大きいと言われております。

近年、日本へのメガヨットの来訪は、年間10隻程度で、そのうち1隻から2隻が長崎港に寄港しており、出島岸壁や尾上岸壁などに通算5隻を受け入れております。

今後も、経済効果が見込まれるメガヨットの寄港の促進を図るため、受け入れ代理店や関係機関とも連携しながら、長崎港の情報を広く世界に発信してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　農林部長。

○農林部長（中村　功君）　東長崎地域での農地基盤整備の進捗状況についてのお尋ねでございます。

長崎市東長崎地域における農地基盤整備につきましては、本年6月にＪＡが主体となって地元農業委員、市、振興局等の関係機関が参集して、農地基盤整備に関する事業制度の勉強会を開催して以降、地区別に農地整備の可否、リーダーや担い手候補者の有無等について、検討、協議を実施しているところでございますけれども、いずれについても検討中であり、現時点では候補地の選定ができていない状況でございます。

今後は、大規模な基盤整備だけではなく、地域面積や地形条件等に応じて、狭地直しや進入路等の簡易な整備が可能な地域を選定し、地域ごとに農業者との話し合いの場を設け、担い手の意向に応じた基盤整備の取組はもとより、今後の地域農業振興のあり方を含めて、推進主体である地元長崎市と協議を行いながら、地域の

話し合いを進めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　浦川議員―10番。

○１０番（浦川基継君）　一通りの答弁、ありがとうございました。

それでは、理解を深めるため再質問させていただきたいと思います。

まず、国土強靭化計画については、議長も動いていただいたということでありましたけれども、実際のところ、2021年の予算編成の方に対しては、各市町の方も含めて今、策定中ということですが、本当に間に合うのかということと、例えば、来年度も含めて影響はないのか、そこについて、お尋ねしたいと思います。

○議長（瀬川光之君）　危機管理監。

○危機管理監（荒木　秀君）　議員ご指摘のとおり、令和3年度の国の補助金等活用に係る予算要求につきましては、その裏づけの根拠としまして、本計画が必要となってまいります。

したがいまして、令和3年度の国の予算概算要求がはじまる令和2年度の6月頃までにはできるよう、各市町の策定の進捗状況を把握しながら、影響がないように市町へ働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　浦川議員―10番。

○１０番（浦川基継君）　令和2年度6月までには間に合うようにという形でお聞きしました。

この国土強靭化地域計画がやっぱり策定されないと、国の方も支援されないという中でのことでありますけれども、特に、最近では、災害、台風でもゲリラ豪雨も発生するような状況になって、災害に対する県民の関心度は高いものでありますので、市町の方もまだまだ理解度が不足している部分もあるかと思いますので、いろいろなものをやっぱりこの国土強靭化地域計画の方に載せていただけるように、これまで以上に連携をしっかり取っていただきたいと思います。

次に、ソサエティ5.0についてですけれども、こちらの方は、これからの未来を創造するような取組、社会変革をもたらすような取組になっておりますので、私も、このソサエティ5.0がどういうものか、また、通信だけでは５Ｇの世界になるということで、今の通信速度が100倍以上にスピードが上がって、それなりのタイムラグが発生しない時代になるとは聞いております。しかし、全体を通して見れば、この技術革新をどのように使っていくか、どのような分野に取り入れてくるかというのがとても重要なものだと思っております。

先ほど、知事答弁の中で、医療介護についてロボットとかという話もございました。一つは、そういった部分が技術革新の中であることは確かにそうなんですけれども、今、介護をしている方、看護をしている方々は、今現状は、例えば、子どもを預けられないという中で、いろいろな形で時間をつくってやっているといった面もあります。

だから、現在の課題と新たな技術革新という、この二つをしながらやっていかなければいけないという部分が、今回のソサエティ5.0という、新たな社会構築をしていくうえでは重要な課題だと思っております。

まだまだ今からの課題でありますので、正直私も、長崎県がどういう未来を具体的に描いているのかというのは、まだ「ロボット」とか、「ＩｏＴ」という単語だけではわからないと思います。

しかし、国の方では、そのソサエティ5.0という社会も含め、どのような利活用、また活用している先端技術があるかというのをやはり紹

介して、こういう事例にこういう活用、こういう事例とこういう事例を連携したとか、地域課題に合わせた対応を含め、いろいろな取組を紹介しております。

私の見た中では、やはり在宅医療の問題とか、そういったものを考えると、やはり長崎にいても、離島にいても、同じような医療水準が受けられるというか。例えば、体にそういったソサエティ5.0の技術を積んだ端末を設置して、タイムリーに常に体の状況が中央の方の病院とかに送られて、それが突然変化した時にすぐ近くの離島の病院に連絡できるとか、救急車に連絡できるとか、そういうシステムが参考という形で載っておりました。

だから、私も何ができるのかという部分では、はっきり具体的にはできませんでしたけれども、先ほどご紹介した分に関しては、長崎県の離島・半島の課題を解決する一つになると思いますし、これまでいろいろな形で苦労されてきた介護や看護をされている方々の負担を少しでも軽減できるものでなければと思います。

で、要望となりますけれども、長崎県の抱える人口減少、少子化、高齢化に伴う生産年齢人口等の諸課題解決に積極的に取り入れた新たな利活用から生み出されるシステムや価値は、社会問題の解決につながる基礎となり得るものでありますので、その革新的な技術、アイデアは基礎科学の発展に資する重要なものとなり、国際競争力として長崎県の産業を支えていくものと思います。どのような未来を子どもたちに示すことができるのか、来年度策定予定のＩＣＴ戦略に期待して、次の質問に移らせていただきます。

次に、高等学校について、お尋ねします。

県立高等学校の跡地ですけれども、現在、一時的な活用をしているということなんですが、先ほど、自治会や市町とも協議していった結果、何も利活用がなかったという中で、今は一時的な活用をしているということでした。

しかし、まず、基本になるのは、県有財産管理運用本部会議での分類基準にあるとは思うんですけれども、この物件に関しては優良物件とか、地域要望の土地とか、要望なしとかなんかそういう分類があるようですが、どのような分類になっていたんでしょうか。

○議長（瀬川光之君）　教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　まず、式見高校は、保有地という整理をしておりまして、野母崎高校跡地は、現在、処分等予定地という整理をしております。

○議長（瀬川光之君）　浦川議員―10番。

○１０番（浦川基継君）　保有地と処分地ということなんですけれども、保有地だったら教育委員会所管になるかと思うんですが、処分の場合であれば、所管は本来は総務部とかになるんじゃないかなと思うんですが、手続上でしょうが、教育委員会でずっと所有していたというのを考えると、教育委員会で利用されるのかなと私は思っていたんですが、そこの部分に関してはどうですか。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　現在の県のルールにおきましては、先ほど申し上げたとおり、統括的には運用本部会議等で処理をするんですけれども、例えば、ご答弁で申し上げた所管している、いわゆる土地についての利活用で地元の市町に聞くとか、自治会と協議をするというのは、とりあえずその土地を所管している部局において行うというシステムになっております。

○議長（瀬川光之君）　浦川議員―10番。

○１０番（浦川基継君）　ちょっとはっきり言って、これは納得できないですけれども、今後の利活用については、改めてもう一回協議していただくという形のご発言もございましたので、できたら地域の活性化に寄与できるような施設活用だったり、企業誘致も含めて、廃校跡というのは、これからも高校だけじゃなく小中学校もある中で、よく協議しないと、教育施設ばっかり空き家というか、そういった利活用がされない施設が多くなる可能性もありますので、県としても、やっぱりほかの地域、離島・半島の場合はやっぱりその施設が重要であるため、次の活用策というのはされてきていた。過去、平成22年、平成23年にもあったようにですね。そういったのを見たら、ほかの地域、離島・半島の地域では、利活用するいろいろな意見が出されたようなんですが、この長崎市に関してはずっと放置というか、そういった部分がございますので、今後の利活用と何に使うかという部分をしっかり協議していただいて、地域の活性化に寄与できるものになることを期待しておきたいと思います。

次に、公費による空調設備の設置についてということで、こちらの分に関しては愛情あふれる回答をいただきたいなと思ってはいたんですけれども、結果的にというか、今の時点での答弁では、国の特例交付金の措置が、小中と違って、ないという部分と、今ＩＣＴを利用した新たな各課の分だったり、改修費による費用負担といったものを考えると、今整備できないという話なんですが、まず、1億8,000万円の運営費とか、維持経費がかかるという部分で調査していただいたとご答弁いただきましたが、これはやっぱり一旦はやってみようかと思って調査されたのか、とりあえず調査してみろというふうな感じの流れだったのか。それはちょっと気持ちの部分でしょうけれども、ちょっとお答えいただければ。（発言する者あり）

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　気持ちの問題としては、できればやりたいじゃないか、いわゆる、すぐ明日ということじゃなくてですね。

先ほど言ったように、県教育委員会が抱えている大型プロジェクトが、一定終わりが見えてきた。学校の改修は毎年続くんですが、例えば、ＩＣＴ化に対する対応とかいう大型プロジェクトが一定先が見えてきた時に、先に取り組むべき課題としては、これがあるなという認識のもとに、じゃ、実際問題として経費がどれくらいかかるかということを、現状のリース料等をもとに試算をしたということですから、気持ちとしては、できれば設置はしたいとは思っております。

○議長（瀬川光之君）　浦川議員―10番。

○１０番（浦川基継君）　教育委員会教育長の愛情あふれるハートの方はお聞きしたんですけれども、やっぱりそこは公費という部分でやはり厳しいというか、全体を見通して判断しないといけないのかなとは感じております。

しかし、県の総合計画においては、子どもを生み育てやすい環境の整備、また、それを一層推進していくという部分の文言がございます。そういったものを考えると、1億8,000万円という部分では、金額的には確かに大きいなと感じます。しかし、全体の県の予算で見れば、今、給与費も含む教育費で見ておりますけれども、19.526％。それで、これに1億8,000万円を足すと19.546％になるんですね。全体の予算の中の0.02％の教育費の増加になります。

だから、1億8,000万円だけを聞くと、確かに金額的には大きいんですけれども、他県を見ても変動はございますが、やっぱり17％から20％ぐらい、県の予算の中で教育費として使っております。だから、この0.02％が、仮に今後何十年も高校生がおられる、ずっと。増減はしていくかもしれませんけれども、1億8,000万円がずっと続いたとしても、長崎県の6,900億円から7,000億円の全体の一般会計予算からいくと、0.02％は、プラス子どものために使っても私はいいんじゃないかなと思うんですが、長崎県でも20％を超える教育費を上げた時もあります。これは、耐震化だったり、いろいろな部分が重なったんじゃないかなと思いはしますけれども、でも、それは全体の予算の中で20％になっても運用はできてきたというふうに、今まで過去の実績を見て、思うんです。

だから、0.02％が上がっても、長崎県は大丈夫と思うんですけれども、この0.02％がだめであるならば、もうこれより以下の、全体として19.526％以下の予算の範囲内でするように、財政から言われているんですか。（発言する者あり）ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　これは、もう議員ご案内のことかもしれませんけれども、教育費全体の比率というのは、本県平成31年度予算で21％ございます。このうち、教育委員会の所管の分が約20％、19.5％です。ただ、その内訳が、給与費が19.5％のうち17.2％ということですから、その他としては2.3％。教育委員会では、政策的経費と、それから学校の運営費等に使えるのは、その2.3％の中でどう動くかということであります。

それで、例えば、電気代、この先、1億8,000万円のうち、計算した時に9,100万円ぐらいかかります。で、現在、そのエアコンをＰＴＡにお願いしていて、その分は外出しなんですけれども、県立高校全体で電気代だけで約2億1,000万円支払っております。そこのほかの電気代は節約できないわけですから、約9,100万円がそこにオンすることになりまして、3億円の電気代を毎年払うことになると、先ほど言ったように、2.3％の中で9,000万円増えるということの大きさであります。

ですから、私として、先ほどの答弁で申し上げたとおり、優先順位をつけてやる必要があるということで、今現在は通常ベースの学校の、いわゆる危険を防止するための改修のほかに、先ほど議員からもご質問があった、今後のソサエティ5.0の社会の中で生き抜く力を高校生につけるための施策が先ではないか。現実的には、ＰＴＡの方々のご協力で各学校にはエアコンが設置されているということを踏まえたうえで、優先順位としてそう考えているということで、今、方針としてはそう思っているということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（瀬川光之君）　浦川議員―10番。

○１０番（浦川基継君）　切り詰めていったら、2.3％ということで、なかなか厳しい財政というか、厳しい枠の中でやっているのかなと理解します。

そうなると、財政の方が、この分の方を乗せてやってもいいんじゃないかと思います。教育委員会教育長は、やっぱりやりたいという気持ちがあるけれども、やっぱり財政から止められているんじゃないかなと、今の話を聞いていたら、気持ちは、もう設置してやりたい。しかし、財政の中で、やっぱり2.3％の枠の中でやって

いるから乗せられないということなんですけれども、もし、よろしければ、財政の方からの答弁をいただければ助かります。（発言する者あり）

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）　さまざまご議論をいただいておりますが、私も、気持ち的には（発言する者あり）何とかしてあげたいなという思いでいっぱいであります。

今、本県の財政状況は、極めて厳しい状況でありまして、この議会でもたびたびご議論をいただいておりますように、いわゆる基金の取り崩しに頼らないような財政構造を早く実現する必要があると、それはいつだというご議論をいただいてきたところであり、令和3年ぐらいにはそういった体制を実現していこうと、こうお答えをしてきているところであります。

そのためには、さまざまな見直しを進めているところでありまして、本当に県民の皆様方にとっては痛いところの補助金を削減させていただいたり、もっと手厚く施策の拡充を図るべきところをなかなか手が届かない分野、そういう全体の見直しの中で財源を捻出していかなければならない。

で、教育委員会教育長が、先ほどから非常に苦しい答弁をしておりましたけれども、教育分野の振興を図るためにも、また、これからしっかり取り組まなければいけない分野もあるわけでございまして、そういう中で他県の動きも見られるということでありますので、いつまでも放置するわけにはいかないと思いますが、やはり施策の集中重点化、優先順位に沿った対応を図っていく必要があると考えているところであります。

○議長（瀬川光之君）　浦川議員―10番。

○１０番（浦川基継君）　ありがとうございます。知事の方からも気持ちはいただきましたので、それに期待して私も協力していきたいと思います。（発言する者あり）

ただ、一つだけ他都市の状況の方をご紹介させていただきたいと思います。

特に、新しいのが2019年1月に、福岡県の教育委員会の方で、県立高校全95校のエアコン設置や維持管理費について、保護者負担から公費に切り替える方針を示しております。それに伴って、県議会の方も国に新たに、先ほど小中学校にあったような特例交付金財政措置の支援を求める意見書も同じように提出しております。

だから、私たちも決めていただければ、それに対するそういうふうな動きもあるのかなとは思いましたけれども、令和3年、いろいろな取組が必要かと思いますが、令和3年を目指して、空調設備が公費負担になるように、議員の皆様方もご協力いただいて、高校生の皆さん、生徒の保護者もそうですけれども、負担軽減に努めていただきたいと思います。

では、一つだけ、ちょっとこの分については要望を言わせていただきますけれども、人口減少や超高齢化社会の克服には、子どもの数の増加が必須な課題であります。人口が減り続ける社会は、いずれ消失することになり、どのような未来を描くこともできません。子どもの幸福を最大化し、子どもを生み育てやすい社会、生み育てたくなる長崎県をつくり進めることを未来への投資として、積極的に位置づけることが重要だと思いますので、他都市の様子を見て、他県に遅れることのないよう求め、次の質問に移らさせていただきます。

次は、インバウンド観光についてですけれども、まず、今、中国を主流にして主体的にやっ

ているから、空きがないので、その空きの対応でほかのクルーズ船ということなんですが、中国と台湾のクルーズ船の一人当たりの単価といいますか、経済効果といった部分に関してはどのように把握しているんでしょうか。

○議長（瀬川光之君）　文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（浦　真樹君）　クルーズ船におきますお客様の消費単価でございますけれども、中国のお客様でございますが、平成30年にこれまで調査をした単価から算出した額で2万7,497円でございます。それから、台湾につきましては1万9,314円となっております。

○議長（瀬川光之君）　浦川議員―10番。

○１０番（浦川基継君）　中国の方が、まだまだ8,000円高いということなんですけれども、他都市の状況を見ますと、やはり中国の比率がどんどん変わってきております。特に、長崎県の場合、近い部分はあるかと思いますけれども、他都市の状況を見ると、今はもう台湾の方にどんどんシフトしております。

これは、私は、逆に台湾の方が単価が高い状況になってきているんじゃないかなと思っておりますので、できれば、今後、台湾とか、他都市の状況とかを調査していただいて、できるだけ新たな需要という部分で、中国だけじゃなくて、台湾だったり、先ほどメガヨットだったり、クルーザーだったりという部分での要望も言いましたけれども、そういった新たなところをやっぱり探していただきたいと思います。

もう一つは、物産館についてですけれども、一応大黒町の方に県の物産館がありますが、どれぐらいの売上なのかということと、インバウンド、外国人に対してとか、クルーズ船に対しての、そういったお客様に対する売上はどれくらいになるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（瀬川光之君）　文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（浦　真樹君）　物産館での売上でございますけれども、平成30年度で約1億円程度の売上ということでお聞きしております。

その中で、外国人客の売上でございますけれども、正確な数字が把握はできておりませんが、実際に対応されています物産館の方にお聞きしますと、月に100名程度の外国人来客があっていると、そのうち約２～3割の方に購入をいただいているということで、購入単価が一人当たり約1,500円程度とお伺いをしているところでございます。

○議長（瀬川光之君）　浦川議員―10番。

○１０番（浦川基継君）　経済効果として2万7,947円ということですけれども、航路、交通とかいろいろなことも含めてでしょうが、クルーズ船でインバウンド対策として観光消費額を上げていくという部分では、やはり県内に幾ら落としてくれるかというのが課題だと思います。

確かに、対馬市の方で、韓国、今ちょっと厳しい状況になっておりますけれども、来た時には40万人が来て、やっぱり潤いが、もうバブルのような動きもあったと聞いております。だから、それはそこに域内で落ちているからだと思いますので、そういった効果が見えないと、長崎県の県民の方々は、もうクルーズ船は渋滞だったり、トイレの問題だったり、いろいろな部分で困っていると聞いておりますので、そういった対応も今後注意していただきたいと思います。

それと東長崎の農業基盤整備については、今本当に一生懸命みんなでやろうという機運が高

まっておりますので、ぜひ今後ともしっかりフォローして、基盤整備がうまくいくような形で、あらゆる可能性を調査していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬川光之君） 午前中の会議はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

― 午後　零時１２分　休憩 ―

― 午後　１時３０分　再開 ―

○副議長（西川克己君） 会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

饗庭議員―4番。

○４番（饗庭敦子君）（拍手）〔**登壇**〕 皆様、こんにちは。

西彼杵郡選出、国民民主党、改革21、饗庭敦子でございます。（発言する者あり）ありがとうございます。

4月の統一地方選挙におきまして、県民の皆様の負託をいただき、初当選させていただきました。県民の皆様には、心から感謝申し上げます。

県民の皆様の声を県政に届け、誰もが笑顔で暮らせる長崎県になりますよう、誠心誠意、頑張ってまいります。（発言する者あり）

本日は、お忙しい中、傍聴へお越しいただきまして、まことにありがとうございます。

県議会ではじめての登壇でありまして、緊張しておりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、知事をはじめ、県警本部長、教育委員会教育長、部局長におかれましては、県民にやさしい答弁、午前中にありました愛情のある答弁をお願い申し上げ、質問通告に従い、分割質問方式にて質問させていただきます。（発言する者あり）

1、社会的孤立について。

先日、ローマ教皇が来日され、その時のテーマは、「すべての命を守るため」でした。

多くのメッセージを発せられた中で、「日本は、経済的に高度発展した社会ですが、社会的孤立している人が決して少なくなく、命の意味がわからず、自分の存在の意味を見出せず、社会からはみ出していると感じている人がいる」ということで、社会孤立についても発信をされておられました。

また、ＯＥＣＤの調査によれば、家族以外とのつきあいがほとんどない、社会的孤立の状態にある人の割合は、先進国の中で日本が最も高くなっております。

日本は、孤立王国と言われております。どうすれば、誰もが孤立せず、安心して暮らすことができるのかという課題は、長崎県としても取り組むべき課題というふうに思っております。

（1）ひきこもり8050の問題。

①ひきこもりによる孤立を防ぐための対策。

近年、50代のひきこもりと80代の親が社会的に孤立し、困窮する「8050問題」が深刻化しております。とても大きな課題であるというふうに考えております。

長崎市におきましては、昨年8月、母子2人暮らしのアパートで母親の遺体が見つかるというとても悲しい事件がございました。関係者によりますと、息子さんは、無職で、長年ひきこもり状態だったというふうに言われております。このような出来事になる前に支援につなげることができなかったのか、お伺いします。

また、長崎県では、ひきこもりの人数が、若年層では約5,000人、中高年層では約6,000人と

推測されております。

社会的孤立を防ぐために、県でどのような取組を行っているのか、お伺いします。

②ＮＰＯ法人との連携について。

ひきこもりの支援は、行政による支援だけではとても難しいというふうに感じております。地域住民に身近なＮＰＯ法人との連携が必要と考えておりますが、具体的にはどのような連携を取っておられるのか、お伺いします。

（2）高齢者の孤立問題。

①高齢者の社会的孤立について。

高齢者の孤立問題で、生活支援体制整備事業の一環として、「支えあい地域活動」が、長崎県も市町に指示し、取組が各市町ではじまっているというふうに思います。

これまで、犯罪とは無縁であった人たちが、老老介護や独居などといった環境下におきまして、困ったことがあっても、なかなか誰にも助けを求めることができず、高齢者にして、はじめて犯罪をしてしまったというケースも増えてきていると言われております。

長崎県の高齢者犯罪の現状は、事前に担当課のところにお聞きしましたところ、平成26年は480件、平成30年は531件と、やはり増加傾向にあり、長崎県の犯罪が全体的に減少している中での高齢者の構成率は、平成26年と比較すると10％も高くなって、30％を超えている現状でございます。

高齢者の犯罪を減らすためにも、社会的孤立という問題を解決する必要があると考えております。

高齢者の社会的孤立について、県の認識と取組をお伺いします。

（3）子どもを取り巻く課題。

①不登校に対する県の取組について。

不登校の児童生徒が5年連続で増加し、小学生、中学生は、16万4,528人と、前年から2万人以上増え、過去最高を更新しました。

いじめや家庭状況などの背景を多面的に探ることで今後の対策につなげると、文部科学省は、来年度、欠席が続く小中学生から、学校などを介さずに聞き取り調査を行うという方針を固めておられます。

学校で孤独に感じ、孤立していくと、不登校になることがあり、不登校が続いていくと、ひきこもりになる可能性もあります。学校で孤立しないための県教育委員会としての対策は何か、お伺いします。

②小中学校のいじめの実態について。

文部科学省の調査によりますと、いじめは、前年度から約13万件増えて、過去最多の54万3,933件に達しております。本県でも3,213件となっております。

長崎県で、過去に、某中学校でいじめられ、孤立してしまい、自死に追い込まれたという悲しい事件があったのは、皆様のご記憶にもあるかというふうに思います。県下の小・中学校のいじめの実態を、県としてはどう捉えておられるのか、お伺いします。

③貧困世帯への取組について。

2013年に「子ども貧困対策法」が成立し、子どもの貧困が広く知られるようになり、子ども食堂も、それと歩調を合わせるように広がってきています。

国内の子どもは、7人に一人が地域や社会で普通とされる生活を送れない、相対的貧困にあると言われております。

先日、個別の視察で沖縄県を訪問した時に、沖縄は、県事業で子どもの居場所づくりに取り組んでおられました。また、沖縄は、元教員や

社会福祉士資格を持つ人を支援員として採用し、学校と家庭の橋渡し役となり、困窮状態にある家庭を見つけたり、福祉や行政サービスにつないでおります。

長崎県でも、民間団体が子ども食堂に取り組んでおられるのは承知しておりますが、まだ、開催をされていない市や町もあるように思います。県として、どう関わっていくのか、お伺いします。

そして、衣食住の生活改善、学習支援などの居場所づくりも、今よりももっと増やしていく必要があるのではないかと思いますが、県としては、市や町の支援をどのように行っていくのか、お伺いします。

（4）虐待をゼロにするための対策。

①児童虐待について。

11月は、「児童虐待防止月間」でございました。全国各地で子どもに対する虐待が相次ぎ、不幸な事件が後を絶ちません。悲惨な事件を起こさないための県の対策をお伺いします。

また、虐待根絶の一番のポイントは、人であります。親の体罰禁止を明記した「改正児童虐待防止法」は、来年4月から施行されます。それを受け、体罰に関する指針素案が12月3日に示されました。体罰に頼らない子育てを目指すうえで、大きな第一歩と評価されております。

その中で、専門家によりますと、それは親を孤立させないことが重要だというふうに指摘されております。県として、児童虐待を減らすためにも、親の孤立への支援をどのようにしているのか、お伺いします。

②介護施設従事者の実態について。

他のある県では、家族や親族による高齢者への虐待と認定された件数は減少しており、介護施設従事者らによる虐待の認定件数が増えているというふうな実態がございます。

長崎県におきましては、家族や親族の虐待、介護施設従事者での虐待などの実態がどのようになっているのか、お伺いします。

以上、質問をいたします。

これ以降の質問は、対面演壇席からとさせていただきます。

よろしくお願いいたします。（拍手）

○副議長（西川克己君）　知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕　饗庭議員のご質問にお答えをいたします。

ひきこもりによる孤立を防ぐために、どのような取組を行っているのかとのお尋ねであります。

ひきこもりの方やご家族の地域における孤立を防ぐためには、できるだけ早期に支援を開始し、その長期化を防ぐことが最も重要ではないかと考えております。

このため、平成25年4月に、「長崎こども・女性・障害者支援センター」及び県立保健所に「ひきこもり地域支援センター」を設置し、相談窓口を明確化するとともに、本人及び家族への継続的支援や、支援者の養成、普及啓発など総合的な施策を推進しているところであります。

特に、中高年のひきこもりについては、国の実態調査結果から、県内の人数は約6,000人と推定されており、親世代の高齢化により、本人の健康問題だけではなく、家族の介護、生活困窮など、問題が複合化していることから、「ひきこもり地域支援センター」が中心となって、民生委員、児童委員、民間支援団体、医療機関等とも連携しながら、世帯全体を医療や介護、福祉等の適切な支援に早期につなげるよう取り組んでいるところであります。

今後は、親世代と接する機会が多い地域包括

支援センターなどの高齢者支援機関との連携を強化することで、問題を抱えている世帯の情報を早期に把握し、必要な支援につなげてまいりたいと考えております。

以後のお尋ねにつきましては、自席からお答えをさせていただきます。

○副議長（西川克己君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　ひきこもり8050問題につきまして、ＮＰＯ法人と現在どのような連携を取っているのかとのお尋ねでございます。

ひきこもりの支援に当たりましては、行政だけではなく、本人や家族に近い立場からの支援を行うＮＰＯ法人を含めた民間支援団体との連携が非常に重要であると認識しております。

このため、ひきこもりに対する相談支援体制の整備や支援ネットワークの構築を目的として設置している「長崎県ひきこもり支援連絡協議会」に、身近な相談現場の声を反映させるため、民間支援団体からも委員として参画していただき、ひきこもり支援における連携体制等について協議を行っております。

また、各県立保健所におきましては、ＮＰＯ法人等の民間支援団体との連携体制を構築しており、日ごろから情報交換や事例検討を行い、本人や家族に寄り添った支援に努めているところであります。

今後も、さらに、ＮＰＯ法人等の民間支援団体との連携を強化し、「8050問題」への対策の構築に力を注いでまいります。

○副議長（西川克己君）　知事。

○知事（中村法道君）　高齢者の社会的孤立について、県の認識と取組の方向性についてのお尋ねでありますが、高齢者の社会的孤立については、生きがいの低下や認知症の進行など、健康状態の悪化にもつながっていくとの報告もありますことから、高齢者の安全や健康を守るためにも孤立化を防いでいく必要があるものと考えております。

このため、行政だけではなく、民間企業などを含めた地域全体で、高齢者の多重的な見守り活動を行っていく必要がありますことから、民間事業者との協定締結を推進し、多重的な見守り体制の整備を進めております。

現在、県全体で電気やガス、宅配業など、100社を超える民間事業者と協定を締結して、19の市町において体制が構築されているところであります。

また、この問題につきましては、九州全体の課題でもあることから、長崎県が幹事県となって、九州地方知事会の各県、さらには九州の経済界で構成される「九州地域戦略会議」において、「多重的見守りネットワーク九州・山口モデル構築プロジェクト」を推進し、各県とも連携して、高齢者の見守り体制の充実に向けたさまざまな活動を推進しております。

今後とも、各市町の協力をいただきながら、全県下での多重的見守りネットワーク体制の構築を目指してまいりたいと考えているところであります。

○副議長（西川克己君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　まず、私から2点お答えをいたしますが、県内の不登校の状況と、不登校にならないための取組についてのお尋ねですが、不登校の未然防止のためには、子ども一人ひとりが、生き生きと輝く環境など、安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりの推進が重要であると考えております。

平成30年度の調査結果によりますと、本県の不登校児童生徒数は1,913人で、年々増加して

おり、喫緊の課題となっております。

要因は、環境の変化や人間関係におけるさまざまな悩みや不安などであり、その解消に向けては、学校、家庭、関係機関等が連携し、児童生徒の心の安定を図る取組が必要であります。

県教育委員会としましては、カウンセリングリーダー養成研修の実施など、教員の資質向上を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置・派遣により、教育相談体制の充実を図っております。

また、継続的な支援が必要である児童生徒につきましては、県独自に作成しました「引き継ぎガイドライン」をもとに、小・中・高12年間を見通した切れ目のない支援に努めております。

今後も、子どもの心に向きあう教育体制を整備し、児童生徒の将来の社会的自立に向けた支援を充実させていきたいと考えております。

次に、本県の小・中学校のいじめの実態と県の対策についてのお尋ねですが、平成30年度の本県のいじめ認知件数は、公立小・中・高、特別支援学校全体で3,213件であり、そのうち小・中学校で3,095件となっております。

いじめの態様としましては、「冷やかしやからかい」が最も多く、次いで、「軽くぶつかられたり、たたかれたり」等の実態があります。

認知したいじめについては、各学校が設置しております「いじめ対策委員会」等で指導の手当を検討し、全教職員が一体となって対応することとなっております。

県教育委員会としましては、毎年実施しております「長崎っ子の心を見つめる教育週間」において、命を大切にする心や、思いやりの心の育成に、県下全学校で取り組んでおります。

また、スクールカウンセラーの配置・派遣や、電話、メール、ＳＮＳによる教育相談体制の充実、さらに、警察等への連絡・相談など、関係機関との連携も図り、丁寧に対応しているところです。

今後も、いじめの早期発見と適切な対応に向けて、家庭、地域、関係機関と連携、協力しながら、各市町の教育委員会や各学校の取組を支援してまいりたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君）　私の方から、2点お答えさせていただきます。

まず、民間の子ども食堂や市町の学習支援など、子どもの居場所づくりを進めるため、県はどう支援していくのかとのお尋ねですが、子どもの貧困対策としての居場所づくりについては、市町が実施する放課後児童クラブや学習支援事業のほか、民間が実施する子ども食堂などがあります。

市町が学習支援事業などを実施するに当たっての課題として、対象者を生活困窮者等に限定するため、参加者が集まりにくいこと、事業をサポートするボランティアの確保や事業構築のノウハウを持たないことなどが挙げられております。

県としては、これらの課題に対応していくため、市町に対し、対象者が異なる国庫補助事業を組み合わせて、参加者を増やした他県の先進事例の紹介や、地域の実情に応じたボランティアの確保、事業構築のノウハウの提供などを実施してまいりたいと考えております。

また、本県の民間の子ども食堂が抱える課題としては、県内のフードバンクの機能が不十分であることや、食堂開催の頻度が少ないことなどが挙げられております。

これらの課題に対しては、民間団体が子ども食堂と食材を提供する企業とのマッチングをイ

ンターネット上で行うフードバンク事業を、今年から長崎市内でモデル的に開始し、来年度以降、県下全域に展開していく予定であり、県としては、市町と連携しながら、事業の周知等を行うなど、協働してまいりたいと考えております。

また、子ども食堂など、民間団体等の取組を拡大していくため、社会福祉法人など、取り組む可能性が高い団体や企業を掘り起こし、市町と連携しながら支援してまいりたいと考えております。

次に、虐待の予防と保護者の体罰が禁止されることに伴う取組についてのお尋ねですが、本県では、家庭の孤立化を防ぎ、虐待を予防する取組として、産科医療機関、市町、児童相談所等が連携し、妊娠・出産期に支援の必要な家庭を早期に発見し、速やかに支援を開始する「児童虐待ゼロプロジェクト」を実施しております。

また、各市町においては、生後4カ月以内の乳児のいる全ての家庭を訪問し、助言等を行う乳児家庭全戸訪問事業や、乳幼児健診の実施により、支援の必要な家庭を早期に発見し、孤立することがないよう訪問するなど、継続的な支援を実施しております。

さらに、子どもや家庭に対する妊娠期から子育て期まで、切れ目ない支援を総合的・継続的に行う「子育て世代包括支援センター」や、虐待リスクの高い要支援児童に対応できる「子ども・家庭総合支援拠点」の全市町設置に取り組むなど、相談支援体制の充実に努めているところであります。

また、今回の法改正に伴う体罰禁止に当たっては、国において、体罰の範囲や体罰禁止に関する考え方等について、わかりやすく説明するためのガイドラインを作成する予定であり、県としては、そのガイドラインに沿って、市町や関係団体とも連携しながら、さまざまな広報媒体を活用して普及啓発したいと考えております。

○副議長（西川克己君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　虐待をゼロにするための対策につきまして、本県における介護施設従事者等による虐待認定件数と傾向についてのお尋ねでございます。

本県における介護施設従事者等による虐待件数につきましては、全国と同じく、近年は増加傾向にあり、平成30年度が15件となっております。

その内訳として、身体的虐待、心理的虐待がそれぞれ4件、介護などの世話の放棄や放任、経済的虐待がそれぞれ3件、そのほか1件となっております。

また、お尋ねがございました家族内での介護を必要とする高齢者への虐待件数につきましては、正確に実態を把握するのが困難でございます。

○副議長（西川克己君）　饗庭議員―4番。

○４番（饗庭敦子君）　答弁、ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

ひきこもりの孤立について、「ひきこもり地域支援センター」による支援をいろんな形でされているということでございましたけれども、この支援センターの利用件数がどれくらいあるのかと、もう一点、そのひきこもりの方は、長年ひきこもっておられると、なかなか相談に訪ねて行けない状況があるかと思うんですけれども、そうした場合の対策というのはどのようにされておられますでしょうか、お伺いします。

○副議長（西川克己君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　平成30年度のひきこもり地域支援センターの相談対応件数につきましては、617件となっております。そのうち、中高年以上と区分される40歳以上は118件、さらに、そのうち50歳以上は35件となっております。

ひきこもり地域支援センターでは、本人が来所できない場合には、電話、メールによる相談対応も行っております。

また、家族のみの相談にも対応しており、本人の状況に応じて訪問するなど、きめ細やかな支援に努めております。

○副議長（西川克己君）　饗庭議員―4番。

○４番（饗庭敦子君）　今、きめ細かな相談ということでございましたけれども、この電話とか、メールの相談というのは増えている状況にありますでしょうか。

○副議長（西川克己君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　さまざまな形態にて相談を行っているところでございますが、電話相談の件数は増加傾向でございますが、メールについては横ばい傾向というふうに認識しております。

○副議長（西川克己君）　饗庭議員―4番。

○４番（饗庭敦子君）　この「8050問題」については、長期化すると、先ほどご説明もありましたが、親も高齢化してくるということになりますので、なるべく早い段階で、ぜひ、ひきこもりの方が、日ごろの生活を少しずつなるようにしていただければというふうに思います。

次に、高齢者の孤立の問題についてですけれども、見守り体制を充実していくというところでございました。100を超える企業さんとネットワークをつくっておられるということですけれども、大阪の豊中市では、「見守りローラー作戦」と言われるボランティアで活動されていることがございまして、ここが、地域的にはある地域なんですけれども、全世帯を回るというところで、くまなく支援をしていくということをされておられるんですけれども、長崎県下でもそういう状況があるのか、把握されているか、お伺いします。

○副議長（西川克己君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　多重的見守りネットワーク体制につきまして、協定を結んだ民間事業者のほか、民生委員や近隣住民にも協力をいただきながら、それぞれの地域の実情に応じて高齢者の見守り体制を構築しております。

県内の取組といたしましては、例えば、独居高齢者の居場所づくりのために立ち上げたサロンをきっかけに、孤立防止のための訪問による安否確認など、地域住民にも協力していただいた取組が行われております。

ご指摘の豊中市で実施されております「見守りローラー作戦」におきましては、定期的に地域を指定しまして、その地域の高齢者には全て戸別訪問を実施し、孤立化しているのか、把握するものと承知しております。

見守りネットワークは、地域の実情に応じて構築していく必要があると考えておりまして、都市部と地方では状況も異なることから、高齢化が進む本県の状況に応じた、地域住民と連携した見守り体制を構築していきたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　饗庭議員―4番。

○４番（饗庭敦子君）　その見守り体制をくまなくできるようにしていただければというふうに思います。

次に、不登校について、ちょっとお尋ねしますけれども、教員の資質を上げながら、スクー

ルカウンセラーと連携を取りながらということでございましたが、あと、不登校の方が、ＮＰＯ法人がされておられるフリースクールに通っておられたり、いろいろされるかと思うんですけれども、そこと学校に戻るというような連携はどのようにしておられるか、お伺いします。

○副議長（西川克己君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　まず、不登校になった児童については、そこの学校からも定期的に、その様子を保護者の方からお聞きするために訪問をしておりますし、学校への復帰も働きかけておりますけれども、子どもの居場所としてフリースクールを選ばれたというか、一時的にそこに通われる方については、保護者を通じて様子を学校側も把握をして、適切に働きかけをしていくというようなシステムになっております。

○副議長（西川克己君）　饗庭議員―4番。

○４番（饗庭敦子君）　連絡を取っていただきながら、ぜひ不登校から登校できるようにして、不登校者を減らしていただければというふうに思います。

次に、いじめについてですけれども、やはりずっと増えているというのは現状でございます。冒頭で申し上げました、某中学校で自死になった生徒さんは、来年が二十歳ということで、非常に親御さんが、もうこのいじめないということを、その学校でぜひしてほしいというふうに訴えられていたんですけれども、この某中学校はご存じかと思いますけれども、ここでのいじめは減ったのかどうか、お伺いします。

○副議長（西川克己君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　すみません、今、中学校別の件数は把握しておりませんけれども、この中学校においては、そういう事案を受けまして、特別ないじめ防止対策といいますか、活動を行っておりますので、その効果はあらわれているものというふうには考えております。

○副議長（西川克己君）　饗庭議員―4番。

○４番（饗庭敦子君）　ぜひ、もうそうなる前に予防をしていただきたいし、いじめは減らしていただきたいというふうに思います。

今、いじめや不登校の対策として、文部科学省が出した、スクールロイヤーというのを全国に300人配置するという方針が9月に出ておりますが、この方針に対して、県としての見解をお伺いします。

○副議長（西川克己君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　スクールロイヤー制度につきましては、本県におきましては、平成26年に佐世保事案が起きまして、先駆的に県の弁護士会に依頼をいたしまして、これは県立高校対応なんですけれども、弁護士さんに相談できる体制を構築しております。

文部科学省の対応については、今後、市町の教育委員会がどのように対応するかということでありますけれども、我々の県立の部分では、いわゆる法律的な問題、いじめ等も含めまして、気軽に相談できるということで効果があらわれていると思っておりますので、市町の教育委員会から相談があれば、県の弁護士会とのつなぎは、県教委の方でもやっていきたいというふうに考えております。

○副議長（西川克己君）　饗庭議員―4番。

○４番（饗庭敦子君）　県としては、じゃ、スクールロイヤー制度を導入していくということで理解してよろしいんでしょうか。

○副議長（西川克己君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　弁護士さん

が、その現地におられるかどうかということもあると思うんですが、先ほど言ったように、県としては、非常に有効なシステムといいますか、制度だと思っておりますので、市町の判断ですが、相談があれば、先ほど申し上げたとおり、県弁護士会等へのつなぎは県教委の方でも支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（西川克己君）　饗庭議員―4番。

○４番（饗庭敦子君）　市や町の判断ということになるかというふうには思うんですけれども、このスクールロイヤー制度は、すごく有効というところもあるんですけれども、その一方で、若干、教育委員会側の立場に立つので、いじめの隠ぺいが増えるんではないかというような不安な声も伺っておるんですけれども、そのあたりも市や町に委ねるじゃないですけれども、市や町で考えていただくという県教育委員会の考えでよろしいでしょうか。

○副議長（西川克己君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　その隠ぺいにつながるというのが、どのようなことを指しているのか、よくわからないんですが、先ほど申し上げたとおり、いろんな子どもに関わる事象も、例えば、保護者の方と学校との関係とか、法律的な問題が絡むこともありますし、他県での児童虐待の関係で、学校に対して個人情報を出せと、訴訟を起こすぞというようなことがあって、誤った方法をとったというような事例もありますので、そういった意味では、我々が想定しているスクールロイヤー制度というのは、法律にのっとって学校側がきちんとその制度を、例えば、相手方に説明するとか、その法律にのっとった対応を毅然と対応できるようなこともできるような制度だというふうに考えております。

したがって、弁護士さんに相談して、いじめを隠ぺいするというようなことについては、それはあってはならないことでありますし、県下の市町教育委員会の中でそのような対応をするということは、全然想定をしておりません。

○副議長（西川克己君）　饗庭議員―4番。

○４番（饗庭敦子君）　そういう懸念もあるということをお伝えして、制度を導入していただければというふうに思います。

次に、児童虐待についてですけれども、児童虐待の児童相談所についてですが、一昨日もちょっと話は出ていたかと思うんですけれども、児童相談所は、今後、専門性を求められるというところもありますし、一昨日の話の中では、時間外労働時間が、最大ですけれども、72.4時間あるというふうに言われている中では、児童相談所の職員への負荷がかなり大きいかというふうに思うんですね。そして、その方が一人で事案を抱え込むというようなことがないような、組織での対応というのはどうなっておられるのかと、また一方で、相談者の方との人間関係構築が必要になってくると思うんですね、話のいろんな中では、重要な話になると、そういうことが必要なんですが、そういう人間関係構築をしながら対処する体制はとれているのか、お伺いしたいと思います。

○副議長（西川克己君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　児童相談所におきましては、昨今の業務量の増加による職員の負担を考慮し、管理職による面談や声かけなどにより、心理的なケアについても十分配慮するよう努めているところでございます。

また、人事配置のローテーションにつきましては、原則として本人の意向を踏まえつつ、適

材適所で配置しておりますが、特に、心理判定などを専門とする職につきましては、その専門性を発揮できるよう、継続性にも配慮しつつ、適切な人事管理に努めてまいります。

○副議長（西川克己君）　饗庭議員―4番。

○４番（饗庭敦子君）　ぜひ、子どもたちの命を預かる児童相談所でございますので、担当者の方が一人で困ること、抱え込むことがないようにしていただきながら、組織対応をしていただきたいというふうに思います。

2、災害時における避難者対策について。

台風19号などで災害が接近した時の状況で、「命を守る行動をしてください」と、いろんなところで報道をされていたかというふうに思います。でも、そういうふうに言われても、どうしたらいいかわからない。避難した方がいいのか、避難しない方がいいのかわからない。避難のタイミングや避難のルートがどうなのかというようなことが言われております。

避難所というのは、市や町で開設されておられるというふうに思います。ほかの自治体で、今回の災害の時に、全町避難ということになった場合に、避難所に入れなかったと、たらいまわしになったということがございましたが、長崎県では、市や町が対応できない場合の対応策はどうなっているのか、教えてください。

○副議長（西川克己君）　危機管理監。

○危機管理監（荒木　秀君）　市町の避難所だけでは住民を受け入れられない事態が生じた場合の県としての対応についてのお尋ねですが、指定避難所の開設に関しては、県及び市町の地域防災計画で定められており、避難情報が発令された場合、市町は、災害種別や住民避難の状況に応じて、適切に指定避難所を開設し、避難住民の確実な受け入れに努めることとされております。

また、被災市町は、区域外への広域的な避難が必要であると判断した場合には、県内の他の市町に対して、住民の受け入れを要請することとしております。

県は、必要に応じて、他の市町と被災市町の住民の受け入れについて協議を行うほか、九州・山口各県と締結した災害時応援協定に基づき、避難施設や住宅の提供などを含めた協力を行うこととしており、市町と連携を図りながら、住民が円滑に避難できるよう支援してまいります。

○副議長（西川克己君）　饗庭議員―4番。

○４番（饗庭敦子君）　住民が円滑に避難できるようにというところで、その状態になった時に連携をするということかというふうに思います。

その中で、7月と8月の大雨の際に、長崎県内でも避難指示、避難勧告が発令されたかというふうに思うんですけれども、避難行動をとられた方は非常に少なく、1%以下というふうに言われておりました。

命を守るための避難行動をするように県民の皆さんへ、どう周知していかれるのか、防災アプリというような提案も出ていたかと思うんですけれども、周知の方法での県の取組をお伺いします。

○副議長（西川克己君）　危機管理監。

○危機管理監（荒木　秀君）　県としましては、日ごろから住民の避難行動の意識を高めるため、市町や関係機関と連携し、それぞれのホームページ、広報媒体など、さまざまなチャンネルを活用して広報を行うとともに、災害時には迅速な避難行動へ結びつけるよう、Ｌアラートを通じ、正確な防災情報や避難情報の提供に努めてまいります。

○副議長（西川克己君）　饗庭議員―4番。

○４番（饗庭敦子君）　今、言われた中で、それをやっているけれども、避難しなかったというのが現状じゃないかと思うんですけれども、それ以上の対策は何か考えておられませんか。

○副議長（西川克己君）　危機管理監。

○危機管理監（荒木　秀君）　命を守るための対策なんですけれども、まずは住民一人ひとりが防災意識を高めるということが非常に重要であるというふうに感じております。

そのため、ハザードマップ等での地域の災害リスクの確認とか、気象情報や市町からの避難情報をもとに、自身が家族で早めの避難行動をとっていただくということと、地域で声かけや要配慮者の支援を行いながら、自助・共助の避難をしていくことを広報啓発していきたいというふうに考えております。

○副議長（西川克己君）　饗庭議員―4番。

○４番（饗庭敦子君）　広報啓発には、もう少し実態も入れてしていただいた方がいいかなというふうに思いますけれども、ぜひ皆さんが、その災害が起こった時に避難行動できるようにしていただければというふうに思います。

3、パワハラ等のハラスメント対策について。

①知事部局及び県警本部の取組について。

ハラスメントは、パワハラ、セクハラ、モラハラ、マタハラ、カスハラなど、36種類以上あるというふうに、今、言われております。

その中で、長崎県の職員のパワハラ問題、2013年に、はじめて懲戒処分を行うという事例がございました。その後も何件か発生しておられ、現在、訴訟中の事案もあり、より一層のパワハラ防止策が必要と思います。

職場でのパワハラを防止する、具体的に定める国の指針が大筋で出ております。それによりますと、大企業は来年6月から、中小企業は2022年4月から義務化ということになっております。

このハラスメントというものは、なかなか、それぞれの捉え方の違いというのもありますけれども、県としては、何件か起きているハラスメントを踏まえて、ハラスメントの防止に関する要綱に従って取り組んでおられるというふうには思いますが、それぞれの捉え方に温度差があるのではないかと、職員の皆さんの意識改革も必要ではないかと思いますけれども、県の取組をお伺いします。

もう一つ、11月20日の某新聞報道で、県警本部に勤務する40代男性警部のパワハラ行為が掲載されておりました。その中では、1年間にわたり、日常的に、この職員に対し、本名のあだ名で「○○はバカ」と叱責していたというような文章が載っていました。こういう形で行われていたパワハラという実態を踏まえて、県警のパワハラ防止策をお伺いします。

○副議長（西川克己君）　総務部長。

○総務部長（平田修三君）　県におきましては、「ハラスメントの防止等に関する要綱」を策定いたしますとともに、新任の係長、課長補佐、課長といった役職段階ごとの職員の研修や、管理職が自らの姿勢や行動を振り返る、「活気あふれる職場づくりのためのチェックシート」による確認などを通じて、職員のパワーハラスメントに対する意識啓発に努めているところであります。

職員研修等におきましては、パワーハラスメントを起こさないために注意すべき言動例などを具体的に示しながら、その防止に向けた意識づけを行いますとともに、職場内でのミーティングを励行するなどによりまして、風通しのよ

い職場環境づくりに取り組んでいるところであります。

また、このほか、ハラスメント対策として、内部の専用相談窓口だけでなく、弁護士による外部相談窓口を設置するなど、相談体制の整備や、相談があった場合の適切な対応にも努めております。

今後とも、ハラスメントの防止に向けて、職員の意識啓発に積極的に取り組んでまいります。

○副議長（西川克己君）　警察本部長。

○警察本部長（迫田裕治君）　パワーハラスメントをはじめとするハラスメント対策といたしまして、県警におきましては、これまで「長崎県警察ハラスメント防止対策要綱」を制定し、職員に対する指導や教養に努めてきたところでございます。

具体的な防止策といたしまして、「メンタルヘルスの専門家によるハラスメント防止セミナーにおける警視級幹部の受講」、それから、「警察署長会議等、あらゆる機会を活用したハラスメント防止に関する指示」、また、「他県で発生したハラスメント事案を他山の石とした、各警察署及び本部各課における集合教養」などを実施して、ハラスメントを起こさないための意識づけを図ってきたところでございます。

ただ、こうした中、議員ご指摘の男性警部によるパワーハラスメント事案が発生したことは、まことに残念でございます。

これを受けまして、早速、各警察署及び本部各課におけるハラスメント防止に関する集合教養を実施したほか、県警全職員に対して、ｅラーニングというパソコン端末を活用したハラスメント防止にかかる教養などを実施したところであります。

今後も、引き続き、指導や教養を徹底し、ハラスメントに対する職員の意識改革に努めてまいる所存でございます。

○副議長（西川克己君）　饗庭議員―4番。

○４番（饗庭敦子君）　県の中で、相談窓口、相談の整備を行っているということでございましたけれども、相談窓口に県職員から相談が寄せられる件数がわかれば教えてください。

○副議長（西川克己君）　総務部長。

○総務部長（平田修三君）　庁内の窓口に寄せられている相談実績ですけれども、平成29年に3件、平成30年が1件、今年度が1件となっております。

それから、外部の弁護士の相談の窓口もございます。これは平成29年、平成30年はございませんでしたが、今年度、令和元年度に2件、相談があっております。（発言する者あり）

○副議長（西川克己君）　饗庭議員―4番。

○４番（饗庭敦子君）　今、件数、ございましたけれども、この中でパワハラと認められた件数がわかれば教えてください。

○副議長（西川克己君）　総務部長。

○総務部長（平田修三君）　それぞれの対応につきましては、それぞれの状況に応じて確認をし、調査をし、対応しておりますけれども、議員ご指摘のように、パワハラと認めたとか、認めてないということではございませんで、それぞれの状況を改善していくための対応をさせていただいているというところでございます。

○副議長（西川克己君）　饗庭議員―4番。

○４番（饗庭敦子君）　県警察本部の方の中でちょっとお尋ねしたいんですが、約一年間にわたりというふうな報道がされていたんですけれども、この一年間という中では、早期発見し、早期対応をすると、その両方、被害者、加害者にもそれぞれ、これからの人生の中でマイナス

というものがあんまりつかなかったのかなというふうに思うんですけれども、その早期発見できなかった、なんでできなかったのか、お伺いします。

○副議長（西川克己君）　警察本部長。

○警察本部長（迫田裕治君）　ご指摘の事案は、今年6月に被害者からの相談により発覚したものでありますけれども、議員ご指摘のとおり、それまでの間にハラスメントの相談がなされていなかったと、そういった事案でございます。

まさに、被害者からの相談を受ける前の段階で組織として把握できなかったことは残念であると認識しておりまして、このことが、まさに本事案における課題であるというふうに真摯に受け止めているところでございます。

今後、全職員に対しまして、パワーハラスメントに関する指導、教養を切れ目なく、繰り返し行うことによって、ハラスメントに対する職員の意識を一層高めて、ハラスメント相談が早期になされて、しっかり対応できる、そういった環境づくりに努めてまいりたいと、そのように考えております。

○副議長（西川克己君）　饗庭議員―4番。

○４番（饗庭敦子君）　このパワハラの問題、やはり誰もが被害者になり、誰もが加害者になる可能性が結構あるかというふうに思うんですね。言葉とか、その言動に気をつけながらということかと思います。

先ほど、何か後ろから聞こえましたが、議員もあるんじゃないかというようなこともありますので、私らも振り返りながら、今、12月は「職場ハラスメント撲滅月間」でございますので、それぞれの皆さんがご自分を振り返り、ハラスメントにならないようにしていただければというふうに思います。（発言する者あり）

4、ＳＮＳを活用した相談事業について。

①長崎県の取り組み状況について。

昨今、情報発信などの手段としてツイッターやフェイスブック、ＬＩＮＥなど、さまざまなＳＮＳの利用者も爆発的な勢いで広がりを見せております。

多くの人々にとりましては、日常生活の中で欠かせないものというふうになっております。中でも、ＬＩＮＥは、直近の公表資料によりますと、国内ユーザーが8,000万人となっておりまして、気軽なコミュニケーションツールとして使われております。

県では、今年の8月に、ＬＩＮＥで中高生の悩みを受けつける相談窓口「スクールネット@伝えんば長崎」を開設しておられ、いじめに苦しむ子どもたちの声を聞き逃さないようにと実施されていらっしゃいます。

このＳＮＳを活用した相談事業の現在の状況をお伺いいたします。

○副議長（西川克己君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　まず、県内の中高生における無料通信アプリＬＩＮＥの利用率でございますが、中学生で82.5％、高校生で98.4％となっておりまして、若者の間においても身近なコミュニケーションツールとなっていると考えております。

こういう状況を踏まえまして、県教育委員会では、今まで、電話相談「２４時間こどもＳＯＳダイヤル（親子ホットライン）」や「メール相談窓口」を設置しておりましたけれども、今年の8月に、ＬＩＮＥを活用した相談窓口を設定いたしました。

本相談窓口では、これまでに、いじめや友人関係など、さまざまな悩みについて、100件を超える相談が寄せられており、「ほんの些細な

悩みのうちから、気軽に、いつでも相談できる」ＳＮＳ相談の効果のあらわれであるというふうに考えております。

○副議長（西川克己君）　饗庭議員―4番。

○４番（饗庭敦子君）　ＳＮＳ相談、100件を超えておられるということで、普通、対面の相談となると、なかなか来られない、子どもさんも声を挙げられないところに、すごく有用なことかというふうに思います。

今後も、これをずっと発展させていってはどうかと思うんですけれども、子どもの相談に限らず、先ほど言ったパワハラ相談とか、セクハラ相談、そのほか心の問題とかというふうなところにもＬＩＮＥを活用していく、一つのツールとして活用していってはどうかと思いますが、県の考えをお伺いします。

○副議長（西川克己君）　産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）　現在、県におきましては、産業労働部内に「労働相談情報センター」を設置し、電話と面談により、パワハラやセクハラなど、さまざまな労働相談に対応しているところでございます。

悩みを抱える方が、気軽に相談できる環境をつくるということは大切と考えておりますので、今後、相談を受け付ける際のメールやＳＮＳの活用について検討してまいりたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　饗庭議員―4番。

○４番（饗庭敦子君）　ぜひ検討していただいて、活用していただければというふうに思います。

今、されているＳＮＳを活用した相談事業では、一回やりとりをして、そこから本人確認をして学校とかにつなげていくというふうにお聞きしておりますが、このＳＮＳ相談で相談しやすいように、何度かやりとりをして、これがある一定の時間で子どもの気持ちを理解し、そこから、子どもさんが理解すると、そのままいいんですけれども、困ったことはつなげていくというふうにした方が、より相談件数が増えるのではないかというふうに思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○副議長（西川克己君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　議員ご指摘のとおり、現在、片方向の相談窓口になっております。おっしゃるように双方向というのも考えられるんですが、まず、我々が考えましたのは、先ほど申し上げたとおり、子どもたちにとって有効なツールであることという認識のもとに、まず、ＳＮＳを使った相談窓口を設定しようということで、片方向ですけれども、はじめたということであります。

双方向については、短い文章の中でやりとりをするということになりますので、受け手側も一定スキルが必要だというふうに思いますし、その中で、どう、例えば、学校につなぐかというようないろんな問題も出てくると思いますので、とりあえずは、この片方向をやっていく中で、いろんな課題も出てくると思いますし、片一方で、相談を受ける人材育成ということも並行して進めていかなければならないというふうに思っていますので、とりあえずは、今年の8月にはじめたばかりですので、これがどのような、例えば、相談件数が伸びていくのか、100件で横どまりになるのかというようなことも踏まえて、一定様子を見てから、また拡充等についても検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（西川克己君）　饗庭議員―4番。

○４番（饗庭敦子君）　教育委員会教育長が言われたように、今、はじめられたばかりですので、

でも、すごくこのＳＮＳを活用した相談事業というのは、とても有効だというふうに思うんですね。今、ＳＮＳを介した事件とかもあっておりますけれども、それを見ますと、子どもさんは、結局、誰かに話をしたかったわけではないかというふうに考えるところもありますので、ぜひ、子どもさんが発信しやすいように、今後、進めていきながらしていただければというふうに思います。

5、西彼杵道路、長崎南北幹線道路、国道207号について。

西彼杵道路と長崎南北幹線道路は、西彼杵半島を経由し、長崎県の2大都市である長崎市と佐世保市を1時間で結び、西彼杵半島の自立的発展と、特性を活かした地域づくりを支え、さらに、長崎の発展をするうえでは欠くことのできない重要な道路です。

西彼杵道路は、未着手区間、日並から西海市大串について、早急な整備に着手すること、長崎南北幹線道路につきましても、未整備区間の国道206号で慢性的な渋滞が発生しており、早期の事業化が要望されております。

昨日までの一般質問の中で、「西彼杵道路は、11月に検討委員会を行い、その中で優先順位を決めて進めていく」、「長崎南北幹線道路は、ルートの詳細を検討中」とのことでございましたが、地元の要望でございますので、説明を含めた進捗状況をお伺いします。

そして、国道207号の長与町塩床から諫早市境界及び先線の約6キロメートルの未改良区間につきましては、幅員が狭小で屈曲部があり、地域住民の生活や産業、観光振興に支障を来していると言われております。こちらも地元から要望が出されておりますので、今後の見通しをお伺いいたします。

○副議長（西川克己君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　2点お答えいたします。

まず、西彼杵道路と長崎南北幹線道路について、どのように取り組んでいるのかとのお尋ねです。

西彼杵道路と長崎南北幹線道路の整備については、沿線自治体や建設促進期成会等から、毎年要望をいただいており、県としましても、地域振興や渋滞対策に寄与する重要な課題として取り組んでいるところであります。

西彼杵道路については、現在、整備を進めている時津工区の令和4年度完成を着実に図るとともに、その後、未整備区間にも速やかに着手できるよう、整備手法についての検討委員会を11月に開催したところであり、来年度中には取りまとめを行うこととしております。

長崎南北幹線道路については、長崎市茂里町から時津町までのルート選定委員会を立ち上げて検討を進めており、今後、地域住民の方々のご意見等も踏まえ、計画ルートを決定し、必要な手続を経て、早期事業化に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、国道207号の未改良区間に対する取組についてのお尋ねでございます。

国道207号の諫早市多良見町佐瀬から長与町岡郷間については、事業中の佐瀬工区の整備促進と未着手区間の早期事業化について、沿線自治体や地域で新たに設立されました協議会等から要望をいただいているところであります。

県としましては、佐瀬工区を早期に完成させるとともに、未着手区間については、国の補助事業を活用できるのかどうかの課題があり、道路の利用状況、整備コスト等を考慮しながら、整備手法について検討を進めたいと考えており

ます。

○副議長（西川克己君）　饗庭議員―4番。

○４番（饗庭敦子君）　道路の要望は、各地域からいろんな形で出ておられるかというふうに思いますけれども、ぜひ県民の要望であり、県民の皆さんの、住民の声を県政へ反映していただくということでも、要望には毎年挙がっている中で、少しずつでも進んでいる状況も説明していただきながら応えていただきたいというふうに思います。

そして、今回、質問させていただき、社会的孤立というのを、やはりなくしていただきたいというふうに思っているんですね。孤立しそうな方は、地域全体、社会全体で支援していき、誰一人取り残さない社会の実現を目指して、子どもの未来のため、誰もが生きやすい社会になるよう、また弱者にやさしく、自殺に追い込まれる人が一人もいないような長崎県になることを期待して質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（西川克己君）　これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時45分から再開いたします。

―　午後　２時３１分　休憩　―

―　午後　２時４５分　再開　―

○議長（瀬川光之君）　会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

堀江議員―33番。

○３３番（堀江ひとみ君）（拍手）〔登壇〕　日本共産党の堀江ひとみです。

遠くから議場までおいでいただいた皆さん、県議会インターネットをご覧の皆さん、お忙しい中、ありがとうございます。

県民から寄せられたご意見をもとに、以下、質問いたします。

1、知事の政治姿勢。

地方自治体の役割は、住民の福祉の増進を図ることです。

中村知事、住民の命と暮らしを守るべき知事が、県民、住民を犠牲にして事業を進めているではありませんか。

2つの事業について、知事の政治姿勢を問いたいと思います。

（1）石木ダム事業における行政代執行への見解。

中村知事は、石木ダム建設予定地の全ての土地、家屋を強制収用し、先月18日は、地権者の自宅の明渡し期限でした。

13世帯、約60人は、これまでと変わらぬ日常の暮らしを続けています。立ち退く考えはありません。

今、知事の判断で行政代執行で立ち退かせるのか、問われています。

行政代執行が可能になった現在、行政代執行に対する知事の見解を求めます。

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕　堀江議員のご質問にお答えいたします。

行政代執行が可能になった現在についての考え方はどうだというお尋ねでございます。

石木ダム事業における行政代執行につきましては、これまでも申し上げてまいりましたとおり、それ以外に解決の方策がないという段階で、改めて、総合的かつ慎重に判断をしなければならないと考えております。

土地の明渡しをいただいていない地元住民の方々に対しては、引き続き、事業に協力していただけるよう働きかけてまいりたいと考えております。

以後のお尋ねにつきましては、自席からお答えをさせていただきます。

○議長（瀬川光之君）　堀江議員―33番。

○３３番（堀江ひとみ君）　総合的かつ慎重に、地権者の皆様には協力を働きかけていきたい。知事がこれまで言っていた、行政代執行は選択肢の一つという答弁だったと理解をいたします。

地権者の皆さんは、立ち退く考えはありません。行政代執行が可能になった今でも、13世帯の誰一人、出ていかない。つまり、知事が求める、協力を働きかけたい、理解を得たいという、この理解は得られないということが明らかになっています。

行政代執行は、私は、選択肢の一つではないと思います。行政代執行をやってダムを進めるのか、それとも、行政代執行はやらない、イコール、ダムはあきらめるのか、二つに一つの選択ではありませんか。再度、見解を求めます。

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）　これまでもたびたび申し上げてまいりましたように、この石木ダムは、川棚川の治水対策、あるいは佐世保市の慢性的な水源不足に対応するために必要不可欠なダムとして整備が進められてきたところでありまして、何としても、これは事業を早期に完成させていく必要があるものと、そのことが、議員が冒頭にお触れになられました命と暮らしを守るためにも大切な事業であると考えているところであります。

○議長（瀬川光之君）　堀江議員―33番。

○３３番（堀江ひとみ君）　何としても早期に完成を、つまり、現に住んでいる住民を追い出して、ダム建設をするということですよね。

現に住んでいる住民を追い出してダム建設を進める事例は、これまでありません。

今年10月、日本共産党長崎県委員会の政府交渉の席で、国土交通省の担当者は、「記憶にない」と私に回答いたしました。中村知事が行政代執行を行えば、前代未聞のことになります。

事例がないということは、住民の土地と家を知事が取り上げることが、公益性を錦の御旗にしてもできなかったということではないですか。

誰もできなかったことを、住民の理解が得られなければ、中村知事、あなたは実施するのですか。本当に実施するのですか。再度、答弁を求めたいと思います。

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）　行政代執行の件につきましては、これまでもたびたび当議会でもお答えをしてまいりましたように、いかなる方策をもっても解決の手法がないという段階で、選択肢の一つとして検討をしていかなければならないものと考えているところであり、これはやはり、このダムの早期完成、これが地域の住民の方々の安全・安心確保のためには必要不可欠な事業であると考えていることによるものであります。

○議長（瀬川光之君）　堀江議員―33番。

○３３番（堀江ひとみ君）　1962年、長崎県は、川棚町と地元に無断で、ダム建設を目的に現地調査、測量を行いますが、地元川棚町の抗議で中止となりました。

石木ダムの計画が持ち上がったのは、今から57年前のことです。半世紀以上前のダム計画は、ダムは造らない、その見直しがあってもいいではありませんか。

住民の家と土地を取り上げて、力づくで住民を追い出して、そこまでして石木ダムをなぜ造るのですか。

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）　石木ダムを計画しております川棚川流域では、たびたび洪水に見舞われ、大きな浸水被害を受けてきた歴史があります。計画規模の降雨に対する抜本的な治水対策として、河川改修とダムの建設、この2つの組み合わせによって計画を進めているものであります。

また、佐世保市は、大変古くから水源不足に悩まされており、新たな水源確保のために、ダム以外の方法を含めて、さまざまな検討を行ってきたところでありますけれども、石木川にダムを建設することが最適であると、こう判断され、50年の経過を経てきたところであります。

これまでも、県民の安全・安心の確保を図るため、各歴代の知事をはじめ、多くの関係者の方々が、反対される住民の皆様方の理解を得るために、さまざまな努力を重ねてこられたところであります。

今日、故郷への特別の思いがおありになる中で、既に8割以上の地権者の方々には大切な土地をお譲りいただいているわけでありますので、まだ協力が得られていない住民の皆様方にも、ぜひ、この事業の必要性について、ご理解をいただき、ご協力を願ってまいりたいと考えているところであります。

○議長（瀬川光之君）　堀江議員―33番。

○３３番（堀江ひとみ君）　川棚川の洪水対策と佐世保の水不足、そのために石木ダムは必要不可欠な事業だというふうに答弁をされたと理解をいたします。

洪水は、河川改修で防ぐことができます。知事自ら、川棚川の整備が完成すれば、過去の洪水は石木ダムなしで流すことができると、ダム予定地の川原公民館で地権者に説明しました。

100年に一度の雨が降ったとしても、石木ダムで対応できる地域は流域の10％にも満たない。緊急に必要なのは、最も下流の堤防整備と専門家は訴えています。ダムに頼らない、川棚川流域の住民の命と財産を本当に守ることができる治水対策を求めます。

佐世保の水は足りています。人口は、長崎市より少ない佐世保市が、長崎市で使用する水の量に近い数字で計画がつくられている、ここに問題があります。

議員の席には、こういうグラフをお届けいたしております。（パネル掲示）青い実線が実績値、佐世保市、水道事業決算資料から出しています。赤い点線が予測値、佐世保市水道局、平成24年度水需要予測から出しています。単位は立方メートル、1トンは1立方メートルですので、トンで言わせていただきます。

細かい数量は差し控えますが、例えば、工場用水量、工場で使う水はどれぐらいか。実績値は1,465トンに対して、予測値は7,452トン、何と5倍です。結果として2018年度、昨年度は、実績値1日最大給水量は7万7,968トンに対して、予測値は10万4,310トン、要は、実測値は7万トンしかないのに、予測値は10万トン、予測値がいかに過大に見積もられているか、おわかりいただけると思います。

それでもダムが必要だというダムありきの考えだから、「災害が追い風」、河川課課長発言が出てくるのではないでしょうか。災害に遭われた方だけでなく、災害被害に心を痛めている多くの皆さんの気持ちを逆なでする発言です。人の不幸を追い風にしなければ進まない事業は、決して公共事業とは言えない、こんな指摘も届いています。

河川課課長発言で、知事は、謝罪する考えはありませんか。

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）　さきの「災害が追い風」とした河川課長の発言の趣旨は、県内外で大規模な自然災害が頻発、激甚化し、防災のあり方などさまざまな議論が重ねられており、県民の皆様の関心も、どのように安全・安心を確保していくのかといったことに寄せられている面もあるため、防災の必要性について理解が得られやすい環境になりつつあるのではないかということを伝えたかったものだということであります。

こうした趣旨を伝えるには言葉足らずのところがあり、誤解を招きかねない表現を使ったことについては、既に本人が発言を撤回し、お詫びをしたところであり、私からも、誤解を招くことがないよう注意したところであります。

指導・監督する立場として残念であり、今後は再発防止に努めてまいりたいと考えているところであります。

○議長（瀬川光之君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　先ほど議員が示されたパネルのグラフには、一部誤りがあると見受けられます。

佐世保市の説明によれば、平成27年度、2015年度は、水道管の破裂という非常事態が起こり、10万7,000トンもの1日最大給水量が実績として確認されております。

こうしたことも想定し、水道施設の計画では、事故や渇水なども含む非常時においても安定的な給水を確保できるように計画されているものと理解しております。

○議長（瀬川光之君）　堀江議員―33番。

○３３番（堀江ひとみ君）　2015年度の実績値は10万トンを超えていると言いたいと思うんですけれども、その数値は、言われたように2016年1月の大寒波で給水管が凍結、破裂して、大量の水が発生した時の数値でしょう。1日4万トンの水があふれ出した。

そういう特異なことをあげないで、平均的な水需要予測の1日最大量として、そういう不当な異常値ではなく、私たちは、本当にたくさんの水を使用した実績として、2番目に多かった8月の実績の7万6,871トンを出している。

しかも、私は知事に、政治姿勢を問うているわけですから、何ですか、その答弁は、納得できません。

2010年2月、中村知事は、最初に知事候補になった時、「強制収用はしない」と市民アンケートに答えました。

中村法道様　公開質問状。

事業認定申請が許可されて、地権者の同意が得られなければ強制収用が可能となりますが、「強制収用を行う」、「強制収用はしない」、「わからない」、3つの中から知事は、「強制収用はしない。地元地権者の合意が得られるよう、誠心誠意努力します」と回答しています。約10年前のことです。

現在、知事は、地権者の土地と家を強制収用し、立ち退き期限が過ぎて、日常の暮らしをしている地権者を、行政代執行で追い出せる状況をつくっています。

「強制収用はしない」と市民アンケートに答えた思いは、ひとかけらもないのか、答弁を求めます。

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）　ご指摘のアンケート調査につきましては、当時、地元地権者の合意が得られるよう、まずは誠心誠意、努力しなければいけないという思いがあり、「収用はしない」という回答をさせていただいたところであります。

私が知事に就任した直後には、そういった思いもあり、一旦、工事を中断し、数回にわたって地権者の方々と面談を行い、その面談の中でご提案された内容等について検討を再び行ったうえで、課題整理のうえ、県の考え方を説明しようということで機会をいただこうと考えたところでありましたけれども、その際には説明の機会をいただくことができなかったわけであります。

また、その後、理解を得るためにさまざまな努力を重ねてきたところでありますが、事業の白紙撤回を前提として、面談の機会をいただけない状況が続いているところであります。

私としては、もちろん反対住民の方々のご協力を得て課題の解決を図ることが、最善の選択肢であると考えているところであります。

○議長（瀬川光之君）　堀江議員―33番。

○３３番（堀江ひとみ君）　9月19日、地権者の土地明渡しの期限の日、知事は、地権者の皆さんと面会をされましたね。

小学生から90代の方まで、皆が、故郷川原の大切さを涙ながらに訴えました。住民の訴えを聞いて、知事はどう思ったのですか、答弁を求めます。

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）　9月19日の面会では、地元住民の方々がご家族でお見えになられ、故郷を思う熱い気持ちをお聞かせいただいたところであります。長年にわたって住み続ける故郷のすばらしさ、そういった故郷を思うお気持ちは大切にしなければならないと、改めて感じたところであります。

しかしながら、また、その一方で、過去の洪水や渇水で大変な思いをされた方々、また、ダム建設のために大切な土地をお譲りいただいた多くの方々のお気持ちやご意見も、また、大切にしなければならないと考えているところであります。

それぞれの方々の思いを大切にしながら、事業全体を進めていかなければならないと、改めて感じたところであります。

○議長（瀬川光之君）　堀江議員―33番。

○３３番（堀江ひとみ君）　小学生から90代の方まで、皆が故郷川原の大切さを涙ながらに訴えた、その住民の訴えは聞こえていなかったということかと私は思います。

面会が終わった後、知事が、「事業全体を進めていく必要があるということを改めて感じた」ということを記者に答えましたね。

住民は怒りの声を挙げました。「改めって何ですか。私たちの話を何も聞いとらんとね。県は、事あるごとに8割の方が協力したと言いますが、うその説明で出て行った人たちも、県にだまされた被害者だと思いますよ。ここを出て行くことは考えきらん。おいたちは絶対に出て行かん。勝手に土地を奪って、出ていけと言うのは許せない。おいは、このまま暮らしていくだけたいね。土地を明け渡す気持ちはなく、このまま住み続けるだけですから。今からどこへ行くね。ここ以外、よかところなんかないでしょう。この先もずっと、ここで暮らしていきます」。

知事、住民の皆さんは、故郷を守ろう、ここに住みたいだけ、穏やかな暮らしを求めているだけではありませんか。

知事、知事がすべきことは、憲法にのっとり、住民の視点に立って、県民の憲法第13条の幸福追求権、第25条の生存権、第29条の財産権、守るためにあらゆる手段を講じることではないですか。

住民の命と暮らしを守るべき知事が、これらを行政代執行で踏みにじるのか、そのことが今、問われているのではありませんか。知事の見解を求めます。

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）　このダムの必要性については、あるいは見解が相違することがあるのかもしれませんけれども、これまでの長い歴史の中で、治水対策の必要性、そしてまた水源不足の解消対策として最良の選択肢として、この事業が計画をされ、推進されてきたところであります。

特に、近年、自然災害が頻発、大規模化する中にあって、やはり地域の住民の皆様方の命を守らなければいけないというのは、行政が最も大切にしなければならない課題であると考えているところであります。

そうした中、地権者の皆様方は、ダムは必要ないんだと、あるいは、河川を改修すれば、これまでの雨量は対応できるんだということで、もちろんそういう面があるということについては、ご説明をいたしましたけれども、これを河川改修でさらに安全・安心を確保するということになると、多くの地権者の皆様方に、また、お住いを明け渡していただいて、移転していただかなければ、その事業を実現することはできないわけでありますので、そういったさまざまな選択肢の中から、今、河川改修とダムの建設というこの2つを組み合わせて、最良の手法として事業を進めていこうと考えているわけであります。

最後の最後まで、地権者の皆様方のご理解が得られるよう努力していかなければならないと考えておりますが、さきの福岡高裁の控訴審判決でも、このダムの公益的な必要性については合理性があるとの考え方のもと、一定判断が示されているところでありますので、ぜひ、地権者の皆様方におかれましては、そういった事情についてもご理解がいただけるように努力してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　堀江議員―33番。

○３３番（堀江ひとみ君）　石木ダムは要りません。行政代執行は絶対にしてはならない、このことを強く求め、次の質問に移ります。

（2）カジノ誘致による県民生活への影響について。

ＩＲを質問項目に挙げたのは、私で5人目です。これまで、ＩＲは、リゾート施設、カジノはほんの一部、ＩＲを導入して雇用創出、地域経済活性化を図ると回答がありました。

鳥畑与一静岡大学教授は、「ラスベガスでは、ギャンブルに初めての客は1％だが、滞在中にギャンブルを行った客は74％、さまざまな訪問者をカジノに誘導し、金を落とさせ、リピーターにしていく仕掛けがラスベガスというまちだ。施設全体で集客し、カジノで集中的に利益を上げる仕組みがＩＲである」と指摘します。

日本共産党横浜市議会議員団は、今年10月、韓国のカジノを視察しています。韓国最大級のカジノ「パラダイスシティ」、韓国で初めての統合型リゾートＩＲで、2017年4月にオープンしました。

視察した市議は、「カジノ、ホテル、商業施設、国際会議場などがあります。贅沢な料理や高級スパ、テーマパーク、クラブ、芸術空間は、カジノという賭博にお金を誘導するための装置に過ぎないことがはっきり確認できた」と感想を述べています。

知事、長崎県佐世保市ハウステンボスに公然と、チップという名の事実上の現金を直接、賭

博でやりとりする施設をつくろうというのですか。禁止されている賭博を、長崎県だけは認めてくださいと国にお願いするのが区域認定申請です。知事は、長崎県に賭博をつくるために動いていると理解していいですか。見解を求めます。

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）　ＩＲ施設の整備につきましては、平成25年に、県と佐世保市が共同で「ＩＲ調査検討協議会」を設置し、県内外の経済界や教育、防犯団体など、38の団体の皆様からご意見をお伺いし、ＩＲの導入のメリットやデメリットなどについて慎重に検討を進めてまいりました。

ギャンブル依存症や青少年に対する影響などへの懸念といったご意見もありました。同時にまた、本県の発展に資するよう、デメリットを最小化し、経済効果等のメリットを最大化することで、ＩＲ導入を目指すべきであるという意見も多く寄せられたところであります。

人口減少や県民所得の低迷、地域活力の低下といった非常に厳しい社会経済情勢の中、こうした課題を克服するため、ＩＲ導入に伴う懸念事項に万全の対策を講じるとともに、県民の皆様方の理解を得るために十分な説明を行うことを前提に、このＩＲ誘致の判断に至ったものであります。

カジノは、賭博であるとのご指摘でありますけれども、ＩＲ整備法の規定により、ＩＲ区域内で実施されるカジノ行為は、他の公営競技同様、法令行為として違法性が阻却されるものでありまして、刑法で禁じられている賭博には該当しないものと整理されているところであります。

○議長（瀬川光之君）　堀江議員―33番。

○３３番（堀江ひとみ君）　日本共産党横浜市議会議員団は、韓国の江原ランド、カジノも視察しています。江原ランドが2000年に開業した時から、賭博は人をだめにすると訴え、ギャンブル依存症の方の支援を続けてきたパン・ウングン牧師からヒアリングをしています。

カジノができて、地域はどうなりましたか。

カジノができてから、約2,400人もの自殺者が出た。カジノは、人々の精神を病むものだと確信している。こんなところで子どもたちが健全に育つわけがない。子育て世代の多くは引っ越して行ったか、子どもたちは別の地域に移した。

カジノがＩＲ型カジノになって、訪れる人は変わりましたか。

スキー場やゴルフ場など、カジノ以外の施設ができたが、そこに来た人も、結局はカジノに引き寄せられ、そのまま、はまってしまう人々を見てきた。

カジノができて、住民は豊かになりましたか。

子どもたちは別の地域に移っている。勉強ができる環境じゃない。人口も減っている。地域として税収は増えたが、それは地域振興として還元されていないと、お話があっています。

同じく依存症対策を行っている団体のヨウ・ポンギョ事務局長は、「カジノができて、まちはどうなったか。一番特徴的なのは、詐欺や窃盗、ひったくりなど犯罪が増加した。特に、高校生以下の犯罪は、全国平均の3倍以上にはねあがった。7万人の人口は1万人に減り、まだまだ流出が続いている」と話されていました。

そこで、知事に質問します。

知事は、県庁職員に「カジノに行きなさい、リゾート施設だ、子どもと一緒に行きなさい」と言えますか。答弁を求めます。

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）　ＩＲは、もうご承知のことかと思いますけれども、カジノ施設のほかに、さまざまなエンターテイメント施設、ショッピングモールやレストラン、美術館や博物館など、子どもから高齢者まで楽しむことができる総合的な観光施設であります。

ラスベガスへの来訪目的調査におきましても、こうしたエンターテイメントを目的に来た来訪の割合が52％と最も多く、次に会議やビジネス目的が15％、ギャンブル目的が4％という調査結果が示されているわけであります。

カジノそのものに行くか否かについては、職員個々の判断によるものであり、私が指示するようなものではありませんけれども、子どもから高齢者の皆様まで幅広い世代の方々が楽しんでいただけるようなＩＲの施設を整備していくことで多くの方々が訪問していただけるものと、こう考えているところであります。

なお、当然のことでありますけれども、ＩＲ整備法によると、20歳未満の方は、このカジノ施設には入場できないこととされているところであります。

○議長（瀬川光之君）　堀江議員―33番。

○３３番（堀江ひとみ君）　ギャンブル依存症の怖いところは、「やれば勝てる、勝ったら、やっぱり勝てる、負けても勝てる、次こそ勝てる、負けたら取り返す、負け続けたら、やめられない、とにかく、かけずにはいられない」、こういう意識にあるといいます。

一旦、こういう思いにとらわれれば、もはや自分の意思でギャンブルを止めることは不可能となります。その結果、日々の金銭感覚は麻痺してしまい、金銭的に追い込まれ、あらゆる金策に走ってしまうのです。

こういう人を前にして、カジノ業者が資金を貸付ける制度を設けたらどうなるでしょうか。

ギャンブル依存症患者の家族が、必死になって金策に走り、ようやく依存症であることを突き止めて、お金を渡さないのが最大の援助だと決意して、依存症になった家族への資金の流れを遮断した、その矢先にカジノ業者が、張本人に対して何のためらいもなくお金を貸し付けるのです。

こんなことを許せば、長崎県として、カジノをする県民は、賭博で全財産を失っても構わないと公認するようなものではありませんか。

カジノ実施法第88条1項、カジノ業者が客にお金を貸せる制度、特定金融業務について述べています。

カジノは、一晩で全財産を失う恐ろしいギャンブルです。

知事、知事がすべきことは、憲法にのっとり、住民の視点に立って、県民の憲法第13条の幸福追求権、第25条の生存権、第29条の財産権を守るために、カジノをつくることではなくて、カジノの誘致を中止することではありませんか。知事の見解を求めます。

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）　カジノ施設を設置することで、ギャンブル依存症の増加など懸念事項が指摘されているのは事実であります。

このためＩＲ整備法では、ギャンブル依存症等の課題に対応するために、厳しい厳格な本人確認、入場回数の制限、あるいは本人並びに家族からの申告による利用制限、ＩＲ事業者による相談窓口の設置、あるいはさまざまな融資、金融機関等の配置制限など、重層的、多段階的な対策が講じられているところであります。

また、海外の取組事例では、官民がこうした

連携した対応策を講じることで、ギャンブル依存症の有病率等は減らすことができるという実績も示されているわけであります。

本県では、民間の支援団体や医療機関、教育機関、警察、司法など関係機関による「依存症対策ネットワーク協議会」を設置し、アルコール依存症、薬物、ギャンブル等の依存症に対する支援体制を構築しているところであります。

引き続き、こうした専門的な知見も活かしながら、リスクの最小化を図るように万全を期していかなければならないと考えているところであります。

○議長（瀬川光之君）　堀江議員―33番。

○３３番（堀江ひとみ君）　昨年も、この問題を私は、知事とやりとりをいたしました。

知事は、ＩＲを誘致するとギャンブル依存症は否定はできない、だから、リスクを最小限に抑えるというふうに言われましたが、私は、カジノがくることによって、ギャンブル依存症の対策は何の歯止めもならないということを、今回は、特に、知事に訴えたいと思っているんです。

入場回数の制限にしても、週3回、月10回といっても、1回のカウントは24時間です。つまり最大で72時間、連続してカジノができるということ。

入場料が6,000円といっても、もともと金額自体、シンガポールの約8,000円と比較しても低く抑えられている。

しかも、賭けでひと儲けしたいと考える立場からは、これほどの出費は痛くもかゆくもないというふうに、カジノに来て数万円から数千万円の遊びをしようという大人に、入場料を6,000円取ったからといって抑止力になるのか、はなはだ疑問だと、こういう指摘もあっています。

本当に、私がここで言いたいのは、カジノは一晩で全財産を失う恐ろしいギャンブルだから、県民の命と暮らしを守る知事の立場から、カジノを誘致するということは、ぜひ中止をしていただきたい、このことを強く求めて次の質問に移ります。

2、公営住宅における連帯保証人制度の見直しについて。

現在、長崎県は、連帯保証人がいないと県営住宅に入れません。

生活保護で生活している母と子が、母が頑張って働いて自立した生活をしたいと思っても、民間アパートでは、生活保護の家賃補助が廃止されれば家賃が高くなり、県営住宅に入るには連帯保証人が確保できず、結局は頑張って働くことをあきらめざるを得ない状況になります。母と子が自立した生活を望んでも、厳しい現実があるのです。

国土交通省は、昨年3月、保証人の義務づけを削除する改正を行いました。なぜか。

住宅に困窮する低額所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえると、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の確保を公営住宅への入居の前提とすることから転換すべきと考えられる。このため、保証人に関する規定を削除した。

国土交通省が説明しています。公営住宅に入るのに連帯保証人は要らない。国土交通省の対応を長崎県が行えば、生活保護の母と子は、自立への道を開くことができます。

そこで質問します。

長崎県は、連帯保証人について見直しを行うのか、検討状況を示してください。（発言する

者あり）

○議長（瀬川光之君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　議員ご指摘の国土交通省の通知の趣旨につきましては十分理解しているところでありますが、県営住宅の滞納家賃の回収において、入居者に代わって家賃を納入し、あるいはまた、入居者に対して家賃の納入の指導をすることで、滞納の解消に一定の効果を上げていることから、今後も連帯保証人制度を維持する方向で検討しております。

なお、国の通知の趣旨について確認しましたところ、連帯保証人を求めるかどうかについては、各自治体の裁量にゆだねられているものとお聞きしております。

○議長（瀬川光之君）　堀江議員―33番。

○３３番（堀江ひとみ君）　要は、各自治体の判断にゆだねられているから、長崎県が連帯保証人をそのまま継続することでも何ら問題はないということを言いたいわけですかね。

住宅に困っている人に住宅を提供するのが公営住宅の目的である。（発言する者あり）目的に照らせば、連帯保証人が確保できないから入居できない、こんなことがあってはならないと、これは国土交通省の見解でしょう。

でも、長崎県は、連帯保証人はこれまでどおり確保しなさいとするんですよね。私は、公営住宅の目的に合っているかと思いますよ。

そこで質問します。

長崎県営住宅条例には、「連帯保証人は二人とする。ただし、知事が認める場合はこの限りでない」。この特例が活用されたケースはありますか。

○議長（瀬川光之君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　議員が指摘されました特任条項を適用した例はございません。

これまでは、特任条項を適用すべき事案がほとんどありませんでしたが、ただし、今後は、身寄りのない単身、高齢の入居希望者も増えてくるものと思われますので、国の通知の趣旨や他の自治体の免除状況なども踏まえたうえで、どのような場合に適用していくべきかについては検討してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　堀江議員―33番。

○３３番（堀江ひとみ君）　私は、特例条項がこれまで活用された事例はあったのかと質問しました。なかったんですよね。「ありませんでした」と、それだけ言えばいいのに、今後はこうします、今後のことなんか聞いていませんよ。

要は、これまでなかったんですよね。事例がない、そんなことはないでしょう。私が先ほど挙げた、ああいう事例があるじゃないですか。でも、連帯保証人を出さなきゃいけないから、県営住宅に申し込めていないんじゃないですか。

続けて質問します。

他の県には同じような条例があり、連帯保証人免除申請書の様式があります。長崎県は、この様式はありますか。

○議長（瀬川光之君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　特任条項についての申請様式はございません。請書に、連帯保証人の連著が書かれていない方につきましては、個別に事情をお聞きしたうえで、特任条項の規定を適用すべきかどうか、判断させていただきたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　堀江議員―33番。

○３３番（堀江ひとみ君）　連帯保証人免除申請書、これは大分県ですけれど、要は長崎県は、この連帯保証人免除申請書のこの様式すらないんですよ。様式すらない。

窓口で、県営住宅の入居に当たっている職員

の皆さんは、毎日毎日、大変な入居の問題でご苦労されております。しかし、もともと特例を適用するという考え、さらには、「住宅に困っているから、保証人はいいんですよ、そのためにこの申請書を出しなさい」と、申請書がなければ、そういうことすら言えないでしょう。（発言する者あり）それでどうして、公営住宅の目的にのっとった行政をやっていると言えるんですか。

少なくとも滞納家賃の滞納を指導してもらうために連帯保証人が必要だから、連帯保証人の義務づけを外さない、これは理由になりませんよ。国土交通省が言うところの、住居が本当に必要な人が、連帯保証人がないために入れないことがないようにしなさいと、ここに照らせば、連帯保証人は見直すべきでしょう。再度、答弁を求めます。（発言する者あり）

○議長（瀬川光之君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　国の通知につきましては、国の方にもその趣旨を確認していますが、先ほど申し上げましたように、連帯保証人を求めるかどうかについては、各自治体の裁量にゆだねられているものでございます。

そのうえで、平成30年度末で1カ月以上の滞納者は720名おりまして、金額も8,500万円に上ります。そういったこともありまして、この連帯保証人という制度を残すような形の中で、どのように運用していくかということについては、今後、いろいろな自治体の状況とかも調べながら検討していきたいと考えております。（発言する者あり）

○議長（瀬川光之君）　堀江議員―33番。

○３３番（堀江ひとみ君）　滞納対策のために連帯保証人が必要だと、その考えは、私は、住宅に困窮する人たちが住宅が必要だと、そのために公営住宅があるんだという公営住宅の目的からしたら、その長崎県の対応は見直すよう強く求めます。

そうでないと、滞納する人って、では、10あるとしたら10ですか。違うでしょう。（発言する者あり）どうして、そういうことを例に挙げるのかと、非常に思います。

ここで問われているのは、住宅に困っている人に提供するのが公営住宅、この目的に沿った対応をしているのかどうか、このことなんですよ。

今現在だって、知事が認めたら連帯保証人は免除できる。こういう特例を活用していないんでしょう。それを活用するための事務上の書類もないんでしょう。やっていないじゃないじゃないですか。（発言する者あり）そういうこともやっていないで、連帯保証人だけはそのまま残す、これは、私は納得できません。（発言する者あり）

知事に見解を求めます。

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）　連帯保証人制度を残すか、残さないかというのは、都道府県にゆだねられている選択肢であると考えております。

その一方で、連帯保証人が確保できないがために公営住宅に入居できないようなことがないようにと、これもしっかりと守っていかなければいけない課題であると認識をいたしております。

したがって、その中の選択肢は、だから、連帯保証人制度を全部なくしてしまえという選択肢だけではないものと、こう思っておりますので、そこは両方を満たすように、これから検討を深めていく必要があると思っております。

○議長（瀬川光之君）　堀江議員―33番。

○３３番（堀江ひとみ君）　少なくとも、知事、これまで特例を適用する事例があった。だったら話もわかりますよ。申請するための免除申請書がある。だったら話がわかりますよ。

そういうことも一切やっていないで、じゃ、連帯保証人がいない人が公営住宅に入れるようにしてほしいと、どうやってやっていく保障があるんですか。

これまでやってきた行政を見ると、とてもそういうことは思えないから、連帯保証人はなくすべきではないのかと私は言っている。

せめて、免除申請書をつくるとか、知事が該当すると認めた人は連帯保証人は要らないと、こういう特例を認めるとか、せめてそこはしないと、どうやって住宅がない人たちの住宅の保障があるんですか。（発言する者あり）再度、答弁を求めます。

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）　先ほど申し上げたように、今の運用の中で、連帯保証人がない前提での入居手続は、外見的にあまり明らかになっていないようでありますけれども、しっかりとそういった部分を含めて様式を定め、手続がとれるようにしていく必要はあるものと考えております。

○議長（瀬川光之君）　堀江議員―33番。

○３３番（堀江ひとみ君）　せめて公営住宅の目的に沿って、連帯保証人をなくしていただきたいし、せめて知事が認める場合はこの限りではないという、この特例をぜひ活用していただきたいし、連帯保証人免除申請書の様式をつくっていただきたいということを要望して、次の質問に移ります。

3、長崎県社会福祉協議会が扱う教育支援資金について。

私は、今年2月の文教厚生委員会で、長崎県社会福祉協議会、県社協が扱う教育支援資金について取り上げました。

国の要綱では、償還期間は20年と定めているのに、県社協の事務要項は10年と定めている。国は20年の償還期間でいいよと言うのに、なぜ長崎県は10年なのか。

医科・歯科系、薬学部、獣医師など学費のかさむ進路は、毎月の返済が高額となり、経済的に厳しい家庭の子どもたちは、学びたいと思っても進学ができないと指摘をいたしました。

実際に、獣医師になりたいと教育支援資金を申請して断られた事例を取り上げました。

当時の福祉保健部長は、検討するとの答弁でした。その後、事例のケースも含め、検討状況を示してください。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　教育支援資金制度につきましては、生活困窮者世帯の修学を促すために資金を貸し出す制度であり、長崎県社会福祉協議会で実施しております。

本県では、償還期限を一律10年を上限としておりましたが、本年6月に全国調査を行ったところ、20年を上限とする自治体が7割以上あったため、本県の取扱いについて、長崎県社会福祉協議会と協議を進めてまいりました。

その結果、本年9月より、償還期限の運用を貸付総額に応じて見直すこととといたし、180万円までは10年とする一方で、180万円を超え270万円以内のものは15年以内、270万円を超える貸付けについては20年以内と見直し、本年9月に各市町へ通知、運用しているところでございます。

また、ご指摘のケースにつきましては、個別案件になりますので、詳細の回答は控えさせて

いただきたいと思いますが、この事例のケースにつきましては、償還計画、借入金額の見直しが行われ、本年3月に貸付決定されたと聞いております。

○議長（瀬川光之君）　堀江議員―33番。

○３３番（堀江ひとみ君）　これまで県社協が扱う教育支援資金は、一律10年だった。それが、総額に応じて最長20年までになる。その境目が総額180万円ですね。この180万円という根拠は何ですか。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　償還期限が短ければ、貸出原資が増える一方、借入者の一月当たりの返済額が多額となり負担が大きくなるため、そのバランスをとるよう設定したものと承知しております。

具体的には、厚生労働省の賃金構造基本統計調査による大学初任給の金額と総務省の家計調査による消費支出の差を勘案し、一月当たりの返済額が1万5,000円程度となるよう、貸出金額が180万円までは償還期限を10年以内とし、そのほかの区分においても、概ね同じ返済額となるよう償還期限を設定したものと承知しております。

○議長（瀬川光之君）　堀江議員―33番。

○３３番（堀江ひとみ君）　県内のある社会福祉協議会は、9月に通達を受けて10月から償還が始まるんですよね、10月から償還が始まる教育支援資金、348件あります。この348件について再点検を行いました。その結果、借入総額が180万円以上となり、償還期間の延長が可能と判断されたケースは133件、全体の38％、4割にも満たないんですよ。

これまで、どんな借入額でも10年なんだと言った県社協が、いやいや、180万円を境にして、最長20年までにしますよと言っているんだけれど、6割の人は恩恵がないんですよ。

そういう意味では、全ての返済償還期間を20年とすべきではないですか。その点はどのように検討されましたか。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　貸付資金につきましては、限られた財源の中で、できるだけ必要とされる方に対して貸出しできるよう、償還期限の設定を行う必要があると考えております。

実施主体でございます長崎県社会福祉協議会におきましては、今回の見直しによって、貸出金額が多い場合には、償還期限を延長するよう運用を行っておりますので、県としては、その運用状況を見守ってまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　堀江議員―33番。

○３３番（堀江ひとみ君）　県社協が扱う教育支援資金の償還期間が、一律10年から、借受け総額により最長20年まで延長可能になっても4割に満たないんだけれども、しかし、この4割の人たちが活用されなくては意味がありませんよね。

つまり、現在10年だから、償還期間の変更申請を行わないといけませんけれども、どのように周知をしていくんですか。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　社会福祉協議会におきましては、貸出者といたしまして、半年に一度は借受人に対しまして相談対応を実施しているところでございます。そういったところで、個別の事情に応じまして、その返済について決定していくこととしておりますので、そういったところできめ細やかに対応していく予定と承知しております。

○議長（瀬川光之君）　堀江議員―33番。

○３３番（堀江ひとみ君）　半年に一度ですか。今回、9月に、一律10年で返しなさいというのを、180万円を超えたら、額に応じて最長20年で返せますよというのを、どうやって伝えるのか。半年に一度説明しているから、それでいいと言っているんですか。それでは対応できないでしょう。

先ほど私が取り上げた県内の社会福祉協議会は、借入総額が180万円以上で償還期間延長が可能と判断された事例は133件あります。10月末現在で、償還変更申請があっているのは、わずか3件しかないんですよ。10月から、この人たちは15年に、あるいは20年にできるんでしょう。それをどうやって早急に周知をするのか、もう少し説明してください。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　今回の教育支援資金の償還期限の見直しに伴う周知につきましては、窓口となる市町社会福祉協議会を通じた周知やホームページでの周知に加えまして、個別に対象者へ、償還開始の3カ月前に、郵送による案内を行う予定と承知しております。

また、先ほど申し上げました半年に一度の相談対応の機会も併せて、周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　堀江議員―33番。

○３３番（堀江ひとみ君）　この私とのやりとりは、それぞれの県内の社協の担当者の方も聞いています。

県社協の教育支援資金の償還期限は10年というのを、180万円という金額で切るんですけれども、最長20年にする。

その人たちへの周知は、県社協が個別に連絡するというふうに聞いているんですけれど、そうじゃなくて、それぞれの市や町の社協も対応するんですか、県社協が個別に連絡するんですか。そこのところをはっきり教えてください。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　具体的なこの周知の方法につきましては、県社会福祉協議会と市町社会福祉協議会で役割分担をして行うものと理解しております。

今回、個別への償還開始の連絡につきましては、県社協のもとで、各市町社会福祉協議会も連携して対応されるものと理解しております。

○議長（瀬川光之君）　堀江議員―33番。

○３３番（堀江ひとみ君）　私が、社会福祉協議会、県社協じゃないですよ、社会福祉協議会から聞いた話では、県社協が個別に連絡すると聞いていると。

だから、10月から償還が始まっても申請がまだこないと、それが心配だと。せっかく、10年で毎月高い額を払っているんだけれども、15年、20年になる。少しでも早く、毎月の返済を軽くしてというふうに思っているんだけれども、県社協から個別に連絡すると聞いている。

そうではなくて、県社協とそれぞれの市や町の社協が役割分担をするんですか。それぞれの市や町の社協の役割もあるんですか。ここのところをはっきり教えてください。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　この貸付けの受付窓口につきましては、市町の社会福祉協議会で窓口として受け付けをされ、県社会福祉協議会で審査されるものと理解しております。

また、周知、返還金額の対応につきましては、一義的に県社会福祉協議会が対応をお示ししながら、市町の社会福祉協議会とも連携しながら対応されるというふうに承知しております。

○議長（瀬川光之君）　堀江議員―33番。

○３３番（堀江ひとみ君）　市の社協や町の社協が、これは県社協の教育支援資金が必要だ、借りられると思って県の社協にやってきても、県の社協が「うん」と言わなければ、それで終わりでしょうが。

要は、県社協がやっているわけですから、県社協がきちんと責任をとりなさいよ。そういうふうに、市の社協や町の社協に責任を押しつけるのではなく、これまでどんなことをしても、10年しか、返済期間は延ばせないと。国が20年あるのに、なんで10年ですかと、これまで随分言われてきたじゃないですか。やっと、180万円であっても、15年、あるいは最長20年までとなったんでしょう。

そうであるなら、利用できる人が本当に確実に利用できるように対応をとるのが長崎県でしょうが。（発言する者あり）それを指導するのが部長じゃないんですか、再度、答弁を求めます。（発言する者あり）

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　ただいまの周知の徹底につきましては、私どもの方から県社会福祉協議会にしっかりと確認をとっていきたいというふうに思っております。

○議長（瀬川光之君）　堀江議員―33番。

○３３番（堀江ひとみ君）　学びたいと思う子どもたちが、お金の心配なく学べる環境とするのが政治の仕事です。（発言する者あり）大学の無償化、給付型奨学金制度が求められることは言うまでもありません。

そんな中で長崎県社会福祉協議会が扱う教育支援資金は、経済的に厳しい家庭の子どもたちが、学びたいとの夢を実現できる貴重な制度です。（発言する者あり）全ての貸付けの償還期間を国の定めた20年に見直さなかったことは納得できませんが、それでも、180万円以上は最長20年と見直したのであれば、全ての対象者が活用できるよう、きめ細かい周知、対応を責任を持ってとっていただくように強く求めて、私の質問を終わります。（拍手）

○議長（瀬川光之君）　以上で、県政一般に対する質問を終了いたします。

次に、先に上程いたしました第119号議案乃至第138号議案につきましては、お手元の議案付託表のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

次に、第3号請願「ゆきとどいた教育を求める請願」が提出されておりますので、これを上程いたします。

ただいま上程いたしました請願につきましては、お手元の請願付託表のとおり、文教厚生委員会に付託いたします。

次に、各委員会は、お手元の日程表のとおり、それぞれ開催されますようお願いいたします。

以上で、本日の会議を終了いたします。

明日より12月19日までは、委員会開催等のため本会議は休会、12月20日は、定刻より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

―　午後　３時４３分　散会　―

第　２４　日　目

令和元年１１月定例会　　令和元年１２月２０日

議　　事　　日　　程

第　２４　日　目

◇　◇

１　開　　議

２　発議第１９３号　質疑・討論、採決

３　委員長審査結果報告、質疑・討論、採決

４　意見書上程、質疑・討論、採決

５　議員派遣第８０号上程、採決

６　選挙管理委員及び補充員の選挙

７　議会閉会中委員会付託事件の採決

８　閉　　会

令和元年１２月２０日（金曜日）

出　席　議　員（４６名）

１番	宮　本　法　広　君
２番	赤　木　幸　仁　君
３番	中　村　泰　輔　君
４番	饗　庭　敦　子　君
５番	堤　　典　子　君
６番	宮　島　大　典　君
７番	下　条　博　文　君
８番	山　下　博　史　君
９番	北　村　貴　寿　君
１０番	浦　川　基　継　君
１１番	久保田　将　誠　君
１２番	石　本　政　弘　君
１３番	中　村　一　三　君
１４番	大　場　博　文　君
１５番	山　口　経　正　君
１６番	麻　生　　隆　君
１７番	川　崎　祥　司　君
１８番	坂　本　　浩　君
１９番	深　堀　ひろし　君
２０番	山　口　初　實　君
２１番	近　藤　智　昭　君
２２番	宅　島　寿　一　君
２３番	松　本　洋　介　君
２４番	ご　う　まなみ　君
２５番	山　本　啓　介　君
２６番	前　田　哲　也　君
２７番	山　本　由　夫　君
２８番	吉　村　　洋　君
２９番	大久保　潔　重　君
３０番	中　島　浩　介　君
３１番	浅　田　ますみ　君
３２番	山　田　博　司　君
３３番	堀　江　ひとみ　君
３４番	山　田　朋　子　君
３５番	西　川　克　己　君
３６番	外　間　雅　広　君
３７番	瀬　川　光　之　君
３８番	坂　本　智　徳　君
３９番	中　村　和　弥　君
４０番	徳　永　達　也　君
４１番	中　島　廣　義　君
４２番	溝　口　芙美雄　君
４３番	中　山　　功　君
４４番	小　林　克　敏　君
４５番	田　中　愛　国　君
４６番	八　江　利　春　君

説明のため出席した者

知事	中　村　法　道　君
副知事	上　田　裕　司　君
副知事	平　田　　研　君
統轄監	濱　田　厚　史　君
危機管理監	荒　木　　秀　君
総務部長	平　田　修　三　君
企画振興部長	柿　本　敏　晶　君
文化観光国際部長	中　﨑　謙　司　君
県民生活部長	木　山　勝　己　君
環境部長	宮　﨑　浩　善　君
福祉保健部長	中　田　勝　己　君
福祉保健部こども政策局長	園　田　俊　輔　君
産業労働部長	廣　田　義　美　君
水産部長	坂　本　清　一　君
農林部長	中　村　　功　君
土木部長	岩　見　洋　一　君
会計管理者	野　嶋　克　哉　君
交通局長	太　田　彰　幸　君
企画振興部政策監	前　川　謙　介　君

文化観光国際部政策監	浦　　真　樹　君
産業労働部政策監	貞　方　　学　君
教育委員会教育長	池　松　誠　二　君
選挙管理委員会委員長	永　淵　勝　幸　君
代表監査委員	濵　本　磨毅穂　君
人事委員会委員長	水　上　正　博　君
公安委員会委員長	片　岡　瑠美子　君
警察本部長	迫　田　裕　治　君
監査事務局長	下　田　芳　之　君
人事委員会事務局長(労働委員会事務局長併任)	大　﨑　義　郎　君
教育次長	本　田　道　明　君
財政課長	早稲田　智　仁　君
秘書課長	伊　達　良　弘　君
選挙管理委員会書記長	井　手　美都子　君
警察本部総務課長	多　田　浩　之　君

議会事務局職員出席者

局長	木　下　　忠　君
次長兼総務課長	柴　田　昌　造　君
議事課長	川　原　孝　行　君
政務調査課長	太　田　勝　也　君
議事課長補佐	永　田　貴　紀　君
議事課係長	梶　谷　　利　君
議事課主任主事	天　雨　千代子　君

― 午前１０時　０分　開議 ―

○議長（瀬川光之君）　ただいまから、本日の会議を開きます。

まず、発議第193号「長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

お諮りいたします。

発議第193号は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

発議第193号は、原案のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君）　起立多数。

よって、発議第193号は、原案のとおり可決されました。

これより、さきに各委員会に付託して審査をお願いいたしておりました案件について、審議することにいたします。

まず、総務委員長の報告を求めます。

中島浩介委員長―30番。

○総務委員長（中島浩介君）（拍手）〔登壇〕　皆さん、おはようございます。

総務委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、第126号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分ほか4件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、警察本部の所管事項について、「ながら運転」の罰則強化に関し、道路交通法の改正により、本年12月1日より、ながら運転の罰則が強化されたところであるが、県民への周知はどのように行ってきたのかとの質問に対し、県警において、継続的な交通指導取り締まり時や免許更新時における講習及び交通安全教育のほか、マスメディアを活用した広報や、警察・市町の機関紙による広報、街頭キャンペーンによ

るチラシの配布など、あらゆる機会を通じ周知してきたところであるとの答弁がありました。

次に、文化観光国際部の所管事項について、ユニバーサルツーリズムに関し、来年度、ユニバーサルツーリズムに関するワンストップ窓口と長崎空港での案内所を設置する予算を要求しているが、来年度はオリンピック・パラリンピックが控えており、タイミングが重要である。この時期に長崎に行きたいが、車椅子やベビーカーが借りられない等の状況では来県者に満足いただけない。今後、県としてはどのように取り組んでいくのかとの質問に対し、人口減少の影響により国内の旅行市場の減少が見込まれる中、ユニバーサルツーリズムは、高齢者や障害者、妊婦の方々で全人口の3分の1が対象となり、大きな市場であると考えている。

今後、本県の観光産業の持続を図っていくため、これらの方々を誘客の対象として捉え、スムーズに受け入れる基盤整備を行いたいとの答弁がありました。

これに対し、他県には先行事例があり、長崎においても全ての方々を受け入れられるような観光地づくりを目指してもらいたい。

特に、長崎空港のユニバーサルツーリズム案内所はぜひ実現してもらいたいとの意見がありました。

次に、国連機関の誘致に関し、国連から提案があっている国連機関の誘致について、今後どのように進めていくのかとの質問に対し、平和やＳＤＧsの推進を目指して、国連の関係機関が長崎に設置されることは、一定の意義はあると思うが、費用負担が大きいことや具体的な事業内容が不明であるなど、地元関係者との協議を進めるには、さまざまな難しい課題があると認識している。今後とも、国連関係者へ具体的な情報の提供を求めながら、県としても、さらなる情報収集に努めていきたいとの答弁がありました。

次に、企画振興部の所管事項について、ＩＲ開業を見据えた長崎空港の民営化に関し、ＩＲの誘致に向けては交通アクセスの改善が必要であり、ＩＲ誘致が実現されると長崎空港の利用者数は飛躍的に伸びると思われるが、今後、滑走路の拡張などの機能強化等を含めた空港の民営化について、どのように考えているのかとの質問に対し、長崎空港のあり方については、ＩＲを誘致した場合の来場者数なども想定しながら、さまざまな国際規格に対応した機能の確保等が必要となる。

交通アクセスの改善は、ＩＲ評価基準の重要な要素であり、これに応えられるような整備計画を策定しなければならないと考えており、その際は、空港の運営手法については、民営化も選択肢の一つとして検討を進めたいとの答弁がありました。

次に、総務部の所管事項について、地方機関再編に関し、振興局の見直しの方向性について、令和7年度中に県南地域の3つの振興局を1つに再編する方針とのことであるが、財政面での削減効果はどの程度を見込んでいるのかとの質問に対し、人件費については、集約することにより約30名程度の削減で、おおむね平年ベースで年間約2億4,000万円の削減、建設費については、再編する場合は、概算で約60億円、再編せずに3つの庁舎を建設する場合は約70億円となり、約10億円程度のコスト削減を見込んでいるとの答弁がありました。

これに対し、コスト削減というのは、現在の財政状況を考えると一定理解はできるが、振興局が集約されると広域化となり、県民の方々の

利便性が欠けてしまうおそれがある。今後は、県議会や市町、各種団体をはじめ地域の声を聞いて、行政サービスの質が低下しないよう配慮しながら進めてもらいたいとの意見がありました。

また、別途、本委員会から、「国土強靭化対策の継続・拡充について」の意見書提出方の動議を提出しておりますので、あわせてよろしくお願いいたします。

以上のほか、一、クルーズ客向けの県産品の販売促進について、一、長崎本線の上下分離について、一、災害時のドローンの活用について一、国土強靭化計画の策定状況についてなど、総務行政全般にわたり活発な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、総務委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（瀬川光之君）　この際、念のため申し上げます。

本委員会と文教厚生委員会に分割して付託いたしておりました第126号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、文教厚生委員長の報告終了後に一括して審議することにいたします。

お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

ごう委員長―24番。

○文教厚生委員長（ごうまなみ君）（拍手）〔登壇〕　おはようございます。

文教厚生委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第126号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分ほか3件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案については、いずれも異議なく、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

また、第3号請願「ゆきとどいた教育を求める請願」につきましては、起立採決の結果、不採択とすべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告申し上げます。

まず、第128号議案「長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」に関し、建築基準法の改正により、耐火基準の制限が緩和されたが、認定こども園については、改正前の基準を維持するために国が制定した命令に合わせて、本県の条例も改正するものであるということだが、今後、県は、認定こども園への移行を推進していく立場にある中で、建て替えなどにより、仮の施設を借用しなければならない場合においても、子どもたちの命を守るために、耐火基準が必要な施設を確保するようにしっかりと指導していくべきだと思うがどうかとの質問に対し、建て替えなどにより、仮園舎となる場合においても、当然ながら、条例で規

定する耐火基準を満たす建物を借りていただくよう指導していきたいとの答弁がありました。

次に、議案外の所管事務一般で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、総務部関係について、長崎県立大学の「情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）」の整備に関し、今や本県には、ＩＴ産業分野において、県外から企業が参入し、投資も増え、今後の経済的な発展の可能性が高まっており、これからますます学生の活躍の場も増えていくものと思われる。

他県に先駆けた県立大学の取り組みにより、長崎県には魅力ある人材がいるとの評価を受けており、そのことが人材育成や企業誘致にもつながっていると思われるが、今回の産学共同研究センターを整備するに当たって、産業労働部との連携はもちろん、今後の理念や目的をどのように考えているのかとの質問に対し、検討当初から、産業労働部と連携し、ＩＴ産業の育成と当センターの整備を一つのプロジェクトとして考えている。

本県へ人材を求めて企業の進出が進んでおり、当センターを整備することで、さらに、企業の拠点進出や地場産業の技術力強化にも貢献できるため、産業労働部と連携して、さまざまなニーズに対応しながら、人材育成と産業集積、新産業創出につなげていきたい。それが、結果として、大学生の県内就職につながっていくものと考えているとの答弁がありました。

次に、教育委員会関係について、世知原少年自然の家の廃止に関し、なぜ、今、利用者数が多い世知原少年自然の家を廃止する必要があるのか。

地元に対し、廃止後の施設の活用についても同時に示さないことには、その理解を十分に得ることはできないのではないか。

廃止の年限を決めずに、廃止後の跡地活用についてしっかり検討したうえで、この廃止の議論を進めるべきではないのかとの質問に対し、世知原少年自然の家の利用状況だけで判断したのではなく、県全体の青少年教育施設の運営を考えたうえで、世知原少年自然の家を廃止し、他の施設にこのリソースを回すことによって、今以上に社会教育活動を充実させていくために判断したものである。

これから地元の方々の意見を十分に伺いながら、廃止後の跡地活用についても、地元の意見に寄り添うことができるようにしたいとの答弁がありました。

これに関連し、廃止という選択は非常に残念であるが、地元がより一層活性化できるような施設として残っていかなければならないと思っている。関係者の意見をしっかり聞いていただきながら、協議を進めていただきたいとの意見がありました。

次に、福祉保健部関係について、子宮頸がんワクチンに関し、がんで、唯一ワクチンで予防できるのが子宮頸がんであるが、副反応が原因で、国がワクチン接種の積極的な勧奨を中止した影響もあり、毎年、子宮頸がんの罹患者数が増加し、命を落とす方もいらっしゃる。

一方で、その副反応の発生状況は、ワクチン接種の有効性との比較考量の中で、その実施を中止するほどリスクが高いとは言えないとする国の専門家による評価がなされていることも事実である。

したがって、早急に、ワクチン接種の積極的な勧奨を再開すべきだと思うが、県はどのような対応を考えているのかとの質問に対し、県としては、国に積極的な勧奨の再開について、早

急に結論を出していただきたいと考えているが、国が方針を示すまでの間においても、ワクチン接種に関する副反応の可能性を含め、適切な情報提供を行っていきたいとの答弁がありました。

これに対し、自治体独自の判断で、ワクチン接種の呼びかけを行っているところもある。

ぜひ、国へ安全性の情報提供を求めていくと同時に、県としての独自パンフレットを作成するなどの取組を行っていただきたいとの意見がありました。

次に、医療的ケア児の数の把握について、医療的ケアが必要な子どもについては、出生時から数の把握が必要であると思うが、県はどのように考えているのかとの質問に対し、就学後であれば教育委員会で把握しているが、就学前の把握はできていない。

県としては、小児科医が医療的ケア児に関わっている状況を捉えて、県の医師会に委託して、就学前の医療的ケア児の数を調査しているところであり、年度内には把握してまいりたいとの答弁がありました。

また、別途、本委員会から、「国民が将来にわたり必要な医療・介護を安心して受けられるための適切な財源の確保について」及び「ＨＰＶ（ヒトパピローマウイルス）ワクチンについて」の意見書提出方の動議を提出しておりますので、あわせてよろしくお願いいたします。

以上のほか、一、県立大学看護学科の県内就職対策について、一、第三期長崎県立高等学校改革基本方針（素案）について、一、県立高校の志願者数について、一、夜間中学に関する協議会について、一、学校での薬物乱用防止教室について、一、医師確保計画及び外来医療計画について、一、里親・ファミリーホーム委託についてなど、教育及び福祉保健行政全般にわたり熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、文教厚生委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。

○議長（瀬川光之君）　お諮りいたします。

本委員会と総務委員会に分割して付託いたしておりました第126号議案を含め、各案件は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第126号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君）　起立多数。

よって、第126号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第3号請願「ゆきとどいた教育を求める請願」について、採決いたします。

本請願は、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君）　起立多数。

よって、第3号請願は、不採択とすることに決定されました。

次に、その他の議案について、一括して採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、環境生活委員長の報告を求めます。

坂本　浩委員長―18番。

○環境生活委員長（坂本　浩君）（拍手）〔登壇〕　おはようございます。

環境生活委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第129号議案「長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例」ほか2件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案については、いずれも異議なく、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告申し上げます。

まず、土木部関係について、建設業における人材の確保・育成に向けた取組に関し、総合計画における指標の一つである建設技能労働者の就職件数について、平成30年度は、目標881件に対し、実績725件と、82％の達成率となっているが、目標達成のため、どのように取り組んできたのかとの質問に対し、この目標値は、新たに建設業に就職する技能者数を指標としたものであり、直接的な対策として、鉄筋・型枠工等の教育訓練システムで技術者を育成するとともに、中長期的な対策として、「土木の日」イベントの開催や、中学校・高等学校等を訪問して土木技術の魅力を伝える活動などを行ってきた。

今後も、県、建設業界、工業高校で連携して取り組んでいきたいとの答弁がありました。

また、大規模災害の先を見据えた河川改修及び洪水対策に関し、大規模災害に対応するため、河川などの洪水対策についてはどのように取り組んでいるのか。また、今後の対応をどのように検討しているのかとの質問に対し、現在、河川整備計画に基づくハード整備に加え、県民の避難につながるソフト対策として、想定される最大規模の降雨に対する浸水想定図やハザードマップの作成及び水位計設置などに取り組んでいる。

また、国が気象変動を踏まえて、中小河川を含めた堤防強化やダムの洪水調節のあり方、浸水想定図の小規模河川への拡大について検討を進めているため、県としても国の方針に基づき、今後、検討を進めていくとの答弁がありました。

次に、環境部関係について、海岸漂着物等対策の推進に関し、本年度の国の予算額と、その配分はどのようになっているのか。また、国の補助金はどのように活用されているのかとの質問に対し、本年度の国の予算額は35億円で、そのうち5億1,572万円が長崎県に配分され、その配分割合は14.8％となっている。

県からは、対馬市に2億4,800万円、五島市に1億600万円、壱岐市に5,600万円、新上五島町に5,000万円など、県内15市町へ配分しており、補助金のうち約9割を、その回収処理に充て、約1割を発生抑制事業に充てている。

離島には、外国由来のごみが多く漂着しており、発生抑制のための取組として、県と3市1町で、韓国の高校生と離島の高校生が実際に海岸のごみを拾い、海ごみ対策に関する意見交換などを行う「海ごみ交流事業」等を実施しているとの答弁がありました。

次に、県民生活部関係について、高齢運転者の交通事故防止に関し、高齢運転者の定義及び交通事故の発生件数はどのようになっているのか。また、交通事故を防止するため、どのよう

な対策に取り組んでいるのかとの質問に対し、高齢運転者とは、年齢が65歳以上と定義されている。平成30年度中における、県内での高齢者にかかる交通事故発生件数は1,618件、負傷者は1,056人、死者は17人であり、発生件数は、交通事故全体の34.9％を占めている。

交通事故を防止するため、自動ブレーキなどの先進機能を有する安全運転サポート車の体験による普及啓発を実施するほか、今年度からモニター50人に対して、ドライブレコーダー付きの装置をつけ、2カ月間のモニタリングを行う取組を実施している。

今後も、警察をはじめ市町・関係機関・団体や庁内の関係各課とも連携しながら、高齢者の交通事故防止対策に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、交通局関係について、ナガサキニモカの導入に関し、システム導入一式に要する経費として、株式会社ニモカと約5億3,000万円で契約をしているが、その内容は機械器具購入等の初期投資に要する費用だけなのか。それとも、今後数年間の維持管理費等を含んでいるのかとの質問に対し、今回契約しているのは、システムと車両機器等の機械器具購入にかかる設置費用のみで、維持管理費等は含まれていないとの答弁がありました。

これに対し、導入に当たっては、利便性と収益性を考慮し、対応すべきであるとの意見がありました。

以上のほか、一、道路予算の確保について、一、石木ダム建設事業について、一、子育て応援住宅支援事業の改善について、一、松浦・平戸における局激災害指定に向けた対応について、一、産業廃棄物税について、一、地域猫活動の普及について、一、高齢者や過疎地にやさしいバス運行についてなど、環境生活行政全般にわたり熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、環境生活委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。

○議長（瀬川光之君）　お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第129号議案「長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君）　起立多数。

よって、第129号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第130号議案「長崎県営バス運賃等条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君）　起立多数。

よって、第130号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第136号議案について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、第136号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、農水経済委員長の報告を求めます。

大場委員長―14番。

○農水経済委員長（大場博文君）（拍手）〔登壇〕　農水経済委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第131号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」のほか1件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告申し上げます。

まず、第131号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」に関し、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するとのことだが、この法改正の趣旨はどのようなものかとの質問に対し、商工会等が実施している経営改善事業について、より中小企業の経営に即した支援を行っていくため、「経営発達支援計画」について、市町等の関与が求められることとなるほか、自然災害等に対し、事業を存続していくための計画の策定に関する規定が追加されたことが今回の法改正の主な内容であるとの答弁がありました。

次に、第137号議案「公の施設の指定管理者の指定について」に関し、今回、指定管理者を指定する「長崎県ビジネス支援プラザ」について、これまでの実績はどのようになっているのかとの質問に対し、平成17年の開設から、これまで112社が利用後に退去しているが、そのうち73社が県内で事業継続しているところである。成功事例として、雇用を拡大し、従業員約30名、年間売り上げ約6,500万円まで成長した企業もあるとの答弁がありました。

また、今後、さらなる実績を上げていく観点から、審査はどのように行われたのか。また、専門性の高い人材の確保が必要と考えるがどうかとの質問に対し、提案のあった新たな取組等が実施可能であるかという観点で、外部の専門家を含め審査を実施したところである。また、専門的な業務については、指定管理者だけではなく、関係機関との連携を図り、実施することとなるとの答弁がありました。

これに対し、より多くの企業が自立できるよう、今後も積極的に取り組んでいただきたいとの意見がありました。

次に、議案外の所管事務一般で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、産業労働部関係について、基幹産業の振興に関し、労働行政を所管する産業労働部において、長崎市の人口流出の要因をどのように考えるかとの質問に対し、本県の基幹産業である造船業について、一部の事業が縮小されていることも要因の一つであると考えている。

このような中、先般、新たに航空機関連企業が本県に進出することが発表されたところであるが、この航空機関連産業に、海洋エネルギー関連産業、ロボット関連産業を加えた3つの産業分野を新たな成長分野として位置づけ、ロードマップを作成し、振興を図っているところであるとの答弁がありました。

さらに、先日、ソニーから本県における事業拡大が発表されたところであり、本県の学生が採用されるよう取組を進めていく必要があると

考えるが、見解はとの質問に対し、本県に新設される工場では、世界トップシェアを誇る半導体画像センサーが生産されるとのことであり、若者にとって魅力ある就職先であると考えている。全世帯広報誌や県内の就活情報誌等を通じて、魅力ある企業情報を発信するなど、本県の多くの学生が採用されるよう取組を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、水産部関係について、「長崎県水産業就業支援フェア」に関し、本年10月にはじめて県庁内にて開催したとのことだが、その所見と今後の取組をどのように考えているのかとの質問に対し、これまで県内の移住相談会等に参加する等、漁業就業者の確保について取り組んできたが、県内の深刻な人手不足は解消できておらず、今回、はじめて県主催で「就業者支援フェア」を開催したところである。水産加工業者、沿岸漁業者等の幅広い35業者に出展いただいたが、出展業者からは、定期的な開催を要望する声等が寄せられている。

今後は、一般の方をはじめ、学生ができるだけ参加しやすい形で開催できるよう、来年度に向け検討を進めているところであるとの答弁がありました。

これに対し、県内の学生へ積極的に周知し、多くの方に水産業に就業していただけるよう取り組んでいただきたいとの意見がありました。

次に、卸売市場法の改正に関し、主な改正点として、市場の開設が許可制から認定制になるとのことだが、この法改正の趣旨はどのようなものかとの質問に対し、今回の法改正の趣旨は、卸売市場を含めた食品流通の合理化と、生鮮食料品の公正な取引環境の確保を促進することにより、生産者の所得向上と消費者ニーズへの的確な対応を図ることであるとの答弁がありました。

これに対し、卸売市場は、水産業の中核となる施設であり、漁業者の所得向上につながるよう今後も取り組んでいただきたいとの意見がありました。

次に、農林部関係について、水稲の「なつほのか」の普及促進に関し、「なつほのか」について、生産者から種子を自家増殖できないため、経済的な負担が大きいとの話を聞くが、どのような状況なのかとの質問に対し、「なつほのか」は、鹿児島県で育成された品種であり、許諾契約において、増殖した種子を第三者に転売することが禁止されているが、契約上、自家増殖が制約されているわけではない。

しかしながら、品質の均一化を図り、早期にブランド力を高めるため、本県の生産部会において、自家増殖しないよう申し合わせが行われているところであるとの答弁がありました。

さらに、生産者へのさらなる普及を図るため、今後どのように周知を行っていくのかとの質問に対し、「なつほのか」は、収量性が高く、また、今年の異常気象の中でも、一等米比率が3割を超える等、大変優れた品種であることが明らかになっている。

今後も、普及指導員や営農指導員による講習会等を通じて、しっかり周知していきたいとの答弁がありました。

次に、農協改革に関し、国において農協改革が進められているが、ＴＰＰや準組合員の問題も含め、農業を取り巻く環境が大変厳しい中、農協が果たす役割は大きく、今後もしっかりとした支援が必要と考えるが、見解はとの質問に対し、本県の農業産出額は8年連続で増加しているが、これは農協の役割が非常に大きかったと考えている。生産者の高齢化に伴う産地の縮

小等が危惧される中、離島や中山間地域を多く抱える本県にとって、社会インフラとしても非常に重要である。

今後も、関係者とともに、国に対し、本県の実情等を踏まえ、準組合員制度の維持等について要望してまいりたいとの答弁がありました。

また、別途、本委員会から、「スマート農業の実現による競争力強化の加速について」の意見書提出方の動議を提出しておりますので、あわせてよろしくお願いいたします。

以上のほか、一、企業誘致について、一、伝統工芸品の振興について、一、日韓水産関係交流について、一、食肉センターについて、一、狩猟者の確保についてなど、農水経済行政全般にわたり熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、農水経済委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（瀬川光之君）　お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、予算決算委員長の報告を求めます。

浅田委員長―31番。

○予算決算委員長（浅田ますみ君）（拍手）**〔登壇〕**　おはようございます。

予算決算委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託された案件は、第119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」ほか6件でございます。

慎重に審査いたしました結果、第123号議案につきましては、起立採決の結果、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

また、その他の議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、文教厚生分科会では、看護キャリア支援センター運営費に関し、センターの研修事業において、特に、離島の看護師のキャリアアップに向けては、先進事例にあるように、ＩＣＴを駆使し、本土と離島を結んだリアルタイムな研修を行うなど、離島の看護師がキャリアアップをできるような環境をいかに築いていくかという取組が必要だと思われるが、どのように考えているかとの質問に対し、研修事業においては、新人看護師やその指導者を対象とした研修、さらにはキャリアアップや、再就職のための研修などを実施している。

今後、離島地区の研修事業では、インターネット環境を活用し、本土への移動負担の軽減や、本土地区と相互で質問ができるなど、研修環境の整備に努めていきたいとの答弁がありました。

次に、環境生活分科会では、住宅整備費に関し、繰り越しの理由が、「資機材・人材ひっ迫、入札の不落・不調等」とのことだが、具体的にはどのような内容なのか。また、今後の予定は

どのようになっているのかとの質問に対し、工事内容は、県営住宅の住戸改善としてエレベーターを設置するものであるが、全国的にエレベーターの技術者確保が困難であり、メーカーに事前確認したところ、「本年度末まで技術者の確保ができない」との回答だったため、入札には至らず、繰り越しとしたものである。

本定例会で繰越承認後、適正な工期を設定のうえ、入札及び契約を行う予定であるとの答弁がありました。

次に、農水経済分科会では、漁港災害復旧費に関し、台風17号の被害による災害復旧とのことだが、県内における漁港の被害状況は局地的という認識でよいか。また、全ての被害箇所への対応の見通しはできているかとの質問に対し、台風17号は、五島列島の西沿岸及び壱岐、対馬の間を通過したが、吹き戻しによる風が非常に強く、通常とは異なり、通過ルートの西側に当たる対馬を中心に被害が発生している。

また、今回の補正により、台風17号による被害箇所は全て対応できることとなるとの答弁がありました。

以上のほか、予算全般に関し、熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、予算決算委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。

○議長（瀬川光之君）　お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君）　起立多数。

よって、第123号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、その他の議案について、一括して採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、お手元に配付いたしております「動議件名一覧表」のとおり、各委員会から、政府・国会あて、意見書提出の動議が提出されておりますので、これを一括して議題といたします。

お諮りいたします。

各動議は、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、文教厚生委員会提出のＨＰＶ（ヒトパピローマウイルス）ワクチンについて、採決いたします。

本動議は、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君）　起立多数。

よって、本動議は、可決されました。

次に、その他の動議について、一括して採決

いたします。

各動議は、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、動議は、それぞれ可決されました。

次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしております議員派遣第80号のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定されました。

次に、長崎県選挙管理委員及び補充員につきましては、現委員の任期が本年12月23日をもって満了いたしますので、ただいまから、この選挙を行うことにいたします。

お諮りいたします。

本選挙につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法を用いることとし、議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、長崎県選挙管理委員に堀江憲二君、久原巻二君、葺本昭晴君、髙比良末男君を指名いたします。

ただいま指名いたしました被指名人をもって、長崎県選挙管理委員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、堀江憲二君、久原巻二君、葺本昭晴君、髙比良末男君、以上4名をもって、長崎県選挙管理委員の当選人とすることに決定されました。

次に、長崎県選挙管理委員の補充員に、蒲池芳明君、渡辺敏勝君、伊東譲二君、大谷英也君を指名いたします。

ただいま指名いたしました被指名人をもって、長崎県選挙管理委員の補充員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、蒲池芳明君、渡辺敏勝君、伊東譲二君、大谷英也君、以上4名をもって、長崎県選挙管理委員の補充員の当選人とすることに決定されました。

なお、補充員の補欠順位につきましては、ただいま指名いたしました順序とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定されました。

なお、このたび退任されます永淵勝幸委員、橋本希俊委員には、長きにわたり本県選挙管理委員として、その重責を果たされました。

この間のご苦労に対し、ここに衷心より謝意を表する次第でございます。

次に、各委員会から議会閉会中の付託事件として、お手元の一覧表のとおり申し出があっておりますので、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定されました。

以上をもちまして、本定例会の審議は終了いたしました。

この際、知事より、ご挨拶があります―知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 11月定例県議会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの議会は、去る11月27日から本日までの24日間にわたり開かれましたが、議員の皆様方には、本会議及び委員会を通して、終始熱心にご審議いただきますとともに、それぞれ適正なご決定を賜り、厚くお礼申し上げます。

この際、議会中の主な動きについて、ご報告申し上げます。

（特定複合観光施設ＩＲ区域整備の推進）

ＩＲ区域の整備については、本県におけるＩＲ区域整備の意義、目標、事業実施のうえで必要となる要件及び民間事業者の選定方法等を定める実施方針の策定に取り組んでいるところであります。

その素案に関しては、県民の皆様をはじめ、多くの方々からご意見をいただくため、10月に公表した「九州・長崎ＩＲ基本構想案」と併せ、本日から、パブリックコメントを実施することとしております。

今後とも、県議会や県民の皆様のご意見を伺いながら、佐世保市はもとより、九州・山口各県及び経済界との連携を深め、九州・長崎ＩＲの実現を目指してまいります。

（九州新幹線西九州ルートの整備推進）

九州新幹線西九州ルートの整備については、去る12月11日、国土交通大臣と佐賀県知事との会談が行われ、協議のあり方について事務的なレベルで確認していくことで意見が一致したとのことであり、協議に向けた道筋が開けたことは、一歩前進したものと受け止めているところであります。

県としては、国土交通省と佐賀県との協議の動向を見極めながら、状況に応じて必要な対策を講じるなど、引き続き、フル規格による早期整備の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

（国際定期航空路線、長崎上海線の増便）

本県と中国の友好交流の空の架け橋として、中国東方航空が運航する長崎ー上海線については、来年2月12日から新たに水曜日の運航を加え、週3便へ増便されることが決定いたしました。

当路線の増便については、長年にわたり働きかけてきたところであり、週3便の運航となることで、利便性が各段に向上することとなります。

県としては、今回の増便を契機として、県内の企業や県民の皆様に対し、より一層の利用を呼びかけるとともに、本県の特性を活かした魅力的な旅行商品の造成や教育旅行の誘致、旅行会社とタイアップした情報発信などの誘客促進に努めてまいります。

（日韓海峡沿岸県市道交流知事会議の開催）

九州北部3県及び山口県と韓国南部地域の1市3道の知事、市町等が参加する「第28回日韓海峡沿岸県市道交流知事会議」については、明日から22日までの日程で、本県において開催され、雇用の場の創出と若者の雇用対策をテーマとして、意見交換が行われます。

現在の日韓両国政府の関係は、難しい問題に直面しておりますが、このような時期においても、地域間交流を続けることは大変重要であると考えており、今後とも、こうした会議等を通して相互理解が深まり、日韓の交流がさらに進展するよう、県としても力を注いでまいります。

（造船業の振興）

去る12月18日、三菱重工及び大島造船所から、三菱重工長崎造船所香焼工場について、その有効活用策の検討を両者で開始することに合意し

たとの発表がありました。

競争が激化する造船業において、韓国、中国の企業再編等が活発化し、国内においても連携の動きが加速している中で、本県地域経済への影響なども考慮いただいたものと受け止めております。

世界をリードする高い技術を有し、本県における基幹産業を担っておられる三菱重工と、ばら積み貨物船において世界トップクラスの建造量を誇る大島造船所が連携されることは、本県における造船業の振興に寄与するものと期待しております。

県としては、造船・プラント分野などにおける県内企業間の連携や事業拡大を引き続き支援してまいります。

（東京2020オリンピック聖火リレー本県走行ルート、聖火ランナーの公表）

去る12月17日、「東京2020オリンピック聖火リレー長崎県実行委員会」等において、本県走行ルート及び聖火ランナーが公表されたところであります。

聖火リレーは、平和公園や島原城、世界文化遺産である上五島町の頭ヶ島集落など離島を含む県内17市町で実施されることとなり、本県の多様な歴史・文化や魅力を広く国内外へ発信する絶好の機会となるものと考えております。

県としては、この効果を最大限に発揮できるよう、本県での聖火リレーの成功へ向けて、引き続き、関係市町との連携を密にして取り組んでまいります。

（綱紀の保持）

先般、職員が、病気休職中に飲酒運転を行い、ガードレール等への接触事故を起こした件、また、偽造した決裁文書をもとに公印の押印等を行った件については、関係職員に対し懲戒免職等の厳正な処分を行ったところであります。

職員の服務規律の確保については、再三にわたり周知徹底を図っているところであり、また、飲酒運転については、県を挙げて根絶に取り組んでいる中で、このような不祥事件を起こしましたことに、県議会をはじめ、県民の皆様に対し深くお詫び申し上げます。

今後、県民の皆様の信頼を回復するため、職員一人ひとりが全体の奉仕者として高い倫理観を持って行動するよう、綱紀保持の徹底に全力を注いでまいります。

このほか、会期中、皆様からお寄せいただきました数々の貴重なご意見、ご提言などについては、今後の県政に積極的に反映させてまいりたいと存じます。

本年も残すところあとわずかとなりました。日々、寒さが厳しくなる中、皆様方には何かとご多忙のことと存じますが、どうかくれぐれもご自愛のうえ、ご健勝にて輝かしい新年をお迎えになり、ますますご活躍いただきますよう心からお祈り申し上げます。

終わりに、報道関係の方々には、会期中終始、県議会の広報について、ご協力を賜りましたことにお礼を申し上げますとともに、県民の皆様には、希望に満ちた新年を迎えられますよう心からお祈り申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

○議長（瀬川光之君）　令和元年11月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ご挨拶に入ります前に、天皇陛下におかれましては、去る10月22日、「即位礼正殿の儀」を挙行され、ご即位を国の内外に宣明されました。

謹んで、お祝いを申し上げますとともに、天皇・皇后両陛下のご健勝とご多幸、皇室のますますの弥栄を衷心よりお祈り申し上げます。

さて、去る11月27日に開会いたしました本定例会も、全ての案件の審議を終了し、本日、閉会の運びとなりました。

この定例会中は、人口減少対策をはじめ、特定複合観光施設（ＩＲ）の推進、九州新幹線西九州ルートの整備促進、石木ダムの推進、災害対策、県立高等学校改革、農林水産業振興対策、教育行政、土木行政、観光振興対策、離島・半島振興対策等、当面する県政の重要課題について、終始熱心にご論議をいただきました。

この間の議員各位のご努力と、知事をはじめ、理事者の皆様並びに報道関係の皆様のご協力に対しまして、心からお礼を申し上げます。

さて、県政全般にわたり、この一年を振り返りますと、思い起こされますのが、ローマ教皇フランシスコ台下の本県ご訪問であります。

教皇のご訪問は、故ヨハネ・パウロ二世以来、38年ぶりであり、このたびのご訪問では、原爆落下中心地において、「核兵器のない世界が可能であり、必要である」との確信を持って、核兵器廃絶に向けたメッセージを発信され、世界の平和を願う全ての人々に大きな勇気と励みを与えていただきました。

県議会といたしましても、核兵器のない平和な世界の実現を目指し、理事者や関係団体と連携しながら、今回のローマ教皇の平和のメッセージや長崎ご訪問の状況を発信してまいりたいと存じます。

一方で、日韓関係の悪化に伴い、本県においても韓国との交流事業の中止や韓国からの観光客の大幅な減少など、大きな影響が生じていることは、まことに残念なことであります。

県議会といたしましても、対馬の魅力の情報発信や国内観光客の誘致などの取組を後押しするとともに、引き続き、事態の推移を見極めながら、理事者や関係団体と連携し、必要な対策に取り組んでまいりたいと存じます。

また、近年、地方議会では、投票率の低下に見られますように、議会に対する住民の関心の低下や、議員のなり手不足が問題となっていることから、本県議会では、今月17日、未来を担う若者の主権者としての政治参加意識の醸成・向上を図るため、「長崎県ふるさとの未来を担う若者議会」を開催いたしました。

当日は、県内の高校生に出席をいただき、学生が議員役となって、県政の課題に関する提言や各委員会での県議会議員との活発な意見交換、さらには、「若者の政治参加に関する意見表明」が行われました。

これからも、若者に限らず、県民の政治参加意識の向上に努めてまいりたいと存じます。

さて、本年もいよいよ残すところ2週間足らずとなりました。

年の瀬を迎え、何かとご多忙のことと存じますが、皆様には、引き続き、ご協力、ご支援をお願いいたしますとともに、くれぐれもご自愛のうえ、ご健勝にて輝かしい新年をお迎えになりますよう心からお祈り申し上げ、閉会の挨拶といたします。

これをもちまして、令和元年11月定例会を閉会いたします。

― 午前１１時　１分　閉会 ―

議　　長	瀬　川　光　之
副　議　長	西　川　克　己
署名議員	大　場　博　文
署名議員	久保田　将　誠

（速記者）

（有）長崎速記センター

配　付　資　料

平成３０年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算並びに港湾整備事業会計決算及び交通事業会計決算に係る審査報告書

審　査　報　告　書

本委員会に付託された認定第１号「平成３０年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について」、認定第２号「平成３０年度長崎県港湾整備事業会計決算の認定について」及び認定第３号「平成３０年度長崎県交通事業会計決算の認定について」を審査した結果、次のとおり決定したので報告する。

令和元年１１月２７日

予算決算委員会　委員長　　浅田　ますみ

議長　　瀬川　光之　　様

Ⅰ　審 査 結 果

議案番号	議　　案　　名	審査結果
認定第１号	平成３０年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について	認定
認定第２号	平成３０年度長崎県港湾整備事業会計決算の認定について	認定
認定第３号	平成３０年度長崎県交通事業会計決算の認定について	認定

Ⅱ　審 査 意 見

１　総括的意見

（１）　本委員会は、去る１０月１７日から１０月２８日までの期間中、６日間にわたり開催し、予算が議決の趣旨及び目的に沿って適正かつ効率的に執行されたか、また、事業の実施効果が十分であったかを検証するとともに、今後の財政運営及び事業の実施に当たって改善すべき事項に着目し、監査委員の監査結果及び決算関係資料を基に、理事者からの説明を受け慎重に審査を実施した。

（２）　その結果、平成３０年度長崎県一般会計及び各特別会計、並びに港湾整備事業会計及び交通事業会計の決算については、これを認定することと決定した。

（３）　本県は、県税などの自主財源に乏しく、歳入の多くを地方交付税や国庫支出金に依存せざるを得ない財政構造となっており、持続可能かつ安定的な財政運営を目指して、平成２８年度から長崎県行財政改革推進プランに基づいて、徹底した経費の節減と効率的な事業執行に努めるなど、財政健全化に向けて取組を進めているところである。

そのような中、去る９月９日に公表された「中期財政見通し」では、本年度末における財源調整のための基金の残高は昨年度の試算時よりも増加し、また、令和３年度、令和４年度は公債費の減少により基金を取り崩さないことが見込まれるなど、収支の改善は一定進んでいる。

しかしながら、社会保障関係経費の増加に加え、令和５年度以降は公債費負担も増加に転じ、再び財源不足に陥る見込みであり、依然として厳しい財政状況が続くことから、引き続き、効率的な事業の執行、事業の重点化及び徹底した経費の節減に取り組んでいく必要がある。

（４） そこで、今後の予算執行に当たり、特に重要な事項について次のとおり指摘するので、格段の努力と改善を図るよう強く求めるものである。

２ 指 摘 事 項

（１）収入未済の縮減について

一般会計及び特別会計を合わせた収入未済の総額は、約３１億３千万円と、前年度と比較して約２，７００万円減少しているが、いまだ多額の債権が回収されていない状況にある。

この債権のうち県税については、個人県民税、自動車税、法人事業税で収入未済額が減少し、調定額に占める割合がやや改善するなど、徴収対策による一定の効果は見られるが、なお収入未済の残高は約１４億１千万円に上り、収入未済額全体の約４５％を占めており、長崎県地方税回収機構並びにファイナンシャルプランナーの更に積極的な活用等により、一層の縮減に努めること。

次に、税外の未収金については、債務者の実態把握など適正な債権管理を行うとともに、貸付時の厳正な審査を行うなど新規未収金を発生させないよう努めること。また、部局横断的組織である「未収金対策検討会議」において、現状分析や課題整理、情報共有等を行い、引き続き、縮減に努めること。

（２）予算繰越の縮減について

平成３０年度の繰越額は約５４０億９千万円と、前年度と比較して約２９億４千万円増加している。

繰越発生の主な理由は、「国の計画決定が遅れたもの」、「地元との調整等に不測の日時を要したもの」であり、本庁及び地方機関に繰越縮減のための推進員を配置するなどの取組を行っているところであるが、繰越が常態化することがないよう、計画的・効率的な事業執行に努め、ゼロ県債などの活用により早期の事業執行に取り組み、引き続き、繰越の縮減に努めること。

（３）未利用地の有効活用について

未利用地については、部局横断的組織である「県有財産管理運用本部会議」において、有効活用策や処分方針等を決定しているところであるが、引き続き、市町等とも連携のうえ、有効活用の促進を図るとともに、売却可能な未利用地については、更なる収支改善のためにも、計画的、効果的な売却に努めること。

1　審査日程　　（参考）

年　月　日	曜日	内　容	場　所
１．１０．１７	木	委　員　会 （総　括　質　疑）	本　会　議　場
１．１０．１８	金	総　務　分　科　会 文教厚生分科会 環境生活分科会 農水経済分科会	委　員　会　室　１ 委　員　会　室　２ 委　員　会　室　３ 委　員　会　室　４
１．１０．２１	月	総　務　分　科　会 文教厚生分科会 環境生活分科会 農水経済分科会	委　員　会　室　１ 委　員　会　室　２ 委　員　会　室　３ 委　員　会　室　４
１．１０．２３	水	総　務　分　科　会 文教厚生分科会 農水経済分科会	委　員　会　室　１ 委　員　会　室　２ 委　員　会　室　４
１．１０．２４	木	農水経済分科会	委　員　会　室　４
１．１０．２８	月	委　員　会 （分科会長報告、採決）	本　会　議　場

2　出席した委員の氏名

委員長	浅田ますみ		
副委員長	宅島　寿一		
委　員	八江　利春	田中　愛国	小林　克敏
	中山　　功	溝口芙美雄	坂本　智徳
	中島　廣義	徳永　達也	山田　博司
	外間　雅広	堀江ひとみ	中村　和弥
	山田　朋子	西川　克己	山口　初實
	川崎　祥司	前田　哲也	深堀ひろし
	中島　浩介	山本　啓介	大久保潔重
	ごう まなみ	松本　洋介	吉村　　洋
	山本　由夫	麻生　　隆	山口　経正
	近藤　智昭	坂本　　浩	宮島　大典
	大場　博文	宮本　法広	中村　一三
	石本　政弘	堤　　典子	饗庭　敦子
	久保田将誠	浦川　基継	北村　貴寿
	山下　博史	下条　博文	中村　泰輔
	赤木　幸仁		

上　程　議　案　件　名　表

議案番号	件名
第119号議案	令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）
第120号議案	令和元年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第3号）
第121号議案	令和元年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第1号）
第122号議案	令和元年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第1号）
第123号議案	令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）
第124号議案	令和元年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第2号）
第125号議案	令和元年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第2号）
第126号議案	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
第127号議案	長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
第128号議案	長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
第129号議案	長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例
第130号議案	長崎県営バス運賃等条例の一部を改正する条例
第131号議案	長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
第132号議案	当せん金付証票の発売について
第133号議案	和解及び損害賠償の額の決定について
第134号議案	公の施設の指定管理者の指定について
第135号議案	公の施設の指定管理者の指定について
第136号議案	財産の処分について
第137号議案	公の施設の指定管理者の指定について
第138号議案	長崎県総合計画チャレンジ２０２０の変更について
第139号議案	長崎県教育委員会の委員の任命について議会の同意を求めることについて
認定第1号	平成30年度長崎県一般会計決算及び特別会計決算の認定について
認定第2号	平成30年度長崎県港湾整備事業会計決算の認定について
認定第3号	平成30年度長崎県交通事業会計決算の認定について
発議第193号	長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
議員派遣第80号	議員派遣の件（九州各県議会議員交流セミナー）

発議第１９３号

長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年１１月２７日

議会運営委員会委員長　中村　和弥

長崎県議会議長　　瀬川　光之　様

長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

第１条　長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年長崎県条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（期末手当） 第７条　略 ２　期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段の規定の適用を受ける者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　略	（期末手当） 第７条　略 ２　期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段の規定の適用を受ける者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　略

第２条　長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（期末手当） 第７条　略 ２　期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段の規定の適用を受ける者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の170を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　略	（期末手当） 第７条　略 ２　期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段の規定の適用を受ける者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　略

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和２年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和元年12月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　新条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（提案理由）

国家公務員の給与の取扱いの状況等を踏まえ、議員の期末手当について所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

請　願　付　託　表

委員会名	請願番号	件　名	提　出　者	紹介議員
文教厚生委員会	第３号	ゆきとどいた教育を求める請願	長崎のゆたかな高校教育をめざす会 会長　大橋　由紀子	堀江　ひとみ

（計　１件）

委　員　会　開　催　日　程　表

月　日	曜日	開会時刻	委　員　会　名	場　所
12月10日	火	１０：００	総　務　委　員　会	委員会室　1
			文　教　厚　生　委　員　会	委員会室　2
			環　境　生　活　委　員　会	委員会室　3
			農　水　経　済　委　員　会	委員会室　4
12月11日	水	１０：００	総　務　委　員　会	委員会室　1
			文　教　厚　生　委　員　会	委員会室　2
			環　境　生　活　委　員　会	委員会室　3
			農　水　経　済　委　員　会	委員会室　4
12月12日	木	１０：００	総　務　委　員　会	委員会室　1
			文　教　厚　生　委　員　会	委員会室　2
			環　境　生　活　委　員　会	委員会室　3
			農　水　経　済　委　員　会	委員会室　4
12月13日	金	１０：００	総　務　委　員　会	委員会室　1
			文　教　厚　生　委　員　会	委員会室　2
			環　境　生　活　委　員　会	委員会室　3
			農　水　経　済　委　員　会	委員会室　4
12月16日 （予備日）	月	１０：００	総　務　委　員　会	委員会室　1
			文　教　厚　生　委　員　会	委員会室　2
			環　境　生　活　委　員　会	委員会室　3
			農　水　経　済　委　員　会	委員会室　4
12月18日	水	１１：００	予　算　決　算　委　員　会 （分科会長報告、採決）	議　　場

令和元年１１月定例会

審　査　報　告　書

総務委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和元年１２月１３日

総務委員会委員長　　中島　浩介

議長　　瀬川　光之　　様

記

１　議　　案

番　　号	件　　名	審査結果
第 126 号 議 案	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 132 号 議 案	当せん金付証票の発売について	原案可決
第 133 号 議 案	和解及び損害賠償の額の決定について	原案可決
第 134 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 138 号 議 案	長崎県総合計画チャレンジ２０２０の変更について	原案可決

計　　５件（原案可決　５件）

文教厚生委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和元年１２月１２日

文教厚生委員会委員長　　ごう　まなみ

議長　　瀬川　光之　　様

記

１　議　　案

番　　号	件　　名	審査結果
第 126 号 議 案	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 127 号 議 案	長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 128 号 議 案	長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 135 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決

計　４件（原案可決　４件）

２　請　　願

番　　号	件　　名	審査結果
第　３　号	ゆきとどいた教育を求める請願	不　採　択

計　　１件（不採択　　１件）

環境生活委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和元年１２月１２日

環境生活委員会委員長　　坂本　　浩

議長　　瀬川　光之　　様

記

１　議　　案

番　　号	件　　名	審査結果
第 129 号 議 案	長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第 130 号 議 案	長崎県営バス運賃等条例の一部を改正する条例	原案可決
第 136 号 議 案	財産の処分について	原案可決

計　　３件（原案可決　３件）

農水経済委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和元年１２月１２日

農水経済委員会委員長　　大場　博文

議長　　瀬川　光之　　様

記

１　議　　案

番　　号	件　　名	審査結果
第 131 号 議 案	長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 137 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決

計　　２件（原案可決　２件）

予 算 決 算 委 員 会 審 査 結 果 報 告 書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和元年１２月１８日

予算決算委員会委員長　　浅田　ますみ

議長　　瀬川　光之　　様

記

１　議　　案

番　　号	件　　名	審査結果
第 119 号 議 案	令和元年度長崎県一般会計補正予算（第４号）	原案可決
第 120 号 議 案	令和元年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第３号）	原案可決
第 121 号 議 案	令和元年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第１号）	原案可決
第 122 号 議 案	令和元年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第１号）	原案可決
第 123 号 議 案	令和元年度長崎県一般会計補正予算（第５号）	原案可決
第 124 号 議 案	令和元年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第２号）	原案可決
第 125 号 議 案	令和元年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第２号）	原案可決

計　　７件（原案可決　７件）

動　議　件　名　一　覧　表（参考）

１　委員会等提出

区　分	提出先	件　　名	提　出　者	可　否	掲載ページ
意見書	政　府 国　会	国土強靭化対策の継続・拡充について	総　務　委　員　会	可決	付録 10ページ
意見書	政　府 国　会	国民が将来にわたり必要な医療・介護を受けられるための適切な財源の確保について	文教厚生委員会	可決	付録 11ページ
意見書	政　府 国　会	ＨＰＶ（ヒトパピローマウイルス）ワクチンについて	文教厚生委員会	可決	付録 11ページ
意見書	政　府 国　会	スマート農業の実現による競争力強化の加速について	農水経済委員会	可決	付録 12ページ

２　会派等提出

区　分	提出先	件　　名	提　出　者	可　否	掲載ページ
発議 第193号	－	長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	議会運営委員会	可決	付録 4ページ

２　その他

区　分	件　　名	可　否	掲載ページ
議員派遣第80号	議員派遣の件	可決	付録 12ページ

動　　議	
提　出　者	総 務 委 員 会
提 出 年 月 日	令和　元年１２月１３日
種　類	意　　見　　書
件　名	国土強靭化対策の継続・拡充について
要　旨	近年、我が国では、平成２３年に発生した東日本大震災や、平成２８年の熊本地震、平成２９年の九州北部豪雨、平成３０年の７月豪雨、北海道胆振東部地震、本年も台風１９号を始め大規模災害が相次いで発生しており、豪雨、高潮、暴風・波浪、地震、豪雪など、気候変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化にさらされている。 このような自然災害に対しては、事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靭化は、一層、重要性が増しており、喫緊の課題となっている。 こうした状況を受け、国においては、従来の取組に加えて、災害時に人命・経済・暮らしを守り支える重要なインフラの機能を維持するための対策として、昨年１２月に「防災・減災、国土強靭化のための３か年緊急対策」を策定し、予算を大幅に増額し、令和２年度まで集中的に取り組むこととしている。 本県においても、「長崎県国土強靭化地域計画」に基づき、想定される大規模自然災害の被害の最小化を図る取組みを進めているところであるが、これまで、３度の「大雨特別警報」が発表されるなど、災害の頻発化・激甚化が顕著であり、防災・減災に資する社会資本の整備を早急かつ継続的に進めていく必要がある。 よって、国に対して、あらゆる災害の未然防止と発生後の迅速な対応に向け、国土強靭化対策の一層の推進が図られるよう、下記の措置を講じられることを、強く要望するものである。 記 １　「防災・減災、国土強靭化のための３か年緊急対策」を推進するための、国や地方自治体が行なう対策に必要な予算の総額確保を図ること。 ２　３か年緊急対策後も、継続して国土強靭化対策を強力に推進すること。また、災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靭化のための安定的な財源確保のための措置を講じること。さらに、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れている地方に十分配慮すること。 ３．地方が国土強靭化に資する対策を円滑に進められるよう、緊急自然災害防止対策事業債や緊急防災・減災事業債の継続など地方財政措置制度の拡充を図ること。 なお、文案の作成及び提出の諸手続については、議長に一任する。
提 出 先	政　府　・　国　会

動　　議	
提　出　者	文教厚生委員会
提出年月日	令和元年１２月１２日
種　類	意　見　書
件　名	国民が将来にわたり必要な医療・介護を安心して受けられるための適切な財源の確保について
要　旨	人生１００年時代を迎えるなか、国民一人ひとりが生涯を通じて健やかに過ごしていくためには、住み慣れた地域で、安心して医療や介護を受けることが出来るよう、持続可能な社会保障制度の確立が必要となる。 しかし、超高齢化社会の影響等により社会保障費の伸びが続き、政府が設置した全世代型社会保障検討会議では、財務省が提案した後期高齢者の窓口負担の引き上げや、外来の受診時定額負担の導入など医療費削減に向けた議論がなされている。 一律に患者負担増を行えば、軽症時に受診を控えたために結果として重症化に繋がり、国民の健康に悪影響を与えるとともに、却って医療費の増大を招くことにもなりかねない。 また、国民が安心して地域で生活していくためには、地域の医療機関、介護事業所の安定的な運営が必要だが、その原資は実質的には診療報酬、介護報酬しかないため、個々に十分な手当をしなければ、医療機関等の存続や従事者の安定的確保が出来なくなるなど国民に必要な医療・介護を提供する体制の構築・維持は出来ない。 更に、加えれば、医療機関の従事者数は平成２９年のデータでは３１２万人と多くの方が従事されており、医療・介護に財源を投入することは、国民の健康だけでなく、地域経済の活性化や医療等従事者の働き方改革に繋がることにもなる。 よって、国に対して、国民が将来にわたり必要な医療・介護を安心して受けられるため、国民皆保険制度を堅持するとともに、持続可能な社会保障制度の確立に向けて、適切な財源の確保を強く要望するものである。 なお、文案の作成及び提出の諸手続については、議長に一任する。
提出先	政府・国会

動　　議	
提　出　者	文教厚生委員会
提出年月日	令和元年１２月１２日
種　類	意　見　書
件　名	ＨＰＶ（ヒトパピローマウイルス）ワクチンについて
要　旨	子宮頸がんは性交渉で感染するＨＰＶ（ヒトパピローマウイルス）が原因で、子宮の入口にがんができる症状であり、我が国では年間約１万人が発症し、約３千人がお亡くなりになっている。 この子宮頸がんの一次予防として、ＨＰＶワクチンの予防接種は、平成２５年４月に予防接種法で定期接種に定められた。 しかしながら、当時、ＨＰＶワクチンとの因果関係が明確ではないものの、重い副反応が疑われる症状の報告が相次ぎ、同年６月に、厚生労働省から積極的な接種勧奨の中止が勧告され、以後６年以上にわたり、その状態が継続している。 同勧告においては、「速やかに専門家による評価を行い、積極的な勧奨の再開の是非を改めて判断する」とされていたものが、未だにその後の方針が示されていない状態である。 ＨＰＶワクチンの接種率は、定期接種にもかかわらず、今や１％未満に低迷するとともに、ワクチンの存在すら知らない人も増えている状況にあり、本県においても、子宮頸がんにかかる若い女性が増加している。 ＨＰＶワクチンの接種は、その有効性をＷＨＯ（世界保健機関）が認め、強く推奨し、多くの国々で導入されているが、我が国では積極的な接種勧奨の中止勧告の影響により、定期接種としては著しく低い接種率となっている。 よって、国に対して、ＨＰＶワクチンについて、積極的な勧奨の再開の是非を早急に判断されるよう、併せて、希望者が十分な情報に基づいて接種の判断が行えるよう、ＨＰＶワクチンの有効性と安全性等についての正しい知識の普及を、これまで以上に積極的に取り組まれるよう強く要望するものである。 なお、文案の作成及び提出の諸手続については、議長に一任する。
提出先	政府・国会

動　　議	
提　出　者	農水経済委員会
提出年月日	令和元年１２月１２日
種　類	意　見　書
件　名	スマート農業の実現による競争力強化の加速について
要　旨	農業の現場では、担い手の減少・高齢化の進行等により労働力不足が深刻となっている。また、依然として人手に頼る作業や熟練者でなければできない作業、重労働を伴う作業が多く、省力化、人手の確保、負担の軽減が重要な課題となっている。加えて、農業者が減少する中で、平均経営耕地面積が拡大しており、一人当たりの作業面積の限界を打破することが求められている。 こうした状況を打破するため、国は２０２２年度までに、様々な現場で導入可能なスマート農業技術が開発され、農業者のスマート農業に関する相談体制が整うなど、スマート農業の本格的な社会実装を着実に進める環境を整えるため、「農業新技術の現場実装推進プログラム」に即した取組を進めようとしている。これにより農業現場が抱える農業従事者の減少や農業の生産性の向上といった課題の解決が期待されているが、そのためにも各々の施策が着実に現場において推進されなければならない。 よって、国に対して、農業者、企業、研究機関、行政機関など関係者が連携し、「農業新技術の現場実装推進プログラム」を着実に推進できるよう、下記の事項に取り組むことを求めるものである。 記 １　離島・中山間地など地域の生産条件や営農類型をよく把握した上で先進的な農業経営の将来像を提示すること。 ２　技術ごとのロードマップを示し、現場の意見を把握しながら農業者の求める技術やサービスとして実証・市販化・普及を推進するとともに、必要な予算を確保すること。 なお、文案の作成及び提出の諸手続については、議長に一任する。
提出先	政府・国会

議員派遣第８０号

議員派遣の件（案）

下記のとおり議員を派遣する。

令和元年１２月２０日

記

九州各県議会議員交流セミナー

１　目　的　　九州各県議会議員が一堂に会し、共通する政策課題等について情報や意見交換を行うことにより、政策提案力その他議会機能の充実を図るとともに、議員間の親睦を深め、ともに九州の一体的な発展と地方主権の確立をめざす

２　期　日　　令和２年　１月３１日（金）から（２日間）
平成２年　２月　１日（土）まで

３　派遣先　　大分県

４　派遣議員名

中山　　功	溝口芙美雄	堀江ひとみ	中村　和弥
山本　啓介	ごうまなみ	宅島　寿一	宮本　法広
中村　一三	山下　博史	中村　泰輔	赤木　幸仁

令和元年１１月定例会議会閉会中 委員会付託申出一覧表

No. 1

委員会名	付託事件
総務	○委員会、現地調査及び要望活動 ・危機管理、防災、消防、危険物の規制等に関する事項について ・職員の人事、勤務条件、給与、福利厚生等に関する事項について ・行政改革、情報公開等県の行政一般に関する事項について ・県の予算、財政、県税その他の財務に関する事項について ・政策評価に関する事項について ・公有財産に関する事項について ・秘書、広報及び広聴に関する事項について ・地域・行政情報化その他他部の主管に属しない事項について ・重要施策の企画及び総合調整に関する事項について ・離島・半島及び地域の振興に関する事項について ・スポーツ振興に関する事項について ・県内市町の行政、財政、選挙に関する事項について ・土地対策に関する事項について ・交通運輸に関する事項について ・県庁舎の跡地活用に関すること ・文化振興に関する事項について ・世界遺産に関する事項について ・観光振興に関する事項について ・物産流通振興に関する事項について ・国際関連施策の推進に関する事項について ・出納及び物品調達に関する事項について ・議会事務局に関する事項について ・監査事務に関する事項について ・人事委員会に関する事項について ・労働委員会に関する事項について ・警察の組織及び運営に関する事項について ・交通安全、防犯対策の推進に関する事項について ・公安委員会に関する事項について
文教厚生	○委員会、現地調査及び要望活動 ・私立学校及び県立大学（公立大学法人）に関する事項について ・福祉保健行政の企画及び総合調整に関する事項について ・社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査に関する事項について ・医療政策に関する事項について ・医療人材の確保等に関する事項について ・薬務行政に関する事項について ・国民健康保険等に関する事項について ・高齢者施策の推進に関する事項について ・障害者施策の推進に関する事項について ・原爆被爆者対策等の推進に関する事項について ・子どもに関する総合的な施策及び調整に関する事項について ・教育委員会に関する事項について ・教職員の定数、勤務条件及び福利厚生等に関する事項について ・県立学校の施設及び設備に関する事項について ・義務教育及び高校教育に関する事項について ・特別支援教育に関する事項について ・生涯学習に関する事項について ・学芸文化に関する事項について ・保健体育に関する事項について ・競技力の向上に関すること

No. 2

委員会名	付託事件
環境生活	○委員会、現地調査及び要望活動 ・県民生活に関する施策の企画及び総合調整に関する事項について ・県民との協働推進等に関する事項について ・人権・同和問題に関する事項について ・男女共同参画に関する事項について ・交通安全の企画、交通安全運動等に関する事項について ・統計に関する事項について ・生活衛生に関する事項について ・食の安全・安心及び消費者行政に関する事項について ・環境に関する施策の企画及び総合調整に関する事項について ・環境保全等に関する事項について ・生活排水対策及び水資源政策に関する事項について ・廃棄物対策に関する事項について ・自然環境に関する事項について ・道路及び河川に関する事項について ・まちづくりに関する事項について ・土砂災害対策に関する事項について ・住宅及び建築に関する事項について ・県土地開発公社に関する事項について ・県住宅供給公社に関する事項について ・県道路公社に関する事項について ・港湾、空港その他土木に関する事項について ・県営交通事業に関する事項について
農水経済	○委員会、現地調査及び要望活動 ・産業の振興に関する事項について ・労働に関する事項について ・産業技術の振興に関する事項について ・水産業に関する事項について ・漁港漁場に関する事項について ・農業に関する事項について ・林業に関する事項について
予算決算	○委員会、要望活動 ・一般会計、特別会計及び企業会計予算等について
議会運営	○委員会、現地調査及び要望活動 ・議会の運営に関する事項について ・議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について ・議長の諮問に関する事項について
離島・半島地域振興特別	○委員会、現地調査及び要望活動 ・離島・半島地域振興対策 ・有人国境離島法対策 ・離島地域航路・航空路対策 ・人口減少対策
ＩＲ・観光振興対策特別	○委員会、現地調査及び要望活動 ・ＩＲ対策 ・観光振興対策 ・国際戦略
九州新幹線西九州ルート・交通対策特別	○委員会、現地調査及び要望活動 ・九州新幹線西九州ルート整備対策 ・地域二次交通対策 ・交通弱者対策 ・長崎空港対策